学生便覧

学習及び学生生活



Handbook of Saga University



平成14年度

佐賀大学

部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考
事務局	〒840-8502　佐賀市本庄町１番地	0952(28)8113	総務係
（学務部）		0952(28)8164	教務課総務係
保健管理センター		0952(28)8181	
附属図書館		0952(28)8902	
科学技術共同開発センター		0952(28)8965	FAX0952(28)8186
低平地防災研究センター		0952(28)8582	FAX0952(28)8189
海浜台地生物生産研究センター	〒847-0021　唐津市松南町152-1	0955(77)4484	
総合分析実験センター	〒840-8502　佐賀市本庄町１番地	0952(28)8829	
		0952(28)8785	
学術情報処理センター		0952(28)8592	
留学生センター		0952(28)8168	
文化教育学部		0952(28)8213	総務係
附属教育実践研究指導センター		0952(28)8209	FAX0952(28)8305
海洋エネルギー研究センター	〒848-0121　伊万里市黒川町塩屋5-23	0955(27)2061	
附属小学校	〒840-0041　佐賀市城内２丁目17-3	0952(26)1005	FAX0952(26)2049
附属中学校	〒840-0041　佐賀市城内１丁目14-4	0952(26)1001	FAX0952(26)1003
附属養護学校	〒840-0026　佐賀市本庄町正里46-2	0952(29)9676	FAX0952(28)3850
附属幼稚園	〒840-0054　佐賀市水ヶ江１丁目4-45	0952(24)2745	FAX0952(28)3842
経済学部	〒840-8502　佐賀市本庄町１番地	0952(28)8413	総務係
理工学部		0952(28)8513	〃
農学部	〒840-8502　佐賀市本庄町１番地	0952(28)8713	総務係
附属農場	〒849-0903　佐賀市久保泉町下和泉1841	0952(98)2245	0952(98)2230
全学教育センター	〒840-8502　佐賀市本庄町１番地	0952(28)8817	全学教育教務
スポーツセンター		0952(28)8897	
大学会館		0952(28)8167	学生生活課
かささぎホール		0952(28)8173	学生生活課
楠葉寮	〒840-0027　佐賀市本庄町本庄425	0952(28)8175	
国際交流会館	〒840-0027　佐賀市本庄町本庄489-1	0952(28)8168	
合宿研修所	〒847-0131　唐津市神集島コウソ辻1430	0955(79)0986	
守衛室	〒840-8502　佐賀市本庄町１番地	0952(28)8193	

目　　次

1．組織及び事務機構等 ……1
　沿　　革 ……3
　組　　織 ……4
2．学生生活と学生センター（学務部） ……5
　学生センター（学務部）について ……7
　学生センター（学務部）の組織と業務 ……7
　窓口事務取扱時間 ……8
　大学から学生への連絡方法 ……8
　台風等の災害に伴う授業等の取扱いについて ……8
　学籍番号 ……8
　休退学の手続き ……8
　住所・保証人の変更 ……9
　全学教育センター教室の使用について ……9
　学生証携帯 ……9
　電話による問い合わせの禁止 ……9
　遺失物・拾得物 ……9
　盗難防止 ……9
　火気の使用禁止 ……10
　校舎内の整理整頓 ……10
　構内の交通規則 ……10
　飲酒による事故を防ぐために ……11
　相談機関 ……11
3．諸証明書の発行及び手続き ……13
　諸証明書の発行及び手続き ……15
　証明書自動発行機 ……15
　卒業後の諸証明交付手続き ……15
　諸手続一覧 ……16
4．経　済　援　助 ……19
　授業料の免除 ……21
　奨学金制度 ……21
　アルバイト ……22
5．住　　居 ……23
　学　生　寮 ……25
　アパート・貸室等の紹介 ……25
6．課　外　活　動 ……27
　学　友　会 ……29
　課外活動 ……29
　自治会活動 ……29
　団体結成・集会掲示等 ……29
　全学的行事 ……29
　九州地区大学体育大会 ……29

・サークル会館 ……30
スポーツセンター ……32
・課外活動のための手続き ……33
サークルへの郵便物 ……34
7．傷害保険への加入 ……35
学生教育研究災害傷害保険 ……37
スポーツ安全協会傷害保険 ……39
8．福利厚生施設 ……43
大学会館 ……45
厚生施設 ……46
佐賀大学合宿研修所 ……48
九州地区国立大学共同研修施設 ……50
・九重共同研修所 ……50
・島原共同研修センター ……51
9．就　　職 ……53
就職活動の相談窓口 ……55～56
10．授業料の納付 ……53
授業料の納付 ……56
授業料の代行納付制度 ……56
11．単　位　互　換 ……59
佐賀医科大学 ……61
放送大学 ……62
12．国　際　交　流 ……65
留学センター ……67
学術交流 ……68
外国人留学生 ……68
日本人学生の海外留学 ……69
国際交流会館 ……69
13．健　康　管　理 ……71
保健管理センターの目的 ……73
利用案内 ……73
健康診断 ……73
応急処理 ……73
健康相談 ……73
センターロビー案内 ……74
センター職員 ……74
保健管理センター案内図 ……74
14．図書館を利用するために ……75
はじめに ……77
開館時間・休館日 ……77
閲覧と貸出 ……77
グループ学習室の利用 ……77
文献複写 ……78
他大学図書館等の利用 ……78
相互貸借サービス ……78

レファレンス・サービス ……78
検索用端末の利用 ……78
資料の配置 ……78
附属図書館案内図 ……80
15. 学術情報処理センター ……85
学術情報処理センターにようこそ ……87
利用案内 ……87
学情センター利用（ユーザ登録）申込みについて ……87
ユーザ名とパスワードはこんなときに必要です ……88
学情センターの利用にあたっての諸注意 ……88
学情センター内演習室の利用について ……88
インターネットの利用について ……89
個人ホームページの作成と公開について ……89
センター相談の利用について ……89
学外からのＰＰＰ接続によるインターネットの利用について ……89
演習室のPC端末について ……90
学術情報処理センター平面図 ……91
16. 学内関係規則等 ……93
佐賀大学学則 ……95
佐賀大学全学教育科目履修規程……112
佐賀大学全学教育科目履修細則……114
佐賀大学文化教育学部規程……118
佐賀大学経済学部規程……192
佐賀大学理工学部規程……222
佐賀大学農学部規程……256
佐賀大学大学院規則……272
・各研究科の規程……285
佐賀大学科目等履修生規程……331
佐賀大学研究生規程……332
佐賀大学学生交流に関する規程……335
佐賀大学外国人留学生規程……342
その他の諸規程……344
・佐賀大学学生の懲戒に関する規程……344
・成績判定等に関する規程……345
・定期試験受験心得……345
・佐賀大学集会掲示等に関する内規……346
・佐賀大学授業料の督促及び補導要領……346
・佐賀大学本庄地区構内交通規程……348
17. 附　　録 ……353
教官名簿……355
関係法規……365
佐賀大学学生歌……377
各学部・全学教育センター教室配置図……381
建物配置図……430



学　長　挨　拶

学長　上　原　春　男

新入生の皆さん、佐賀大学への入学誠におめでとうございます。

本学は、昭和24年５月に文理学部と教育学部の２学部で開学された小さな大学でした。その後発展をとげ、現在では、文化教育学部、経済学部、理工学部、農学部の４学部に、それぞれ大学院があり、名実ともに総合大学として、国内外で高く評価されている大学です。皆さんは、佐賀大学に入学されたことに誇りをもって、これからの大学生活を送っていただきたいと思います。

皆さんは、今大きな夢と希望をもって、やりたいことに胸をおどらされていると思います。現在の熱い思いを生涯持ち続けていただきたいと思います。

佐賀大学は、21世紀を迎えて、さらに飛躍的な発展をしようとしています。そのために、先導的教育システムの開発と先端的研究の推進を行いつつあります。

それは、21世紀に入って、急激なグローバル化とIT革命が進み、あらゆる面で20世紀のパラダイム（枠組み）では、通用しなくなってきています。大学も例外ではありません。これまでは、大学を出ていれば、そこそこの幸せな生活が出来る社会環境がありました。しかし、21世紀に入って、社会環境が急激に変化し、多くの基礎的知識を身につけ、自己確立ができ、創造性に富み、自分の意志で新しいことに挑戦し得る人材が求められています。このような人材を養成することが、これからの大学に要請されています。

本学では、このような社会の動向とニーズに適切に対応するために、大学全体の組織改革を進めています。その一つとして平成15年10月１日を目途に佐賀医科大学との統合を進めています。この二つの大学の統合によって、教育内容も大幅に充実し、学術研究も発展すると確信しています。

本学では、これまでにも他大学にはない教育システムをとってきています。

第１は全学の教員が、学部に関係なく全学の学生へ教養教育科目の講義を行っていることです。皆さんは、入学時からそれぞれ各学部に所属していますが、この教育システムによって、他学部の教員の講義も受講でき、幅広い教養を身につけることができます。

第２は、これからの時代はIT時代といわれています。IT能力を身につけるために、コンピューターの利用方法や情報処理能力を全学生につけるカリキュラムが組まれています。佐賀大学の卒業生は、IT時代にふさわしい人材であるといわれるように努力してください。

第３は、21世紀のグローバル化に対応できる能力を身につけるための外国語の能力、特に英語、中国語、ドイツ語、朝鮮語を高める研修プログラムを毎年提供し、交流協定を締結した外国大学への留学制度の充実を図っています。また、放送大学との単位制度について協定を締結したり、国内の他大学との互換制度の拡充を急いでいます。

皆さん１人ひとりが自分の意志と判断で提供されるカリキュラムを活用して、文系、理系の枠を越えて総合的な思考力と判断力を持ち、豊かな人間性と優れた国際感覚を備えた有為な人になるべく努力されるようお願いします。

この学生便覧には、このような開講科目のすべてのメニューが紹介されていますが、この他に、皆さん

が本学で有意義に生活し、学習を続けていくために必要な諸事項についても説明されています。そのなかで、在学中には、課外活動のいづれかに是非とも参加し大いに活動されるよう希望しておきたいと思います。本学には70種類以上の文化系と体育系の各種サークルがありますので、このような課外活動を通して、心身を鍛え、情緒豊かな教養人に育ってほしいものです。

現時点で、本学には31か国から275名を超える留学生が在学しており、今後その数はさらに増加すると見込まれています。国際交流の基本は、皆さんのように若いときに、国境を越えて、言語、習慣、歴史、宗教などの異文化をもつ人とより親しい交流の経験を積み、相互の理解に努めることにあります。在学期間中に、是非ともこのような視点からの交流を深めて、一生の友を得るよう奨めます。片や、教員による外国の大学との学術交流も盛んで、特別に任用された外国籍の教員も在籍しています。

大学院研究科では、修士課程がすべての学部に設置されており、博士課程は工学系研究科ならびに連合農学研究科にそれぞれ設けられていますから、より深い専門知識の習得も可能です。また、原則として英語で教育をする国際環境科学コースや工学系研究科には生体機能システム制御工学専攻など全国的にユニークなコースがあります。本学の情報処理能力を向上させるために学術情報処理センターが設置され、附属図書館は電子図書館の機能を充実することになりました。

また、急増している外国籍の学生の受け入れ体勢と外国大学への留学を充実するために留学生センターも設置されています。

本学には、先端的研究を行う全学共同利用の研究センターとして、低平地研究センター、海浜台地生物生産研究センター、海洋エネルギー研究センターがあり、世界の研究の中心的存在になっています。

また、皆さんの健康や学習、研究を支援するために、保健管理センター、科学技術共同開発センター、統合機器分析センターがあります。

皆さんは、21世紀を担う前途有望な若者です。本学在学中に、多くの有能な先生と生涯の友に出会い、お互い切磋琢磨し、諸外国からの意欲あふれる留学生との交流を通して、人間としてひとまわりもふたまわりも大きく成長されていく姿を全教職員でしっかり見守りたいと考えています。

最後に、皆さんが健康に十分留意され、初心を忘れず、実り多い学生生活を送って、幸せな人生の礎を築かれんことを期待し、皆さんの今後の健闘を祈ります。

歴代学長

初代　西　久光（理学博士）
二代　今中次麿（法学博士）
三代　田中　定（経済学博士）
四代　池田數好（医学博士）
五代　山川　寛（農学博士）
六代　楠田久男（工学博士）
七代　高田　弘（工学博士）
八代　佐古宣道（農学博士）
九代　上原春男（工学博士）

平成14年度　学年暦及び年間行事予定表

月	日	曜	学　年　暦	行　　事
4	1	月	前学期始，春季休業(4月7日まで)	前学期授業時間割発表
				新入学生健康診断(4月4日まで)
				サークル紹介(3日まで)
				自治会紹介(6日まで)
	5	金	平成14年度入学式	
	6	土		学部オリエンテーション
	8	月	前学期開講	
6	1	土	開学記念日	
7	16	火		前学期定期試験時間割発表
	23	火		前前期定期試験(7月31日まで)
8	1	木	夏季休業(9月30日まで)	
9	24	火		後学期授業時間割発表
	25	水	平成14年度学位記授与式〈9月期〉	
	30	月	前学期終	
10	1	火	後学期始・後学期開講	
	8	火	平成14年度大学院入学式	
12	25	水	冬季休業(1月7日まで)	後学期補講(25日は月曜日の補講)
1	6	月		後学期補講(1月7日まで，6日は月曜日の補講)
	18	土		平成15年度大学入試センター試験(1月19日まで)
	28	火		後学期定期試験時間割発表
2	4	火		後学期定期試験(2月10日まで)
	25	火		平成15年度入学者選抜試験(「前期日程」)(予定)
3	6	木		平成15年度入学者選抜試験(「前期日程」)合格者発表(予定)

月	日	曜	学　年　暦	行　事
3	12	水		平成15年度入学者選抜試験(「後期日程」)(予定)
	22	土		平成15年度入学者選抜試験(「後期日程」)合格者発表(予定)
	24	月	平成14年度学位記授与式〈3月期〉	
	31	月	後学期終	

(参考) 平成15年度

4	1	火	前学期始，春季休業(4月6日まで)	
	5	土	平成15年度入学式(予定)	
	6	日		学部オリエンテーション
	7	月	前学期開講	

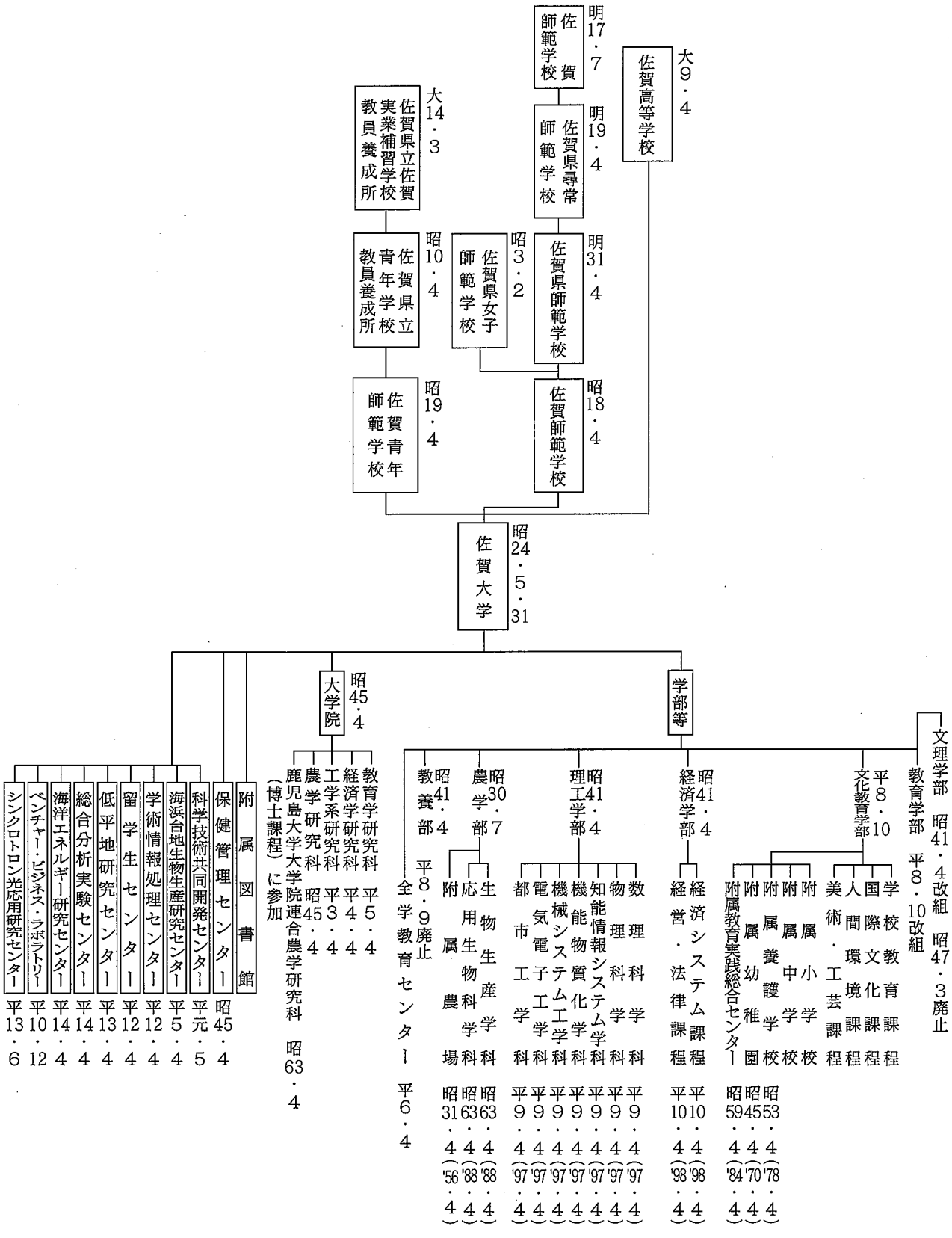
１．組織及び事務機構等

沿革……3
組織……4

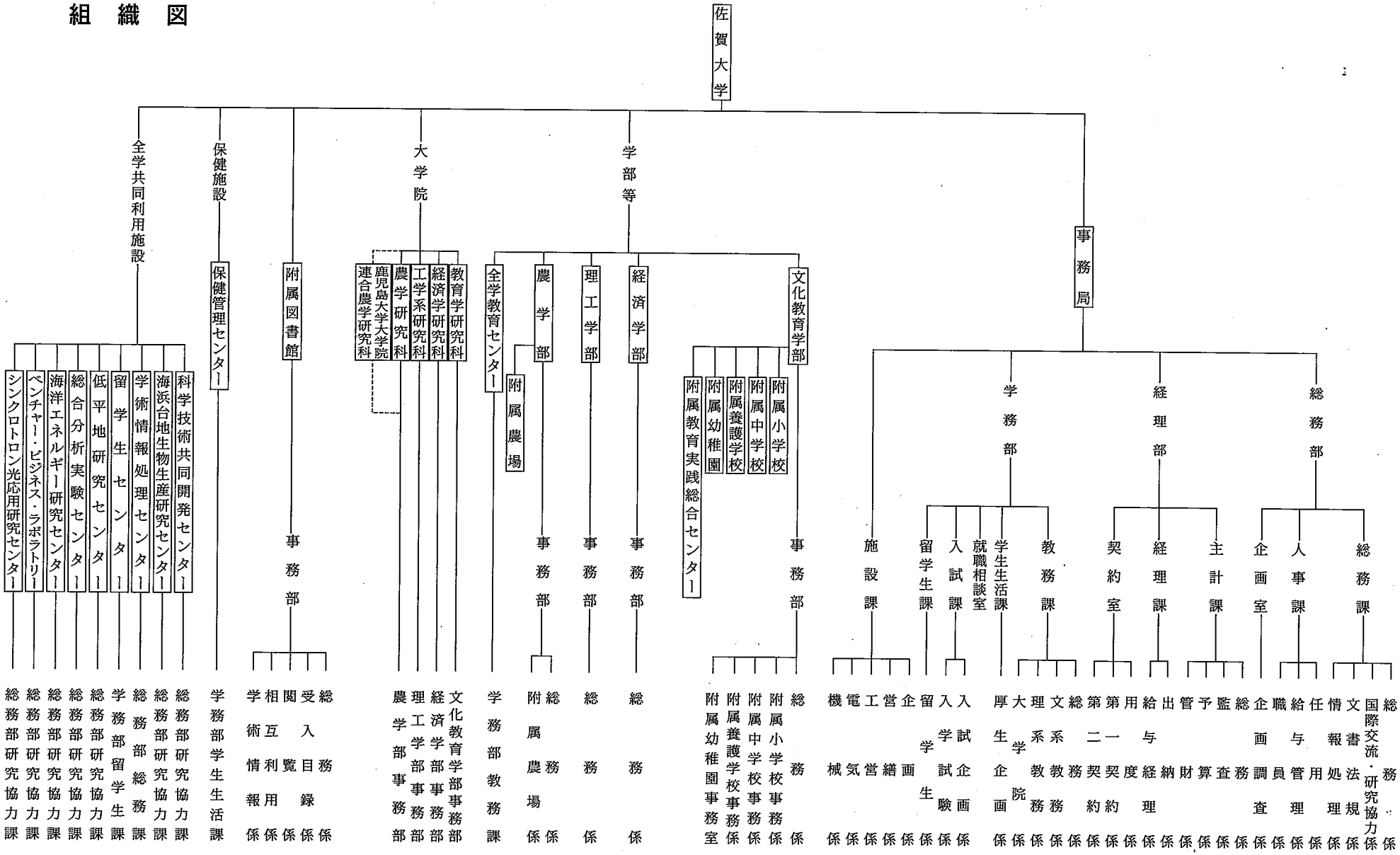
●沿　　革

佐賀大学は，昭和24年５月31日国立学校設置法により旧制佐賀高等学校，旧制佐賀師範学校及び佐賀青年師範学校を包括し，文理学部と教育学部の２学部からなる新制大学として発足し，同年７月15日に第１回の入学式が挙行された。

《沿革略図》



組織図


佐賀大学
事務局
総務部
総務課
総務係
国際交流・研究協力係
文書法規係
情報処理係
任用係
給与管理係
人事課
職務調査係
企画室
企画調査係
監査係
総務係
予算係
財務係
主計課
出納係
給与係
経理課
経理係
契約係
第一契約係
第二契約係
契約室
総務係
文系教務係
理系教務係
大学院係
教務課
学生企画係
厚生係
学生生活課
就職相談室
入試企画係
入学試験係
入試課
留学生係
留学生課
企画係
営繕係
工営係
電気係
機械係
施設課
学務部
学務部学生生活課
学務部留学生課
学務部総務課
学務部研究協力課
総務部研究協力課
学術情報係
相互利用係
閲覧係
受入目録係
事務部
図書館
附属
学務部教務課
総務係
附属農場係
附属農場
事務部
農学部
附属
総務係
事務部
理工学部
総務係
事務部
経済学部
文化教育学部事務部
経済学部事務部
理工学部事務部
農学部事務部
教育学研究科
経済学研究科
工学系研究科
農学研究科
鹿児島大学大学院連合農学研究科
大学院
総務係
附属小学校事務室
附属中学校事務室
附属養護学校事務室
附属幼稚園事務室
附属小学校
附属中学校
附属養護学校
附属幼稚園
附属教育実践総合センター
事務部
文化教育学部
学務部教務課
全学教育センター
附属農場
学部等
総務課
総務係
科学技術共同開発センター
海浜台地生物生産研究センター
学術情報処理センター
留学生センター
低平地研究センター
総合分析実験センター
海洋エネルギー研究センター
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
シンクロトロン光応用研究センター
全学共同利用施設
保健管理センター
保健施設

２．学生生活と学生センター（学務部）

学生センター（学務部）について……7
学生センター（学務部）の組織と業務…7
窓口事務取扱時間……8
大学から学生への連絡方法……8
台風等の災害に伴う授業等の取扱いについて…8
学籍番号……8
休退学の手続き……8
住所・保証人の変更……9
全学教育センター教室の使用について…9
学生証携帯……9
電話による問い合わせの禁止……9
遺失物・拾得物……9
盗難防止……9
火気の使用禁止……10
校舎内の整理整頓……10
構内の交通規則……10
飲酒による事故を防ぐために……11
相談機関……11

●学生センター（学務部）について

学生センター（学務部）は，学生諸君の学生生活をより豊かにするために，諸君の身辺に起こる色々な問題についての相談や助言を行っているところです。

学生センター（学務部）は次のような組織になっており，各課，各係等が連繋をとりながらそれぞれの業務を行っていますので，十分に利用してください。

大学は，その目的とする教育，研究の機能を円滑に行い，国民の期待にこたえるために自らに厳しく課した各種のきまりがあります。本学の学則や学生に関する諸規則その他の学内規則は，このきまりを具体化したものです。これは一般社会にさまざまな法令や慣習があって，人々がそれを守って暮らしているのと同じことです。学生諸君は，学則その他の諸規則を理解し遵守して，有意義で充実した学生生活を送るよう希望します。

学習上の不明な点,奨学金や授業料の減免の手続き,アルバイトその他の日常生活に関すること，健康問題などの相談をしたい場合は学生センター（学務部）に来てください。

なお，大学からの学生に対する公示，示達は，すべて掲示によって行いますので，毎日一回は必ず所定の掲示板を見るようにしてください。

●学生センター（学務部）の組織と業務

学生センター（学務部）の事務は，教務課・学生生活課・入試課・留学生課で分担しており，次のとおりです。

副学長――学務部
- 教務課
  - 専門員……教育課程，修学指導，教務事務電算処理
  - 総務係……入学手続，学生証再発行，住所及び保証人変更届
  - 専門職員（学籍）……休学，復学，退学，除籍，科目等履修生，研究生，単位互換
  - 専門職員（全学教育教務）……全学教育科目の実施及び履修指導
  - 文系教務係……文化教育学部，経済学部の専門科目の履修指導
転学，転学部，転学科，転課程等の相談
各種証明書の申込み，交付
  - 理系教務係……理工学部，農学部の専門科目の履修指導
転学，転学部，転学科，転課程等の相談
各種証明書の申込み，交付
  - 大学院係……大学院の履修指導，各種証明書の申込み，交付
- 学生生活課
  - 専門職員……生活相談，学寮の管理及び入寮・退寮
  - 専門職員……課外活動，学生団体，集会，印刷物掲示，諸行事
大学会館，合宿研修所，サークル会館，体育施設
  - 専門職員……入学料・授業料の免除・徴収猶予，奨学金
  - 厚生企画係……健康管理，学生教育研究災害傷害保険，スポーツ安全保険，アルバイト，福利厚生，自動車入構手続
遺失物・忘れ物
- 就職相談室
  - 専門員……学生の就職相談，就職先の開拓
  - 専門職員……学生の就職相談，就職支援事業
- 入試課
  - 入学企画係……学部学生の募集
  - 入学試験係……大学院学生の募集
- 留学生課
  - 専門員……留学生の生活指導，地域の交流，国際交流会館の管理
  - 留学生係……留学生の受入れ，国際交流行事，留学生の修学上の指導，助言及び生活上の指導，学生の派遣，留学

●窓口事務取扱時間

学生センター（学務部）の窓口事務取扱時間は，準備及び整理のための時間を考慮し，原則として次のとおりです。大学の行事その他により変更あるいは臨時に休止することもありますが，その場合はあらかじめ掲示します。

月曜日～金曜日　**8時30分～17時（祭日は除く）**

●大学から学生への連絡方法

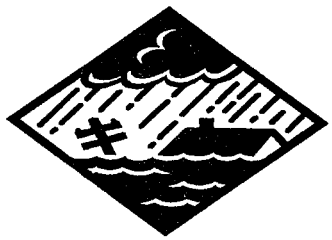
学生諸君に対する種々の連絡は，原則として**学生センター（学務部）の掲示板**によって行います。**毎日１回は，掲示板を見るようにしてください。**掲示板を見なかったことにより思わぬ不都合や不利を招くようなことがあっても，それを理由に異議を申し立てることはできません。

また，サークル等の連絡のための掲示は，指定された掲示板に掲示すること（用件終了後は，必ず自主的にはずすこと。壁や窓ガラスに貼る，また糊で貼る等の行為は厳禁します。）

●台風等の災害に伴う授業等の取扱いについて

佐賀県南部地域に，午前６時～８時30分までの間に台風による暴風警報又は大雨洪水警報が発令されている場合又は発令された場合，授業を休講又は試験を中止する。

各自テレビ，ラジオ等のマスメディアにより警報発令の有無を確認して行動すること。



●学籍番号

学籍簿の整理等，円滑かつ正確な事務遂行上，学生に対して学部ごとに下記の記号及び番号を付しますが，これを学籍番号としています。学籍番号は各自の学生証に記載してあるので，諸願届や試験答案には氏名とともに，これを必ず記入しなければなりません。場合によっては，学籍番号だけで処理されることもありますので，十分注意してください。

文化教育学部 ……02C～

経済学部 ……02E～

理工学部
- 数理科学科・物理科学科・知能情報システム学科 ……02S～
- 機能物質化学科・機械システム工学科
電気電子工学科・都市工学科 ……02T～

農学部 ……02A～

●休退学の手続き（担当；学生センター（学務部）教務課）

休学，復学及び退学の願出は，次の手続きを必要とします。これらの手続きをとる場合は，なるべく早目に担当係に相談してください。

(1)休学　病気その他のやむを得ない理由で引き続き**３か月以上修学できない**ときは，**休学願を提出**し，許可を得て休学することができます。この場合，病気が理由であれば医師の診断書が必要です。

休学の期間は，１年以内です。ただし，特別の事情がある場合は１年に限って期間を延長することができます。なお，休学期間は通算して２年を超えることはできません。

(2)**復学**　休学期間が満了し復学するときは，**復学願を提出**してください。

また，休学期間中に休学理由が消滅した場合も復学願（休学理由が病気のときは医師の診断書を添付）を提出し，許可を得て復学することができます。

(3)**退学**　家庭の事情その他の理由により退学しようとするときは，**退学願を提出**して許可を得てください。

●住所・保証人の変更（担当；学務部教務課）

住所又は保証人の変更があった場合は，**速やかに住所変更届又は保証人変更届を提出**してください。特に，住所については,届け出が無いため緊急時の連絡等ができないことがありますので，忘れずに届け出てください。

●全学教育センター教室の使用について

全学教育センター教室の使用については，所定の使用願を１週間前までに，学生センターの全学教育実施担当に提出し，許可を受けなければなりません。

なお，体育・文化各協議会に所属している団体は，各協議会を通して提出することができます。

原則として，土曜・日曜・祝祭日及び22時以降の使用はできません。

また，使用に当たっては使用条件を厳守してください。

●学生証携帯

学生証は常時携帯し，教職員から請求のあったときには，何時でも提示しなければなりません。特に**試験時には，机上に学生証を必ず提示する**ことになっています。

●電話による問い合わせの禁止

学生センター（学務部）又は各学部・全学教育センターへの電話による問い合わせ（学校行事，休講，その他授業及び試験に関すること）は，間違いを生じやすく，また，**事務上支障がありますので応じておりません。**

必要なときには，直接窓口に来るか，掲示板を見てください。

また，学生個人に対する電話の呼び出しについても，**人の命にかかわるような緊急を要するもの**以外は取り次ぎをしておりませんので，その旨，家族・友人等に説明しておいてください。

●遺失物・拾得物（担当；学生生活課）

学内での遺失物が非常に多くなっています。**所持品には必ず学籍番号氏名を明記**しておいてください。また，学内で拾得物があった場合は学生生活課に届けてください。

なお，遺失物に気が付いた場合は，学生生活課で確認のうえ受領してください。

●盗 難 防 止

教室・実験室及びサークル会館，また，スポーツセンター及び体育館の更衣室等には現金や貴重品を置かないようにしてください。やむを得ず持ち込む必要がある場合には，必ず目の届く場所に置くようにしてください。

万一盗難にあった場合には，学生生活課に届け出るとともに，警察に届け出る必要があれば，その旨も担当課にお知らせてください。

●火気の使用禁止

校舎内及び屋外を問わず火気の使用は厳禁されています。特に，屋内における喫煙は，必ず指定の場所で行ってください。

●校舎内の整理整頓

施設や備付物品の管理上，また，学生諸君が楽しい学園生活を送るために，各自，大学構内，特に教室内の整理整頓に留意してください。

●構内の交通規則

最近，自動車による通学者が増え，本学学生による交通事故が多発し，人身事故だけでも年間100件近くが発生しています。その中には，死亡・重傷に至る悲惨な事故も含まれています。また，学内においては，騒音や不法駐車によって大学にふさわしい環境が失われつつあります。

ひとたび事故を起こせば，被害者・加害者を問わず，肉親とともに苦しみ，学業にも支障が出るなど精神的にも多大の負担を被ることになります。このようなことは誰でも知っているのですが，事故の瞬間まで自分とは無縁のことと自己を過信しているのです。

本学では，学生が悪質な交通違反によって，また重大な過失によって事故を起こした場合は，学生の本分に反する行為があったものとして，学則第44条により懲戒（退学，停学又は訓告）に処せられることになっています。

この懲戒の目的は，学生の自戒と自粛を促し，交通事故による悲惨な結果を抑止することにあります。交通事故については，学内・外を問わず，同乗者についても懲戒の対象となり得ます。

このような状況を少しでも改善するため本学では「**本庄地区構内交通規程**（348ページ参照）」を制定し，本学が実施する「**交通安全講習会**」の受講，入構自動車の登録，指定された駐車場への駐車及び通行経路の遵守等を義務付けています。

新入生諸君は，通学の際に自動車やバイクを使用することは避け，やむを得ず使用する場合には前述の「**本庄地区構内交通規程**」を守り，事故が起きないように細心の注意を払って慎重な運転を心掛けてください。

また，万一事故を起こした場合には，速やかに救護等の措置を取り，所属の担当に連絡してください。

キャンパス内の道路の不法駐車は厳禁です。
自転車の夜間走行時の無灯火はやめましょう。
事故のもとです。
必ず灯火して安全に走りましょう。

●飲酒による事故を防ぐために　ーイッキ飲みの禁止ー

飲酒は満20歳から許されていますが，飲酒によって学生が引き起こす事故で，命に関わるほど危険な状況がしばしば発生しています。

４年間の大学生活の中では，飲酒の機会もでてきます。飲酒による事故を防止するために，次のことを是非守るようにしてください。

1　無理して飲まない。飲ませない。**イッキ飲みや飲み比べをしない。**

2　初めて酒を飲む人や酒を飲めない人に**飲酒を強要してはならない。**

3　同じ量でも急に飲むと危険。時間をかけてゆっくりと。

4　空腹時の飲酒はアルコール吸収を早める。必ず，タンパク質，脂肪などに富む食品を食べながら飲むこと。

飲める人でも，飲んで心地良いのはアルコール血中濃度0.2%以下。ビールで大ビン３本，日本酒でも３合（540cc）程度まで。
学園祭，コンパにおいて，急性アルコール中毒により救急車で病院に運ばれるケースもあります。

●相 談 機 関

(1)　保健管理センターの学生相談室は「学生の身体・精神両面の健康上の問題」について，個人的相談を希望する学生のために設けられたもので，いつでも相談できます。

また，健康管理センターまで行きにくい時は，直通電話で相談することもできます。

電話番号

保健管理センター事務室（看護婦）０９５２-２８-８１８１

精神・心理面の相談（精神科医）０９５２-２８-８１８３

身 体 面 の 相 談 （ 内 科 医 ）０９５２-２８-８１８２

(2)　自治会，文化系・体育系サークル，福利厚生，就職，経済面その他学生生活の日常問題については，学生センター（学務部）各課の担当係へ申し出れば相談に応じることになっています。

(3)　その他に，学生生活及び学習の全般的相談について，学部の学生委員及び教務委員の先生方もそれぞれの立場から指導助言に当たっておられます。

担当の先生については，学生センター教務課の担当係にたずねてください。

学生相談室利用時間割表

相 談 室 名	場　　所	曜日・時間	担 当 者
保健管理センター 学 生 相 談 室	保健管理センター ２階	月曜日 10時～16時 火曜日 10時～16時 木曜日 10時～16時	保健管理センター 教授　佐藤　武

※緊急の場合は，上記時間以外でも相談に応じます。

平日　８：30～17：00
（月曜日～金曜日）
※土・日曜・祝祭日は休みです。

３．諸証明書の発行及び手続き

諸証明書の発行及び手続き ……15
証明書自動発行機 ……15
卒業後の諸証明交付手続き ……15
諸手続一覧 ……16

●諸証明書の発行及び手続き

(1) **学　生　証　担当；学生センター（学務部教務課総務係）**

学生証（磁気カード形式の「学生証ＩＤカード」）は，入学時に交付します。

この「学生証ＩＤカード」により，証明書自動発行機（**在学証明書**及び**学生旅客運賃割引証**を発行）の利用及び図書館での様々な利用ができます。

また，「学生証ＩＤカード」は，不利益を被らないよう，他人への貸与及び紛失等に十分な注意が必要です。**万一紛失した時は，直ちに教務課総務係に学生証再交付願を提出し，再交付を受けてください。**

(2) **在学証明書（学生センター・全学教育センター及び図書館の自動発行機で発行します。）**

(3) **成績証明書等**　成績証明書，卒業見込み証明書，その他の諸証明書を必要とする時は，**各種証明書交付願**により申し込んでください。**（担当；学生センター所属学部担当窓口）**

(4) **旅客運賃割引証（学割証）**

学生が帰省又は実習等で**旅客鉄道会社の交通機関を，片道100㎞を超えて利用する場合**に，旅客運賃割引証（学割証）の交付を受けることができます。

学生１人当たり年間の交付枚数は10枚となっていますので，年間計画を立て合理的に使用してください。**発行は学生センター・全学教育センター及び図書館の自動発行機で行います。**

また，**課外活動で利用する場合**は，15人以上で旅行する場合に限り**「団体（グループ）旅行申込書」**の交付を受けることができます。この場合は**学生センター学生生活課に申し込んでください。**

これらの制度は，学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく，修学上の経済的な負担を軽くし，学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので，これを他人に貸与したり，不正に使用することのないよう特に注意してください。

●証明書自動発行機

各種証明書等を自動的に発行する**証明書自動発行機**を設置しています。学生は，**学生証ＩＤカード**を利用し，前記の**在学証明書**及び**旅客運賃割引証**を簡単な機械操作により，必要な時に入手することができます。

自動発行機の設置場所は，次のとおりです。

○　学生センター

○　全学教育センター　１号館１階（学生ホール西側）

○　附属図書館　１階（エントランスホール東側）

●卒業後の諸証明交付手続き（担当；学生センター教務課総務係）

卒業後における諸証明書の発行は，担当係窓口に申し込めば２～３日後には受け取れます。また，**郵送による申し込みを希望する場合は，必ず返信用封筒（住所及び宛名を明記し，切手をはったもの）を同封**の上，作成日数（和文２日程度，英文７日～10日程度）及び郵送による往復の日数を見込み，余裕を持って申し込んでください。電話による申し込みは，緊急の場合を除き受け付けておりません。

申し込みに際しては，**「卒業年月日及び卒業学科，氏名及び生年月日**（英文で必要とする場合には，氏名は英文でも併記する）」，**「必要とする証明書名及び必要枚数」，「用途及び提出先」を明記**してください。

なお，発行手数料は無料となっています。

●諸手続一覧

	手続項目	手続方法	期間
納入金	入学料	入学料282,000円を入学手続時に納入すること	入学手続期間
	授業料	授業料は代行納付(口座引落し)制度をとっているので，所定の代行納付依頼書を，引落し口座のある金融機関（佐賀銀行の本・支店）に提出すること。 上記の代行納付手続きを済ませている場合は，申し出の口座に期限(学内掲示)までに入金しておくこと。	納入期限 前期分　4月30日まで 後期分 10月31日まで 申し出口座への入金期限 納入期限の２日前(掲示)
提出書類	宣誓書 写真台紙 学生カード	所定の様式により学務部教務課に提出すること なお，入学後保証人等の変更があった場合は，教務課総務係に届出ること	入学手続時 変更届はその都度
証明書発行	学生証(再交付を含む)	学部学生及び大学院生は，学生センター教務課で交付する	４月12日から
	在学証明書 旅客運賃割引証	学生センター・全学教育センター及び図書館の自動発行機 課外活動団体割引→学生生活課	在学証明書及び旅客運賃割引証の自動発行を除く各証明書は，２日以上前に申込むこと。即日・翌日交付はできません。
	成績証明書 卒業見込証明書	教務課の担当係で交付を受けること	
	健康診断証明書	保健管理センター事務室で交付を受けること	
受講手続	履修届	所定の用紙を教務課の担当係で受け取り，所要事項を記入して教務課担当係に提出のこと	提出期限は開講後２週間以内です。
	履修カード	所定の用紙を教務課の担当係で受け取り，所要事項を記入して科目担当教官に提出すること	
諸願手続	休学	所定の様式により教務課の担当係に提出すること	前期の場合３月中旬まで後期の場合９月中旬まで
	復学	上記に同じ	
	退学	上記に同じ	
	欠席	１か月以上３か月未満欠席する場合は，教務課の担当係に相談すること	
	授業料の免除・徴収猶予・分納	所定の様式により学生生活課に提出すること	所定の期日まで (別途掲示)
	奨学金	所定の様式により学生生活課に願い出ること	所定の期日まで (別途掲示)
課外活動	団体結成	所定の様式により団体結成願及び名簿を学生生活課に提出すること	
	団体更新届	結成を許可された団体は，所定の様式により学生生活課に届出ること	５月１日まで
	集会行事	全学的な集会行事を行う場合は，所定の様式により学生生活課に提出すること。なお，教室等を使用する場合は，当該教室を管理している教務課の担当係にも願い出ること	集会行事をする日の前日まで
	行事届	学外で行事を行う場合は，所定の様式により学生生活課に提出すること	行事を行う日の７日前まで
	掲示	掲示をする場合は，学生生活課又は教務課の担当係に届出て認印を受け，所定の掲示板に掲示すること	

	手続項目	手続方法	期間
課外活動	運動用具等の借用	運動用具は，スポーツセンター事務室，一般用具は学生生活課に申し出ること（30ページ参照）	借用日の３日前まで
厚生関係	アルバイト	学生生活課で紹介する	随時
その他	交通事故	学内・外で交通事故を起こした時，または事故にあった時は，学生生活課に届出ること	〃
	学内で急病になった時	保健管理センターに知らせること	〃
	学内で盗難にあった時	学生生活課に届出ること	〃
	紛失・拾得をした時	学生生活課に届出ること	〃
	住所･氏名及び保証人等を変更した時	教務課総務係に届出ること	〃
	旅行届	外国人留学生が国外に旅行する場合は,所定の様式により留学生課に提出すること	事前に提出

4．経　済　援　助

授業料の免除 ……21
奨学金制度 ……21
アルバイト ……22

●授業料の免除（担当；学生生活課）

下記のいずれかに該当する場合は，本人の申請により，選考の上，授業料の全額又は半額が免除されることがあります。また，免除のほか，徴収猶予，月割分納の制度もあります。

- ◆ **経済的(負債等は除く)理由**により授業料の納付が困難であり，**かつ学業優秀**（平均70点以上(良)）と認められる場合
- ◆ **納期前６か月以内**において，**学資負担者が死亡**し，又は**学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた**場合

授業料の免除，徴収猶予及び月割分納の申請の期日，方法等については，前期分(１月)と後期分(６月)の年２回学生センター及び各学部に掲示するので，注意してください。

●奨学金制度（担当；学生生活課）

本学で取り扱っている奨学金には，日本育英会と地方公共団体及び民間育英団体があり，その概要は次のとおりです。

(1) 日本育英会の奨学金

教育の機会均等に寄与することを目的として，人物・学業ともに優れていながら経済的理由により修学困難な学生に対して貸与されます。

◆奨学金の種類と貸与額

区　分	種　　別	貸　与　月　額
学部学生	第　一　種	自宅通学　　４２，０００円 自宅外通学　４８，０００円
	きぼう21プラン	3万円・5万円・8万円・10万円の中から学生が選択
修士課程	第　一　種	８５，０００円
	きぼう21プラン	5万円・8万円・10万円・13万円の中から学生が選択
博士課程	第　一　種	１１９，０００円
	きぼう21プラン	5万円・8万円・10万円・13万円の中から学生が選択

（注）きぼう21プランは，在学中は無利子。卒業，修了又は退学後は年率３％を上限とした変動金利。

◆貸与期間

奨学生に採用された月から，その学生の在学する最短修学年限の終期まで貸与されます。

◆出願手続（注．本年度から大学等のパソコンを使用した申込方法に切り替わります。）

奨学生の募集は，４月と10月の２回（２年次以上は４月の１回だけ）行われます。募集はその都度学生センター及び各学部に掲示するので，所定の期日までに関係書類を提出してください。

また，第一種緊急採用（家計支持者の失職，破産，倒産，病気，死亡等，又は火災，風水害等で家計が急変した場合）及びきぼう21プラン応急採用（第一種緊急採用の場合に同じ）の制度もあるので，該当する者は上記募集期間にかかわらず，学務部学生生活課に申し出てください。

◆その他の手続

次に該当する者は，入学後直ちに必要な手続きを行うこと。

該当者	提出書類	提出場所
入学の前年度に予約採用の決定通知を受けている者	「進学届・確認書・振込口座届」	学務部学生生活課
入学以前に奨学生であった者で，上記以外の者	「在学届」	

提出期限…「進学届・確認書・振込口座届」及び「在学届」のいずれも，４月10日(水)までに上記の提出場所へ提出すること。

(2) 地方公共団体等の奨学金

地方公共団体等の奨学金は，地域を限定し，その地区出身者に限る奨学金と限定しない奨学金とがあります。また，学部・専攻等を指定した奨学金もあります。

本学で現在取り扱っている育英奨学団体は次のとおりですが,このほかにも，大学を通さず直接行われている奨学金があります。

詳細については，学生生活課に問い合わせてください。

名称	貸与月額	名称	貸与月額
佐賀県育英資金	(自宅) 42,000円	山口県育英会	３８,０００円
	(自宅外) 48,000円	中村積善金	４７,０００円
福岡県奨学会	(自宅) 42,000円	交通遺児育英会	40,000円～50,000円
	(自宅外) 48,000円		(学資支弁の困難度による)
長崎県育英資金	３１,０００円	実吉奨学会	(自宅) 30,000円
宮崎県奨学会	２５,０００円		(自宅外) 36,000円
鹿児島県育英財団	４８,０００円		

(平成13年度実績)

●アルバイト（担当；学生生活課）

学生生活課では，学生にアルバイトの紹介を行っています。

しかし，授業期間中のアルバイトは学業に相当支障をきたしますので，修学との関係を十分考慮し，成績不振等で進級できなかったため，奨学金の停止処分を受けてしまったということのないように，必要最小限にとどめるようにしてください。

《学生アルバイトとして不適当な職種》

次に掲げる職種は，不適当な職種として紹介していません。

危険を伴うもの	(例) バイク・自動車の運転，プレス・裁断機等の操作，建築現場での作業，交通頻繁な路上での作業
人体に有害なもの	(例) 農薬・劇薬等の取扱い，高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例) 営利あっせん業者への仲介
教育的に好ましくないもの	(例) 風俗営業関係，深夜作業，マルチ・ねずみ講商法

アルバイトの求人申し込みは，学生センターの掲示板に掲示しています。

アルバイト決定後の就労に際しては，健康・安全に心がけるとともに，所定の時間に遅れたり，無断欠勤のないよう注意してください。

新入生については，原則として入学後３か月間はアルバイトの紹介は行いません。この期間に，大学生活に慣れてもらうためです。

従って，新入生に対しては，７月１日から紹介を行います。

5．住　　居

学生寮 ……25
アパート・貸室等の紹介 ……25

●学生寮（担当；学生生活課）

本学の学寮（楠葉寮）は，鉄筋コンクリート造りで５階建の男子棟，４階建の女子棟及び管理棟（共用室を含む。）からなっています。収容人員は，男子100人，女子50人です。入寮希望者は，所定の**入寮願を提出**してください。

居室は，洋室（9.5㎡＝約６畳）で１人用の個室になっており，部屋には，ベッド，整理箱，机，椅子，本棚，パネルヒーターが備えつけられ，ベランダがついています。

また，各階に補食室，洗面所，洗濯室及び便所があり，各棟の１階には談話室があります。浴室は，男子用が管理棟に，女子用は女子棟にあります。

食堂はありませんので，原則として外食となりますが，**補食室に自炊設備は整っています。**寄宿料は，月額4,300円です。ほかに光熱水料等の実費を負担しなければなりません。

●アパート・貸室等の紹介

佐賀大学生活協同組合で紹介するだけでなく，佐賀市にはアパート等の斡旋業者がたくさんあります。市内の業者の取り扱う物件についても，“学生向けアパートの紹介・斡旋を佐賀大学生活協同組合と大学周辺や市内の業者が共同参画する”という立場に立って，佐賀大学生活協同組合がお世話しておりますので，ご利用ください。

・紹 介 場 所……生協事務室（「かささぎホール」２階）

・問い合わせ先……佐賀大学生活協同組合

所 在 地　佐賀市本庄町１番地（佐賀大学構内）

電話電号　(0952) 25-4450(代)

6. 課 外 活 動

学 友 会 ……29
課外活動 ……29
自治会活動 ……29
団体結成・集会掲示等 ……29
全学的行事 ……29
九州地区大学体育大会 ……29
サークル会館 ……30
スポーツセンター ……32
課外活動のための手続き ……33
サークルへの郵便物 ……34

●学友会

本学には，学生全員で組織する学友会があります。本会は，課外活動における公認サークルの育成と学園祭の開催をバックアップするとともに，サークル等に属さない学生が参加できる行事等も企画・実施することを目的としています。

●課外活動

大学では，全人教育という理念に基づき，正規の教育課程以外に，学生諸君が自発的に行う知的，芸術的あるいは社会的な活動，すなわち，課外活動が奨励されています。本学における課外活動の団体としては，文化系，体育系の各種団体があって，それぞれ活発に活動しています。

学生諸君は，この課外活動を通じて，自主的創造的能力を発揮し，情緒豊かな教養人になるためにも，また,豊かな生活体験を積むためにも,いずれかのサークルに所属して積極的に活動することが望まれます。

●自治会活動

本学には，理工学部と農学部に学生自治会があります。

その目的とするところは，学生の自主活動によって，より豊かで明るい大学生活の実現を期するところにあります。

大学が，学生の自治活動を認めるのは，それが教育的に意義を持っており，学生諸君の人間形成に役立つものであると考えるからです。

学生諸君は，自治会活動に参加するに当たっては，この点を十分理解し，自治会が学生の総意に基づいて運営されるようお互いに努力することが肝要です。

●団体結成・集会掲示等

学生が，団体を結成するときは，所定の**「結成願」を学生生活課に提出**し許可を受けてください。許可後は毎年**「学内団体更新届」**を提出してください。

また，学内・外での集会の開催，雑誌・新聞等の発行，印刷物・ビラ等の学内配布又は掲示等をしようとする場合は，「集会掲示等に関する内規」(342ページ参照）に従ってください。本学学生として，本学の機能を阻害したり学内の秩序を乱すなど，その本分に反することがあってはなりません。

●全学的行事

本学では，学園祭が学生の日頃の活動の集約・発展の場として毎年６月に**開学祭**，11月に**大学祭**が開催されています。また，課外活動関係では，サークルが充実した活動を行うために10月に**サークルリーダーシップセミナー**を実施しています。

●九州地区大学体育大会

九州地区大学体育大会はスポーツを通じて，九州地区大学相互の親睦を図り，併せて学生体育の普及，発展することを目的に実施されるもので、九州各地の国立，公立及び私立の大学約90校から１万人以上の選手が集まり，各種の種目がスポーツマンシップのもとに正々堂々と競われています。本学からも毎年多数の選手が参加し，かなりの成績を挙げています。

九州地区大学体育大会は，第１回大会が昭和26年熊本大学で開催され，以後九州各地の大学を廻り，41年度の第16回大会，50年度の第25回大会，59年度の第34回大会及び平成５年度の第43回大会は佐賀大学で盛大に開催されました。また，平成14年度は佐賀大学が当番となりますので、皆さんも多い

に盛り上げてもらいたいと思います。

（1）サークル一覧

文化系		体育系	
E．S．S	フォークソング研究会	アーチェリー部	体操部
S．V．C	漫画研究会	合氣道部	卓球部
映画研究会	落語研究会	アイスホッケー部	探検部
FMメディア研究会		アメリカンフットボール部	テコンドー部
演劇部		空手遣部	バスケットボール部（女子）
管弦楽団		弓道部	バスケットボール部（男子）
クラシックギターハモニー		競技ダンス部	バドミントン部
混声合唱団(コーロ･カンフォーラ)		剣道部	バレーボール部（女子）
コンピュータ研究会		硬式テニス部	バレーボール部（男子）
茶道部		サイクリング部	熱気球部
児童文化研究会		サッカー部	民族舞踊団
写真部		自動車部	モータースポーツCLUB
ジャズ研究会		射撃部	ユースホステル部
将棋部		柔道部	ヨット部
吹奏楽団		準硬式野球部	ラグビー部
アニメーション研究会		小林寺拳法部	陸上競技部
ハワイアン･ミュージック研究会		水泳部	ワンダーフォーゲル部
美術部		スキー部	
BBS福祉ボランティア		ソフトテニス部	
天文部		ソフトボール部	

（2）課外活動用具の貸出し

下記の用具については，スポーツセンターに準備しています。借用手続等についてはスポーツセンター案内を見てください。

《運動用具》

陸上競技用具，登山用具，野球・ソフト用具，テニス・バドミントン用具，バレー・バスケット用具，卓球用具，トレーニング用具，集会テント，一般用具（オフセット印刷機，スポットライト，暗幕，配電盤）

●サークル会館

サークル会館は，体育系・文化系サークルの活動を助長するための施設として設置されたもので，共用室・集会室・音楽練習室・制作室・暗室及び印刷室等があります。

１．施設の内容

《第１共用施設（文化系サークル会館）》

階	室名	室数	面積	適用
1	共用室	4	244㎡	サークルが複数で使用する。
	制作室	1	49	制作を行うサークルが使用する。
	暗室	1	14	写真暗室として使用する。
	印刷室	1	12	サークル活動に必要な印刷物を作成するために使用する。
	器具庫	1	24	サークル活動に必要な用具等を保管する。
	事務室	1	25	会館事務室
2	共用室	4	213	サークルが複数で使用する。
	集会室	3	186	サークルの会議，討論会等に使用する。
	制作室	1	38	制作を行うサークルが使用する。
	器具庫	1	19	サークル活動に必要な用具等を保管する。
3	音楽練習室	5	370	音楽系サークルが練習室として使用する。
	練習室（和）	1	55	和室を必要とするサークルが練習室として使用する。
	器具庫	1	55	サークル活動に必要な用具等を保管する。

３階建総面積　1,571㎡です。

《第２共用施設（体育系サークル会館）》

階	室名	室数	面積	適用
1	共用室	2	107㎡	サークルが複数で使用する。
	多目的室	1	121	共用で練習に使用する。
	シャワー，更衣室	2	45	シャワーのために使用する。
	倉庫	2	16	サークル活動に必要な用具等を保管する。
	事務室兼器具庫	1	31	管理用
	トイレ	2	28	男女用
	廊下，その他		61	
2	共用室	2	145	サークルが複数で使用する。
	廊下，その他		25	

２階建総面積　579㎡です。

２．使用期間及び使用時間

（１）会館の使用時間は，月曜日から金曜日までは８時30分から22時30分まで，土曜日と日曜日は９時から22時30分までとする。この場合において，短期使用する各室については，次の各号に掲げる区分による。

一　８時30分～12時30分まで

二　13時から16時まで

三　16時30分から22時30分まで

（２）会館の休業日は，次に掲げるとおりとする。

一　８月12日から８月16日まで

二　12月28日から翌年１月４日まで

３．使用手続

（１）長期使用（共用室）をする場合

所定の使用願を毎年１回，５月31日までに学生生活課に提出してください。

（２）短期使用をする場合

所定の使用願を使用日の３日前までに学生生活課に提出してください。

４．使用上の注意

（１）使用責任者は，使用開始前にサークル会館事務室に使用許可書を提出し，これから使用する旨連絡すること。

（２）許可条件に違反したときは，使用の途中にあっても，許可を取り消し，又は使用を中止させることがある。

（３）受付時間を厳守すること。

なお，予告なく使用開始予定時刻30分経過しても使用しないときは，使用許可を取り消すことがある。

（４）許可された使用目的以外に使用しないこと。

（５）会館の鍵は，学生生活課で管理しているので，使用許可を受けた者は，会館事務室で鍵を受領し，使用が終了したときは速やかに返却すること。

（６）常に整理整頓に努め，使用後は清掃，消灯，火気の点検及び戸締りを行うこと。

（７）備付けの暖房器具以外は，使用しないこと。

（８）火気に注意し，喫煙場所以外で喫煙しないこと。

（９）下駄及びスパイク等を使用しないこと。

(10) サークル会館内で飲酒しないこと。

(11) 所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。

(12) 部屋を他の者に転貸しないこと。

(13) 設備及び備品等を無断で移動，改廃または新設しないこと。

(14) 使用後は，終了した旨をサークル会館事務室に連絡すること。

(15) その他サークル会館の使用に際しては，係員の指示に従うこと。

●スポーツセンター

スポーツセンターは，体育館，テニスコート等の体育施設の近くにあります。鉄筋２階建（1,290㎡）の建物の１階は柔道場，剣道場，２階は体操，トレーニング等のできる施設です。この建物と隣接して50m９コースのプールがあります。これらの体育施設をスポーツセンターと呼んでいます。

また，学生及び教職員がいつでもスポーツを楽しむことができるように，スポーツセンターでは課外活動用の運動用具をそろえて貸出しをしていますので，大いに利用してください。

体育施設及び運動用具を借用するときは，スポーツセンターの事務室で学生証を提出して所定の手続きをしてください。

（手続き，その他詳細については，事務室に問い合わせてください。）

（１）スポーツセンター及び体育施設の使用上の注意

① 本施設の使用時間は，８時40分から20時00分までです。
ただし，体育用具の貸出しは，８時40分から18時00分までとします。

② 本施設の使用は，正課体育の授業及び大学が主催する体育に関する行事を優先し，空き時間は体育関係のサークル活動，一般学生及び教職員の体育活動に使用できるものとします。

③ 施設を使用するときは，スポーツセンター事務室で，所定の手続きをとってください。
（ア）サークル，一般学生，教職員が行事などに使用する場合は，使用願を提出してください。
（イ）一般学生，教職員が随時使用する場合は，事務室にその旨申し出ること。

¨ただし，土曜日，日曜日，祝祭日，休暇中に使用する場合は，使用願を提出すること。

(ウ) サークルが定時的に使用する場合には，活動計画を提出すること。

(エ) 使用願を必要とするものは，使用２日前までに手続をとること。

(オ) 学外者の借用については，国有財産一時使用許可願を提出し，許可を受けること。

④ 体育用具を借用するときは，事務室に学生証を提出して，所定の手続をとるものとする。ただし，一部の体育用具は，長期貸出しをすることもある（様式は別に定める。）。

⑤ プールを使用する場合は，次の事項を厳守すること（サークル活動も含む。）。

(ア) 事務室備え付けの使用者名簿に所属氏名を記入し，学生証を提出すること。

(イ) 使用後は係員に届け出て名簿から氏名を消すこと。

(ウ) プール使用上の注意事項を厳守すること。

（２）プール使用上の注意

① プールに入る前には，用便をすませ，シャワーを浴び，足を洗うこと。

② 準備運動を行うこと。

③ プールサイドには，土足で上がらないこと。

④ 伝染性疾患の者は，水泳を禁ずる。
その他，身体に異常のある場合には，医師の指示に従うこと。

⑤ １人では絶対に泳がないこと。

⑥ たん，つば，鼻をかむ時には，オーバーフローにすること。

⑦ 水泳中には危険な行動をしないこと。

⑧ 水泳後には整理運動をし，シャワーを浴び，洗眼をすること。

●課外活動のための手続き（担当；学生生活課）

（１）同好会を設立するには

文化系は文化協議会及び学生生活課に，体育系は体育協議会及び学生生活課に，**課外活動団体結成願を提出**してください。

（２）部を設立するには

同好会を設立してから最低１年以上を経た後，**文化又は体育協議会の「サークル設立同意書」を添えて**学生生活課に願い出てください。

なお，部の設立に当たっては，**顧問教官**をおき，指導・助言を得るようにしてください。

（３）大会・行事等に参加する時は

学外において，大会・行事等に参加し，または主催する時には，**行事届を学生生活課に提出**してください。この届けが提出されていないと，各サークルの活発な活動状況が把握できないばかりで無く，万一事故によってケガ等をした場合，**『学校教育研究災害傷害保険』**の適用が受けられません。

（４）援助を受けたい時

物品購入，大会参加等のためにサークルが援助を受けたい時には，学生生活課に**「物品援助等要望書（カタログ添付）」を提出**してください。

ただし，現金での援助は行えません。

（５）サークルの掲示物について

サークル等において掲示（立看板・ビラ等）をしようとするときには，学生生活課の**認印を受けて**ください。

●サークルへの郵便物

各学生団体あての郵便物は，学生センター入口の学生生活課所定の**学生団体専用郵便箱に入れるので，毎日１回は見るようにしてください。**

なお，書留郵便物は，学生生活課で保管し，関係者に連絡するので署名捺印のうえ受領してください。

7．傷害保険への加入

学生教育研究災害傷害保険 ……37
スポーツ安全協会傷害保険 ……39

●学生教育研究災害傷害保険（担当；学生生活課）

（1）保険の趣旨

大学に学ぶ学生が教育研究活動中（正課中，学校行事中，課外活動中及び学校施設内における休憩中）において不慮の災害事故による傷害を受けることは少なくありません。そうした災害事故を受けた学生に対しての補償救済制度として「学生教育研究災害傷害保険」があります。

この保険は，昭和51年度に発足したもので，全国の国公私立すべての大学でこの制度を取り入れており，そこに学ぶ学生の全員が加入しております。また，平成９年度から通学中（登下校時）の事故に対しても補償されることになりました。この保険に加入することにより，皆さんが安心して教育研究活動に専念し，学生生活がより一層充実したものになるよう，入学者全員が，必ず加入することになっています。

なお，詳細は学部オリエンテーションの際に配布された「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」及び「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

（2）保険金が支払われる事故の範囲及び保険金額

<table>
<tr><th>対象の範囲</th><th>具体的事例</th><th>事故・傷害を受けた場所</th><th>保険金の種類</th><th>保険金額</th></tr>
<tr><td>正課中</td><td>○授業中（講義，体育実技，実験・実習・演習等）
○授業の準備，後始末中
○次の授業を受けるための移動中
○卒業研究及び卒業論文作成中
○教育実習中　など，その他</td><td rowspan="6">学内又は
学外を
問わない</td><td>通院した場合</td><td>※
治療日数が４日以上の場合で，１日目に遡及し，支払われる。
１日につき，1,500円程度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学校行事中</td><td rowspan="3">○入学式，卒業式
○オリエンテーション
○学園祭
○合宿研修，ゼミ旅行
○工場・美術館見学
○休暇中における学校主催の水泳・スケート・スキー教室　など，その他</td><td>入院した場合</td><td>１日につき,4,000円</td></tr>
<tr><td>後遺障害がある場合</td><td>90万円～3,000万円</td></tr>
<tr><td>死亡の場合</td><td>2,000万円</td></tr>
<tr><td>通学途中（登下校時）</td><td>登校又は下校中でのけが・交通事故　など，その他</td><td rowspan="3">通院した場合</td><td>※
治療日数が７日以上</td></tr>
<tr><td>課外活動中</td><td>○クラブ活動中（文化系・体育系のすべて）
○合宿中，海外遠征中
○集合場所から合宿所への移動中
○練習及び試合後の反省会，懇親会
○クラブでのレクリエーション　など，その他</td><td>治療日数が14日以上の場合で，１日目に遡及し，支払われる。
１日につき,1,500円程度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校施設内</td><td rowspan="2">○休憩中
○歩行中の転倒
○自転車・バイク・自動車等での交通事故　など，その他</td><td rowspan="2">学内のみ</td><td>入院した場合</td><td>１日につき,4,000円</td></tr>
<tr><td>後遺障害がある場合
死亡の場合</td><td>45万円～1,500万円
1,000万円</td></tr>
</table>

※　治療日数とは……実際に病院に行き，治療を受けた日数（回数）。
従って，治療期間が20日間で完治した場合，そのうち７日間のみ病院で治療を受けた場合は，治療日数７日間となる。

保険金が支払われた例

①正課中

○化学の実験中，フラスコが爆発して右目にガラスの破片が入った。……(20万円支払)

○体育の授業中，走り幅跳びで踏切の時，左足関節靱帯損傷，部分骨折。……(32万円支払)

○地質調査中，岩場より20m転落し，頭骸骨骨折で死亡。……(2,000万円支払)

②学校行事中

○大学祭の模擬店で調理中，コンロのヤカンが足に落ち火傷。……(24万２千円支払)

③課外活動中

○スキー部の合宿練習中，転倒した際に左手を骨折。(５万円支払)

○ラグビー部の遠征試合中，他の選手ともつれて頭から倒れ頸髄損傷，四肢麻痺。(1,500万円支払)

④学校施設内

○休み時間中，階段から転落して右足関節靱帯損傷。……(３万円支払)

○サッカー部の練習でヘディングした時，キーパーと激突して脾臓破裂。入院して脾臓摘出手術をうけた。……(510万円支払)

(3) 保険料と保険期間

学　年	文化教育学部（含，大学院） 経済学部（含，大学院）	理工学部（含，大学院） 農学部（含，大学院）	保険期間
１年次生	３，２００円	３，９００円	４年間
２年次生	２，５００円	３，０５０円	３年間
３年次生	１，７００円	２，１００円	２年間
４年次生	９５０円	１，２００円	１年間

(4) 加入手続

① 加入方法

学生生活課で，指定の「振替用紙」を受け取り，所定の保険料を添え，最寄りの郵便局に直接振り込むことにより，加入となります。

○郵便振込

最寄りの郵便局 ……手数料60円

② 加入申込み期間（振込期間）

○新入生は，原則として入学手続きの際，入学手続きと同時に行うことになっています。

○未加入の在学生は，次の期間に行うことになっています。

４月期……４月１日～４月30日

10月期……10月１日～10月31日

(5) 保険の補償期間

振り込みをした翌日の午前０時から最終年次の３月31日の午前０時まで。

(6) ケガ（傷害）が起きたとき及びケガが治ったときの届出

ケガ（傷害）が発生した場合の届出，ケガが完治した際の保険金請求は，すべて所定用紙で行うことになっていますので，**学生生活課**で，手続きを行ってください。

① ケガ（傷害）が発生した場合……「事故通知書」

ケガ（傷害）が発生した時は，ケガの日時・場所・状況・傷害の程度を「事故通知書」により，

ただちに学生生活課へ届け出てください。

なお，ケガ（傷害）の日から30日以内に届け出がない場合は，保険金が支払われないことがありますので，厳守してください。

② ケガが完治した場合…… 「保険金請求書」

必要添付書類

ア **請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合**

……自己申告の書類で可

〔(注) 医師の診断書は，必要ありません。〕

イ 請求金額が10万円以上の場合

……医師の診断書（写で可）

この保険に関する照会及び問合せ先
学生生活課 28-8173

●スポーツ安全協会傷害保険（担当；学生生活課）

（1）保険の趣旨

この制度は，課外活動（サークル活動）中の不慮の災害事故に対する補償制度であり，**文化系，体育系を問わず**サークルの団体員となる人は，本保険に加入することをお勧めします。

特に，文化系における社会教育活動関係のサークル及び体育系サークルの団体員となる学生は，なるべく加入するようにしてください。

なお，加入にあたっては，サークル単位（５名以上の加入が必要）で加入手続きをすることになっていますので，加入希望者は，所属サークルの代表者へ申し出てください。

又，この保険は１年間限りの補償制度です。

（2）保険加入対象のサークル団体

(本学におけるサークル団体……平成13年４月１日現在)

区分	対象となるサークル団体
A	文化系サークルの全団体
C	サイクリング，ユースホステル，モータースポーツ，ゴルフ，トライアスロン，アーチェリー，弓道，剣道，硬式・軟式庭球，ソフトテニス，射撃，水泳，ソフトボール，体操，卓球，バスケットボール，バドミントン，バレーボール，準硬式野球，ボート，ヨット，陸上，競技ダンス，パワーリフティング，フェンシング，民族舞踊団，合気道，空手道，サッカー，小林寺拳法，自動車，ボクシング，ラグビー，ワンダーフォーゲル，アメリカンフットボール，柔道，アイスホッケー，極真空手，テコンドー，スキー，熱気球，その他大学に届け出たすべての同好会及び愛好会
D	探検

（3）補償金額（支払保険金）

区分	傷害保険の保険金額				賠償責任保険の補償限度額		共済見舞金
	通院日額	入院日額	死　亡	後遺障害	身体賠償 １事故につき	財物賠償 １事故につき	突然死および日射病・熱射病による死亡
A C	1,500円	4,000円	2,000万円	3,000万円	１億円	500万円	140万円
D	1,000円	1,800円	500万円	750万円			

（4）保険料と保険期間

（※加入者１人分で，１年間の分担金です。）

区分	保　険　料 （１人分の年額）	保　険　期　間
A	４５０円	１年間限り
C	１,４００円	
D	９,０００円	

（5）この保険の適用範囲

※この保険は，前述(4)に示した保険料で次の①，②，③のすべてにわたり適用され，保険金が支払われます。

① 傷害保険 ② 賠償責任保険 ③ 共済見舞金	「サークル団体の管理下」におけるサークル活動中又は指定の集合・解散場所との往復等の移動中，待機中での傷害・事故等

① 傷害保険

ア　急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害

イ　上記の傷害に起因する後遺障害及び死亡

（例）

○アメリカンフットボールの練習中，タックルされ右足関節捻挫。

○バドミントンの練習中，シャトルを追っていて転倒し左足首骨折。

② 賠償責任保険

ア　他人へ対するケガ，疾病，死亡，後遺障害

イ　財物の滅失，毀損，汚損

（例）

○野球部の早朝練習において，素振り中過って，バットで部員に傷害を与えた。

○自転車で集合場所へ行く途中，通行人にぶつかり，ケガをさせた。

○バスケットボール部において，町立の体育館を借りて練習中，過って体育館のガラスを割った。

③ 共済見舞金

ア　突然死

イ　日射病，熱射病による死亡

（6）加入手続

① 加入方法

学生生活課備え付けの所定の「加入申込書」用紙により，サークル代表者等が保険料を取りまとめ，直接佐賀銀行の本店又は支店へ払い込んでください。

② 加入申込み期間（振込期間）

平成14年３月11日から平成15年３月28日まで

（7）保険の補償期間

毎年４月１日から翌年３月31日までの１年間です。ただし，当年の４月１日以後の申込みの場合は，加入手続完了の翌日から，補償されることになります。

（8）ケガ（傷害）が起きたとき及びケガが治ったときの届出

ケガ（傷害）が発生した場合の届出，ケガが完治した際の保険金請求は，すべて所定用紙で行うことになっていますので，**学生生活課**で，手続きを行ってください。

① 事故が発生した場合…… 「事故通知書」

ケガ（傷害）が発生した時は，ケガの日時・場所・状況・傷害の程度を「事故通知書」により，**ただちに学生生活課へ届け出なければなりません。**

なお，ケガ（傷害）の日から30日以内に届け出がない場合は，保険金が支払われないことがありますので，厳守してください。

② ケガが完治した場合…… 「保険金請求書」

必要添付書類

ア 保険金の請求金額が10万円（治療日数すなわち実際に病院へ行き，治療を受けた日数が33日程度）以下の場合

……自己申告の書類で可

〔(注) 医師の診断書は，必要ありません。〕

イ 保険金の請求金額が10万円（治療日数すなわち実際に病院へ行き，治療を受けた日数が33日程度）を超える場合

……医師の診断書（写で可）

この保険に関する照会及び問合せ先
学生生活課　28-8173

学研災付帯賠償責任保険

Aコース 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

Bコース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）

1．保険の内容

国内において，学生が，正課，学校行事およびその往復途中で，他人にケガをさせたり，他人の財物を破壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

2．対象となる活動範囲

（国内の活動で，学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）の適用になる場合のみが本賠償責任保険の対象になります。）

Aコース：正課，学校行事およびその往復途中。（Bコースの対象範囲を含む）

Bコース：インターンシップ，介護体験活動，教育実習，保育実習，ボランティア活動およびその往復途中。

但し，臨床実習，看護実習などの医療関連実習は除きます。

（ご注意）

対象外の活動	臨床実習・看護実習など医療関連実習	**学校施設内での事故**（正課，学校行事を除く）	**課外活動**（インターン賠の対象範囲を除く）

（対象となる事故例）

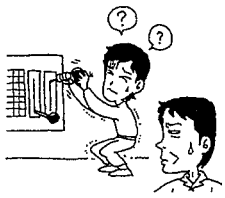
①化学の実験中，間違って薬品を混ぜ，爆発事故を起こしてしまい，相手に火傷を負わせてしまった。
(Aコースのみ対象)



②学園祭で，焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい，５人が入院してしまった。
(Aコースのみ対象)



③インターンシップ活動中，派遣先の機械を使用し，誤って壊してしまった。
(Aコース・Bコースともに対象)



④大学へ行く途中，駅の階段を駆け降りたとき，前にいた老人を突き飛ばしてしまい，大けがをさせてしまった。
(Aコースのみ対象)



３．賠償の対象者

大学・短大に在籍する学生で学生教育研究災害傷害保険に加入している学生に限ります。

◆インターンシップとは …学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。
◆介護体験活動とは ……小学校および中学校の普通免許取得希望者が介護体験活動を行うことです。
◆教育実習とは ……「教育実習」に該当する科目のもとに，受入先の幼稚園・小中学校・高校で，学生の教員免許取得に必要な活動を行うことです。
※養護学級教員（盲学校・聾学校教員を含む）免許取得に関する「養護実習」も含みます。
◆保育実習とは ……児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚生省の通知における「保育実習（必修および選択必修）」に該当する科目のもとに，受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格に必要な活動を行うことです。
◆ボランティア活動とは …各人の自由な意志によって，個人がもっている能力，労力あるいは財産をもって，社会に貢献する活動を行うこと（但し，本賠償責任保険では，学校管理下の正課，学校行事，課外活動に限ります。）

４．加入手続

◎加入方法

別紙「振替用紙」を郵便局に，上表された所定の保険料を添え振り込むこと。

※「振替用紙」には，住所・氏名・学部・学科・学籍番号等を必ず記入すること。

◎加入申込み期間

原則として４月30日まで

５．事故が起きたときの届出

事故が発生した場合の届出，学生生活課で手続きを行ってください。

６．この保険に関する照会及び問い合わせ先

〒840-8502　佐賀市本庄町１番地
佐賀大学学務部　学生生活課　☎0952-28-8173

8. 福利厚生施設

大学会館 ……45
厚生施設 ……46
佐賀大学合宿研修所 ……48
九州地区国立大学共同研修施設 …50
・九重共同研修所 ……50
・島原共同研修センター ……51

●大学会館

大学会館は，学生相互及び学生・教職員が教育研究以外での文化的な学園生活を有意義に過ごし，憩いの場とするための施設です。

また，学生・教職員の福利厚生の施設でもありますので，みんなの施設として規則に従い楽しく使用し，大学生活が実り多いものとなることを期待します。

(1) 施設の内容（２階建　2,336㎡）

室名	面積	適用
談話室	156㎡	学生・教職員が自由に談話する室
多目的ホール	210	200名程度の発表講演作品展示等の催しをする室
和室	85	茶道，華道，書道，謡曲等を行う室(10，８，4.5畳)
研修室－1	39	20名程度の研修，研究会，小会議等をする室
研修室－2	40	〃
研修室－3	41	〃
娯楽室	41	囲碁，将棋，読書を楽しむ室
事務室兼準備室	26	会館の管理事務を行う室
倉庫	29	会館の備品，用具を格納する室
軽食兼喫茶室	204	軽食，コーヒー等の飲物販売（120席）
大食堂	534	カフェテリア方式の定食・めん類等（450席）
厨房等	262	食品を調理する室
購買部	240	文房具・日用品・書籍の販売等
便所	83	１階　２階
玄関，廊下，ロビー，階段等	344	

(2) 使用期間及び使用時間

① 土曜日，日曜日，祝祭日，８月12日から８月16日まで及び12月27日から翌年１月５日までを除く全期間使用できます。

② ９時から20時まで使用できます。

(3) 使用手続

研修室，多目的ホール及び和室を使用する場合は，必ず所定の使用許可願を会館事務室に提出し，許可を受けてください。

なお，原則として同一の者が２日以上引き続いて使用することはできません。

① 使用許可願は，会館事務室に提出すること（用紙は，会館事務室に備付てあります)。

② 使用許可願は，１か月前から７日前まで受付けます。

③ 受付時間は（祝祭日除く）

月曜日～金曜日　午前９時～午後４時

(4) 使用上の注意

① 使用責任者は，使用開始前に会館事務室に使用許可書を提示し，これから使用する旨連絡すること。

② 使用時間を厳守すること。

なお，予告なく使用開始予定時刻30分経過しても使用しないときは，使用許可を取り消すことがある。

③ 常に整理整頓に努め，使用後は清掃，消灯及び戸締りを行うこと。

④ 備付けの暖房器具以外は，使用しないこと。

⑤ 火気に注意し，喫煙場所以外で喫煙しないこと。

⑥ 下駄及びスパイク等を使用しないこと。

⑦ 所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。

（ア）掲示物は，会館事務室で掲示承認印を受けること。

（イ）掲示物の大きさは，原則として新聞紙１頁を限度とする。

⑧ 使用後は，終了した旨を会館事務室に連絡すること。

その他会館の使用に際しては，係員の指示に従うこと。

別　表

室　　名	使　用　目　的	使　用　手　続		
		使 用 願	使用日の７日前	喫　　煙
研　　修　　室	研修会，研究会等	必　　要	〃	不　　可
和　　室	茶道，華道等	〃	〃	〃
多 目 的 ホ ー ル	研究発表，講演会等	〃	〃	〃
娯　　楽　　室	碁，将棋，室内娯楽	不　　用		〃
談　　話　　室	談話	〃		〃

●厚 生 施 設

(1) 食堂

大学構内に生活協同組合の経営による食堂が２ヵ所あります。

(2) 売店

大学構内に生活協同組合の経営による売店があり、書籍、学用品、一般食品、衣料品、その他日用品などを販売しています。

(3) 理髪店

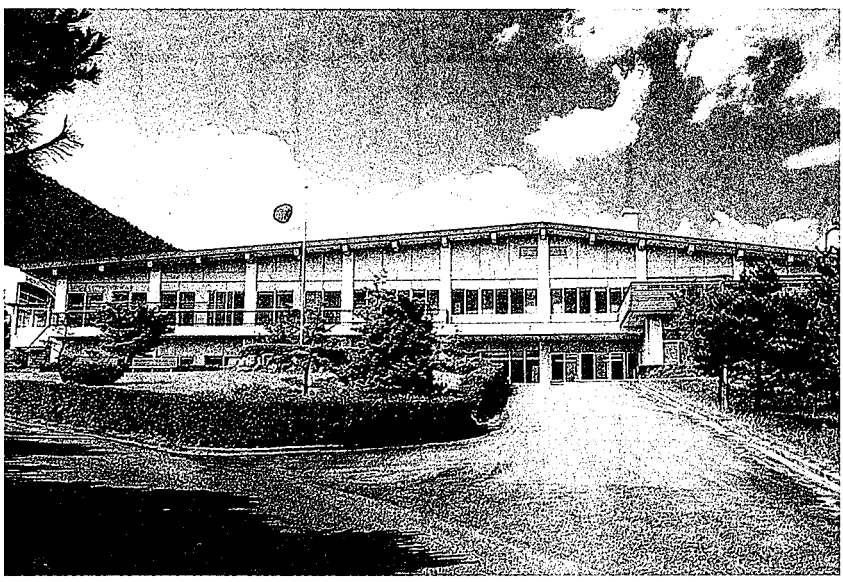
大学構内に理髪店があり、安い価格で学生の便宜を図っています。



佐賀大学合宿研修所
(唐津市神集島)

九重共同研修所
(玖珠郡九重町)





島原共同研修センター
(島原市礫石原町)

●佐賀大学合宿研修所

所在地；〒847-0131　佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430

電　話；0955-79-0986

佐賀大学合宿研修所は,風光明媚な唐津市神集島にあります。各種の研修の場として大いに利用してください。

(1) 目的と内容

この研修所は，教職員と学生あるいは学生同士の相互理解と意志の疎通を図るために設置したものです。

(2) 利用対象　本学の教職員及び学生

(3) 収容人員　40人

(4) 利用申込　利用者は，学生生活課で所定の用紙により申込み手続きをしてください。申込みの期間は，利用開始予定の1ヵ月前から7日前までです。

(5) 諸経費　利用者は，シーツ等のクリーニング代，炊事，入浴のためのガス代，水道代，電気代として，1人1日につき200円を申込み時に納入してください。(冬季の暖房費を含む。)

(6) 構造と内部

①　構　造　　鉄筋コンクリート平屋建て　205.23㎡

②　内　部

イ　管理人室　利用者は，利用許可書を提出して，管理人の指示に従ってください。

ロ　研 修 室　研修室は，畳敷で寝室と兼用です。研修室は，8畳の間と44畳の間の2室があります。8畳の間は，主として女子用として設置してあります。

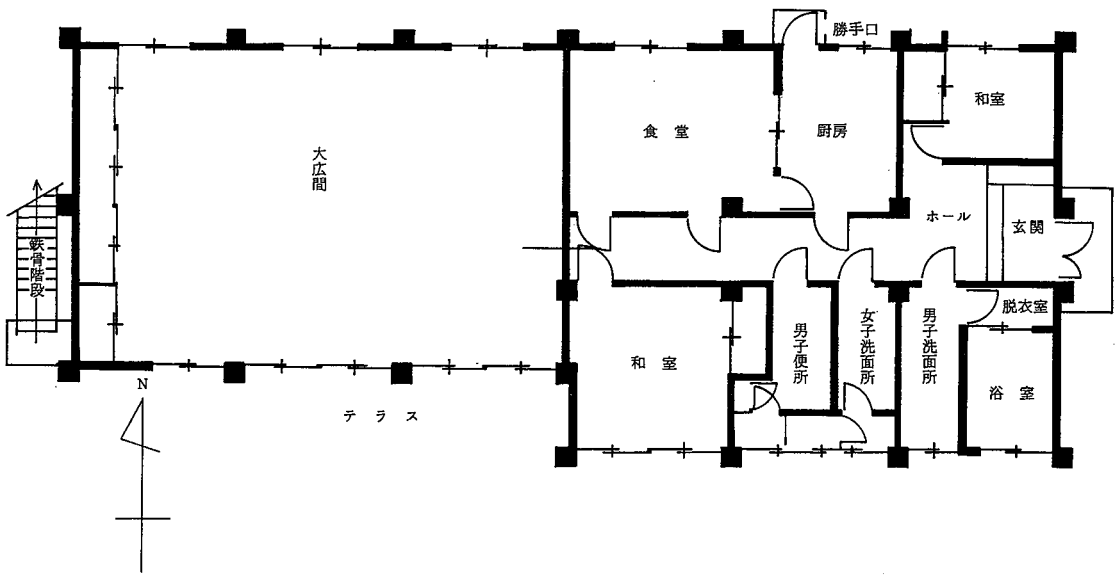
ハ　食　　堂　食堂は，ダイニングキッチンとなっています。自炊方式をとっていますので，当番を決めて炊事をするようにしてください。炊事に必要な用具は備え付けてありますので，食事材料のみ持参してください。

また，自炊しない場合は，食事を民宿に依頼することもできます。

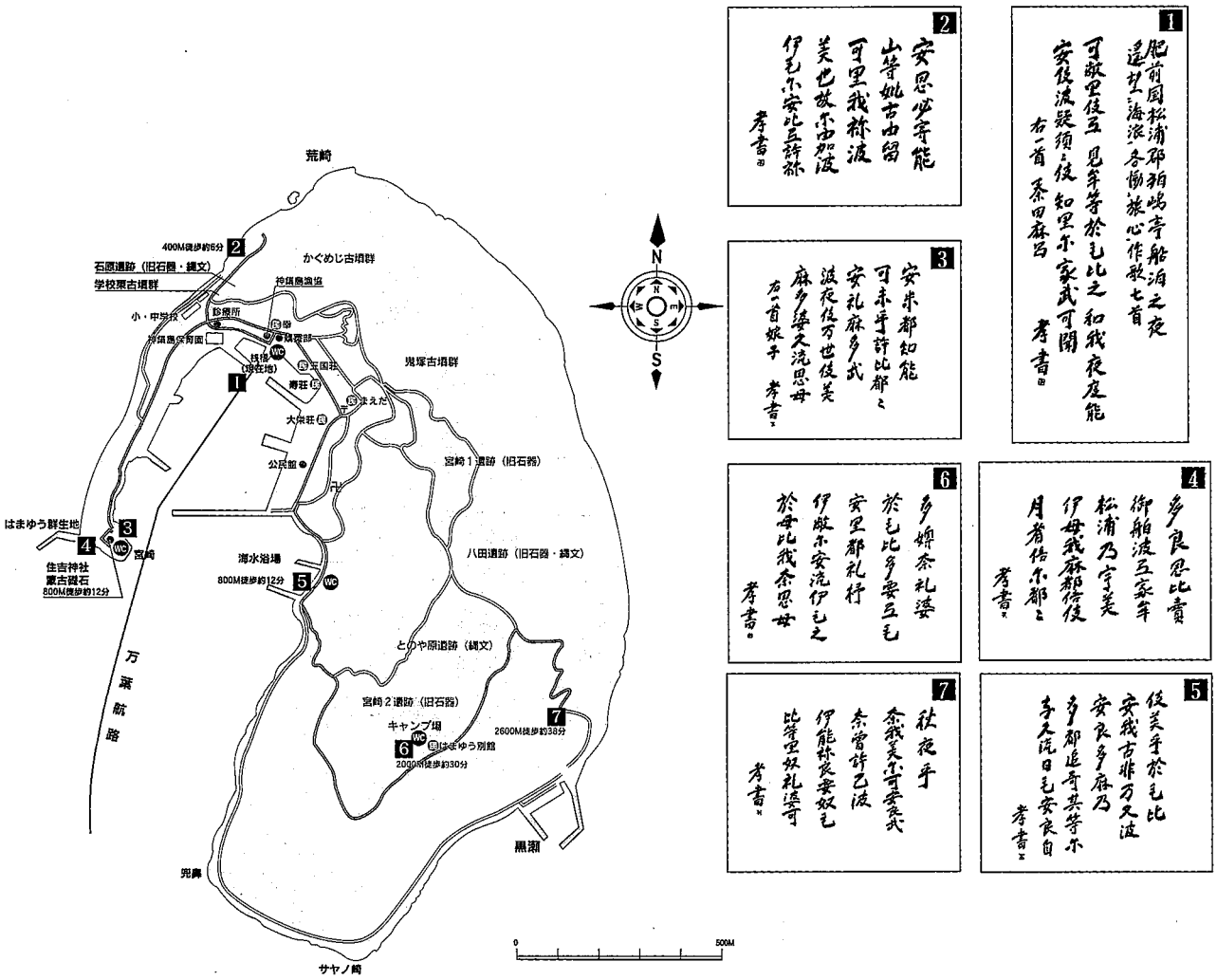
ニ　浴　　室　ソーラーシステムによる給湯で，シャワーと同時に5人の入浴ができます。

ホ　展 望 台　屋上は，展望台となっています。

ヘ　平 面 図



(7) 神集島散策マップ・万葉歌碑



(8) 周囲の環境

付近一帯は，玄海国定公園です。近くに七ツ釜，立神岩があり，展望台からは遠く壱岐までが望める絶景の場所です。海あり，山あり，空気よし，眺めよしで玄海の自然を心おきなく満喫することができます。

また，研修所から歩いて20分程度の所に海水浴場があります。

(9) 交通機関

唐津市から湊までバス（湊行き又は七ツ釜経由呼子行き）で約30分，湊から神集島まで連絡船で約10分，神集島港から徒歩約15分で研修所に到着します。

また，西唐津からも湊経由神集島行きの連絡船が出ています（所要時間約40分）。

自家用車を使用する場合は，大学から１時間40分程度で湊へ着きます。

(10) 合宿研修所使用上の注意

① 利用期間は，原則として3泊4日以内です。

② 利用者は，入所の際利用許可書を研修所管理人に提出し，備え付けの入所者名簿に必要事項の記入を済ませたうえで入所すること。

③ 利用者は，研修の成果を挙げることを心がけ，他に迷惑をかけるような行動は慎むこと。

④ 利用者は，宿泊中又は退所に際して，次の事項を励行すること。

ア 各室備え付けの備品を移動させないこと。

特に移動させる必要が生じた場合は，管理人に届け出て，その指示に従い，使用後は必ず現状に復すること。

イ 水泳訓練，野外実習等で外出する際は，行先，参加者，帰所予定時刻を管理人に届け出ること。

ウ 退所に際しては，寝具，机，炊事用具等を整頓し，数量の確認及び室内の清掃を行って管理人の点検を受けること。

⑤ 火気の取扱は，各人が責任を持ち，細心の注意を払わなければならないが，特に次の事項を厳守すること。

ア 炊事は，指定の場所で行うこと。

イ たき火，ロケット花火等は厳禁する。

ウ たばこの火には，特に注意すること。

エ 備え付けの照明以外，ローソク等は使用しないこと。

⑥ 入浴時間は21時まで，門限は22時，消灯時刻は23時とする。

⑦ 施設及び備品を滅失，毀損又は汚染した時は，直ちに管理人届け出て，その指示に従うこと。

⑧ 上記事項定める心得を無視し，又は他に迷惑を及ぼす行為があった時は，管理人により退所を命じられることがある。

●九州地区国立大学共同研修施設

(1) 九重共同研修所

所在地；〒879-4912　大分県玖珠郡九重町筋湯

電　話；飯田高原局09737-9-2617

この研修所は，九州地区国立大学の学生及び教職員の研修施設です。

ここは阿蘇国立公園の特別地域内に属し，九重連峰の海抜1,100mの位置にあって四季折々の自然の風物にめぐまれ，湯けむりに包まれた閑静な環境と，夏季の平均気温が21.8度という，研修には最適の条件がそろっています。

建物は，鉄筋コンクリート造3階建で，総面積1,115㎡，収容人員は約100名。研修室（大1，中1，小2，和室30畳1），その他体育館，ロビ，大食堂，浴室等があり，暖房設備も完備しています。

① 利用条件

（ア）九州地区国立大学の教職員･学生であって，5人以上の団体であること。

（イ）利用期間は，1泊2日以上･4泊5日以内であること。

（ウ）研修計画と責任者が明確であること。

② 申込方法

利用を希望する団体は，1年前から2ヵ月前までに，**九州大学学務部学務課総務係(電話092―642―2245ダイヤルイン)**に希望日が空いているかを確認し，利用可能であれば，直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い，2ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

その際，1人1泊につき100円の前納金を，郵便為替で持参してください。

③ 利用料金

（ア）食費　1,720円（朝400円，昼520円，夜800円）

（イ）雑費　210円（1人1泊につき）

（ウ）暖房費（暖房期間中のみ）210円（1人1泊につき）また，退所日の昼食は，原則として弁当になります。

④ 注意事項

（ア）利用者は，共同研修所規則を守り，研修所職員の指導を受けて，十分にその成果を上げるようにしてください。

（イ）研修所への入所は14時から18時までに，退所は8時から10時までに行ってください。
また，利用前日までに，必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。

（ウ）体育館を利用する場合は，研修所の利用申込の際，体育館使用願に所定事項を記入の上，願い出てください。

⑤ 交通

久大線豊後中村駅下車，筋湯行バス（約1時間），終点で下車，徒歩20分。

(2) 島原共同研修センター

所在地；〒855-0026　長崎県島原市礫石原（くれいしばる）町甲1201番地

電　話；0957-64-2201

九重共同研修所と同様に,九州地区国立大学の学生･教職員の合宿研修のための施設です。

こちらは，雲仙･天草国立公園内の，島原市の西方8kmの丘陵地帯，焼山の中腹にあって，背後に雲仙岳，前方には島原市街が開け，その向こうには有明海，さらに，天気が良ければ阿蘇連峰まで望むことができます。

建物は，研修室（大1，小1），宿泊室（和室7，洋室12）のほか，ソフトボール場，テニスコート，体育館，食堂，浴室等が整備されており，一度に100人までの利用が可能です。

① 利用条件

（イ）九州地区国立大学の教職員･学生であって，原則として4人以上の団体であること。

（ロ）利用期間は，原則として金曜日から翌週火曜日の宿泊までの5泊6日以内であること。

（ハ）明確な研修計画と，責任者があること。

② 申込方法

利用を希望する団体は，6ヵ月前から1ヵ月前までに，**長崎大学学務部学務課学生センター課外活動コーナー（電話095-847-1111内線2207）**に希望日が空いているかを確認し，利用可能であれば，直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い，6ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

その際，1人1泊につき100円の前納金を，郵便為替で持参してください。

③ 利用料金

（イ）食費　1,645円（朝410円，昼515円，夜720円）

（ロ）雑費400円（1人1泊につき，日帰りの場合は1人につき100円）また,食事は,原則として入所

" 日の夕食から退所日の朝食までが提供されますので,過所日の昼食(弁当)を希望する場合は，入所の際に申し出ることになります。

④ 注意事項

（イ）利用者は，研修所職員の指示に従ってください。

（ロ）研修所への入所は原則として13時から16時まで，退所は8時30分から10時までとなっています。また，利用の3日前までに，必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。

（ハ）毎週水曜日及び木曜日（水曜日は，火曜日の宿泊者に限り，午前10時まで利用可能）と，8月14日～16日，12月28日～翌年1月4日は，休業日ですので，この日の宿泊はできません。

（ニ）体育館を使用する場合は,必ず専用シューズを持参してください。

⑤ 交通

長崎本線「諫早」で，島原鉄道に乗換え，「島原駅」下車。島原駅前または島鉄ターミナルから，島鉄バス礫石原(くれいしばる)線（油堀経由）に乗換え，終点で下車，徒歩5分（行程約25分)。

9. 就　　職

就職活動の相談窓口 ……55

10. 授業料の納付

授業料の納付 ……56
授業料の代行納付制度 ……56

●就職活動の相談窓口（担当；就職相談室）

1．就職活動

就職は最終的には自分自身の責任において決定すべきものですが，一番大事なことは，就職に対する意識の問題です。日頃から自分の適正・能力についての自己分析を行い，明確な目標を設定して具体的な目的意識をもって努力していくことです。

2．就職相談室

就職相談室では，就職に関する事務として，情報（求人票，セミナー等）の収集・提供や企業説明会，ガイダンス等の企画・実施を行っています。

企業からの求人票・会社案内の受理・提示（学部推薦書の必要なものを除く）や国家・地方公務員の募集要項や教員採用試験募集要項（概ね九州管内の県）等を整理し，併せてその内容をデータベース化し就職相談室ホームページ（http：//job. admin. saga-u. ac. jp/）で検索できるようシステム化をはかっています。

また，企業の採用担当を経験したＯＢを相談員として招き，様々なアドバイスを行っています。

3．就職担当教官

就職活動に際してはいろいろな不安や悩み，わからないことが数多く出てくると思います。このような場合，まず，ゼミ担当教官や指導教官に相談することが考えられます。その他，各学部には就職担当教官が置かれていて，学部単位でも就職対策や指導に取り組んでいます。就職担当教官は，個々の学生の就職相談にも応じますので，不明な点がある時は，遠慮することなく相談してください。

また，就職担当教官は，企業から直接受理した求人票や採用情報，ＯＢ・ＯＧに関する情報などをもっていますので，出来る限り訪ねた方がよいでしょう。

4．本学での就職支援対策

学年	月	教育志望	公務員志望	民間志望
1年	2月	キャリアセミナー（なぜ就職するのか，卒業までをどう過ごすか）		
2年	5月		ガイダンス ・就職状況，受験状況	
	6月	キャリアセミナー（なぜ就職するのか，－求められる人材とは－）		
		就職ガイダンス ・就職状況，受験状況		
	11月	合格者の体験報告会		
3年	5月		ガイダンス ・就職状況，受験状況 ・受験対策講座	
	6月	キャリアセミナー（なぜ就職するのか，－求められる人材とは－）		
		ガイダンス ・就職状況，受験状況 ・受験対策講座	受験対策講座開始	ガイダンス（就職活動の取り組み方－夏休みをいかに過ごすか－）
	7月			就職サイトの利用方法
	10月	・キャリアプランセミナー（適職探しと自己分析）		
				ガイダンス ・今年の総括，今後の取り組み方 ・具体的な受験対策 受験対策講座の開始(～12月)
	11月	合格者の体験報告会		面接(礼儀・服装)対策講座 パネルディスカッション ・内定者，企業人事担当者をパネラーとした討議，経験交流
	12月	・キャリアプランセミナー（フィードバック）		
				業界研究会
	1月			面接指導
	2月			会社説明会の開始(下旬～)
4年	4月		採用試験説明会	
	5月		県職員採用試験説明会	合同企業説明会
	7月	受験対策(模擬授業)		
	8月	受験対策(面接，実技等の指導)		

5．就職活動スケジュール

月		就職活動の流れ（3年生の6月から）
6～9月	自己分析・情報収集期	就職ガイダンスに参加する。 自分を知るため，自分史や興味の度合いを整理する。
10月 ～ 11月		就職ガイダンスに参加する。 時事用語のチェック。 ＯＢ・ＯＧ情報や企業情報を収集する。 就職活動ノートを作成する。 性格・適正テストを受けてみる。
12月		就職情報誌や単独ＤＭが届き始めるので，資料請求の進めかたを検討する。志望度合いの高い企業には，即アプローチ。 企業選びのポイントを整理する。 自己分析を完了。
1月		自己ＰＲの内容整理と自己ＰＲ文の作成。 履歴書の書き方を検討。 Ｕターン希望者は地元へのアプローチ開始。
2月	活動実践期	セミナー参加申し込みを始める。→セミナー参加。 （定期試験終了後，学内会社説明会スタート）
3月		セミナー参加後，順次，会社訪問に進む。 採用テスト始まる。
4月		企業選びのポイントを再設定。 セミナー参加のピーク始まる。 活動中間診断 ・資料請求数やセミナー申し込み ・参加者数のチェックなど。 “面接”活動期に入る（→2次面接，最終面接） 面接も後半期に入り，内定が出始める。
5月	内定獲得期	内定者との個別フォローが始まる。
6月		内定獲得のピーク；(※6月中にほぼ終了)
7.8.9月	内定者フォロー期	重複内定者は企業を決める時期を迎える。 内定者懇親会に参加。(→内定者拘束も本格化)
10月		最終的に入社企業を決定する。 内定式に参加（通常は10月1日・自主設定の企業もある） 本格的な内定者フォローを受ける。(内定者研修など)

●授業料の納付（担当；経理部経理課出納係）

区　　分	納付先	納付期限	備　　考
授業料…年額 496,800円 前期（4～9月分） 248,400円 後期（10～3月分） 248,400円	経理課出納係	4月1日～ 4月30日 10月1日～ 10月31日	所定の期日を過ぎても納付を怠ったときは，除籍されることがありますので，滞納しないようにしてください。

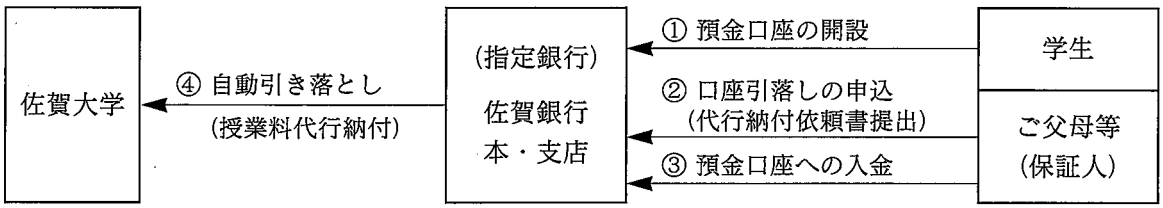
授業料年額が改定された場合は，改定年額を納入しなければなりません。

●授業料の代行納付制度（担当；経理部経理課出納係）

本学では，新入生の後期分授業料から，「**授業料代行納付(口座引落し)制度**」を実施していますので手続きをお願いします。

この制度は，学生の授業料の納付にかかる利便性の確保及び現金取り扱いに伴う事故防止等の観点から，本学指定の金融機関（佐賀銀行本・支店）に学生名義で開設した預金口座から引落し，大学へ納付する方法で，電気料金等の公共料金の口座振替と同様のシステムです。

1．しくみ



2．実施の時期

平成14年度後期分の授業料（平成14年10月）から引落しを実施します。

平成14年度後期分を入学手続き時に前期分と併せて納入した場合，平成15年度前期分（平成15年４月）から引落しを実施します。

3．手続き

①，②の手続きを入学手続き時に完了していない学生は，**５月末日までに**行ってください。

4．引き落とし日

新入生の最初の後期分の引き落とし日は，**平成14年10月30日(水)**となりますので，**前日までに入金しておいてください。**引き落としは卒業するまで継続します。

11. 単 位 互 換

佐賀医科大学 ……61
放送大学 ……62

佐賀医科大学との単位互換の案内

佐賀医科大学と単位互換協定を締結したことにより，佐賀大学の学生は，特別聴講学生として，佐賀医科大学の科目を履修することができます。また，佐賀医科大学の単位認定試験に合格した場合，佐賀医科大学長は，当該学生に対して単位を認定し，佐賀大学では，佐賀医科大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

（１） 佐賀医科大学が受け入れる学生数　　数人程度

（２） 佐賀医科大学において修得できる単位数　　60単位以内

（３） 単位互換科目

佐賀医科大学の特定の授業科目

（４） 入学資格は本学の学生であること。

（５） 佐賀医科大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。

（６） 履修期間

履修期間は１学期間（６ケ月)です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。

（７） 履修方法

佐賀医科大学の学生と同様に，学期開始までに佐賀医科大学の履修届けを佐賀医科大学学生課に提出，佐賀医科大学の講義室にて学習し，単位認定試験を受けることになります。

（８） 単位認定試験

単位認定試験は，不定期に行われます。

（９） 単位修得

試験の結果，60点以上の者が合格となり，60単位以内を卒業要件の単位として認定します。

(10) 出願に必要な書類

１・出願表（学生センター学籍担当窓口にあります。）

(11) 出願手続

１・出願表の受付

前学期（４月入学）　３月中旬まで（３月１日～３月中旬）

後学期（10月入学）　９月中旬まで（９月１日～９月中旬）

２・出願表の提出の場所

佐賀大学学生センター学籍担当窓口

(13) 学費

入学科及び授業料は必要ありません。

放送大学との単位互換の案内

放送大学と単位互換協定を締結したことにより，佐賀大学の学生は，特別聴講学生として，放送大学の科目を履修することができます。また，放送大学の通信指導（レポート）及び単位認定試験に合格した場合，放送大学長は，当該学生に対して単位を認定し，佐賀大学では，放送大学で取得した単位(60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

（１） 放送大学が受け入れる学生数　　50人程度

（２） 放送大学において修得できる単位数 60単位以内

（３） 単位互換科目

放送大学のすべての放送授業科目（ただし共通科目のうち外国語科目及び司書教諭資格取得に資する科目は除く）

（４） 入学資格は本学の学生であること。

（５） 放送大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。

（６） 履修期間

履修期間は１学期間（６ケ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。

（７） 履修方法

放送大学の学生と同様に，学期開始までに送付される印刷教材，テレビ又はラジオによる放送指導及び通信指導によって学習し，学期末に単位認定試験を受けることになります。

（８） 単位認定試験

単位認定試験は，各学期15週の放送授業が終了した後，佐賀学習センターで全国一斉に実施されます。

（９） 単位修得

試験の結果，60点以上の者が合格となり，60単位以内を卒業要件の単位として認定します。但し，佐賀大学の単位として認定する科目は全学教育科目のみです。

(10) 放送教材の貸出

佐賀学習センターにて放送教材を借りることが出来ます。

(11) 出願に必要な書類

１・出願表（学生センター学籍担当窓口にあります。）

２・在学証明書

(12) 出願手続

１・出願表の受付

１学期（４月入学）　12月末日まで（12月１日～12月27日）

２学期（10月入学）　６月末日まで（６月１日～６月30日）

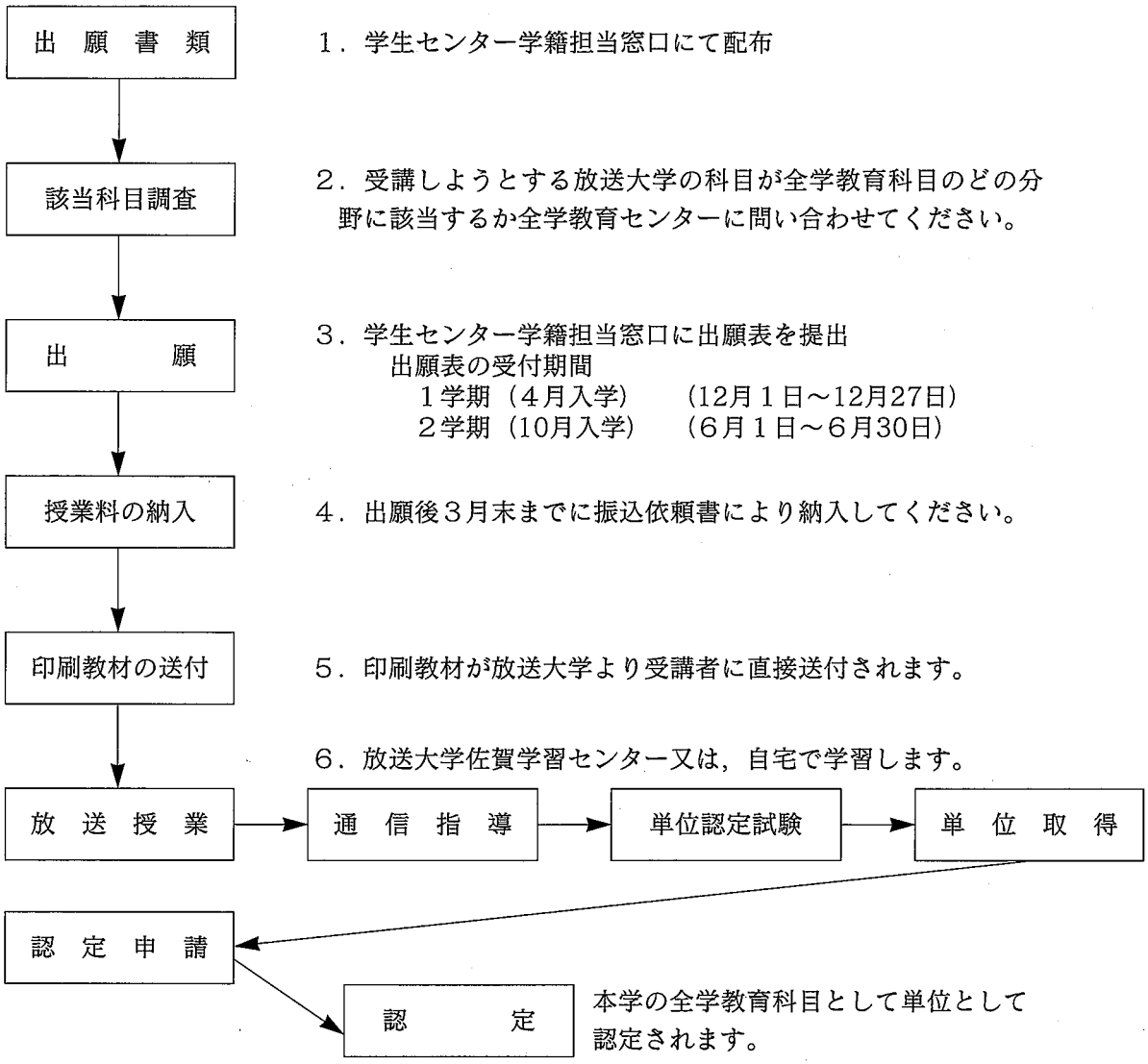
２・出願表の提出の場所

佐賀大学学生センター学籍担当窓口

(13) 学費

入学料の徴収はありませんが，授業料として，１科目（２単位）について10,000円の授業料が必要です。

放送大学履修手続図


出　願　書　類
1．学生センター学籍担当窓口にて配布
該当科目調査
2．受講しようとする放送大学の科目が全学教育科目のどの分野に該当するか全学教育センターに問い合わせてください。
出　　願
3．学生センター学籍担当窓口に出願表を提出
出願表の受付期間
1学期（4月入学）　（12月1日～12月27日）
2学期（10月入学）　（6月1日～6月30日）
授業料の納入
4．出願後3月末までに振込依頼書により納入してください。
印刷教材の送付
5．印刷教材が放送大学より受講者に直接送付されます。
6．放送大学佐賀学習センター又は，自宅で学習します。
放　送　授　業
通　信　指　導
単位認定試験
単　位　取　得
認　定　申　請
認　　定
本学の全学教育科目として単位として認定されます。

12. 国　際　交　流

留学生センター ……67
学術交流 ……68
外国人留学生 ……68
日本人学生の海外留学 ……69
国際交流会館 ……69

我が国の大学等で教育研究を行う外国人留学生・研究者の数は年々増加しています。留学生等との交流は，諸外国との間の相互理解を深め，友好親善を促進する上で重要な役割を果たしています。特に，教育・研究協力を促進することは，極めて重要であります。これらの観点から本学でも外国人留学生・研究者の受け入れや学生の海外留学，教官の海外研修等の国際交流を積極的に行っています。

●留学生センター

留学生センターは，勉学・研究する外国人留学生及び海外の大学に留学を希望する学生に，必要な日本語教育と指導助言及び留学の資料の提供，指導を行う教育研究施設として，本学の広く世界に開かれた，国際交流の推進に寄与することを目的として，平成12年４月１日に設置されました。

留学生センターの業務内容は，以下のとおりです。

①日本語・日本事情教育

学部留学生を対象に，正規の授業科目として日本語と日本事情を開講しています。日本事情の授業は，学部の教官により，それぞれの専門分野から見た日本事情について講義が行われています。

②大学院入学前予備教育

主に国費留学生（研究留学生及び教員研修留学生）を対象に，大学院等への進学又は教育研修のために必要な日本語教育を６ヶ月間集中的に行っています。このコースは，４月と10月に開講します。

③日本語総合コース

大学院生，研究生，外国人研究者等を対象とした日本語プログラムです。初級から上級まで開講しています。

④短期留学プログラム(SPACE)

Saga University Program for Academic Exchange(SPACE)

佐賀大学と交流協定を締結している外国の大学から留学生を受け入れ、１年以内の短期間、日本語・日本事情及び英語による専門科目を提供する全学的なプログラムです。留学生センターはコーディネートと日本語教育を担当しています。

⑤留学生に対する修学上及び生活上の指導助言

本学で学ぶ留学生が修学・進学や日常生活の面で悩みを抱えた時に，適切な指導助言を与え，解決に向けたサポートを行う体制を整えています。

⑥海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導助言

海外留学を希望する学生のために，留学に関する資料を提供すると共に，修学上及び生活上の指導助言を行う体制を整えています。また，短期（４週間程度）の海外語学研修も実施しています。

⑦外国の大学等との学生交流の推進

外国の大学等と学生の交流に関する協定の締結を推進し，留学生の受入，学生の派遣がスムーズに行えるように取り組んでいます。

⑧地域との留学生交流の推進

地域の国際交流団体やボランティア・グループとの連携を図り，留学生がより充実した留学を送れるようバックアップを行うと共に，学内外の国際交流を促進します。

⑨留学生教育の調査研究

留学生の日本語教育を始め，留学生の受入・派遣に伴う問題や，入学後の問題等に関し，調査研究に取り組んでいます。

●学術交流

本学では，昭和53年から北米，ヨーロッパ，アジアの国々と学術交流協定の締結を始め，現在では，17カ国58大学等との間に学術交流協定を締結し，それぞれの大学と交流を図っています。

平成14年１月現在

国名	学術交流協定大学等名	国名	学術交流協定大学等名
アメリカ合衆国	アンダーソン大学	大韓民国	＊釜山大学校
	カリフォルニア大学デイビス校		＊釜慶大学校人文社会科学大学
	デンヴァー大学人文学部		全南大学校農科大学
	リッチモンド大学		木浦大学校食品産業技術研究センター
	カリフォルニア大学デイビス校農業・環境科学部	台湾	フジェンカトリック大学
カナダ国	セントメリーズ大学科学部	ヴェトナム社会主義共和国	＊ハノイ農業大学
	コンゴルディア大学工学・情報科学部	タイ王国	＊カセサート大学
英国	グラスゴー大学		カセサート大学工学部
	ケンブリッジ大学ホマートン学寮		カセサート大学農学部
	ベルファーストクイーンズ大学工学部		カセサート大学農工学部
	ロンドン大学インペリアルカレッジ		カセサート大学理学部
	＊イースト・アングリア大学ケミカルサイエンススクール		＊コンケン大学
ドイツ連邦共和国	ドレスデン工業大学化学部門		コンケン大学農学部
中華人民共和国	＊北京工業大学	インドネシア共和国	ガジャマダ大学農学部
	中国社会科学院世界経済政治研究所		＊ハサヌディン大学
	＊中国中国科学院長春応用化学研究所		＊ガジャマダ大学
	＊華東師範大学	マレーシア国	プトラ（パータニアン）大学農学部
	首都師範大学		マレーシア科学大学生物学部
	＊中国農業大学	スリランカ国	モラツワ大学
	遼寧師範大学		＊ペラデニヤ大学
	＊ハルビン工業大学	バングラデシュ人民共和国	バングラディシュ工科大学
	華東師範大学教育技術学院		バングラディシュ工科大学クルナ校
	北京工業大学大学院研究科	チェコ共和国	プルハ化学技術大学
大韓民国	＊全南大学校	スロバキア共和国	コメニウス大学自然科学部
	＊済州大学校農家大学		コメニウス大学数理・物理学部
	＊安東大学校	ポーランド共和国	ルブリン工科大学衛生土木工学部
	＊木浦大学校	ルーマニア	アレクサンドルイオンクザ大学
	国民大学校		

「＊」印については，学生交流に関する覚書締結校
学部間重複含む

●外国人留学生

本学における外国人留学生は，年々増加し，現在292名（平成14年１月現在）に達しています。外国人留学生の受け入れ区分としては，国費留学生，外国政府派遣留学生，私費留学生があり，本学では約71％が私費留学生となっています。また，地域別ではアジアからの留学生が大部分を占めています。

留学生の留学生活を充実させるために，大学においては，入学時期の春と秋に，新入留学生オリエンテーションを実施し，また，留学生研修旅行，留学生との懇談会，日本語講座（日本語総合コース）等を行っています。そのほか，国や県，市町村，民間団体と連携協力して，「佐賀地域留学生等交流推進協議会」を設立し，留学生活が充実したものになるように努力しています。

《外国人留学生の国（地域）別人数》合計292人（平成14年１月現在）

中華人民共和国	166人	イラン	3人	ネパール	1人	ルーマニア	1人
大韓民国	31人	フィリピン	3人	ミャンマー	1人	ペルー	1人
マレーシア	19人	エジプト	2人	ラオス	1人	ホンジュラス	1人
スリランカ	15人	ガーナ	2人	シリア	1人	リビア	1人
バングラデシュ	12人	スロバキア	1人	バーレーン	1人	カンボディア	1人
インドネシア	12人	チェコ	1人	タンザニア	1人	アメリカ	1人
タイ	5人	ブルガリア	1人	メキシコ	1人		
ヴェトナム	4人	台湾	1人	アルゼンチン	1人		

●日本人学生の海外留学

日本人学生の海外留学制度としては，「派遣留学」，「語学研修」，「その他の留学」があります。詳細については，留学生センター及び学務部留学生課に問い合わせて下さい。

また，留学を希望する場合は，必ず，留学生センター及び学務部留学生課に相談してください。

(1) 派遣留学

派遣留学は，佐賀大学が協定を結んでいる大学へ，６ヶ月以上１年以内の期間，留学するものです。佐賀大学では毎年10名程度の学生が留学しており、平成13年度については下表のとおりです。この募集は，11月頃に行います。

この制度における奨学金は，「短期留学推進制度（派遣)」があり文部科学省から月額80,000円の奨学金が支給されます。佐賀大学では毎年３～４名の学生が受給しています。

平成13年度海外留学者

大学名	国費	私費
中国・北京工業大学	1	3
中国・首都師範大学	1	
韓国・釜山大学校	1	
タイ・コンケン大学	1	
タイ・カセサート大学	1	1
スリランカ・ペラデニア大学	1	

(2) 語学研修

本学では，米国・カリフォルニア大学デービス校，中国・華東師範大学，韓国・釜山大学校等において語学研修を実施しています。期間は，約４週間で，この研修を終了した者には，全学教育の共通基礎科目の外国語単位として認定される場合があります。平成13年夏期語学研修には，デービス校に３名，華東師範大学に３名，釜山大学校に２名参加しました。募集は学内掲示でお知らせします。

(3) その他の留学

上記(1)及び(2)に該当しない留学は，一般的には，休学して海外留学を行うこととなります。

毎年20名程度の学生が海外留学をしています。留学する際は，指導教官等と相談して下さい。留学に関する情報は留学生センターに相談してください。

なお，特別の例として，関連する専攻分野について勉学するため，大学の許可を得て，留学する場合もあります。

※ 留学生センターでは，海外留学相談窓口を設置しています。毎週月曜日から金曜日までのＶ校時目（16：00～17：30）に相談を受け付けています。事前に学務部留学生課へ問い合わせてください。

●国際交流会館

外国人留学生･研究者に居住の場を提供すること並びに，国際交流の事業に供するために，国道208号線（南部バイパス）沿いの楠葉寮に隣接して，国際交流会館が設置されています。

会館の，Ａ棟は留学生単身室40室，研究者単身室２室のほか，管理施設，ラウンジ・図書研修室，会議・研修室，和室の共用施設からなり，Ｂ棟は留学生夫婦室３室，研究者夫婦室２室，留学生家族室４室，研究者家族室２室からなっています。

詳細は，佐賀大学国際交流会館入居案内及び外国人留学生ガイドブックをご覧ください。

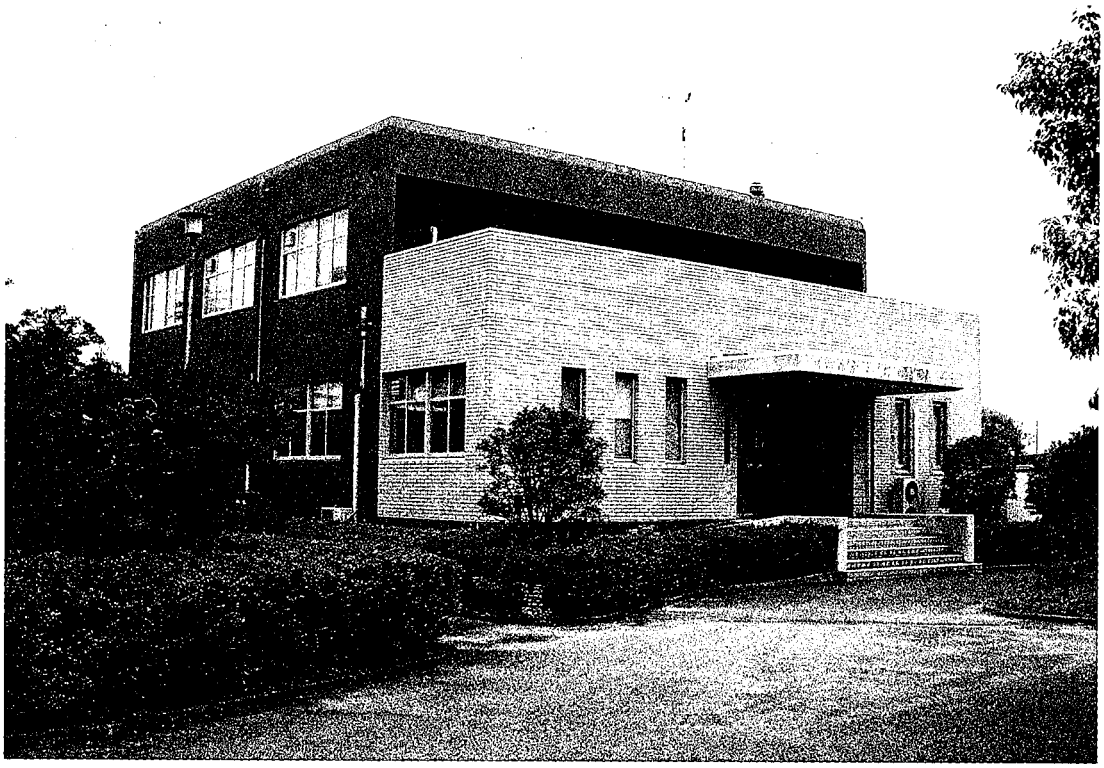
13. 健　康　管　理

保健管理センターの目的 ……73
利用案内 ……73
健康診断 ……73
応急処置 ……73
健康相談 ……73
センターロビー案内 ……74
センター職員 ……74
保健管理センター案内図 ……74



保健管理センター所長

佐　藤　　武



●保健管理センターの目的

保健管理センターは「…学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導の施設…」として設置されたもので，学生の心身の健康の保持・増進を図るのが主な目的です。

●利用案内

(1) **利用時間**

午前８時30分から午後５時まで（月曜～金曜）

(2) **利用手続**

保健管理センター事務室に申し出るだけで利用できます。

(3) **費用**

健康診断，応急処置，健康相談など保健管理センターで受ける検査や治療は，すべて**無料**です。

ただし，学外の医療機関を受診する必要が生じた場合は医療費を支払わなくてはなりません。その際には，各自の健康保険証が必要となるので，家族と離れて生活する人は**「遠隔地被扶養者証」**を作っておいてください。

●健 康 診 断

(1) **定期健康診断**

毎年１回，４月から５月にかけて定期健康診断が実施され，身長・体重・視力の計測と胸部レントゲン撮影，血圧測定，尿検査及び問診が行われます。

また，学部新入生にはこのほかに心電図検査と内科診察が加わります。

定期健康診断の対象者は，本学に在籍するすべての学生です。学部学生・大学院院生・研究生を問わず，**すべての学生が受診しなくてはなりません。**

(2) **特別健康診断**

特別健康診断には，体育大会等に出場するスポーツ学生のための「スポーツ学生健康診断」，放射性物質などを取り扱う学生のための「放射性物質取り扱い者健康診断」などがあります。

＊健康診断の対象者は必ず受診してください。

●応急処置

正課中や課外活動中にケガをしたり，風邪や腹痛などの病気や気分が悪くなった時，保健管理センターで傷の手当や投薬などの治療が受けられます。

また，安静を必要とする人のために休養室も設けてあります。

●健康相談

身体的健康についての相談はもちろん，心理的・精神的健康についての相談も受けられます。身体的相談については内科医が，心理的相談については精神科医が担当し，相談する人と相談を受ける人が１対１で，全く個人的に行われます。

相談内容など個人の秘密に関しては，外部に漏れないよう厳重に保護されています。

電話による健康相談

顔を合わせるのが恥ずかしかったり，名前を知られたくないなどの理由で保健管理センターまで来にくい場合には，直通電話で相談することができます。匿名でも相談できます。

電話番号

保健管理センター事務室	（看護婦）	0952-28-8181
精神・心理面の相談	（精神科医）	0952-28-8183
身体面での相談	（内科医）	0952-28-8182

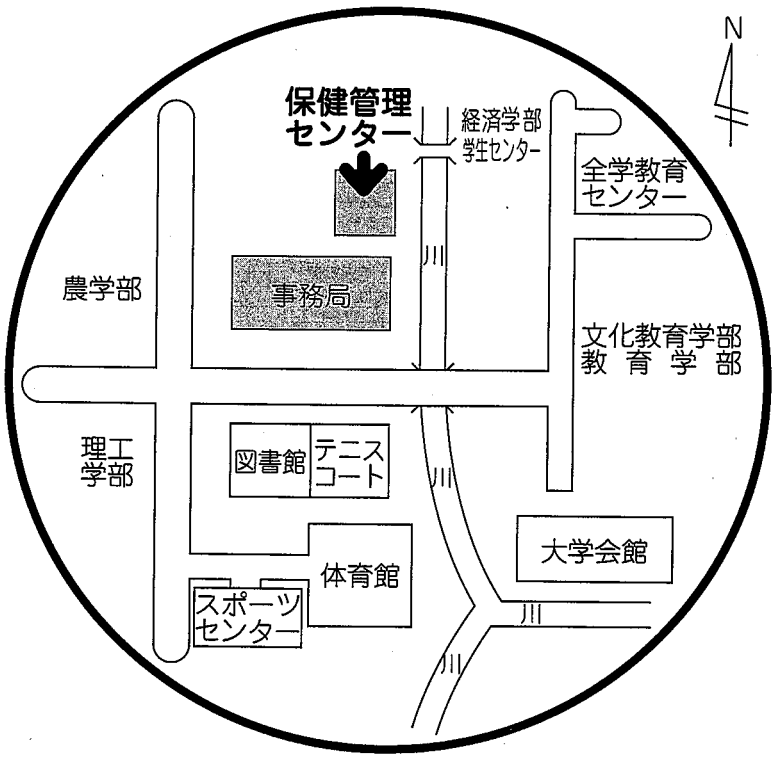
●センターロビー案内

センターロビーには，自動身長体重計，自動体脂肪計，自動血圧計，自動視力計などが備えてあり，センターに来る人がいつでも自由に，自分ひとりで測定できるようにセットされています。自分の現在の身体状況を知るため，また，食生活改善や運動の効果を確かめるのに，これらの機器を大いに利用してください。

●センター職員

官　職	氏　名	担当科
教授（医師）	佐藤　武	精神科
助手（医師）	木道圭子	内科
看護師	永渕久子	
看護師	福島雅子	
学校医	草場立太郎	整形外科

●保健管理センター案内図



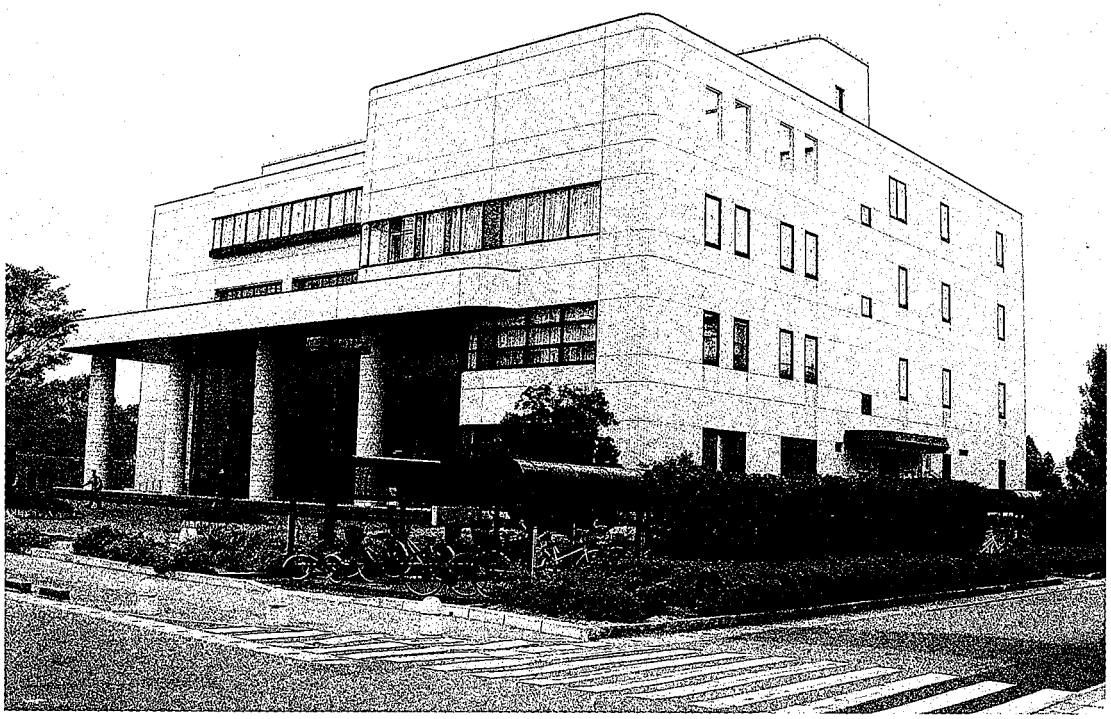
14. 図書館を利用するために

はじめに ……77
開館時間・休館日 ……77
閲覧と貸出 ……77
グループ学習室の利用 ……77
文献複写 ……78
他大学図書館等の利用 ……78
相互貸借サービス ……78
レファレンス・サービス ……78
検索用端末の利用 ……78
資料の配置 ……78
附属図書館案内図 ……80



附属図書館長

宮　島　敬　一



●はじめに

附属図書館は，昭和24年国立学校設置法の公布によって設置され，学生の学習及び研究者の教育・研究に必要な図書館資料を収集，整理し，利用者に対する迅速なサービスを，効率的に提供することを任務としてきました。現在，人文科学，社会科学及び自然科学の全分野にわたり，図書約58万７千冊，雑誌約8,800種を所蔵しています。

附属図書館は，大学キャンパスの中心部に位置し，平成元年３月に竣工した４階建の建物で，近代的な設備を備えています。

図書館内には，549席がある閲覧室の他，グループ学習室，マルチメディアルーム，リスニングルームや，疲れた閲覧者に静かな憩いの場を提供するラウンジなどを備え，学生にとって図書館への接近，利用がたやすくなるよう，また自発的学習の意欲を十分に発揮できるよう配慮しています。

また，新コンピュータシステムの導入により，学内・学外を問わずインターネットを使って佐賀大学所蔵の図書・雑誌のデータベースを自由に検索できる図書館のホームページ（http://www.lib.saga-u.ac.jp/）を提供しています。このホームページから日本全国の所蔵がわかる図書・雑誌データベースをはじめ，国内外の各種図書館や図書館関連機関へのアクセスが可能です。

さらに，従来の図書・雑誌という形態に加え，CD-ROM，オンライン・データベースなどの電子的媒体による資料の提供も行っています。新聞，事典，索引などの膨大なデータを，パソコンで瞬時に検索することができます。

なお，文献複写についても，複写機，マイクロリーダープリンターを備えて，より良いサービスを提供しています。

図書館利用についての概要は次のとおりです。詳細については本館発行の『図書館利用のしおり』を参照してください。

●開館時間・休館日

(1) 開館日

図書館では，次の日を除き開館します。

開学記念日（６月１日）

年末年始（12月28日～１月４日）

毎月第４木曜日（９月の試験期を除く）

その他，臨時に休館するときは，あらかじめ掲示します。

(2)開館時間

	授業期	休業期
月曜日～金曜日	９時～20時	９時～17時
土･日曜日,祝日	９時～17時	９時～17時

●閲覧と貸出（担当；閲覧係）

閲覧

図書館備え付けの資料は，自由に閲覧できます。

貸出

図書館資料の貸出は，図書館利用証，又は学生証により行います。

●グループ学習室の利用（担当；閲覧係）

図書館資料を使ってのグループ学習に利用できます。

●文献複写（担当；相互利用係）

1階の複写コーナーで，図書館資料を複写することができます。

●他大学図書館等の利用（担当；相互利用係）

他大学図書館等を利用する場合は，利用証等を発行しますのでカウンターに申し出てください。

●相互貸借サービス（担当；相互利用係）

本学に所蔵しない資料は，他大学図書館等からの借用や複写サービスにより取り寄せることができます。

●レファレンス・サービス（担当；学術情報係）

資料の所在調査・事項調査等に関する照会・質問に応じています。

●検索用端末の利用（担当；学術情報係）

館内の閲覧スペースに設置している端末は，自由に利用できます。
学術情報処理センターのユーザーIDとパスワードが必要です。

●資料の配置

1階

○新聞コーナー

朝刊15種類と寄贈された新聞が閲覧できます。

○参考図書コーナー

辞書・事典・ハンドブック類，百科事典，人名事典，地名事典，書誌を配置しています。

○開架閲覧室

学生用図書（自然科学・技術，工学，工業）約2万6千冊を配置しています。

2階

○開架閲覧室

学生用図書（総記・哲学・歴史・社会科学・産業・芸術・言語・文学）及び新聞縮刷版約6万8千冊を配置しています。

○ブラウジング．コーナー

軽読書用の和雑誌（約70種）を配置しています。

○書庫

哲学・歴史の図書及び郷土資料約2万7千冊が収蔵されています。

3階

○国際交流コーナー

留学生向け雑誌（約30種），佐賀市･佐賀県のガイド，本学と国際学術交流を行っている大学の資料等を展示しています。

○新着雑誌コーナー

図書館，農学部及び数学系学科で継続購入している和雑誌（約140種）･洋雑誌（約270種）の新着分を配置しています。

○開架閲覧室

図書館，農学部及び各学部で購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーを配置しています。

○集密書庫(1)

電動式の集密書架が設置されており，購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーが収蔵されています。

○貴重書庫

小城鍋島文庫，旧制佐賀高等学校及び佐賀師範学校旧蔵の漢籍，佐賀地方裁判所寄贈資料が収蔵されています。

4階

○集密書庫(2)

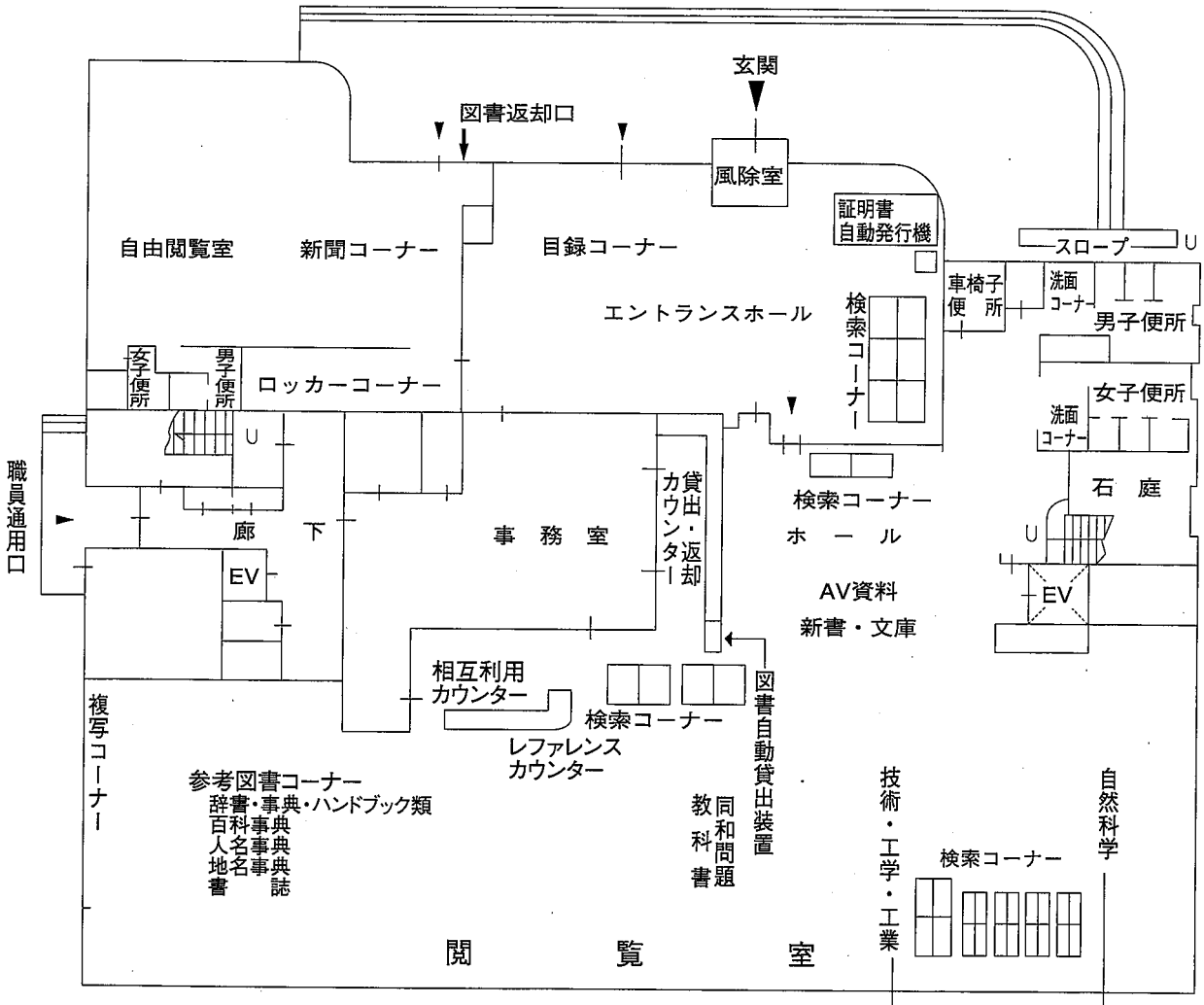
電動式の集密書架が設置されており，社会科学の図書約４万８千冊及び寄贈の紀要類（約3,500種）が収蔵されています。

旧館書庫

総記・自然科学・工学・技術・産業・語学・文学の図書約６万８千冊と，旧制佐賀高等学校，佐賀師範学校の図書約２万５千冊が収蔵されています。

●附属図書館案内図

1階

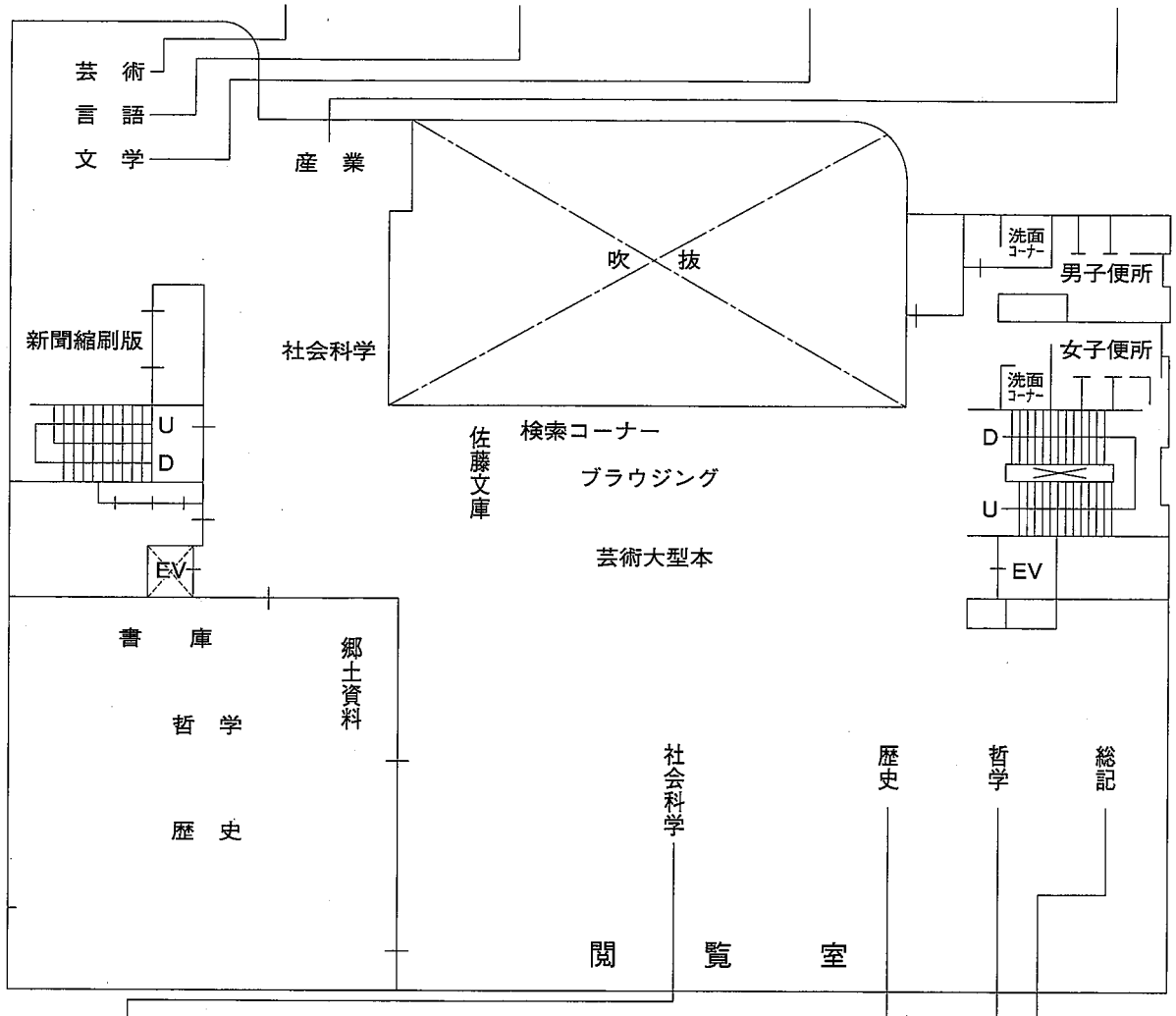


500 技術．工学．工業
510 建設工学．土木工学
520 建築学
530 機械工学．原子力工学
540 電気工学．電子工学
550 海洋工学．船舶工学．兵器
560 金属工学．鉱山工学
570 化学工業
580 製造工業
590 家政学．生活科学

400 自然科学
410 数学
420 物理学
430 化学
440 天文学．宇宙科学
450 地球科学．地学．地質学
460 生物科学．一般生物学
470 植物学
480 動物学
490 医学．薬学

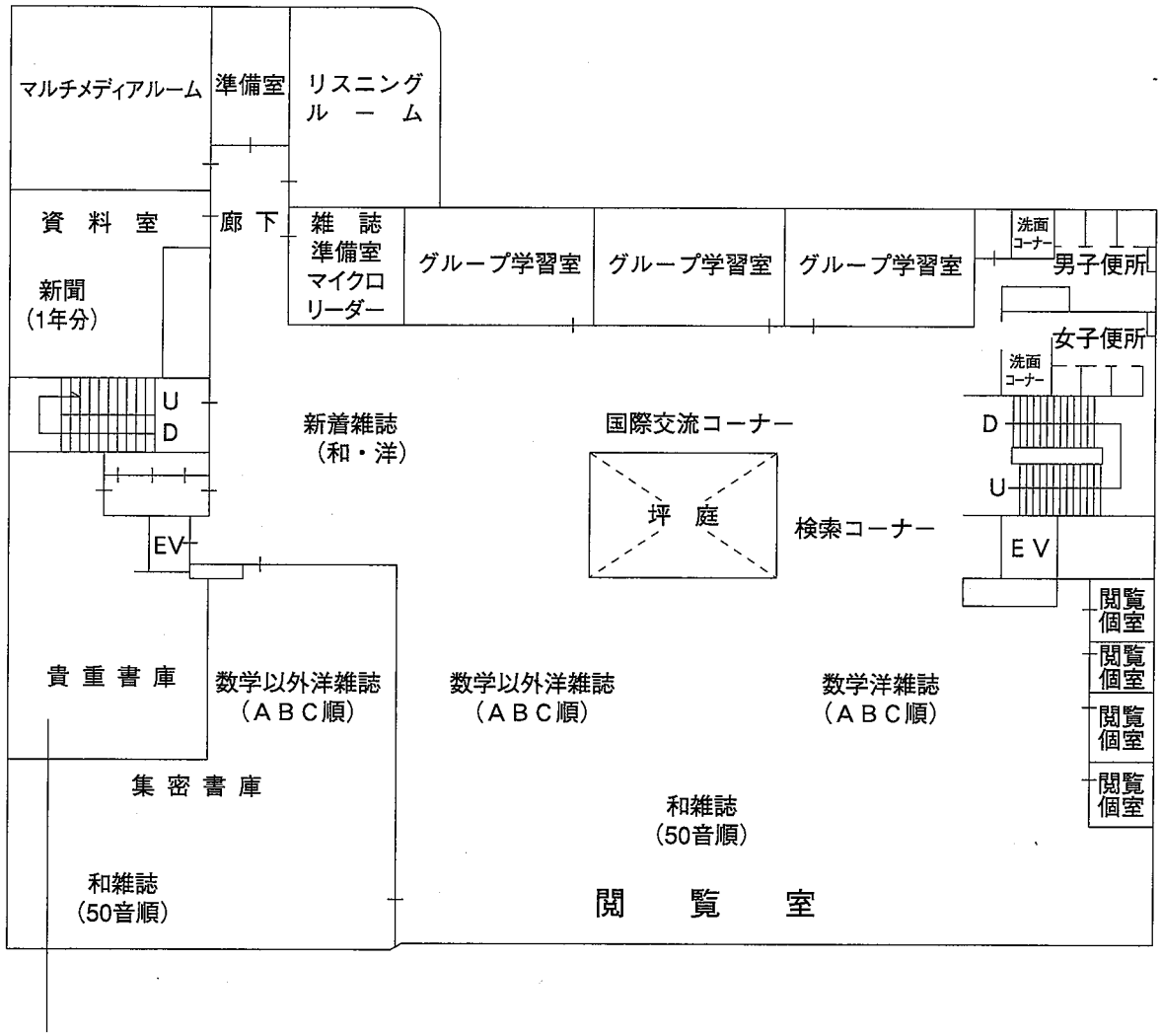
2階

700 芸術	800 言語	900 文学	600 産業
710 彫刻	810 日本語	910 日本文学	610 農業
720 絵画．書道	820 中国語．東洋の諸言語	920 中国文学．東洋文学	620 園芸．造園
730 版画	830 英語	930 英米文学	630 蚕糸業
740 写真．印刷	840 ドイツ語	940 ドイツ文学	640 畜産業．獣医学
750 工芸	850 フランス語	950 フランス文学	650 林業
760 音楽．舞踊	860 スペイン語	960 スペイン文学	660 水産業
770 演劇．映画	870 イタリア語	970 イタリア文学	670 商業
780 スポーツ．体育	880 ロシア語	980 ロシア文学	680 運輸．交通
790 諸芸．娯楽	890 その他の諸言語	990 その他の諸文学	690 通信事業



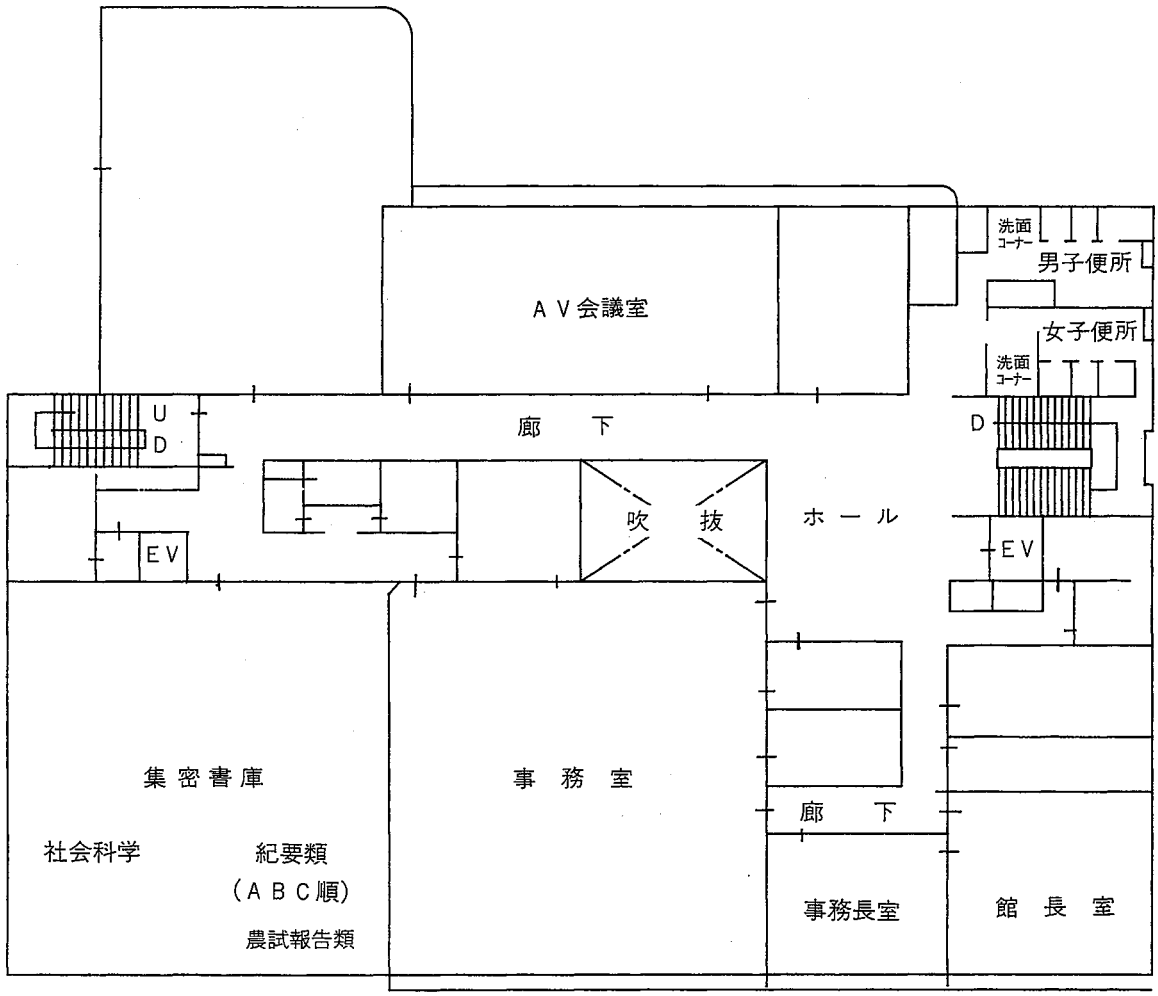
300 社会科学	200 歴史	100 哲学	000 総記
310 政治	210 日本史	110 哲学各論	010 図書館
320 法律	220 アジア史．東洋史	120 東洋思想	020 図書．書誌学
330 経済	230 ヨーロッパ史．西洋史	130 西洋哲学	030 百科事典
340 財政	240 アフリカ史	140 心理学	040 一般論文・講演集
350 統計	250 北アメリカ史	150 倫理学	050 逐次刊行物．年鑑
360 社会	260 南アメリカ史	160 宗教	060 学会．団体．研究調査機関
370 教育	270 オセアニア史	170 神道	070 ジャーナリズム．新聞
380 風俗習慣．民俗学	280 伝記	180 仏教	080 叢書．全集
390 国防．軍事	290 地理．地誌．紀行	190 キリスト教	090

3階

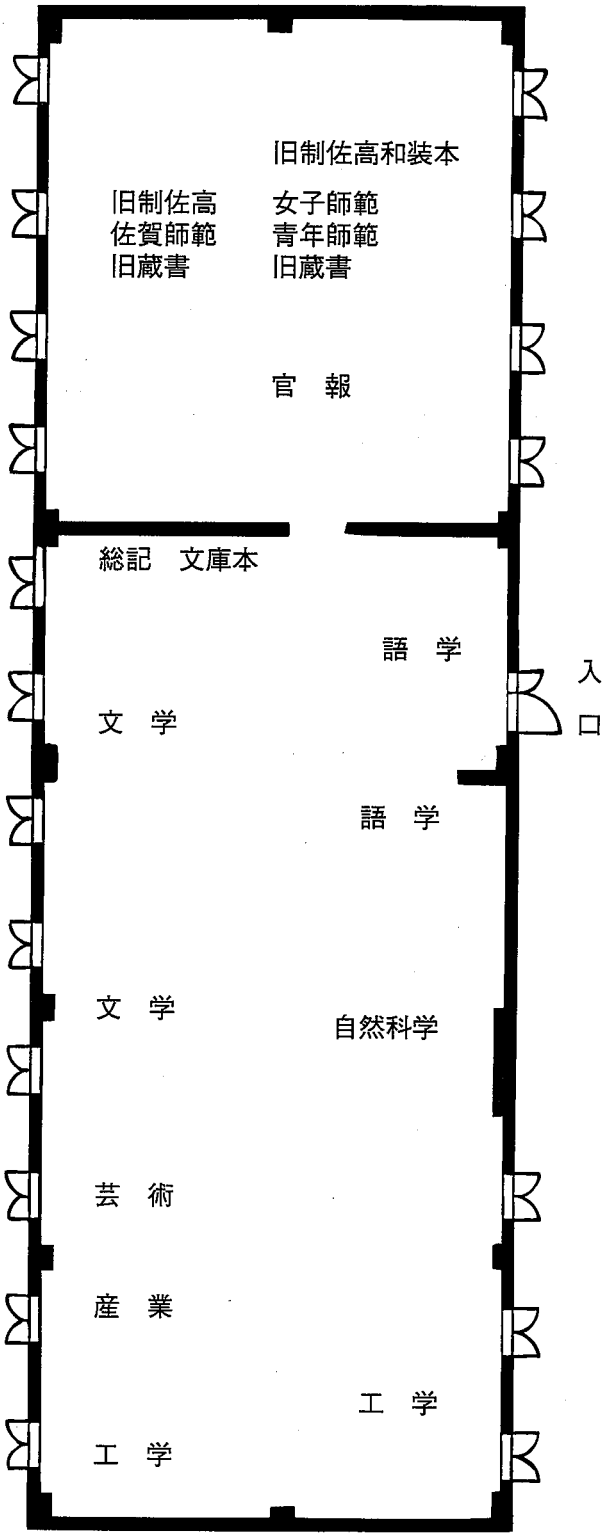


小城鍋島文庫，佐賀地方裁判所寄贈資料
旧制佐高・師範漢籍

4階


洗面コーナー
男子便所
女子便所
洗面コーナー
AV会議室
U
D
廊　下
D
吹　抜
ホ　ー　ル
EV
EV
集密書庫
事　務　室
廊　下
社会科学
紀要類
（ABC順）
農試報告類
事務長室
館　長　室

旧館書庫


旧制佐高和装本
旧制佐高
女子師範
佐賀師範
青年師範
旧蔵書
旧蔵書
官　報
総記　文庫本
語　学
入
口
文　学
語　学
文　学
自然科学
芸　術
産　業
工　学
工　学

15. 学術情報処理センター

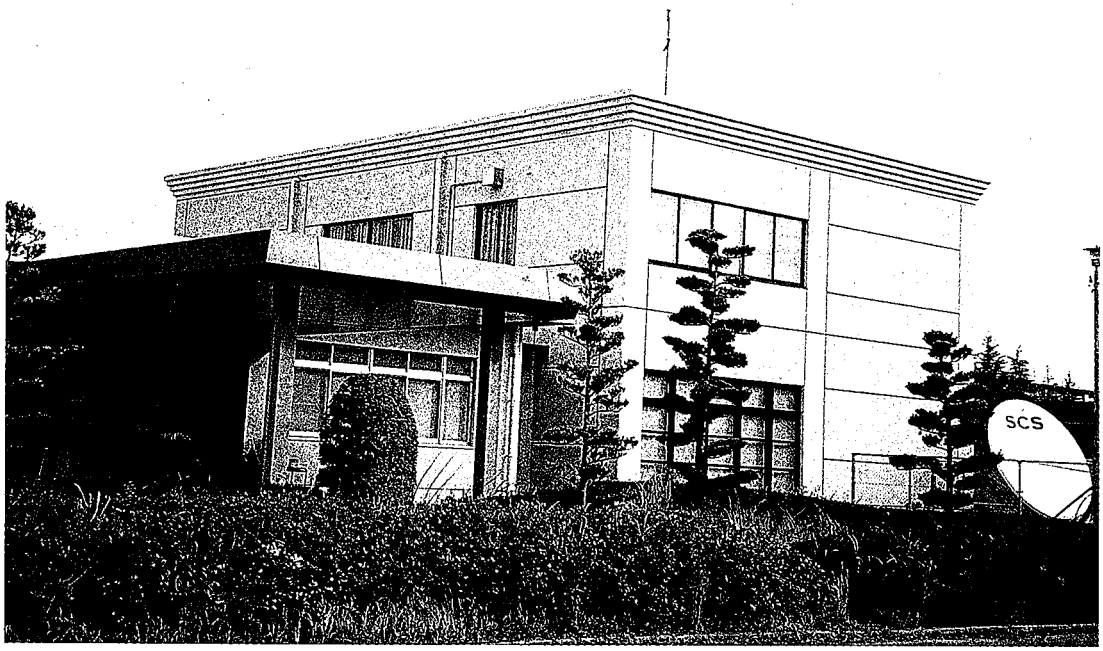
学術情報処理センターにようこそ …87
利用案内 ……87
学情センターの利用(ユーザ登録) 申し込みについて ……87
ユーザ名とパスワードは，こんなときに必要です ……88
学情センターの利用にあたっての諸注意 …88
学情センター内演習室の利用について…88
インターネットの利用について ……89
個人ホームページの作成と公開について…89
センター相談の利用について ……89
学外からのPPP相続によるインターネットの利用について ……89
演習室のPC端末について……90
学術情報処理センター平面図 ……91



学術情報処理センター長

渡　邉　義　明

http://www.cc.saga-u.ac.jp/



●学術情報処理センターにようこそ

学術情報処理センター（以下、学情センターという）は、本学の学術研究・教育のためのコンピュータとネットワークの利用などに係るサービスを行っている学内共同利用施設です。

学情センターでは、次のようなサービスを行っています。

(1) 学術研究のためのコンピュータ及びネットワーク利用。

(2) 情報処理教育のためのコンピュータ及びネットワーク利用。

(3) 電子メールやホームページの検索、個人ホームページの公開（学内のみ）などのインターネット利用。

学情センターにはサーバ・コンピュータが設置されており、教職員及び学生の皆さんが学術研究などに利用しています。また、演習室等にはPC端末を215台設置しており、学生の皆さんが勉学等にコンピュータやインターネットを活用し充実したキャンパス生活が送れるように、講義や自習などでできるだけ自由に利用できるようにしています。

学情センターの利用についての概要は次のとおりです。詳細については、学情センターのホームページ(http://www.cc.saga-u.ac.jp)を参照してください。

●利用案内

1.開館日

開館は、平日の月曜日から土曜日までです。

日曜日・祝日は、閉館です。また、大学の行事等により臨時に閉館するときは、あらかじめ掲示します。

2.開館時間

曜日	開館時間	事務の受付時間	
		午前	午後
月	8：30～20：00	9：00～12：00	13：00～17：00
火	8：30～13：00　16：00～20：00	9：00～12：00	13：00～17：00
水～金	8：30～20：00	9：00～12：00	13：00～17：00
土	9：00～17：00		

※ 毎週火曜日の13:00～16:00までは、システムの保守点検のため利用できません。

※ 大学の行事等により開館時間を変更する場合もあります。

※ 開館時間中でも演習室が利用できない場合もあります。

※ 利用に関するお問い合わせは、事務の受付時間に行います。

●学情センターの利用(ユーザ登録)申し込みについて

学情センターに利用申し込みを行うと、利用申込者にユーザ名と初期パスワードを発行します。

情報基礎演習を受講する学部１年生については、担当教官が一括して学情センターの利用申し込みを行います。情報基礎演習を開講していない学科の学部１年は、所属する学科にご相談下さい。その他の学生は、学情センターの業務室にご相談ください。

また、学情センターを利用できる期間は、原則として利用申し込み後から卒業の年の３月３１日までです。

●ユーザ名とパスワードは、こんなときに必要です

(1) 学情センター演習室のPC端末を利用するとき。
(2) 附属図書館及び学生センター就職相談室のPC端末を利用するとき。
(3) キャンパス各所（講義室、実験室、附属図書館等）に設置された教育用情報コンセントに、個人所有のノートPCを接続しインターネットを利用するとき。
(4) キャンパス各所に設置された無線LANに、個人所有のノートPCを接続しインターネットを利用するとき。

●学情センターの利用にあたっての諸注意

学情センターを利用するときには、下記のことに注意して下さい。適切でない行為があった場合には、利用者の所属する部局もしくは学情センターの判断に基づき、利用の制限や停止、その他の処分を行うことがあります。
なお、学情センター内各所には、監視カメラが設置されています。

1.大学としてふさわしい目的に限って利用し、下記に例示するような利用をしないこと。

(1) 営利目的の利用。
(2) 犯罪・反社会的目的の利用。
(3) 人権侵害・著作権侵害など他人の権利を侵害する利用。
(4) 猥褻など公序良俗に反する利用。
(5) 他人に物的・精神的被害を与える利用。
(6) システムの正常な運用を妨げる利用。

2.下記の注意事項に気を配り、ユーザ名とパスワードの管理に努めること。

(1) 自分のユーザ名とパスワードは、絶対に他人に教えないこと。また、使わせないこと。
(2) 初期パスワードを早期に変更すること。なお、変更するパスワードは簡単な文字列にしないこと。
(3) パスワードは、定期的に変更することが望ましい。
(4) ログインの状態のままPC端末を放置しないこと。
(5) パスワード漏洩時には届け出ること。

3.下記の注意事項を守り、学情センターの正常な運用を妨げないこと。

(1) 講義時間になったら、受講者以外は演習室から退出すること。
(2) 建物内では、喫煙・飲食をしないこと。
(3) 騒音発生・ゴミ散乱など他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
(4) 閉館時間を厳守し、閉館10分前までには後片付けをして退館すること。
(5) 自転車は、自転車置き場に必ず置くこと。

●学情センター内演習室の利用について

1.演習室について

学情センターには、大・中・小の演習室があり、大演習室(演習棟2F)にはPC端末110台とプリンタ5台、中演習室(演習棟1F)にはPC端末55台とプリンタ2台、小演習室(演習棟1F)にはPC端末38台とプリンタ2台が設置されています。この３つの演習室は、授業及び自習で利用できます。

また、演習棟1FホールにはPC端末6台とプリンタ1台、2FホールにはPC端末6台が設置され、いつでも自習で利用できます。

2.演習室の自習利用について

学情センターの開館時間内で演習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。

自習で利用する場合は、学情センターの行事日程表及び各演習室の時間割を必ず確認してください。

3.演習室のPC端末の利用について

演習室に設置されているPC端末及びプリンタなどの機器は、本学の学生及び教職員の皆さんが共同利用する機器ですので、他の利用者に迷惑をかけないような利用を心がけてください。

4.プリンタの印刷枚数制限について

演習室に設置されているプリンタでの印刷については、資源の節約等を考慮し個人毎に印刷枚数を月間300枚、年間2,000枚に制限しています。月間の印刷枚数が300枚を越えると、翌月まで印刷することができません。また、年間（4月1日～3月31日)の印刷枚数が2,000枚を越えると、次年度まで印刷できませんので、印刷枚数には十分にご注意ください。

●インターネットの利用について

インターネットは、勉学や就職活動、本学及び全国の大学附属図書館の蔵書検索、電子メールによる友人との意見交換などキャンパス生活をより豊かにするために活用してください。

インターネットは、学情センター演習室や附属図書館などに設置されたPC端末で利用できます。また、キャンパス各所に設置された教育用情報コンセント及び無線LANに、個人所有のノートPCを接続することにより利用できます。利用方法については、学情センターのホームページを参照してください。

なお、インターネットを利用するときは、利用マナーを守るように心がけてください。

●個人ホームページの作成と公開について

学情センターでは、個人でホームページを作成し学内に限りホームページを公開することができます。詳しい利用方法については、下記のホームページを参照してください。

http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/

●センター相談の利用について

学情センターでは、月曜日から金曜日の12:15～16:15で「センター相談」を開設しています。

「センター相談」の相談員は、本学の大学院生などの学生ですので、気軽に相談することができます。

1.相談できる内容について

(1) 演習室のPC端末の利用及び利用時のトラブルに関すること。

(2) 個人所有PC等のハードウェア及びソフトウェア、ネットワークの設定等に関すること。

(3) 自宅のPCのPPP接続に関すること。

(4) 電子メール、ホームページの検索等のインターネット利用に関すること。

(5) 研究用システムの利用に関すること。

上記の項目について相談に応じていますが、相談内容によっては解決できるというわけではありませんので、ご了承下さい。また、授業に関する相談には応じていません。

●学外からのPPP接続によるインターネットの利用について

学情センターでは、PPP(ダイアルアップ)接続サービスを行っており、自宅などのPCから電話回線を利用して24時間いつでも電子メールやホームページの検索などが利用できます。PPP接続用電話番号については、学情センター業務室にお問い合わせください。

1.PPP接続用電話回線について

PPP接続用電話回線は、アナログ回線(33.6Kbps)とISDN回線(64Kbps)の両方に対応し、同時利用回線数は24回線となっています。なお、PPP常時接続回線(ADSL等)には、対応していません。

2.利用時の注意について

毎週火曜日の13:00～16:00までは、システムの保守点検のため利用できません。

夜間は１時間で回線が切れます。

●演習室のPC端末について

演習室のPC端末を利用するときは、PC端末備え付けの「利用の手引き」を参照してください。

1.PC端末のハードウェアについて

演習室に設置されているPC端末のハードウェアの構成は、下記のようになっています。

利用目的	大・中演習室(165台)	小演習室・ホール(50台)
CPU	Intel PentiumⅢ1GHz	
メモリ	512MB	
3.5inchFDD	1.4MB及び720KB対応	
CD-ROM	読込み40倍速	
CD-RW		読込み32倍速,書込み12倍速
3.5inchMO		640MBまで対応
PCカードリード/ライター		smartmedia,compactflash/FLASH-ATA
ユーザファイル保存用仮想HD	50MB(両仮想HDの合計容量)	
ホームページ作成用仮想HD		
その他	15inch液晶CRT,日本語ショートキーボード,光学式マウス	

2.PC端末のソフトウェアについて

演習室のPC端末は、Windows環境またはUNIX環境のOSを選択して利用します。

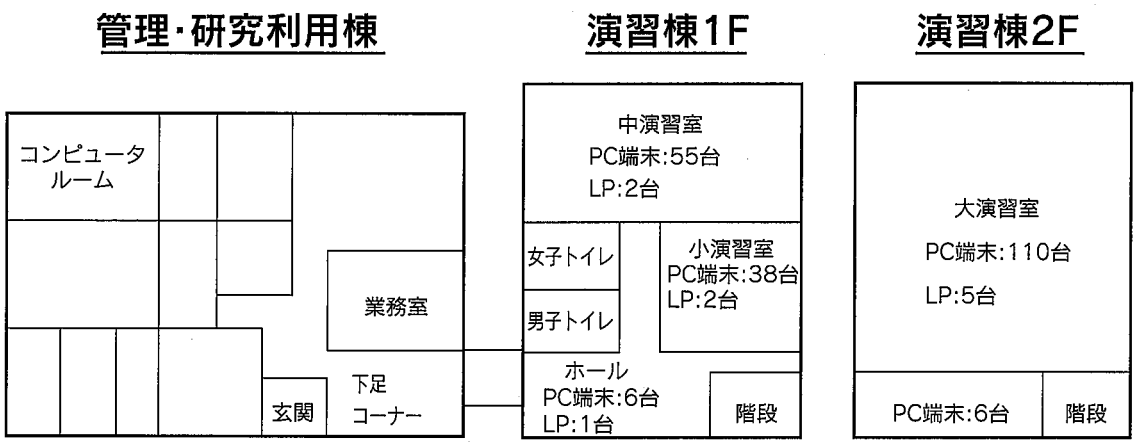
2-1 Windows環境で利用できるソフトウェアについて

Windows環境のOSは、MS-Windows2000Professional日本語版です。Windows環境で利用できるソフトウェアは、ワープロ、表計算、数式処理、地理情報システム、プログラミング言語、電子メールやホームページの検索ソフトなどです。また、日本語の他、韓国語、中国語などにも対応しています。

2-2 UNIX環境で利用できるソフトウェアについて

UNIX環境のOSは、TurboLinux ver2.4日本語版です。UNIX環境で利用できるソフトウェアは、文書作成ソフト（TeX)、数式処理、地理情報システム、プログラミング言語、電子メールやホームページの検索ソフトなどです。

●学情センター平面図



※　学情センター内は下足厳禁ですので，下足コーナーでスリッパに履き替えて下さい。また，濡れた傘などは，建物内に持ち込まないようにして下さい。

※　学情センターでは，分別ゴミ収集を行っていますので，空缶，ペットボトルなどは指定のゴミ箱に必ず捨てるようにして下さい。

16. 学内関係規則等

佐賀大学学則 ……95
佐賀大学全学教育科目履修規程 ……112
佐賀大学全学教育科目履修細則 ……114
佐賀大学文化教育学部規程 ……118
佐賀大学経済学部規程 ……192
佐賀大学理工学部規程 ……222
佐賀大学農学部規程 ……272
佐賀大学大学院規則 ……285
・各研究科の規程 ……281
佐賀大学科目等履修生規程 ……331
佐賀大学研究生規程 ……332
佐賀大学学生交流に関する規程 ……335
佐賀大学外国人留学生規程 ……342
その他の諸規定 ……344
・佐賀大学学生の懲戒に関する規程…344
・成績判定等に関する規程 ……345
・定期試験受験心得 ……345
・佐賀大学集会掲示等に関する内規…346
・佐賀大学授業料の督促及び補導要領…346
・佐賀大学本庄地区構内交通規程…348

◎佐賀大学学則

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　佐賀大学（以下「本学」という。）は，教育基本法（昭和22年法律第25号）に則り，専門の学芸について，高度の学術的研究を行うとともに，民主社会の市民としての創造的な知性と豊かな人間性を備え，かつ，深い専門知識を有する国際的人材を育成し，学術文化の進展及び地域の発展に寄与することを目的とする。

第２節　点検及び評価等

（点検及び評価等）

第２条　本学は，本学の教育研究水準の向上を図り，かつ，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価の結果について，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

３　点検及び評価の実施並びにその結果の公表及び検証に関し，必要な事項は，別に定める。

第３節　組織

（学部）

第３条　本学に，次の学部を置く。

文化教育学部

経済学部

理工学師

農学部

２　前項の学部に置く学科又は課程並びにその入学定員，編入学定員及びその収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	３年次編入学定員	収容定員
文化教育学部	学校教育課程	90人		360人
	国際文化課程	60人		240人
	人間環境課程	60人		240人
	美術・工芸課程	30		120人
	（３年次編入学）		20人	40人
	小計	240人	20人	1,000人
経済学部	経済システム課程	140人		560人
	経営・法律課程	135人		540人
	小計	275人		1,100人
理工学部	数理科学科	30人		120人
	物理科学科	40人		160人
	知脳情報システム学科	60人		240人
	機能物質化学科	90人		360人
	機械システム工学科	90人		360人
	電気電子工学科	90人		360人
	都市工学科	90人		360人
	（３年次編入学）		20人	40人
	小計	490人	20人	2,000人
農学部	生物生産学科	65人		260人
	応用生物科学科	80人		320人
	（３年次編入学）		10人	20人
	小計	145人	10人	600人
合計		1,150人	50人	4,700人

3　学部に関し必要な事項は，別に定める。

第４条　削除

（大学院）

第５条　本学に，大学院を置く。

2　前項の大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。

教育学研究科（修士課程）		学校教育専攻
		教科教育専攻
経済学研究科（修士課程）		金融・経済政策専攻
		企業経営専攻
工学系研究科（博士前期課程）		機能物質化学専攻
		物理科学専攻
		機械システム工学専攻
		電気電子工学専攻
		知能情報システム学専攻
		数理科学専攻
		都市工学専攻
		循環物質工学専攻
		生体機能システム制御工学専攻
	（博士後期課程）	エネルギー物質科学専攻
		システム生産科学専攻
		生体機能システム制御工学専攻
農学研究科（修士課程）		生物生産学専攻
		応用生物科学専攻

3　大学院に関し必要な事項は，別に定める。

（学部附属の教育施設及び研究施設）

第６条　本学に，次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

文化教育学部

附属小学校

附属中学校

附属養護学校

附属幼稚園

附属教育実践総合センター

農学部

附属農場

2　学部附属の教育施設及び研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

（附属図書館）

第7条　本学に，附属図書館を置く。

2　附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第8条　本学に，次の学内共同教育研究施設を置く。

科学技術共同開発センター

海浜台地生物生産研究センター

学術情報処理センター
留学生センター
低平地研究センター
海洋エネルギー研究センター
総合分析実験センター
2　学内共同教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。
（保健管理センター）
第９条　本学に，保健管理センターを置く。
2　保健管理センターに関し必要な事項は，別に定める。
（事務組織）
第10条　本学に，事務局その他の事務組織を置く。
2　事務組織に関し必要な事項は，別に定める。
（職員組織）
第11条　本学に，学長，副学長，学部長，附属図書館長，事務局長その他必要な職員を置く。
2　職員組織に関し必要な事項は，別に定める。
第11条の2　教員組織として，学部に修士講座を，大学院工学系研究科に博士講座を，次のとおり置く。
文化教育学部
学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程
教育学・教育心理学
教科教育
理数教育
音楽教育
日本・アジア文化
欧米文化
地域・生活文化
環境基礎
健康スポーツ科学
美術・工芸
経済学部
経済システム課程、経営・法律課程
経営システム
地域政策
国際経済社会
経済情報
法政策
理工学部
数理科学科
数理学
応用数理学
物理科学科
基礎物理学
応用物理学

知能情報システム学科
情報基礎学
計算システム学
高次情報処理学
機能物質化学科
反応化学
物性化学
機能材料化学
電子セラミック材料工学
機能分子システム工学
機械システム工学科
環境流動システム学
熱エネルギーシステム学
先端材料システム学
設計生産システム学
知能機械システム学
電気電子工学科
電子システム工学
知能計測制御工学
電子情報工学
情報通信工学
都市工学科
建設構造学
建設地盤工学
環境システム工学
環境設計学
社会システム学
農学部
生物生産学科
資源社会管理学
生産生物学
生産情報科学
生産環境工学
応用生物科学科
生物工学
生物調節学
動物資源学
生物機能化学
生物資源利用化学
工学系研究科
エネルギー開発工学
物質科学

機能材料工学
生産開発工学
社会システム工学
情報システム学
インターフェース機能工学
インテリジェント制御工学
生体システム工学

2　前項に掲げるもののほか、第８条に規定する学内共同研究施設及び第９条に規定する保健管理センターに、教員組織を置く。

3　教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第11条の３　本学に，運営諮問会議を置く。

2　運営諮問会議に関し必要な事項は，別に定める。

（評議会）

第12条　本学に，評議会を置く。

2　評議会に関し必要な事項は，別に定める。

（教授会）

第13条　学部に，教授会を置く。

2　教授会に関し必要な事項は，別に定める。

第２章　学部通則

第１節　学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限

（学年及び学期）

第14条　学年は，４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

2　学年を分けて，次の２学期とする。

前学期　　４月１日から９月30日まで
後学期　　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第15条　休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 開学記念日　　６月１日
(4) 春季休業　　４月１日から４月７日まで
(5) 夏季休業　　８月１日から９月30日まで
(6) 冬季休業　　12月25日から翌年１月７日まで

2　前項第４号から第６号の規定にかかわらず，教育上必要がある場合は，教授会の議を経て，学長が休業日を変更することができる。

3　休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課することがある。

4　臨時休業については，その都度関係学部の教授会の議を経て，学長が定める。

（修業年限及び在学年限）

第16条　修業年限は，４年とする。ただし，第40条第２項の規定による場合は，３年以上４年未満とする

2　在学年限は，８年とする。ただし，転入学，編入学又は再入学により入学した者は，第23条第２項により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第２節　入学，転入学，編入学及び再入学

（入学の時期）

第17条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。

（入学の資格）

第18条　本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において，学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) その他本学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）

第19条　本学に入学を志願する者は，所定の期日までに，入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第20条　前条の入学を志願した者については，別に定めるところにより行う選考の結果に基づき，教授会の議を経て，学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，誓約書その他所定の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。

（入学許可）

第22条　学長は，前条の入学手続を完了した者（入学料の免除を申請し，受理された者を含む。）に，入学を許可する。

（転入学，編入学及び再入学）

第23条　次の各号の一に該当する者があるときは，教授会の議を経て，学期の始めに，学長が，相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学に在学中の者で転入学を志願する者

(2) 短期大学，高等専門学校，国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願する者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の３に定める従前の規定による高等学校，専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し，又は卒業した者で編入学を志願する者

(4) 外国において，学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願する者

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10の規定による専修学校の専門課題を修了した者で編入学を志望するもの

(6) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願する者

(7) 本学を除籍された者で同一学部に再入学を志願する者

2　転入学，編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，学部長が認定する。

(転入学等の規定の準用)

第24条　転入学，編入学及び再入学の場合には，第19条から第22条までの規定を準用する。

第3節　教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第25条　本学の教育課程は，次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

2　教養教育科目は，フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

3　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4　専門教育科目は，専門科目とする。ただし，各学部の定めるところにより，専門基礎科目及び専門周辺科目の区分を設けることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の2　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

(履修方法)

第26条　学生は，各学部の定める教育課程により，教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

2　教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び各学部規程の定めるところによる。

3　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，各学部規程の定めるところによる。

4　前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については，各学部の定めるところによる。

5　学生は，所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

(授業の方法)

第26条の2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(単位の基準)

第27条　1単位の授業科目は，45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし，授業の方法に応じ当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については，15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については，15時間の授業をもって1単位とする。ただし，授業の方法に応じ，30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験，実習及び実技については，30時間の授業をもって1単位とする。ただし，授業の方法に応じ，45時間の授業をもって1単位とすることができる。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して，別に単位数を定めることができる。

（授業期間）

第28条　各授業科目の授業は，15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

2　卒業論文，卒業研究，卒業制作及び経済学部の演習の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して，授業期間を定めることができる。

第４節　単位の授与

（成績の判定）

第29条　学生が一の授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

2　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第30条　教育上有益と認めるときは，第38条第１項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議に基づき，60単位を超えない範囲で，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は，学生が，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第31条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，教授会の議に基づき，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は，前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第32条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む。）を，教授会の議に基づき，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を，教授会の議に基づき，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，転入学，編入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第30条及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第32条の２　本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第56条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，本学の修業年限の２分の１を超えてはならない。

第５節　休学，復学，退学，転学，転学部，転学科，転課程，派遣，留学及び除籍

（休学）

第33条　病気その他の事由によって継続して３月以上授業に出席できない者は，学長に休学を願い出て，許可を受けなければならない。

２　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の事情があるときは，休学期間の延長を願い出ることができる。

３　休学期間は，通算して２年を超えることができない。

４　休学期間は，在学期間に算入しない。

（復学）

第34条　休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは，学長に願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第35条　自己の都合により退学する者は，学長に願い出て，許可を受けなければならない。

（転学）

第36条　他の大学への入学又は転学を志願する者は，学長に願い出て，許可を受けなければならない。

（転学部，転学科及び転課程）

第37条　転学部，転学科又は転課程を志願する者があるときは，関係する学部の教授会の議を経て，学長が学期の始めに限り許可することがある。

２　転学部を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，転入する学部の教授会の議を経て，学部長が認定する。

３　転学科又は転課程を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，学部長が認定する。

（派遣及び留学）

第38条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき，当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し，又は留学させることがある。

２　前項の派遣及び留学については，教授会の議を経て行うものとする。

３　派遣及び留学の期間は，在学期間に算入する。

４　派遣及び留学に関し必要な事項は，別に定める。

（除籍）

第39条　次の各号の一に該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。

(1) 第16条第２項に定める期間在学して卒業できない者

(2) 病気その他で修業の見込みがない者

(3) 入学料の全部又は一部の免除を不許可とされた者であって，その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者

第６節　卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

（卒業の認定）

第40条　第16条第１項に規定された期間以上在学し，第26条に規定された所定の単位を修得した者には，教授会の議を経て，学長が卒業を認定し，卒業証書・学位記を授与する。

２　本学に３年以上在学し，第26条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が，第16条第１項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には，別に定めるところにより，当該教授会の議を経て，学長が卒業を認定し，卒業証書・学位記を授与することができる。

3　前２項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち，第26条の２第２項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし，卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において，当該単位数のうち，第26条の２第１項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは，同条第２項の授業の方法により取得する単位数は，60単位を超えることができるものとする。

（学位の授与）

第41条　卒業者には，学士の学位を授与する。

2　学位には，専攻分野の名称を付記するものとする。

3　前項の専攻分野の名称は，別に定める。

（教員の免許状）

第42条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学の学科又は課程において，当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，別表に掲げるとおりとする。

第7節　賞罰

（表彰）

第43条　学生として表彰に価する行為があった者は，教授会の議を経て，学長が表彰することがある。

（懲戒）

第44条　本学の学則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をした者は，教授会の議を経て，学長が懲戒する。

2　前項の懲戒の種類は，次のとおりとする。

(1)　退学

(2)　停学

(3)　訓告

3　懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第８節　学生証

（学生証の交付及び査証）

第45条　入学を許可された者には，学生証を交付する。

2　第２年次以降は学生証の査証を受けなければならない。

第46条　削除

第47条　削除

第48条　削除

第９節　厚生施設

（厚生施設）

第49条　本学に，寄宿舎その他の厚生施設を置く。

2　厚生施設に関し必要な事項は，別に定める。

第10節　科目等履修生，特別聴講学生及び研究生

（科目等履修生）

第50条　本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは，正規課程の学生の学修に支障のない範囲で，選考の上，学長が学年又は学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（特別聴講学生）

第51条　他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，当該他の大学又は短期大学との協議に基づき，学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2　特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。

（研究生）

第52条　本学教官の指導を受けて，特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは，正規課程の学生の学修に支障のない範囲で，選考の上，学長が，原則として学年又は学期の始めに，研究生として入学を許可することがある。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

第11節　外国人留学生

（外国人留学生）

第53条　外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て，学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2　外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

第12節　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料，入学料，授業料及び寄宿料）

第54条　検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額は，国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号。以下「費用省令」という。）の定めるところによる。

（入学料の免除）

第55条　次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，入学料の全部又は一部を免除することがある。

(1)　入学前１年以内において，入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2)　前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある場合

2　前項に規定するもののほか，次の各号に該当する者に対しても，入学料の全部又は一部を免除することがある。

(1)　前項の規定に基づき入学料の免除を申請した者が，本学への入学を辞退し，他の国立大学に入学を許可された場合

(2)　他の国立大学に入学手続を行い入学料を納付した者が，その入学を辞退し，本学に入学手続を行う場合

3　入学料の免除を希望する者は，所定の期日までに願い出て許可を得なければならない。

（入学料の徴収猶予等）

第56条　入学料の免除を願い出た者については，免除を許可又は不許可とするまでの期間，入学料の徴収を猶予する。

2　入学料の免除を不許可とされた者及び一部免除を許可された者は，所定の期日までに，所定の入学料を納付しなければならない。

3　次の各号の一に該当するときは未納の入学料の全部を免除する。

(1)　入学料の免除を願い出た者が，第１項に規定する期間内において死亡した場合

(2)　入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が，前項に規定する期間内において死亡した場合

(3) 第39条第３号の規定により除籍した場合

(授業料の徴収)

第57条　授業料の徴収は，各年度に係る授業料について，前期及び後期の２期に区分し，前期に係る授業料は４月に，後期に係る授業料は10月に，それぞれ年額の２分の１に相当する額を徴収するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，前期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず，入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，入学を許可される者の申出があったときは，入学を許可するときに徴収するものとする。

(転入学，編入学及び再入学における授業料)

第58条　転入学，編入学又は再入学の場合は，その者の属する年次の在学者にかかる額と同額の授業料を納付しなければならない。

(授業料の月割分納)

第59条　授業料の月割分納を希望する者は，納期前に願い出て許可を得なければならない。

２　前項の許可があった場合には，授業料年額の月割額を毎月初めに納付しなければならない。

(授業料の延納)

第60条　授業料の延納を希望する者は，納期前に願い出て許可を得なければならない。

(休学期間の授業料)

第61条　休学期間の授業料は，月割計算によって休学当月の翌月から復学当月の前月まで免除する。

２　納期から６月までの間において，復学を許可されたときは，復学当月以降の授業料は，復学当月末日までに納付しなければならない。

(除籍及び退学の場合の授業料)

第62条　除籍又は退学の場合は，その者が在籍していた期までの授業料を納付しなければならない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，それぞれ当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合　　未納の授業料の全額

(2) 授業料の延納又は分納を許可された者が，その願い出により退学を許可された場合　　月割計算により退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合　　未納の授業料の全額

(授業料の免除)

第63条　第56条第３項第３号に該当する場合において，授業料が未納であるときは，未納の授業料の全部を免除することがある。

２　学業優秀で学資の支弁困難な者及び風水害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては，願い出により審査の上，授業料の全部又は一部を免除することがある。

(寄宿料)

第64条　寄宿料は，毎月所定の期日までに納付しなければならない。

２　第56条第３項第３号に該当する場合において，寄宿料が未納であるときは，未納の寄宿料の全部を免除することがある。

(既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第65条　既納の検定科，入学科，授業料及び寄宿料は，返還しない。

２　前項の規定にかかわらず，第２次の学力検査等において，出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行ったときに，第１段階目の選抜で不合格になつた者に対しては，所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り，既納の検定科のうち，費用省令に定める第２段階目の選抜に

係る額に相当する額を返還する。

3　第１項の規定にかかわらず，第57条第２項の規定により授業料を納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には，納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

4　第１項の規定にかかわらず，第57条第３項の規定により授業料を納付した者が入学年度の前年度の３月31日までに入学を辞退したときは，納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

第13節　公開講座

(公開講座)

第66条　本学に，公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第3章　改正

(改正)

第67条　この規則の改正は，評議会において構成員の３分の２以上の賛成がなければならない。

附　則

1　この規則は，平成６年４月１日から施行する。

2　平成６年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成６年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

3　平成６年度の経済学部管理科学科，理工学部物理学科及び情報科学科の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学　部	学　科	平成６年度
経済学部	管理科学科	300人
理工学部	物理学科	170人
	情報科学科	190人

附　則（平成７年２月17日改正）

この規則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月19日改正）

1　この規則は，平成８年４月１日から施行する。

2　平成8年度の農学部３年次編入学の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，10人とする

附　則（平成８年６月28日改正）

1　この規則は，平成８年10月１日から施行する。

2　教育学部は，改正後の佐賀大学学則の規定にかかわらず，平成８年９月30日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成９年度から平成11年度までの文化教育学部の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学　部	課　程	平成９年度	平成10年度	平成11年度
文化教育学部	学校教育課程	90人	180人	270人
	国際文化課程	60人	120人	180人
	人間環境課程	60人	120人	180人
	美術・工芸課程	30人	60人	90人
	（３年次編入学）			20人

４　この規則の施行の際，現に教育学部に在学する者に係る第42条第２項の規定の適用については，改正後の同項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成９年３月21日改正）

１　この規則は，平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年３月31日に理工学部に置かれている学科は，改正後の佐賀大学学則の規定にかかわらず，平成９年３月31日に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成９年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　平成９年度から平成11年度までの理工学部の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学　部	学　科	平成９年度	平成10年度	平成11年度
理工学部	数理科学科	35人	70人	105人
	物理科学科	40人	80人	120人
	知能情報システム学科	60人	120人	180人
	機能物質化学科	100人	200人	300人
	機械システム工学科	95人	190人	285人
	電気電子工学科	100人	200人	300人
	都市工学科	100人	200人	300人
	（３年次編入学）			10人

４　平成９年３月31日に理工学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成９年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者に係る第42条第２項の規定の適用については，改正後の同項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成10年１月23日改正）

この規則は，平成10年１月23日から施行する。

附　則（平成10年４月１日改正）

１　この規則は，平成10年４月１日から施行する。

２　平成10年３月31日に経済学部に置かれている学科は，改正後の佐賀大学学則の規定にかかわらず，平成10年３月31日に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　平成10年度から平成12年度までの経済学部の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学　部	学　科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
経済学部	経済システム課程	150人	300人	450人
	経営・法律課程	135人	270人	405人

4　平成10年３月31日に経済学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者に係る第42条第２項の規定の適用については，改正後の同項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成10年４月９日改正）

この規則は，平成10年４月９日から施行する。

附　則（平成11年２月19日）

1　この規則は，平成11年４月１日から施行する。

2　平成11年度から平成13年度までの経済学部経済システム課程，理工学部数理科学科及び理工学部都市工学科並びに平成11年度の理工学部３年次編入学の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学　部	学　　科	平成11年度	平成12年度	平成13年度
経済学部	経済システム課程	290人	430人	570人
理工学部	数理科学科	100人	130人	125人
	都市工学科	295人	390人	385人
	（３年次編入学）	20人		

3　改正後の第21条の規定は，平成11年度入学手続者から適用する。

附　則

1　この規則は，平成12年４月１日から施行する。ただし，改正後の第40条第２項の規定について，平成12年度入学生から適用する。

1　平成12年度から平成14年度までの理工学部の機能物質化学科，機械システム工学科，電気電子工学科及び都市工学科の収容定員は，改正後の第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

学　部	学　　科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
理工学部	機能物質化学科	380人	370人	365人
	機械システム工学科	375人	370人	365人
	電気電子工学科	380人	370人	365人
	都市工学科	385人	375人	365人

附　則（平成13年１月６日改正）

この規則は，平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年２月16日改正）

この規則は，平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月15日改正）

この規則は，平成14年４月１日から施行する。

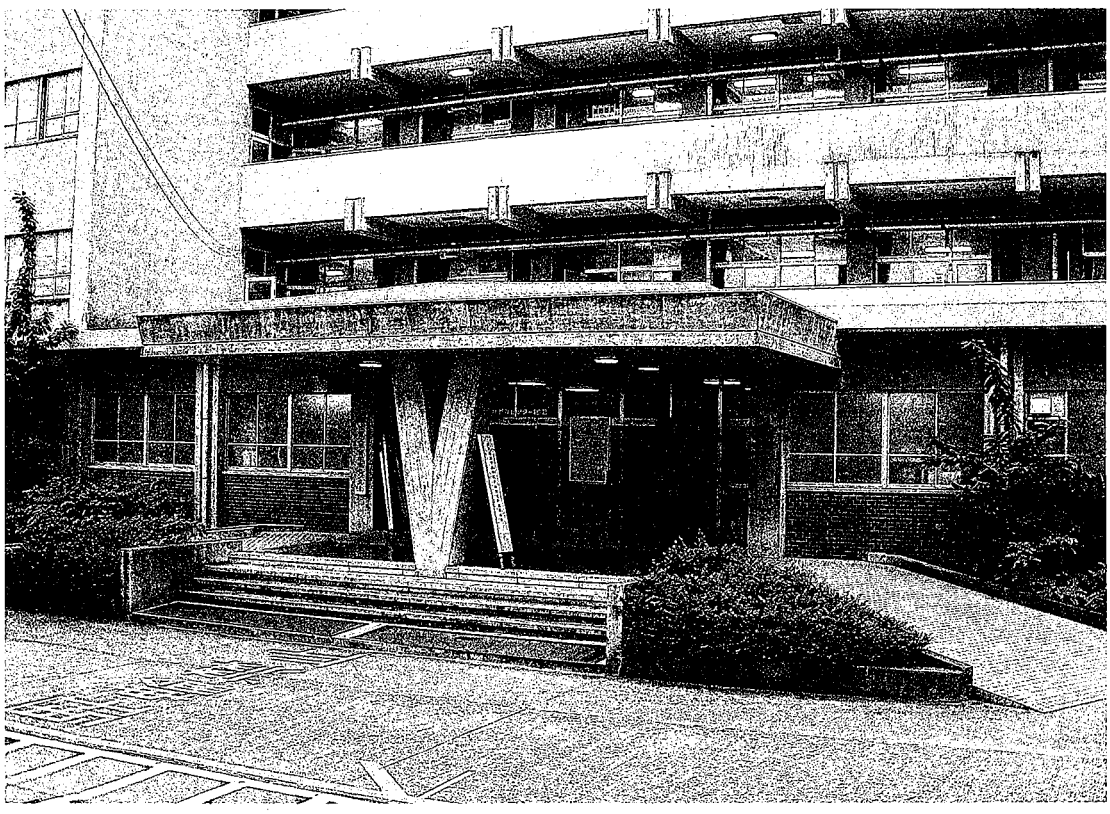
別表（第42条関係）

学部	学科・課程	教員の免許状の種類	免許教科の種類
文化教育学部	学校教育課程	小学校教諭１種免許状	
		中学校教諭１種免許状	数学，理科，音楽
		高等学校教諭１種免許状	数学，理科，音楽，情報
		養護学校教諭１種免許状	
		幼稚園教諭１種免許状	
	国際文化課程	中学校教諭１種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭１種免許状	国語，書道，地理歴史，公民，英語
	人間環境課程	中学校教諭１種免許状	保健体育，技術，家庭
		高等学校教諭１種免許状	保健体育，家庭，工業
	美術・工芸課程	中学校教諭１種免許状	美術
		高等学校教諭１種免許状	美術，工芸
経済学部	経済システム課程	中学校教諭１種免許状	社会
	経営・法律課程	高等学校教諭１種免許状	地理歴史，公民，商業
理工学部	数理科学科	中学校教諭１種免許状	数学
		高等学校教諭１種免許状	数学
	物理科学科	中学校教諭１種免許状	理科
		高等学校教諭１種免許状	理科
	知能情報システム学科	中学校教諭１種免許状	数学
		高等学校教諭１種免許状	数学，情報
	機能物質化学科	中学校教諭１種免許状	理科
		高等学校教諭１種免許状	理科，工業
	機械システム工学科	高等学校教諭１種免許状	工業
	電気電子工学科		
	都市工学科		
農学部	生物生産学科	中学校教諭１種免許状	理科
	応用生物科学科	高等学校教諭１種免許状	理科，農業



全学教育センター長

近　藤　榮　造



◎佐賀大学全学教育科目履修規程

(趣旨)

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第26条第２項の規定に基づき，佐賀大学全学教育センター（以下「センター」という。）が開設する教養教育科目及び共通基礎教育科目（以下「全学教育科目」という。）の履修等に関し必要な事項について定める。

(教育課程の編成)

第２条　センターの教育課程は，次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

２　教養教育科目は，フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分し，それぞれ次の単位数に基づき，各学部が定めるところにより修得させるものとする。

フレッシュマンセミナー　２単位以上

主題科目　20単位以上

３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分し，それぞれの修得できる単位数は，次のとおりとする。

外国語科目	第１外国語	６単位
	第２外国語	４単位
健康・スポーツ科目	講義・演習	２単位
	実習	２単位
情報処理科目	講義	２単位
	演習Ⅰ・Ⅱ	各１単位

４　前項に規定する第１外国語及び健康・スポーツ科目の実習は全学部必修とし，それ以外の科目の履修は，各学部において定める。

５　外国人留学生のための授業科目等の特例は，別に定める。

(単位数)

第３条　前条の規定に基づき，各学部が定める学科又は課程等の単位数は，別表のとおりとする。

(授業科目及び履修方法)

第４条　全学教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，別に定める。

(履修手続)

第５条　学生は，履修しようとする授業科目について，学期の始めに履修届を所属する学部に提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第６条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告及び試験等によって行う。

３　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

(試験)

第７条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

２　追試験及び再試験については，別に定める。

(科目等履修生)

第８条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成５年２月19日制定）の定めると

ころによる。…

(雑則)

第９条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，全学教育協議会の議を経て，センター長が定める。

附　則

１　この規程は，平成11年４月１日から施行する。

２　平成11年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成11年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

別表（第３条関係）

学部	学科・課程・コース	教養教育科目		共通基礎教育科目						合計
		フレッシュマンセミナー	主題科目	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		
				第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習	
文化教育	学校教育課程	2	20	6		2	2	2	1	35
	国際文化課程	2	20	6		2	2	2	1	35
	人間環境課程	2	20	6		2	2	2	1	35
	美術・工芸課程	2	20	6		2	2	2	1	35
経済	経済システム課程	2	24	6	4	2	2	2	1	43
	経営・法律課程	2	24	6	4	2	2	2	1	43
理工	数理科学科	2	24	6	4	2	2	2	2	44
	物理科学科	2	22	6	4	2	2			38
	知能情報システム学科	2	20	6	4	2	2			36
	機能物質化学科									
	物質化学コース	2	20	6	4	2	2		2	38
	機能材料化学コース	2	20	6		2	2	2	2	36
	機械システム工学科	2	20	6	4	2	2		2	38
	電気電子工学科	2	20	6	4	2	2	2	2	40
	都市工学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39
農	生物生産学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39
	応用生物科学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39

◎佐賀大学全学教育科目履修細則

(趣旨)

第１条　この細則は，佐賀大学全学教育科目履修規程（平成５年12月17日制定。以下「履修規程」という。）第４条の規定に基づき，全学教育科目の授業科目，単位数及び履修方法等に関し必要な事項について定める。

(フレッシュマンセミナー)

第２条　フレッシュマンセミナーは，１年次前学期に２単位を修得するものとする。ただし，４単位を修得しなければならない場合，１年次の前・後学期を通じて修得するものとする。

(主題科目)

第３条　主題科目は，次の６分野をもって構成する。

（１）文化と芸術

（２）思想と歴史

（３）現代社会の構造

（４）人間環境と健康

（５）数理と自然

（６）科学技術と生産

２　各主題分野に，副主題と副主題を構成するコア授業を置き，副主題とは別に個別授業を開設する。主題分野ごとにあるいは複数の主題分野にわたる総合型授業を開設することがある。

３　学生は，履修規程別表（第３条関係）に掲げる所定の主題科目の単位を，いずれかの学期に修得するものとする。

４　学生は，１年次後学期の始めに，主題分野の一つを選んで登録し，前項に規定する所定の主題科目の単位のうち，登録した主題分野から少なくとも８単位を修得しなければならない。ただし，登録前に修得した単位は，前項に規定する所定の主題科目の単位の中に含めることはできるが，８単位の中に含めることはできない。

５　３年次に転入学，編入学又は再入学した者については，主題分野の登録を必要としない。

６　登録の変更は，届出の上，２年次の各学期の始めに行うことができる。ただし，登録変更前に修得した単位は，８単位の中に含めることはできない。

第４条　主題科目の構成及び単位数は，別表Ⅰのとおりとする。

(共通基礎教育科目)

第５条　共通基礎教育科目の授業科目及び単位数は，別表Ⅱのとおりとする。

(外国語科目)

第６条　外国語科目は，第１外国語６単位及び第２外国語４単位を修得するものとする。ただし，学部又は学科若しくは課程（以下「学部等」という。）によっては，第２外国語は履修を要しない。

２　第１外国語と第２外国語とは，異なる外国語でなければならない。

３　既修外国語を第１外国語とする場合は，１年次に４単位，２年次に２単位を修得し，第２外国語とする場合は，２年次までの各年次に２単位を修得するものとする。

４　初修外国語を第１外国語とする場合は，３年次までの各年次に２単位を修得し，第２外国語とする場合は，２年次までの各年次に２単位を修得するものとする。

５　学部等によっては，履修すべき外国語を指定することがある。

(健康・スポーツ科目)

第７条　健康・スポーツ科目は，１年次に講義又は演習のいずれか２単位及び実習２単位を修得するもの

とする。ただし，学部等によっては，講義又は演習は履修を要しない。

(情報処理科目)

第８条　情報処理科目は，講義２単位，演習Ⅰ及び演習Ⅱ各１単位を修得するものとする。ただし，学部等によっては，履修を要しない。

(授業科目等の特例)

第９条　第２条から前条までに定めるもののほか，外国人留学生のための授業科目として，日本語及び日本事情に関する科目を別表Ⅱ及び別表Ⅲのとおり開設する。

(他の大学又は短期大学等における授業科目等の履修)

第９条の２　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学等における授業科目の履修，大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学等における授業科目の履修により修得した単位について，所属学部の教授会の議を経て，認定する。

(授業クラスの指定)

第10条　共通基礎教育科目については，授業クラスを指定することがある。

２　指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は，あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条　各授業科目の単位は，学期ごとに与える。ただし，特に指定する授業科目の単位は，学年ごとに与える。

(追試験)

第12条　やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目について，追試験を行う。

(再試験)

第13条　不合格と判定された授業科目について，再試験を行うことがある。

(雑則)

第14条　この細則に定めるもののほか，全学教育科目の履修に関し必要な事項は，全学教育協議会の議を経て，センター長が定める。

附　則

この細則は，平成14年４月１日から施行する。ただし，平成14年３月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成14年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学または、再入学する者に係る改正後の日本語に係る部分の適用については，なお，従前の例による。

別表Ⅰ（第４条関係）

主題科目の構成及び単位数表

主題分野	副主題	授業の区分	単位
１　文化と芸術	言語とコミュニケーション	コア授業	各２
	文学の世界	コア授業	各２
	芸術と創造	コア授業	各２
		個別授業	各２
		総合型授業	各２
２　思想と歴史	人間・社会と思想	コア授業	各２
	歴史と異文化理解	コア授業	各２
		個別授業	各２
		総合型授業	各２
３　現代社会の構造	現代の国際社会と環境	コア授業	各２
	現代の政治	コア授業	各２
	現代の経済	コア授業	各２
	現代の日本社会	コア授業	各２
		個別授業	各２
		総合型授業	各２
４　人間環境と健康	生活と健康	コア授業	各２
	心とからだ	コア授業	各２
	発達と環境	コア授業	各２
		個別授業	各２
		総合型授業	各２
５　数理と自然	数理の世界	コア授業	各２
	物質の科学	コア授業	各２
	身のまわりの科学	コア授業	各２
	自然と生命	コア授業	各２
		個別授業	各２
		総合型授業	各２
６　科学技術と生産	技術の歴史	コア授業	各２
	資源とエネルギー	コア授業	各２
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各２
	生産と環境	コア授業	各２
		個別授業	各２
		総合型授業	各２

備考　１　コア授業，個別授業及び総合型授業の授業科目は，別に定める。

２　「現代社会の構造」の分野の授業科目のうち，現代の法と社会（日本国憲法）については，４単位の授業も開講する。

３　九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位は，本学における授業科目の履修により修得したものとみなし，履修規程別表（第３条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。

４　第９条の２により認定された授業科目の単位は，履修規程別表（第３条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。

５　主題科目の中の実験・実習科目については，毎週180分（２コマ）15週の授業で２単位，又は毎週90分（１コマ）15週の授業で１単位として開講する。

別表II（第５条関係）

共通基礎教育科目の授業科目及び単位数表

区　　分	授　業　科　目	単　位	備　　考
外国語科目	英語A	1	第１外国語 前学期 後学期各２単位 第２外国語 前学期 後学期各１単位
	英語B	1	第１外国語 前学期 後学期各１単位 第２外国語 前学期 後学期各１単位
	ドイツ語Ⅰ	2	
	ドイツ語II	2	
	ドイツ語Ⅲ	2	
	フランス語Ⅰ	2	
	フランス語II	2	
	フランス語Ⅲ	2	
	中国語Ⅰ	2	
	中国語II	2	
	中国語Ⅲ	2	
	朝鮮語Ⅰ	2	
	朝鮮語II	2	
	朝鮮語Ⅲ	2	
	日本語Ⅰ	2	外国人留学生のための科目
	日本語II	2	
	日本語Ⅲ－１	1	
	日本語Ⅲ－２	1	
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義	2	
	スポーツ科学演習	2	
	健康科学講義	2	
	健康科学演習	2	前学期、後学期各１単位
	スポーツ実習	1	
情報処理科目	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習Ⅰ	1	
	情報基礎演習II	1	

備考　１　外国語科目、情報基礎演習Ⅰ及び情報基礎演習IIの単位の計算は、学則第27条第１項第２号のただし書による。

２　外国人留学生が外国語科目を履修する場合は、次に定めるところによる。

（1）　母国語を選択しないこと。

（2）　日本語を選択する場合は、第１外国語又は第２外国語のいずれか一つに限ること。

（3）　日本語を第１外国語として選択する場合は、１年次に日本語Ⅰ、日本語II各２単位を、２年次に日本語Ⅲ－１，日本語Ⅲ－２の各１単位を修得し、第２外国語とする場合は、１年次に日本語Ⅰ、日本語II各２単位を修得するものとする。

３　別途定める「海外語学研修の全学教育科目の単位認定に関する実施要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位を、履修規程別表（第３条関係）に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

４　第９条の２により認定された授業科目の単位は、履修規程別表（第３条関係）に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

別表Ⅲ（第９条関係）

外国人留学生のための授業及び単位数表

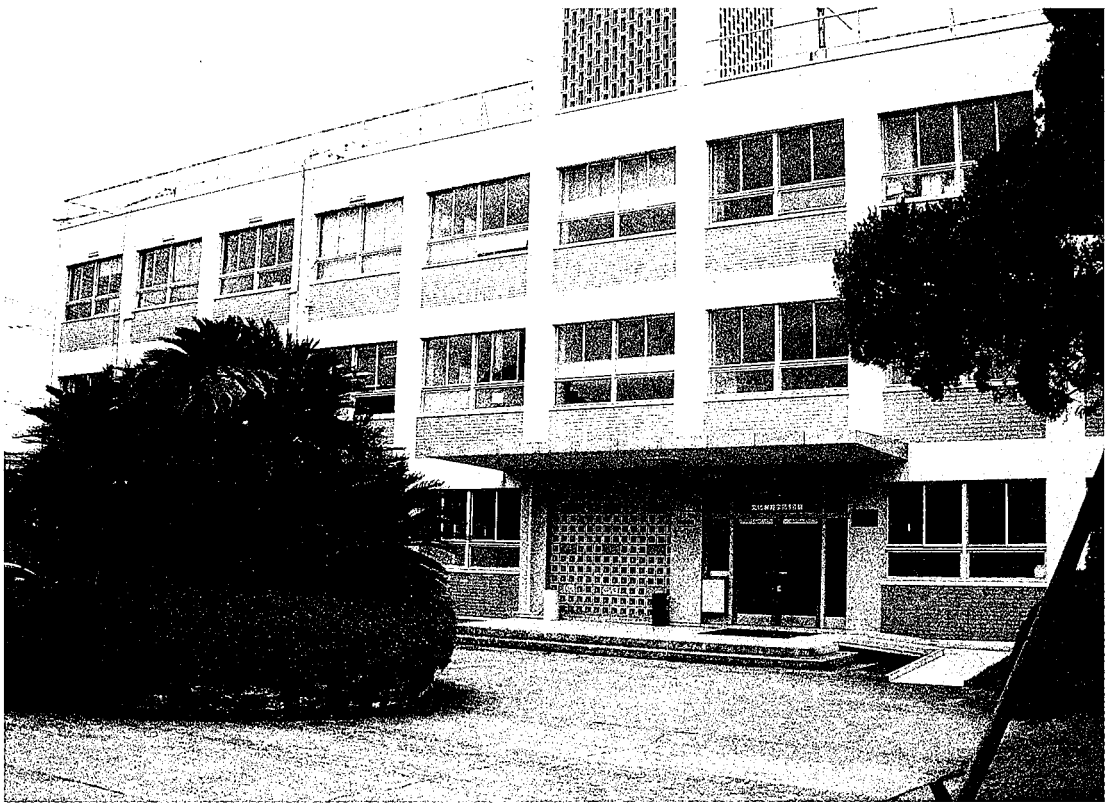
授業科目	単位
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
日本事情Ⅲ	2

備考　上記の授業科目について修得した単位は，履修規程別表（第３条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。この場合において，上記３科目６単位を修得したときは，この細則第３条第４項により登録した主題分野について修得すべき８単位のうちの６単位に振り替えることができる。ただし，残余の２単位は，いずれかの主題分野から修得しなければならない。



文化教育学部長

國　次　太　郎



◎佐賀大学文化教育学部規程

（趣旨）

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正）第３条第３項の規定に基づき，佐賀大学文化教育学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

（課程及び選修）

第２条　本学部に次の課程及び選修を置く。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

教科教育選修

障害児教育選修

数学選修

理科選修

音楽選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

美術・工芸課程

美術・工芸選修

（入学）

第３条　本学部に入学することのできる者は，佐賀大学学則第18条及び第23条に定めるところによる。

２　編入学，転入学及び再入学に関する事項は，佐賀大学文化教育学部編入学等規程（平成８年10月15日制定）の定めるところによる。

（選修の決定）

第４条　学生が所属する選修の決定は，入学時に行うものとする。ただし，次の選修の決定については，入学後に行うものとする。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

（教育課程の編成）

第５条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目
共通基礎教育科目
専門教育科目

2　教養教育科目は，フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

3　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4　専門教育科目は，専門基礎科目及び専門科目に区分する。

(履修方法)

第6条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2　教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学全学教育科目履修規程（平成5年12月17日制定）及び佐賀大学文化教育学部履修細則（平成8年10月15日制定）の定めるところによる。

3　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学文化教育学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第7条　学生は，履修しようとする授業科目について，学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

2　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

3　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表し，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

(試験)

第9条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

2　追試験及び再試験については，別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学における授業科目の履修，大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修による修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第11条　編入学，転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。

(卒業の要件)

第12条　本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第5条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第13条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。(特別聴講学生)

第14条　特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年4月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第15条　研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成5年2月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第16条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成６年６月24日制定）の定めるところによる。

（公開講座）

第17条　学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。

（雑則）

第18条　この規程に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

この規程は，平成14年４月１日から施行する。

別表（第６条第１項関係）

課　　程	教養教育科目		共通基礎教育科目						小計	専門教育科目		小計	合計
	フレッシュマンセミナー	主題科目	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目			専門基礎科目	専門科目		
			第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習					
学校教育課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	87	93	128
国際文化課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	83	89	124
人間環境課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	83	89	124
美術・工芸課程	2	20	6		2	2	2	1	35	6	83	89	124

●佐賀大学文化教育学部履修細則

(趣旨)

第１条　文化教育学部学生の教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目の履修については，佐賀大学学則，佐賀大学全学教育科目履修規程及び佐賀大学文化教育学部規程に定めるもののほか，本細則の定めるところによる。

(教養教育科目)

第２条　教養教育科目における主題科目の履修については，「文化と芸術」，「思想と歴史」，「現代社会の構造」の中から６単位以上を，「数理と自然」，「科学技術と生産」の中から６単位以上を修得しなければならない。

２　学校教育課程の学生は，「現代社会の構造」の分野から現代の法と社会（日本国憲法）２単位を修得しなければならない。

(共通基礎教育科目)

第３条　共通基礎教育科目における外国語科目は，英語を履修しなければならない。ただし，外国人留学生については，この限りではない。

２　共通基礎教育科目における情報処理科目は，情報基礎概論及び情報基礎演習Ｉを履修しなければならない。

(専門教育科目)

第４条　課程・選修別の専門教育科目の修得単位数は別表Ｉのとおりとする。

２　学校教育課程の専門教育科目の履修は，別表Ⅱ及び別表ⅢＡ～別表ⅢＧによる。

３　国際文化課程の専門教育科目の履修は，別表ⅣＡ又は別表ⅣＢによる。

４　人間環境課程の専門教育科目の履修は，別表ＶＡ又は別表ＶＢによる。

５　美術・工芸課程の専門教育科目の履修は，別表Ⅵによる。

６　教員免許状取得のための授業科目は別表Ⅶのとおりとする。

７　各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は，別に定めるものとする。

８　転入学，編入学又は再入学した者の履修方法等については，別に定めるものとする。

９　外国人留学生は，別表Ⅷに定める科目を各課程・選修に定める自由選択科目の一部として履修することができる。

(卒業研究)

第５条　卒業研究に関する細目は，別に定めるものとする。

(教員免許状)

第６条　教員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については，別に定めるものとする。

（履修手続）

第７条　学生は，履修届を，前学期，後学期ともに所定の期間内に教務係へ提出しなければならない。

２　履修届を提出しない場合は，当該学期に受講したすべての授業科目の単位は，認定されない。

３　履修項目として登録できる単位数の上限等については，別に定める。

（追試験及び再試験）

第８条　やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目で，担当教員の承認を得たのち，所定の願書を提出したものについては，追試験を行うことがある。

２　再試験は原則として行わない。ただし，不合格と判定された授業科目で，担当教員の承認を得たのち，所定の願書を提出したものについては，１回限り再試験を行うことがある。

３　追試験又は再試験の願書は，指定の期日までに提出しなければならない。

（雑則）

第９条　この細則に定めるもののほか，学生の履修に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

１　この細則は，平成14年４月１日から施行する。

２　平成14年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成14年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

別表Ⅰ（第４条第１項関係）

課程・選修別の専門教育科目の修得単位数

課程・選修		専門基礎科目	専門科目								合計
			課程共通科目	学校教育科目又は教育科目	専門外国語科目	情報処理科目	選修科目		自由選択科目	卒業研究	
		(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(選択)	(選択)	(必修)	
学校教育課程	教育学選修	6	6	51			8	8	10	4	93
	教育心理学選修	6	6	51			12	8	6	4	93
	障害児教育選修	6	6	51			8	10	8	4	93
	教科教育選修	6	6	51			6	10	10	4	93
	数学選修	6	6	51			12	10	4	4	93
	理科選修	6	6	51			16	8	2	4	93
	音楽選修	6	6	51			10	4	12	4	93
国際文化課程	日本・アジア文化選修	6	4		10		16	22	25	6	89
	欧米文化選修	6	4		10		12	26	25	6	89
人間環境課程	生活・環境・技術選修	6	4			4	12	39	18	6	89
	健康福祉・スポーツ選修	6	4			4	17	34	18	6	89
美術・工芸課程		6	4	4			24	25	20	6	89

別表II（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（各選修共通）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2		
		生活文化論	2	2	
		実践英語	2		
		小計	6		
専門科目	課程共通科目	教職概説	2		
		教育臨床心理学	2		
		授業実践論	2		
		小計	6		
	学校教科目	小学国語	1		
		小学書写	1		
		小学社会	2		
		数学概説	2		
		理科講義及び実験	2		
		生活科概説	2		
		小学声楽	1		
		小学ピアノ	1		
		小学図画	1		
		小学工作	1		
		小学体育 I	1		
		小学体育 II	1		
		小学家庭 I	1		
		小学家庭 II	1		
		教授・学習過程論	2		
		道徳教育の研究	2		
		特別活動の研究	2		
		初等国語科教育法 I	1		
		初等国語科教育法 II	1		
		初等社会科教育法 I	1		
		初等社会科教育法 II	1		
		算数科教育法 I	1		
		算数科教育法 II	1		
		初等理科教育法 I	1		
		初等理科教育法 II	1	1	
		初等理科教育法 III	1		
		生活科教育法	2		
		初等音楽科教育法 I	1		
		初等音楽科教育法 II	1		
		図工科教育法 I	1		
		図工科教育法 II	1		
		体育科教育法 I	1		
		体育科教育法 II	1		
		初等家庭科教育法 I	1		
		初等家庭科教育法 II	1		
		カウンセリング	2		
		総合演習（人権文化）	2		
		総合演習（国際理解）	2		
		総合演習（地域文化）	2		
		総合演習（環境）	2	2	
		総合演習（健康福祉）	2		
		総合演習（情報）	2		
		小学校教育実習	5		事前・事後指導を含む。
		教育実践総合研究		1	
		小計	51		

別表ⅢＡ（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（教育学選修）

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目			6		
専門科目	課程共通科目	別表IIのとおり	6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	教育社会学	2		
		人権教育論	2		
		教育相談心理学	2		
		生徒指導論	2		
		教育学研究法		2	選択科目として，８単位以上を修得しなければならない。
		教育学講読演習		2	
		教育学課題研究		2	
		教育思想史		2	
		人権意識論		2	
		教育方法学概説		2	
		視聴覚教育		2	
		教育制度論		2	
		学校・学級経営論		2	
		臨床教育学		2	
		社会教育概論Ⅰ		2	
		社会教育概論II		2	
		社会教育計画Ⅰ		2	
		社会教育計画II		2	
		社会教育実習		2	
		高齢化と生涯教育		2	
		生涯教育演習		2	
		国際化と生涯教育		2	
		図書館概説		2	
		教育学特殊講義		2	
		小　　計	8	8	
	自由選択科目			10	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒　業　研　究		4		
合　　計			93		

別表ⅢＢ⋯(第４条第２項関係)

学校教育課程専門教育科目（教育心理学選修）

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		別表IIのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	教育社会学	2		選択科目として，８単位以上を修得しなければならない。
		人権教育論	2		
		教育相談心理学	2		
		生徒指導論	2		
		心理学実験Ⅰ	1		
		心理学実験II	1		
		教育統計Ⅰ	2		
		基礎心理学ゼミナール		2	
		発達心理学ゼミナール		2	
		心の健康		2	
		教育統計II		2	
		心理学研究法		2	
		乳幼児心理学		2	
		言語心理学		2	
		学習心理学		2	
		教育評価		2	
		発達神経心理学		2	
		教育測定法		2	
		学習心理学演習		2	
		臨床心理学演習		2	
		教育心理学演習		2	
		教育心理学特殊講義		2	
		小　　計	12	8	
	自由選択科目			6	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒　業　研　究		4		
合　　計			93		

別表ⅢC（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（障害児教育選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目			6		
専門科目	課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	障害児教育	2		
		障害児心理学	2		
		障害児教育社会学	2		
		精神遅滞児心理学	2		
		障害児病理学		2	選修選択科目として，10単位以上を修得しなければならない。
		障害児保健学		2	
		精神遅滞児教育		2	
		障害児学習指導法		2	
		心理療法		2	
		障害児教育実習		3	
		障害児教育史		2	
		障害児診断法		2	
		障害児教育演習		2	
		養護学校観察		1	
		人格測定法		2	
		障害児心理学演習		2	
		障害児心理学実験		1	
		小児医学		2	
		大脳生理学		2	
		心身医学		2	
		視聴覚教育		2	
		障害児教育特殊講義		2	
		小計	8	10	
	自由選択科目			8	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合計			93		

別表ⅢＤ（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（教科教育選修）

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	教科発達心理論	2		
		教科教育授業設計論	2		
		教科教育情報論	2		
		国語科教育学		2	選修選択科目として，ＡからＪまでのいずれか１つの分野から10単位を修得しなければならない。
		国語教育学演習		2	
		国語科書写教育学		2	
		国語科教育課題研究Ⅰ		2	Ａ 2
		国語科教育課題研究Ⅱ		2	
		日本語表現論		2	
		日本文学史Ⅰ		2	
		社会科教育学		2	
		社会科教育学演習		2	＊社会科教育課題研究Ⅲは日本近現代史演習Ⅰ及び同Ⅱで読み替える。
		社会科教育課題研究Ⅰ		4	
		社会科教育課題研究Ⅱ		4	Ｂ 4
		社会科教育課題研究Ⅲ		4	
		日本史要説		2	2
		人文地理学		2	
		数学教育学		2	
		数学教育学演習		2	
		代数学基礎Ⅰ		2	Ｃ
		幾何学基礎Ⅰ		2	
		解析学基礎Ⅰ		2	
		確率論基礎		2	
		理科教育学		2	
		理科教育学演習		2	
		理科教育課題研究Ⅰ		2	2 Ｄ
		理科教育課題研究Ⅱ		2	
		化学概論		2	
		化学実験		2	
		音楽教育学		2	
		音楽科教育課題研究Ⅰ		2	
		音楽科教育課題研究Ⅱ		2	
		音楽教育学内容論Ⅰ（比較音楽表現）		2	Ｅ 2
		音楽教育学内容論Ⅱ（ミュージックテクノロジー）		2	
		音楽教育実践論		2	
		美術教育学		2	
		美術教育学演習		2	Ｆ

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	基礎デザイン		2	F
		素描Ⅰ		2	
		世界の美術		2	
		保健体育教育学		2	G
		保健体育教育学演習		2	
		体育科教育課題研究Ⅰ		2	
		体育科教育課題研究Ⅱ		2	
		スポーツⅠA1		1	A1 体操
		スポーツⅠA2		1	A2 体操競技
		スポーツⅠA3		1	A3 水泳
		スポーツⅠA4		1	A4 陸上競技
		スポーツⅠB1		1	B1 バスケットボール
		スポーツⅠB2		1	B2 サッカー
		スポーツⅠB3		1	B3 バレーボール
		スポーツⅠC1		1	C1 ダンス
		家庭科教育学		2	H
		家庭科教育学演習		2	
		家庭科教育学課題研究A		2	
		家庭科教育学課題研究B		2	
		保育学Ⅰ		2	
		現代社会の家族		2	
		技術教育学		2	I
		技術教育学演習		2	
		情報技術教育課題研究		2	
		生活環境電磁気学		2	
		ヒューマンエレクトロニクスⅠ		2	
		プログラミング演習Ⅱ		2	
		英語教育学		2	J
		英語教育学演習		2	
		英語科教育課題研究		2	
		英語学概論Ⅰ		2	
		英語音声学Ⅰ		2	
		小計	6	10	
	自由選択科目			10	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合計			93		

別表ⅢＥ（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（数学選修）

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		別表IIのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	身のまわりの数学	2		
		コンピュータI	2		
		代数学基礎I	2		
		幾何学基礎I	2		
		解析学基礎I	2		
		確率論基礎	2		
		身近な現象のサイエンス		2	選修選択科目として，10単位以上を修得しなければならない。
		コンピュータII		2	
		統計学基礎		2	
		確率論		2	
		統計学		2	
		応用数学		2	
		代数学基礎II		2	
		代数学I		2	
		代数学II		2	
		代数学III		2	
		代数学IV		2	
		幾何学基礎II		2	
		幾何学I		2	
		幾何学II		2	
		幾何学III		2	
		幾何学IV		2	
		解析学基礎II		2	
		解析学I		2	
		解析学II		2	
		解析学III		2	
		解析学IV		2	
		コンピュータ研究基礎		2	
		代数学研究基礎		2	
		幾何学研究基礎		2	
		解析学研究基礎		2	
		統計学研究基礎		2	
		コンピュータ領域研究I		2	
		コンピュータ領域研究II		2	
		代数学領域研究I		2	
		代数学領域研究II		2	
		幾何学領域研究I		2	
		幾何学領域研究II		2	
		解析学領域研究I		2	

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門科目	選修科目	解析学領域研究II		2	
		統計学領域研究 I		2	
		統計学領域研究II		2	
		情報社会と倫理		2	
		コンピュータハードウェア		2	
		コンピュータ演習 I		2	
		コンピュータソフトウェア		2	
		コンピュータ演習II		2	
		計測・制御実験		2	
		情報システム論		2	
		情報システム演習 I		2	
		情報システム演習II		2	
		統計情報システム		2	
		情報ネットワーク論 I		2	
		情報ネットワーク演習 I		2	
		情報ネットワーク論II		2	
		情報ネットワーク演習II		2	
		情報メディア論		2	
		マルチメディアを用いた図形処理		2	
		計算機シュミレーション		2	
		画像解析		2	
		デジタル画像論		2	
		情報と職業		2	
		小　　計	12	10	
	自由選択科目			4	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒　業　研　究		4		
合　　計			93		

別表ⅢF（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（理科選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目			6		
	課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
	学校教育科目		51		
専門科目	選修科目	身近な現象のサイエンス	2		
		物理学通論Ⅲ	1		
		物理学通論Ⅳ	1		
		化学通論Ⅰ	1		
		化学通論Ⅱ	1		
		生物学通論Ⅰ	1		
		生物学通論Ⅱ	1		
		地学通論Ⅰ	1		
		地学通論Ⅱ	1		
		物理学基礎実験Ⅰ	1		いずれか６単位選択必修。超過単位は選修選択科目単位とすることができる。
		物理学基礎実験Ⅱ	1		
		化学基礎実験Ⅰ	1		
		化学基礎実験Ⅱ	1		
		生物学基礎実験Ⅰ	1		
		生物学基礎実験Ⅱ	1		
		地学基礎実験Ⅰ	1		
		地学基礎実験Ⅱ	1		
		身のまわりの数学		2	選修選択科目として，８単位以上を履修しなければならない。
		物理学通論Ⅰ		1	
		物理学通論Ⅱ		1	
		力学		2	
		電磁気学		2	
		原子物理		2	
		放射線科学		2	
		固体物理		2	
		電子物性		2	
		理科コンピュータ演習		2	
		化学通論Ⅲ		1	
		化学通論Ⅳ		1	
		無機化学		2	
		物質環境科学		2	
		物理化学		2	
		有機化学		2	
		分析化学		2	
		生物学通論Ⅲ		1	
		生物学通論Ⅳ		1	
		生命科学		2	
		植物分類学		2	
		植物分類学演習		2	

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門科目	選修科目	動物生理学		2	
		分子生物学		2	
		動物生態学		2	
		臨海生物学		2	
		地学通論Ⅲ		1	
		地学通論Ⅳ		1	
		地球環境科学		2	
		進化古生物学		2	
		岩石鉱物学		2	
		天文学		2	
		地学巡検		2	
		小　　計	16	8	
	自由選択科目			2	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒　業　研　究		4		
合　　計			93		

別表ⅢG（第４条第２項関係）

学校教育課程専門教育科目（音楽選修）

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
専門科目	選修科目	ソルフェージュⅠ	1		選修選択科目として，４単位以上を修得しなければならない。
		ピアノⅠ	1		
		合唱Ⅰ	1		
		和声学Ⅰ	1		
		指揮法Ⅰ	1		
		弦楽合奏Ⅰ	1		
		音楽史Ⅱ	2		
		音楽心理学	2		
		音楽教育学		2	
		音楽科教育課題研究Ⅱ		2	
		音楽教育学内容論Ⅰ(比較音楽表現)		2	
		音楽教育学内容論Ⅱ(ミュージックテクノロジー)		2	
		音楽教育実践論		2	
		ソルフェージュⅡ		1	
		声楽Ⅰ		1	
		声楽Ⅱ		1	
		声楽Ⅲ		1	

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	声楽Ⅳ		1	
		声楽Ⅴ		1	
		声楽Ⅵ		1	
		声楽Ⅶ		1	
		声楽Ⅷ		1	
		合唱Ⅱ		1	
		ピアノⅡ		1	
		ピアノⅢ		1	
		ピアノⅣ		1	
		ピアノⅤ		1	
		ピアノⅥ		1	
		ピアノⅦ		1	
		ピアノⅧ		1	
		弦楽器Ⅰ		1	
		弦楽器Ⅱ		1	
		弦楽器Ⅲ		1	
		弦楽器Ⅳ		1	
		弦楽合奏Ⅱ		1	
		木管楽器Ⅰ		1	
		木管楽器Ⅱ		1	
		金管・打楽器Ⅰ		1	
		金管・打楽器Ⅱ		1	
		管楽合奏Ⅰ		1	
		管楽合奏Ⅱ		1	
		伴奏法Ⅰ		1	
		伴奏法Ⅱ		1	
		指揮法Ⅱ		1	
		音楽通論		2	
		音楽史Ⅰ		2	
		音楽形式論		2	
		音楽学演習		2	
		和声学Ⅱ		1	
		対位法Ⅰ		1	
		対位法Ⅱ		1	
		編曲法		1	
		作曲法		1	
		歌曲歌詞講読Ⅰ		2	
		歌曲歌詞講読Ⅱ		2	
		日本伝統音楽概説		2	
		日本伝統音楽実習Ⅰ		1	
		日本伝統音楽実習Ⅱ		1	
		小計	10	4	
	自由選択科目			12	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合計			93		

別表ⅣA（第４条第３項関係）

国際文化課程専門教育科目（日本・アジア文化選修）

区　　分		授業科目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		国際文化論	2		
		現代教育論	2		
		生涯発達論	2	4	
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
		欧米の社会と文化	2		
		小　　計	4		
	専門外国語科目	英語１	1	0又は4	履修方法は，次のいずれかによる。
		英語２	1		
		英語３	1		
		英語４	1		
		ドイツ語１	1	0，6又は10	1）ドイツ語，フランス語，中国語又は朝鮮語の中から１つを選び，10単位を修得する。 2）ドイツ語，フランス語，中国語又は朝鮮語の中の１つから６単位及び英語から４単位の計10単位を修得する。
		ドイツ語２	1		
		ドイツ語３	1		
		ドイツ語４	1		
		ドイツ語５	1		
		ドイツ語６	1		
		ドイツ語７	1		
		ドイツ語８	1		
		ドイツ語９	1		
		ドイツ語10	1		
		フランス語１	1	0，6又は10	
		フランス語２	1		
		フランス語３	1		
		フランス語４	1		
		フランス語５	1		
		フランス語６	1		
		フランス語７	1		
		フランス語８	1		
		フランス語９	1		
		フランス語10	1		
		中国語１	1	0，6又は10	外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については，別に定める。
		中国語２	1		
		中国語３	1		
		中国語４	1		
		中国語５	1		
		中国語６	1		
		中国語７	1		
		中国語８	1		
		中国語９	1		

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	専門外国語科目	中国語10	1J		
		朝鮮語1	1	0，6又は10	
		朝鮮語2	1		
		朝鮮語3	1		
		朝鮮語4	1		
		朝鮮語5	1		
		朝鮮語6	1		
		朝鮮語7	1		
		朝鮮語8	1		
		朝鮮語9	1		
		朝鮮語10	1		
		小計	10		
	選修科目	〈A群〉			
		東アジア国際関係史	2		〈A群〉から12単位選択必修。
		日中比較文化論	2		
		国際経済論	2		
		言語学要論	2		
		中国の言語と文化	2		
		朝鮮の社会と文化	2		
		東南アジアの国家と社会	2		
		日本の言語と文化	2		
		日中比較思想論	2		
		日本社会経済史	2		
		〈B群〉			
		日本前近代史演習Ⅰ	2		〈B群〉から4単位選択必修。
		日本前近代史演習Ⅱ	2		
		日本近現代史演習Ⅰ	2		
		日本近現代史演習Ⅱ	2		
		日本古典文学演習Ⅰ	2		
		日本古典文学演習Ⅱ	2		
		日本古典文学演習Ⅲ	2		
		日本古典文学演習Ⅳ	2		
		日本近代文学演習Ⅰ	2		
		日本近代文学演習Ⅱ	2		
		日本語史演習Ⅰ	2		
		日本語史演習Ⅱ	2		
		日本語学演習	2		
		日本語学演習Ⅱ	2		
		中国思想史演習Ⅰ	2		
		中国思想史演習Ⅱ	2		
		中国文学演習Ⅰ	2		
		中国文学演習Ⅱ	2		
		中国語学演習Ⅰ	2		
		中国語学演習Ⅱ	2		

区	分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	東洋史演習Ⅰ	2		
		東洋史演習Ⅱ	2		
		国際政治学演習Ⅰ	2		
		国際政治学演習Ⅱ	2		
		朝鮮学演習Ⅰ	2		
		朝鮮学演習Ⅱ	2		
		東南アジア学演習Ⅰ	2		
		東南アジア学演習Ⅱ	2		
		国際経済論演習Ⅰ	2		
		国際経済論演習Ⅱ	2		
		セム語学演習Ⅰ	2		
		セム語学演習Ⅱ	2		
		アジア経済論		2	選修選択科目として，22単位以上を修得しなければならない。
		日本史上の市（いち）と都市		2	
		近代日本の社会と国家		2	
		日本史要説		2	
		日本近現代史		2	
		日本文学史Ⅰ		2	
		日本文学史Ⅱ		2	
		日本古典文学論		2	
		日本近代文学論		2	
		日本文学環境論		2	
		地域文化と日本文学		2	
		現代日本語論		2	
		日本語要説		2	
		日本語史		2	
		日本語表現論		2	
		日本語文法論		2	
		日本語音声学		2	
		西アジアの言語		2	
		西アジアの文化		2	
		中国思想史Ⅰ		2	
		中国思想史Ⅱ		2	
		中国文学史論		2	
		中国語読解研究		2	
		中国近現代文学研究		2	
		日中交渉史		2	
		東洋史要説		2	
		東南アジア国際関係論		2	
		朝鮮政治文化論		2	
		朝鮮現代政治史		2	
		朝鮮史		2	
		日朝関係史		2	
		政治学		2	

区　　分		授業科目	必修	選択	備　　考
専門科目	選修科目	国際政治学要論		2	
		西洋史要説		2	
		法学要論		2	
		社会学要論		2	
		経済学要論		2	
		哲学要論Ⅰ		2	
		哲学要論Ⅱ		2	
		人文地理学		2	
		自然地理学		2	
		世界地誌		2	
		海外実習		2	
		小　　計	16	22	
	自由選択科目			25	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表ⅣB（第４条第３項関係）

国際文化課程専門教育科目（欧米文化選修）

区　　分		授業科目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		国際文化論	2		
		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		生活文化論	2	4	
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
		欧米の社会と文化	2		
		小　　計	4		
	専門外国語科目	英語1	1	0又は4	履修方法は，次のいずれかによる。 1）ドイツ語，フランス語，中国語又は朝鮮語の中から１つを選び，10単位を修得する。 2）ドイツ語，フランス語，中国語又は朝鮮語の中の１つから６単位及び英語から４単位の計10単位を修得する。
		英語2	1		
		英語3	1		
		英語4	1		
		ドイツ語１	1	0,6又は10	
		ドイツ語２	1		
		ドイツ語３	1		
		ドイツ語４	1		
		ドイツ語５	1		
		ドイツ語６	1		
		ドイツ語７	1		
		ドイツ語８	1		

区	分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	専門外国語科目	ドイツ語９	1		
		ドイツ語10	1		
		フランス語１	1		外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については，別に定める。
		フランス語２	1		
		フランス語３	1		
		フランス語４	1	0,6又は10	
		フランス語５	1		
		フランス語６	1		
		フランス語７	1		
		フランス語８	1		
		フランス語９	1		
		フランス語10	1		
		中国語１	1		
		中国語２	1		
		中国語３	1		
		中国語４	1		
		中国語５	1	0,6又は10	
		中国語６	1		
		中国語７	1		
		中国語８	1		
		中国語９	1		
		中国語10	1		
		朝鮮語１	1		
		朝鮮語２	1		
		朝鮮語３	1		
		朝鮮語４	1		
		朝鮮語５	1	0,6又は10	
		朝鮮語６	1		
		朝鮮語７	1		
		朝鮮語８	1		
		朝鮮語９	1		
		朝鮮語10	1		
		小計	10		
	選修科目	ヨーロッパ文化論	2	12	
		異文化間コミュニケーション論	2		
		近代欧米文学論Ⅰ	2		
		国際連合論	2		
		欧米の法と道徳Ⅰ	2		
		欧米社会経済思想史Ⅰ	2		
		現代ヨーロッパ社会論	2		
		芸術文化論	2		
		近代西洋思想	2		
		哲学要論Ⅰ	2		
		イギリス政治史	2		

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	比較文化概論		2	選修選択科目として，26単位以上修得しなければならない。
		近代欧米文学論II		2	
		欧米文化論		2	
		異文化理解 I		1	
		異文化理解 II		1	
		異文化理解 III		1	
		異文化理解演習ＡI		2	
		異文化理解演習ＡII		2	
		日独異文化理解演習		4	
		文学と精神分析		2	
		ジェンダー学		2	
		英米文学理論		2	
		英米文化事情 I		1	
		英米文化事情 II		1	
		イギリス文化論		2	
		現代イギリス事情		2	
		イギリス文学 I		2	
		イギリス文学 II		2	
		イギリス文学 III		2	
		アメリカ文化論		2	
		アメリカ文学 I		2	
		アメリカ文学 II		2	
		英米文学講読 I		1	
		英米文学講読 II		1	
		英米文学講読 III		1	
		英米文学講読 IV		1	
		英文学史 I		2	
		英文学史 II		2	
		古英語初歩		2	
		中世英文学		2	
		英文学演習 I		1	
		英文学演習 II		1	
		英文学演習 III		1	
		英文学演習 IV		1	
		英文学演習 V		1	
		米文学演習 I		1	
		米文学演習 II		1	
		英語史 I		2	
		英語史 II		2	
		英語学概論 I		2	
		英語学概論 II		2	
		英語音声学 I		2	
		英語音声学 II		2	
		スピーチ・コミュニケーション論		2	

区	分	授業科目	必修	選択	備考
		対照言語学		2	
		英語意味論		2	
		英語音声学演習Ⅰ		1	
		英語音声学演習Ⅱ		1	
		英語音声学演習Ⅲ		1	
		英語音韻論		2	
		英文法演習Ⅰ		1	
		英文法演習Ⅱ		1	
		英文法演習Ⅲ		1	
		英語学演習Ⅰ		1	
		英語学演習Ⅱ		1	
		英語学演習Ⅲ		1	
		日英異文化コミュニケーションⅠ		2	
		日英異文化コミュニケーションⅡ		2	
		英語オーラルコミュニケーションⅠ		1	
		英語オーラルコミュニケーションⅠ1		1	
		英語オーラルコミュニケーションⅢ		1	
専		英語パブリックスピーキングⅠ		1	
	選	英語パブリックスピーキングⅡ		1	
		英語論文構成Ⅰ		1	
門	修	英語論文構成Ⅱ		1	
		英作文演習Ⅰ		1	
		英作文演習Ⅱ		1	
科	科	資格英語Ⅰ		1	
		資格英語Ⅱ		1	
	目	現代ドイツ事情Ⅰ		2	
目		現代ドイツ事情Ⅱ		2	
		日独異文化間コミュニケーション論		2	
		ドイツ語表現論		2	
		ドイツ語文法論		2	
		ドイツ文学史		2	
		ドイツ文学		2	
		ドイツ文化論Ⅰ		2	
		ドイツ文化論Ⅱ		2	
		現代フランス事情		2	
		フランス文化論		2	
		フランス文学史		2	
		フランス文学理論		2	
		フランス文学Ⅰ		2	
		フランス文学Ⅱ		2	
		フランス語学		2	
		フランス語文法論		2	
		ジャーナリズム論		2	
		欧米文化論演習Ⅰ		1	

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	欧米文化論演習II		1	
		欧米文化論演習III		1	
		欧米文化論演習IV		1	
		欧米社会経済思想史II		2	
		欧米社会経済思想史演習I		2	
		欧米社会経済思想史演習II		2	
		近代ヨーロッパの国家と社会		2	
		中世ヨーロッパの国家と社会		2	
		近代ヨーロッパ社会史		2	
		西洋史要説		2	
		西洋中世史演習I		2	
		西洋中世史演習II		2	
		西洋近代史演習I		2	
		西洋近代史演習II		2	
		欧米の法と道徳II		2	
		法と責任		2	
		現代の罪と罰		2	
		国際社会の法と秩序I		2	
		国際社会の法と秩序II		2	
		法学要論		2	
		法学演習I		2	
		法学演習II		2	
		近代西欧法思想史演習I		2	
		近代西欧法思想史演習II		2	
		社会学要論		2	
		環境と人間の組織社会学		2	
		社会調査実習		2	
		経済学要論		2	
		市民社会と倫理		2	
		倫理学要論		2	
		倫理学演習I		2	
		倫理学演習II		2	
		哲学要論II		2	
		哲学要論III		2	
		プラトン哲学I		2	
		プラトン哲学II		2	
		西洋古代哲学演習I		2	
		西洋古代哲学演習II		2	
		美学思想史		2	
		現代美学論		2	
		美学演習I		2	
		美学演習II		2	
		都市システム論		2	
		日本の地理と風土		2	

区　　分		授業科目	必修	選択	備　　考
専門科目	選修科目	人文地理学		2	
		自然地理学		2	
		世界地誌		2	
		集落実地調査		2	
		地理学フィールドワーク実習		2	
		アジア経済論		2	
		国際経済論		2	
		日本史上の市（いち）と都市		2	
		近代日本の社会と国家		2	
		日本史要説		2	
		日本社会経済史		2	
		文献資料・遺構に見る交流の考古学		2	
		古墳文化研究演習		2	
		日本前近代史演習Ⅰ		2	
		日本前近代史演習Ⅱ		2	
		日本近現代史		2	
		日本近現代史演習Ⅰ		2	
		日本近現代史演習Ⅱ		2	
		東南アジアの国家と社会		2	
		東南アジア学演習Ⅰ		2	
		東南アジア学演習Ⅱ		2	
		日中交渉史		2	
		東洋史要説		2	
		東アジア国際関係史		2	
		朝鮮史		2	
		東洋史演習Ⅰ		2	
		東洋史演習Ⅱ		2	
		東南アジア国際関係論		2	
		政治学		2	
		国際政治学要論		2	
		朝鮮政治文化論		2	
		朝鮮現代政治史		2	
		小　　計	12	26	
	自由選択科目			25	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表ＶＡ（第４条第４項関係）

人間環境課程専門教育科目（生活・環境・技術選修）

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2		
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	生活経営論	2		
		自然環境論	2		
		健康福祉論	2		
		小　　計	4		選修必修科目として，Ａ群を選択
	情報処理科目	情報処理演習Ⅰ	2		する者は「情報処理演習ⅡＡ」を，Ｂ群を選択する者は「情報処理演習ⅡＢ」を修得しなければならない。
		情報処理演習ⅡＡ	2		
		情報処理演習ⅡＢ	2		
		小　　計	4		選修必修科目としてＡ群又はＢ群
	選修科目	(Ａ群必修科目)			(選修必修６単位を含む)から12単位を修得しなければならない。
		生活環境概説	2		
		生活経済学	2		
		生活環境化学	2		
		日本の地理と風土	2		
		被服衛生学	2		
		食文化論	2		
		(Ｂ群必修科目)			Ａ群必修科目及びＢ群必修科目の内で12単位を超えて修得した単位は選修選択科目の単位数に含めることができる。
		環境・技術セミナー	2		
		環境問題と対策	2		
		環境情報処理論	2		
		水と空気の運動学	2		
		物質環境科学	2		
		生物科学	2		
		地球環境科学	2		
		ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2		
		エネルギー環境論	2		選択科目については，Ａ群・Ｂ群に関わらずすべての関連科目から履修できる。
		(Ａ群関連科目)			
		人文地理学		2	
		西ヨーロッパの地理と風土		2	
		世界地誌		2	
		都市システム論		2	
		地理情報システム演習Ⅰ		2	
		地理情報システム演習Ⅱ		2	
		自然地理学		2	
		集落実地調査		2	
		地理学フィールドワーク実習		2	

区	分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	文献資料・遺構に見る交流の考古学		2	
		北部九州地域論		2	
		古墳文化研究演習		2	
		社会学要論		2	
		環境と人間の組織社会学		2	
		環境社会学		2	
		社会調査実習		2	
		生活と法律		2	
		現代社会の家族		2	
		老年家族学		2	
		保育学Ⅰ		2	
		保育学Ⅱ		2	
		フェミニズム論		2	
		衣生活科学概論		2	
		衣生活材料学		2	
		衣生活環境学		2	
		衣生活科学実験		2	
		被服学		2	
		被服衛生学演習		2	
		被服新素材論		2	
		被服新素材演習		2	
		服飾文化論		2	
		服飾文化演習		2	
		服飾制作基礎実習		2	
		服飾制作実習		2	
		食物学		2	
		食品学		2	
		栄養学		2	
		食品・栄養学実験		2	
		食環境論		2	
		調理文化論		2	
		食生活実習		2	
		フードコーディネイト実習		2	
		調理学実験		2	
		生活材料化学		2	
		住宅デザイン論		2	
		生活環境機器		2	
		就業体験実習		2	
		(B群関連科目)			
		環境法要論Ⅰ		2	
		環境法要論Ⅱ		2	
		環境法演習Ⅰ		2	
		環境法演習Ⅱ		2	
		環境行政		2	

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	環境保全概論		2	
		環境熱学		2	
		原子物理		2	
		放射線科学		2	
		無機環境化学		2	
		物理化学		2	
		環境物理化学		2	
		有機環境化学		2	
		植物分類学		2	
		動物生理学		2	
		生命科学		2	
		古環境学		2	
		古環境学実験		2	
		進化古生物学		2	
		気象環境科学		2	
		科学者と歴史		2	
		物理学基礎実験Ⅰ		1	
		物理学基礎実験Ⅱ		1	
		環境化学実験Ⅰ		1	
		環境化学実験Ⅱ		1	
		生物学実験Ⅰ		1	
		生物学実験Ⅱ		1	
		地学実験Ⅰ		1	
		地学実験Ⅱ		1	
		地球科学実験		2	
		地学巡検		2	
		水環境論		2	
		環境科学特別講義		2	
		環境システム制御		2	
		情報システム演習Ⅱ		2	
		生活機器製図概論		2	
		生活環境デザイン		2	
		福祉メカトロニクスⅠ		2	
		福祉メカトロニクスⅡ		2	
		福祉メカトロニクス実験		2	
		生活環境電磁気学		2	
		住環境材料工学		2	
		環境電気機器概論		2	
		環境電気機器実験		2	
		ヒューマンエレクトロニクスⅡ		2	
		ヒューマンエレクトロニクス実験		2	
		プログラミング演習Ⅰ		2	
		プログラミング演習Ⅱ		2	

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門科目	選修科目	就業体験実習		2	
		(福祉関連科目)			
		社会福祉原論		4	
		社会保障論		4	
		老人福祉論		4	
		地域福祉論		2	
		公的扶助論		2	
		介護概論		2	
		障害者福祉論		4	
		児童福祉論		4	
		社会福祉援助技術論		8	
		社会福祉援助技術演習		8	
		社会福祉援助技術現場実習		4	
		社会福祉援助技術現場実習指導		2	
		医学一般		4	
		小　　計	12	39	
	自由選択科目			18	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表ＶＢ（第４条第４項関係）

人間環境課程専門教育科目（健康福祉・スポーツ選修）

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2 (6)		
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	生活経営論	2		
		自然環境論	2 (4)		
		健康福祉論	2		
		小　　計	4		
	情報処理科目	情報処理演習Ⅰ	2		
		情報処理演習ⅡC	2		
		小　　計	4		
	選修科目	健康教育概論	2		
		レクリエーション概論	2		
		地域福祉論	2		
		運動生理学	2		
		体育原理	2		

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	運動学	2		
		トレーニング科学	2		
		スポーツ経営学	2		選修必修科目の理論は８科目から４単位取得，実技はＡ～Ｅの３グループ以上から５単位以上取得しなければならない。
		精神保健	2		
		社会福祉原論	4		
		介護概論	2		
		福祉教育論	2		
		スポーツＩＡ１	1		Ａ１　体操
		スポーツＩＡ２	1		Ａ２　体操競技
		スポーツＩＡ３	1		Ａ３　水泳
		スポーツＩＡ４	1		Ａ４　陸上競技
		スポーツＩＢ１	1		Ｂ１　バスケットボール
		スポーツＩＢ２	1		Ｂ２　サッカー
		スポーツＩＢ３	1		Ｂ３　バレーボール
		スポーツＩＢ４	1		Ｂ４　ラグビー
		スポーツＩＣ１	1		Ｃ１　ダンス
		スポーツＩＣ２	1		Ｃ２　テニス
		スポーツＩＣ３	1		Ｃ３　柔道
		スポーツＩＣ４	1		Ｃ４　剣道
		スポーツＩＤ１	1		Ｄ１　スキー
		スポーツＩＤ２	1		Ｄ２　スケート
		スポーツＩＤ３	1		Ｄ３　ゴルフ
		スポーツＩＤ４	1		Ｄ４　野外活動
		スポーツⅡＡ３	1		ⅡＡ３　海洋スポーツ
		レクリエーション実習	2		
		フィットネス	1		
		スポーツⅡＡ１		1	
		スポーツⅡＡ２		1	
		スポーツⅡＡ４		1	
		スポーツⅡＢ２		1	
		スポーツⅡＢ３		1	
		スポーツⅡＣ１		1	
		スポーツⅡＣ３		1	
		スポーツⅡＤ１		1	
		スポーツⅡＤ４		1	
		スポーツＡ１演習		2	
		スポーツＡ２演習		2	
		スポーツＡ３演習		2	
		スポーツＡ４演習		2	
		スポーツＢ２演習		2	
		スポーツＢ３演習		2	
		スポーツＣ１演習		2	
		スポーツＣ３演習		2	
		スポーツＤ４演習		2	

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	スポーツ測定評価		2	
		スポーツ行政		2	
		栄養学		2	
		スポーツ工学		2	
		スポーツ文化論		2	
		解剖・生理学		2	
		衛生・公衆衛生学		2	
		学校保健		2	
		健康教育各論（性教育）		2	
		安全教育		2	
		生涯スポーツ論		2	
		スポーツ社会学		2	
		バイオメカニクス		2	
		トレーニング理論・実習		2	
		コーチング理論・実習		2	
		スポーツ心理学		2	
		スポーツ医学		2	
		救急処置		2	
		運動処方		2	
		野外活動概論		2	
		健康福祉計画		2	
		社会学要論		2	
		社会保障論		4	
		老人福祉論		4	
		公的扶助論		2	
		福祉演習（点字）		2	
		福祉演習（手話）		2	
		障害者福祉論		4	
		児童福祉論		4	
		社会福祉援助技術論		8	
		社会福祉援助技術演習		8	
		社会福祉援助技術現場実習		4	
		社会福祉援助技術現場実習指導		2	
		医学一般		4	
		健康福祉スポーツボランティア活動		2	
		健康福祉スポーツ総合セミナー		2	
		就業体験実習		2	
		小計	17	34	
	自由選択科目			18	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合計			89		

別表Ⅵ（第４条第５項関係）

美術・工芸課程専門教育科目

区　　分		授　業　科　目	必修	選択	備　　考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2 ｝6		
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	世界の美術	2		
		工芸理論	2 ｝4		
		デザイン理論	2		
		小　　計	4		
	教育科目	教育方法学概説	2		
		社会教育概論Ⅰ	2 ｝4		
		人権教育論	2		
		心の健康	2		
		小　　計	4		
	選修科目	日本画	2		選修選択科目として，25単位以上を取得しなければならない。
		西洋画	2		
		素描Ⅰ	2		
		素描Ⅱ	2		
		彫刻	2		
		デザイン	2		
		図法Ⅰ	2		
		窯芸	2		
		木工工芸	2		
		染織工芸	2		
		中等美術科教育法Ⅰ	2		
		工芸科教育法Ⅰ	2		
		金工工芸		2	
		応用美術理論		2	
		総合美術理論		2	
		基礎美術理論演習		2	
		応用美術理論演習		2	
		総合美術理論演習		2	
		基礎日本画		2	
		応用日本画		2	
		総合日本画		2	
		日本画概説		2	
		基礎西洋画		2	
		応用西洋画		2	
		総合西洋画		2	
		素描Ⅲ		2	
		基礎彫刻		2	
		応用彫刻		2	

区	分	授業科目	必修	選択	備考
専門科目	選修科目	総合彫刻		2	
		彫刻概論		2	
		基礎デザイン		2	
		応用デザイン		2	
		総合デザイン		2	
		基礎窯芸		2	
		応用窯芸		2	
		総合窯芸		2	
		窯芸概論		2	
		基礎木工工芸		2	
		応用木工工芸		2	
		応用木工工芸実習		2	
		総合木工工芸		2	
		木工工芸概論		2	
		木工工芸総論		2	
		基礎染織工芸		2	
		応用染織工芸Ⅰ		2	
		応用染織工芸Ⅱ		2	
		総合染織工芸		2	
		染織工芸概論		2	
		基礎金工工芸		2	
		応用金工工芸Ⅰ		2	
		応用金工工芸Ⅱ		2	
		総合金工工芸		2	
		金工工芸概論		2	
		美術理論特別講義		2	
		西洋画特別実習		2	
		日本画特別実習		2	
		彫刻特別実習		2	
		デザイン特別実習		2	
		グラフィックス		2	
		製図		2	
		図法Ⅱ		2	
		窯芸特別実習		2	
		木工工芸特別実習		2	
		陶磁特別演習Ⅰ		2	
		陶磁特別演習Ⅱ		2	
		染織工芸特別実習		2	
		金工工芸特別実習		2	
		博物館学Ⅰ		2	
		博物館学Ⅱ		2	
		博物館学Ⅲ		2	
		博物館実習		3	
		小計	24	25	

専門科目	自由選択科目		20	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究	6		
合計		89		

別表Ⅶ（第４条第６項関係）

教員免許状取得のための科目

授業科目	自由選択科目	備考
幼児教育課程論	2	
保育内容の研究（健康）	2	
保育内容の研究（人間関係）	2	
保育内容の研究（環境Ⅰ）	2	
保育内容の研究（環境Ⅱ）	2	
保育内容の研究（言葉）	2	
保育内容の研究（表現Ⅰ）	2	
保育内容の研究（表現Ⅱ）	2	
幼稚園教育実習	5	
教育基礎論	2	
発達と教育の心理学	2	
教育課程論	2	
中等国語科教育法Ⅰ	2	
中等国語科教育法Ⅱ	2	
中等国語科教育法Ⅲ	2	
中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
中等社会科教育法Ⅰ（社会・公民）	2	
数学科教育法Ⅰ	2	
数学科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅲ	2	
中等理科教育法Ⅰ	1	
中等理科教育法Ⅱ	1	
中等理科教育法Ⅲ	1	
中等理科教育法Ⅳ	1	
中等理科教育法Ⅴ	1	
中等理科教育法Ⅵ	1	
中等音楽科教育法Ⅰ	2	
中等音楽科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅲ	2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	
保健体育科教育法Ⅱ	2	

授　業　科　目	自由選択科目	備　　考
保健体育科教育法Ⅲ	2	
中等家庭科教育法Ⅰ	2	
中等家庭科教育法Ⅱ	2	
中等家庭科教育法Ⅲ	2	
技術科教育法Ⅰ	2	
技術科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅰ	2	
英語科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅲ	2	
書道科教育法	2	
工芸科教育法Ⅱ	2	
工業科教育法Ⅰ	2	
工業科教育法Ⅱ	2	
情報科教育法Ⅰ	2	
情報科教育法Ⅱ	2	
中学校教育実習	5	
高等学校教育実習	3	
職業指導概論	2	
書写Ⅰ	1	
書写Ⅱ	1	
楷書法	2	
行草法	2	
仮名法	2	
篆隷法	2	
書道史	2	
書論	2	
回路理論	2	
電気基礎実習	2	
電気数学	2	
流体工学	2	
機械工学実習	2	
工業力学	2	
金属加工学	2	
栽培学	2	(実習を含む。)
心理学	2	(社会福祉士の受験資格取得のための科目)

別表Ⅷ（第４条第９項関係）

外国人留学生特別科目

授　業　科　目	単位
日本の文化と教育	2

文化教育学部卒業研究に関する細目

平成 9年1月14日制定
平成13年12月18日改正

1　卒業研究は，論文のほか，制作，演奏などを含む。

2　卒業研究の履修は，3年次前学期終了までに，卒業に必要な単位のうち74単位以上を修得している者に対して認められる。

3　卒業研究の指導教官は，学生の所属する選修に関係する研究分野の本学部専任教官の中から1人選んで定めるものとする。

4　学生は，指導教官と相談の上，卒業研究の題目を定め，3年次の1月20日までに，選修の教官代表に履修の届け出をしなければならない。

選修の教官代表は，学生からの届け出に基づき「卒業研究履修者名簿」を1月末までに文系教務係へ提出するものとする。

5　論文の提出期限は，卒業予定年度の1月末日とし，制作の提出期限並びに演奏の実施期限は，2月15日とする。論文や制作などは，指導教官に提出するものとする。

なお，学年の中途に卒業が予定される者の論文等の提出期限は，卒業予定年度の8月10日とする。

6　卒業研究の成績は，「成績判定等に関する規程」の定めるところにより,指導教官と学生の所属する選修に関わる講座の教官1人以上とが合議して判定する。

主査は指導教官とする。

7　卒業研究の成績は，選修の教官代表から文系教務係に，卒業予定年度の2月末日までに提出するものとする。

ただし，学年の中途に卒業が予定される者の卒業研究の成績は，8月末日までに提出するものとする。

教員免許状の取り方

I　教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は，以下のとおりである。

1　小学校教諭（1種又は2種）普通免許状

2　幼稚園教諭（1種又は2種）普通免許状

3　中学校教諭（1種又は2種）普通免許状

（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）

4　高等学校教諭（1種）普通免許状

（国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，工業，家庭，英語，情報）

5　養護学校教諭（1種又は2種）普通免許状

II　教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには，全学教育科目の教養教育科目の現代の法と社会（日本国憲法）2単位及び外国語コミュニケーション2単位を含め，教育職員免許法第5条別表第1（下表）に示す免許状の種類に応じて，所定の単位を修得しなければならない。

別表第1（第5条関係）

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 ＼ 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 ＼ 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
盲学校教諭，聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				23
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有すること。	4	27		

免許状の種類に応じて，本学部で修得すべき授業科目の履修方法については，以下のとおりである。なお，教育実習の履修に当たっては，「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていなければならない。

文化教育学部の教育実習には，次の８種類がある。それぞれの教育実習の単位を組み合わせることによって，いろいろな免許状を取得するための教育実習の単位を充足することができる。

下にいくつかの例を示すが，詳細は教育職員免許法施行規則（学生便覧に記載）や履修の手引（「教育実習」のページ）を参照すること。

1）教育実習の種類

① 小学校教育実習(５単位)
② 小学校教育実習(３単位)
③ 中学校教育実習(５単位)
④ 中学校教育実習(３単位)
⑤ 高等学校教育実習(３単位)
⑥ 障害児教育実習(３単位)
⑦ 幼稚園教育実習(５単位)
⑧ 幼稚園教育実習(３単位)

2）組み合わせることにより取得できる免許状の主な例

学生の在籍する課程	教育実習の組み合わせ	取得できる免許状				
		小学校	中学校	高等学校	養護学校	幼稚園
学校教育課程	①のみ	○				○
	①と④又は⑤	○	○	○		○
	①と⑥	○			○	○
国際文化課程 人間環境課程 美術・工芸課程	③のみ	○	○	○		
	⑤のみ			○		
	⑦のみ	○				○
	④又は⑤と⑥		○	○	○	
	②と④又は⑤	○	○	○		○

1．小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
国語(書写を含む。)	2	小学国語	1	1	
		小学書写	1	1	2
社会	2	小学社会	2	2	
算数	2	数学概説	2	2	
理科	2	理科講義及び実験	2	2	
生活	2	生活科概説	2	2	
音楽	2	小学声楽	1	1	
		小学ピアノ	1	1	2
図画工作	2	小学図画	1	1	
		小学工作	1	1	2
家庭	2	小学家庭Ⅰ	1	1	
		小学家庭Ⅱ	1	1	2
体育	2	小学体育Ⅰ	1	1	
		小学体育Ⅱ	1	1	2
					6
合計	18		18	6	

2．小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
科目		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	教育思想史	2※		
	人権教育論	2※		
	生涯発達論	2		
	現代教育論	2	2	
	教育社会学	2	2	2
教育過程及び指導法に関する科目	初等国語科教育法Ⅰ	1	1	２種における教育法の取り方 国語等のうち６以上の教科の指導法についてそれぞれ２単位以上。 ただし，音楽，図画工作又は体育の教科の教育法のうち２単位以上を含むこと。
	初等国語科教育法Ⅱ	1	1	2
	初等社会科教育法Ⅰ	1	1	
	初等社会科教育法Ⅱ	1	1	2
	算数科教育法Ⅰ	1	1	
	算数科教育法Ⅱ	1	1	2
	初等理科教育法Ⅰ	1	1	
	初等理科教育法Ⅱ	1	1	
	初等理科教育法Ⅲ	1	1	1
	生活科教育法	2		2
	初等音楽科教育法Ⅰ	1	1	
	初等音楽科教育法Ⅱ	1	1	2
	図工科教育法Ⅰ	1	1	
	図工科教育法Ⅱ	1	1	2
				12

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
	体育科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	体育科教育法Ⅱ	1	1	
	初等家庭科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	初等家庭科教育法Ⅱ	1	1	
	道徳教育の研究	2	2	
	特別活動の研究	2	2	
	教育方法学概説	2 } 2	2 } 2	
	授業実践論	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	視聴覚教育	2※	2※	
	教育評価	2※	2※	
	教育統計Ⅰ	2※	2※	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング	2	2	生徒指導を含む
	教育臨床心理学	2	2	進路指導を含む
総合演習	総合演習（人権文化）	2 } 2	2 } 2	
	総合演習（国際理解）	2	2	
	総合演習（地域文化）	2	2	
	総合演習（環境）	2	2	
	総合演習（健康福祉）	2	2	
	総合演習（情報）	2	2	
教育実習（事前・事後指導を含む）	小学校教育実習	5	5	
合計		43	35	

3．幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
国語（書写を含む。）	小学国語	1 } 4	1 } 2	
	小学書写	1	1	
算数	数学概説	2	2	
生活	生活科概説	2	2	
音楽	小学声楽	1	1 } 2	
	小学ピアノ	1	1	
	ソルフェージュⅠ	1 } 2	4	２種は，単位のかかれているものから４単位を選択すること。
	ソルフェージュⅡ	1		
	ピアノⅠ	1		
	ピアノⅡ	1		
	伴奏法Ⅰ	1		
	伴奏法Ⅱ	1		
	音楽通論	2		
	指揮法Ⅰ	1		
	指揮法Ⅱ	1		
	音楽史Ⅰ	2		

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
音楽	和声学Ⅰ	1		
	和声学Ⅱ	1		
図画工作	小学図画	1	1	
	小学工作	1	1	
	総合美術理論	2		
	素描Ⅰ	2		
	素描Ⅱ	2		
	彫刻	2		
	窯芸	2	2	
	木工工芸	2		
	金工工芸	2		
	デザイン	2		
	染織工芸	2		
体育	小学体育Ⅰ	1	1	
	小学体育Ⅱ	1	1	
	スポーツⅠA1	1		
	スポーツⅠC1	1		
合計		16	4	

4．幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	教育思想史	2 ※		
	人権教育論	2 ※		
	生涯発達論	2		
	現代教育論	2	2	
	教育社会学	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論	2	2	保育内容の単位のうち，半数までは，小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の教育法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
	保育内容の研究（健康）	2	2	
	保育内容の研究(人間関係)	2	2	
	保育内容の研究(環境Ⅰ)	2	2	
	保育内容の研究(環境Ⅱ)	2	2	
	保育内容の研究（言葉）	2	2	
	保育内容の研究(表現Ⅰ)	2	2	
	保育内容の研究(表現Ⅱ)	2	2	
	教育方法学概説	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	授業実践論	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等 科　目		授業科目	単位数 1種	 2種	備考
教育課程及び指導法に関する科目		視聴覚教育	2 ※	2 ※	
		教育評価	2 ※	2 ※	
		教育統計Ⅰ	2 ※	2 ※	
生徒指導，教育相談，進路指導等に関する科目		乳幼児心理学	2	2	
総合演習		総合演習（人権文化）	2	2	
		総合演習（国際理解）	2	2	
		総合演習（地域文化）	2	2	
		総合演習（環境）	2	2	
		総合演習（健康福祉）	2	2	
		総合演習（情報）	2	2	
教育実習（事前･事後指導を含む）		幼稚園教育実習	5	5	小学校教育実習の単位をもってこれにかえることができる。 ただし，小学校教育実習を履修した後に，幼稚園教育実習３単位を履修することが望ましい。
合　計	35(27)	合　計	35	27	

5．中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

(1)中学校，高等学校（国語科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科　目	授業科目	単位数 中学校 1種 A	 B	 2種	 高等学校 1種 A	 B	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語音声学	2		2	2		A欄で選択しなかった授業科目は，B欄の科目として履修することができる。
	日本語表現論	2		2	2		
	日本語要説	2		2	2		
	日本語文法論		2			2	
	日本語史		2			2	
国文学（国文学史を含む。）	日本近代文学論	2		2	2		
	日本古典文学論	2		2	2		
	日本文学史Ⅰ	2		2	2		
	日本文学史Ⅱ	2		2	2		
漢文学	中国思想史Ⅰ	2		2	2		
	中国文学史論	2		2	2		
	中国文学演習Ⅰ		2			2	
	中国文学演習Ⅱ		2			2	
	中国思想史演習Ⅰ		2			2	
	中国思想史演習Ⅱ		2			2	
書道（書写を中心とする。）	書写Ⅰ	1		1			
	書写Ⅱ	1		1			
小　計		20		18	20		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
選択科目	現代日本語論	2			2		上欄で選択しなかった授業科目は，この欄の授業科目として履修することができる。
	日本語学演習	2			2		
	日本語史演習Ⅰ	2			2		
	日本語史演習Ⅱ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅰ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅰ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅲ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅳ	2			2		
	日本文学環境論	2			2		
	中国思想史Ⅱ	2			2		
	楷書法	2					
	行草法	2					
	仮名法	2					
	篆隷法	2					
	書論	2					
	書写書道特講	2					
合計		28		18	36		

(2) 高等学校（書道科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
書道（書写を含む。）	書写Ⅰ	1	
	書写Ⅱ	1	
	楷書法	2	
	行草法	2	
	仮名法	2	
	篆隷法	2	
書道史	書道史	2	
「書論，鑑賞」	書論	2	
「国文学，漢文学」	日本古典文学論	2	
	日本近代文学論	2	
	日本文学史Ⅰ	2	
	日本文学史Ⅱ	2	
	中国思想史Ⅰ	2	2
	中国文学史論	2	
小計		20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
科目		高等学校	
		1種	
選択科目	日本近代文学演習Ⅰ	2	上欄で選択しなかった授業科目は，この欄の授業科目として履修することができる。
	日本近代文学演習Ⅱ	2	
	日本古典文学演習Ⅰ	2	
	日本古典文学演習Ⅱ	2	
	日本古典文学演習Ⅲ	2	
	日本古典文学演習Ⅳ	2	
	日本文学環境論	2	16
	中国思想史Ⅱ	2	
	中国思想史演習Ⅰ	2	
	中国思想史演習Ⅱ	2	
	中国文学演習Ⅰ	2	
	中国文学演習Ⅱ	2	
合計		36	

(3) 中学校（社会科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
科目		A	B		
日本史及び外国史	日本史要説	2		2	A欄で履修しなかった授業科目は，B欄の授業科目として履修することができる。
	東洋史要説	2		2	
	西洋史要説	2		2	
	日本社会経済史		2		
	日本近現代史		2		
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	2		2	
	自然地理学	2		2	
	世界地誌	2		2	
	日本の地理と風土	18	2		
「法律学，政治学」	法学要論	2		2	
	政治学	2	2	2	
	国際政治学要論		2		
「社会学，経済学」	社会学要論	2		2	
	経済学要論	2		2	
	国際経済論		2		
「哲学，倫理学，宗教学」	倫理学要論	2		2	
	哲学要論Ⅰ	2		2	
	哲学要論Ⅱ		2		
小計		20		18	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
科目		A	B		
選択科目	日本史上の市（いち）と都市	2			上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2			
	古墳文化研究演習	2			
	東アジア国際関係史	2			
	日本前近代史演習Ⅰ	2			
	日本前近代史演習Ⅱ	2			
	日本近現代史演習Ⅰ	2			
	日本近現代史演習Ⅱ	2			
	日中交渉史	2			
	朝鮮史	2			
	東洋史演習Ⅰ	2			
	東洋史演習Ⅱ	2			
	中世ヨーロッパの国家と社会	2			
	近代ヨーロッパの国家と社会	2			
	イギリス政治史	2			
	近代ヨーロッパ社会史	2			
	西洋中世史演習Ⅰ	2			
	西洋中世史演習Ⅱ	2			
	西洋近代史演習Ⅰ	2			
	西洋近代史演習Ⅱ	2			
	都市システム論	2			
	集落実地調査	2			
	地理学フィールドワーク実習	2			
	国際社会の法と秩序Ⅰ	2			
	国際社会の法と秩序Ⅱ	2			
	国際連合論	2			
	東南アジアの国家と社会	2			
	東南アジア国際関係論	2			
	東南アジア学演習Ⅰ	2			
	東南アジア学演習Ⅱ	2			
	法と責任	2			
	現代の罪と罰	2			
	欧米の法と道徳Ⅰ	2			
	欧米の法と道徳Ⅱ	2			
	法学演習Ⅰ	2			
	法学演習Ⅱ	2			
	環境と人間の組織社会学	2			
	社会調査実習	2			
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史Ⅱ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2			

（A：8）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
科目		A	B		
	アジア経済論	2			
	市民社会と倫理	2			
	近代西洋思想	2			
	哲学要論Ⅲ	2			
	プラトン哲学Ⅰ	2			
	プラトン哲学Ⅱ	2			
合計		28		18	

(4) 高等学校（地理歴史科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
		1種		
科目		A	B	
日本史	日本史要説	2		A欄で履修しなかった授業科目は，B欄の授業科目として履修することができる。
	日本社会経済史		2	
	日本近現代史		2	
	文献資料・遺構にみる交流の考古学		2	
外国史	東洋史要説	2		
	西洋史要説	2		
	近代ヨーロッパ社会史	12	2	8
	東アジア国際関係史		2	
人文地理学及び自然地理学	人文地理学	2		
	自然地理学	2		
	都市システム論		2	
地誌	世界地誌	2		日本地誌を含む。
	日本の地理と風土		2	
小計		20		
選択科目	日本史上の市（いち）と都市	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	古墳文化研究演習	2		
	日本前近代史演習Ⅰ	2		
	日本前近代史演習Ⅱ	2		
	日本近現代史演習Ⅰ	2		
	日本近現代史演習Ⅱ	2		
	日中交渉史	2		
	朝鮮史	2	16	
	東洋史演習Ⅰ	2		
	東洋史演習Ⅱ	2		
	中世ヨーロッパの国家と社会	2		
	近代ヨーロッパ社会史	2		
	近代ヨーロッパの国家と社会	2		
	イギリス政治史	2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
	西洋中世史演習Ⅰ	2	
	西洋中世史演習Ⅱ	2	
	西洋近代史演習Ⅰ	2	
	西洋近代史演習Ⅱ	2	
	集落実地調査	2	
	地理学フィールドワーク実習	2	
合計		36	

(5) 高等学校（公民科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
		1種		
科目		A	B	
「法律学（国際法を含む），政治学(国際政治を含む)」	法学要論	2		A欄で履修しなかった授業科目は，B欄の授業科目として履修することができる。
	政治学	2		
	国際政治学要論		2	
	国際連合論		2	
	国際社会の法と秩序Ⅰ		2	
	国際社会の法と秩序Ⅱ		2	
「社会学，経済学(国際経済を含む。)」	社会学要論	2		
	経済学要論	2		
	環境と人間の組織社会学		2	
	国際経済論		2	
	アジア経済論		2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	倫理学要論	2		
	哲学要論Ⅰ	2		
	哲学要論Ⅱ		2	
	市民社会と倫理		2	
	近代西洋思想		2	
小計		20		
選択科目	東南アジアの国家と社会	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	東南アジア国際関係論	2		
	東南アジア学演習Ⅰ	2		
	東南アジア学演習Ⅱ	2		
	法と責任	2		
	現代の罪と罰	2		
	欧米の法と道徳Ⅰ	2		
	欧米の法と道徳Ⅱ	2		
	法学演習Ⅰ	2		
	法学演習Ⅱ	2		
	社会調査実習	2		
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
選択科目	欧米社会経済思想史II	2	
	欧米社会経済思想史演習 I	2	
	欧米社会経済思想史演習 II	2	
	朝鮮政治文化論	2	
	朝鮮現代政治史	2	
	哲学要論III	2	
	プラトン哲学 I	2	
	プラトン哲学II	2	
合計		36	

(6) 中学校，高等学校（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
代数学	代数学基礎 I	2		2	2		
	代数学基礎II		2			2	
	代数学 I		2			2	
	代数学II		2			2	
	代数学III		2			2	
	代数学IV		2			2	
幾何学	幾何学基礎 I	2		2	2		
	幾何学基礎II		2			2	
	幾何学 I		2			2	
	幾何学II		2			2	
	幾何学III		2			2	
	幾何学IV		2			2	
解析学	解析学基礎 I	2		2	2		
	解析学基礎II		2			2	
	解析学 I		2			2	
	解析学II		2			2	
	解析学III		2			2	
	解析学IV		2			2	
「確率論，統計学」	確率論基礎	2		2	2		
	統計学基礎		2			2	
	確率論		2			2	
	統計学		2			2	
コンピュータ	コンピュータ I	2		2	2	2	
	コンピュータII		2			2	
小計		20		10	20		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	代数学領域研究Ⅰ	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	代数学領域研究Ⅱ	2	2	2	
	幾何学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	幾何学領域研究Ⅱ	2	2	2	
	解析学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	解析学領域研究Ⅱ	2 (8)	2 (4)	2 (16)	
	統計学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	統計学領域研究Ⅱ	2	2	2	
	応用数学	2	2	2	
	コンピュータ領域研究Ⅰ	2	2	2	
	コンピュータ領域研究Ⅱ	2	2	2	
合計		28	14	36	

(7) 中学校，高等学校（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
物理学	物理学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	物理学通論Ⅱ	1		1	
	物理学通論Ⅲ	1	1	1	
	物理学通論Ⅳ	1		1	
化学	化学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	化学通論Ⅱ	1		1	
	化学通論Ⅲ	1	1	1	
	化学通論Ⅳ	1		1	
生物学	生物学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	生物学通論Ⅱ	1		1	
	生物学通論Ⅲ	1	1	1	
	生物学通論Ⅳ	1		1	
地学	地学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	地学通論Ⅱ	1		1	
	地学通論Ⅲ	1	1	1	
	地学通論Ⅳ	1		1	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学基礎実験Ⅰ	1	1	1	
	物理学基礎実験Ⅱ			1	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験Ⅰ	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
	環境化学実験Ⅰ	1	1	1	
	化学基礎実験Ⅱ			1 (1)	
	環境化学実験Ⅱ			1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学基礎実験Ⅰ	1	1	1	
	生物学実験Ⅰ	1 } 1	1 } 1	1 } 1	
	生物学基礎実験Ⅱ			1	
	生物学実験Ⅱ			1 } 1 } 4	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学基礎実験Ⅰ	1	1	1	
	地学実験Ⅰ	1 } 1	1 } 1	1 } 1	
	地学基礎実験Ⅱ			1	
	地学実験Ⅱ			1 } 1	
小計		20	10	20	
選択科目	力学	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	電磁気学	2	2	2	
	原子物理	2	2	2	
	固体物理	2	2	2	
	放射線科学	2	2	2	
	物質環境科学	2	2	2	
	無機化学	2	2	2	
	物理化学	2	2	2	
	有機化学	2	2	2	
	分析化学	2	2	2	
	植物分類学	2 } 8	2 } 4	2 } 16	
	動物生理学	2	2	2	
	生命科学	2	2	2	
	分子生物学	2	2	2	
	動物生態学	2	2	2	
	臨海生物学	2	2	2	
	地球環境科学	2	2	2	
	進化古生物学	2	2	2	
	岩石鉱物学	2	2	2	
	天文学	2	2	2	
	地学巡検	2	2	2	
合計		28	14	36	

(8) 中学校,・高等学校（音楽科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ	1		1	1		音楽史以外の授業科目については，番号順（Ⅰ，Ⅱ，…）に履修することが望ましい。
	ソルフェージュⅡ		1			1	
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声楽Ⅰ	1		1	1		
	声楽Ⅱ		1			1	
	声楽Ⅲ		1			1	
	声楽Ⅳ		1			1	
	声楽Ⅴ		1			1	
	声楽Ⅵ		1			1	
	声楽Ⅶ		1			1	
	声楽Ⅷ		1			1	
	合唱Ⅰ		1			1	
	合唱Ⅱ		1			1	
	日本伝統音楽実習Ⅱ	1		1	1		
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	1		1	1		
	ピアノⅡ		1			1	
	ピアノⅢ		1			1	
	ピアノⅣ		1			1	
	ピアノⅤ		1			1	
	ピアノⅥ		1			1	
	ピアノⅦ	12	1	8	12	1	8
	ピアノⅧ		1			1	
	弦楽器Ⅰ		1			1	
	弦楽器Ⅱ		1			1	
	弦楽器Ⅲ		1			1	
	弦楽器Ⅳ		1			1	
	木管楽器Ⅰ		1			1	
	木管楽器Ⅱ		1			1	
	金管・打楽器Ⅰ		1			1	
	金管・打楽器Ⅱ		1			1	
	弦楽合奏Ⅰ	1		1	1		
	弦楽合奏Ⅱ		1			1	
	管楽合奏Ⅰ		1			1	
	管楽合奏Ⅱ		1			1	
	伴奏法Ⅰ		1			1	
	伴奏法Ⅱ		1			1	
	日本伝統音楽実習Ⅰ	1		1	1		
指揮法	指揮法Ⅰ	1		1	1		
	指揮法Ⅱ		1			1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽通論	2		2	2		
	音楽形式論		2			2	
	和声学Ⅰ		1			1	
	和声学Ⅱ		1			1	
	対位法Ⅰ		1			1	
	対位法Ⅱ		1			1	
	作曲法	1		1	1		
	編曲法		1			1	
	音楽史Ⅰ	2		2	2		
	音楽史Ⅱ		2			2	
	日本伝統音楽概説		2			2	
小計		20		12	20		
選択科目	音楽学演習	2		2	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	音楽心理学	2		2	2		
	歌曲歌詞講読Ⅰ	2		2	2		
	歌曲歌詞講読Ⅱ	2	8	2	2	16	
	音楽教育学内容論Ⅰ	2		2	2		
	音楽教育学内容論Ⅱ	2		2	2		
	音楽教育実践論	2		2	2		
合計		28		14	36		

(9) 中学校，高等学校（美術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数				備考
		中学校			高等学校	
		1種		2種	1種	
科目		A	B			
絵画（映像メディア表現を含む。）	素描Ⅰ	2			2	
	日本画	2		2	2	
	西洋画	2			2	
彫刻	彫刻	2		2	2	
	基礎彫刻			2	2	
デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン	2	18	2	2	
	基礎デザイン			2	2	
	総合デザイン			2	2	
工芸	窯芸	2			2	
	木工工芸	2			2	
	染織工芸	2			2	
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	世界の美術	2		2	2	
	総合美術理論			2	2	
小計		20		10	20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	素描II	2	2	2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。
	素描III	2	2	2	
	基礎日本画	2	2	2	
	応用日本画	2	2	2	
	総合日本画	2	2	2	
	日本画特別実習	2	2	2	
	基礎西洋画	2	2	2	
	応用西洋画	2	2	2	
	総合西洋画	2	2	2	
	西洋画特別実習	2	2	2	
	応用彫刻	2	2	2	
	総合彫刻	2	2	2 (16)	
	彫刻特別実習	2	2	2	
	応用デザイン	2	2	2	
	デザイン特別実習	2	2	2	
	グラフィックス	2	2	2	
	応用美術理論	2	2	2	
	基礎美術理論演習	2	2	2	
	応用美術理論演習	2	2	2	
	総合美術理論演習	2	2	2	
	日本画概論	2	2	2	
	彫刻概論	2	2	2	
	美術理論特別講義	2 (8)	2 (4)	2	
	基礎窯芸	2	2		
	応用窯芸	2	2		
	総合窯芸	2	2		
	窯芸特別実習	2	2		
	陶磁特別演習 I	2	2		
	陶磁特別演習II	2	2		
	基礎木工工芸	2	2		
	応用木工工芸実習	2	2		
	総合木工工芸	2	2		
	木工工芸特別実習	2	2		
	金工工芸	2	2		
	基礎金工工芸	2	2		
	応用金工工芸 I	2	2		
	応用金工工芸II	2	2		
	総合金工工芸	2	2		
	金工工芸特別実習	2	2		
	基礎染織工芸	2	2		
	応用染織工芸 I	2	2		
	応用染織工芸II	2	2		
	総合染織工芸	2	2		
	染織工芸特別実習	2	2		
合計		28	14	36	

(10) 高等学校（工芸科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科　　目	授　業　科　目	単　位　数 A	 B	備　　考
図法及び製図	図法Ⅰ	2		
	製図	2		
デザイン	デザイン	2		
	基礎デザイン		2	
	総合デザイン		2	
工芸製作（プロダクト製作を含む。）	窯芸	2		
	木工工芸	2		
	金工工芸		2	
	染織工芸	2		
工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	デザイン理論	2		
	工芸理論	2		
	世界の美術	2		
小　　計		20		
選択科目	図法Ⅱ	2		上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる
	応用デザイン	2		
	デザイン特別実習	2		
	グラフィックス	2		
	基礎窯芸	2		
	応用窯芸	2		
	総合窯芸	2		
	窯芸特別実習	2		
	陶磁特別演習Ⅰ	2		
	陶磁特別演習Ⅱ	2		
	基礎木工工芸	2		
	応用木工工芸実習	2		
	総合木工工芸	2		
	木工工芸特別実習	2		
	基礎金工工芸	2		
	応用金工工芸Ⅰ	2		
	応用金工工芸Ⅱ	2		
	総合金工工芸	2		
	金工工芸特別実習	2		
	基礎染織工芸	2		
	応用染織工芸Ⅰ	2		
	応用染織工芸Ⅱ	2		
	総合染織工芸	2		
	染織工芸特別実習	2		
	窯芸概論	2		
	木工工芸総論	2		
	金工工芸概論	2		
	染織工芸概論	2		
合　　計		36		

(11) 中学校，高等学校（保健体育科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
体育実技	スポーツＩＡ１	1	1	1	Ａ１体操
	スポーツＩＡ２	1	1	1	Ａ２体操競技
	スポーツＩＡ３	1	1	1	Ａ３水泳
	スポーツＩＡ４	1	1	1	Ａ４陸上競技
	スポーツＩＢ１	1	1	1	Ｂ１バスケットボール
	スポーツＩＢ２	1	1	1	Ｂ２サッカー
	スポーツＩＢ３	1	1	1	Ｂ３バレーボール
	スポーツＩＢ４	1	1	1	Ｂ４ラグビー
	スポーツＩＣ１	1	1	1	Ｃ１ダンス
	スポーツＩＣ２	1	1	1	Ｃ２テニス
	スポーツＩＣ３	1	1	1	Ｃ３柔道
	スポーツＩＣ４	1	1	1	Ｃ４剣道
	スポーツＩＤ１	1	1	1	Ｄ１スキー
	スポーツＩＤ２	1	1	1	Ｄ２スケート
	スポーツＩＤ３	1	1	1	Ｄ３ゴルフ
	スポーツＩＤ４	1	1	1	Ｄ４野外活動
	スポーツⅡＡ１	1		1	
	スポーツⅡＡ２	1		1	
	スポーツⅡＡ３	1		1	
	スポーツⅡＡ４	1		1	
	スポーツⅡＢ２	1		1	
	スポーツⅡＢ３	1		1	
	スポーツⅡＣ１	1		1	
	スポーツⅡＣ３	1		1	
	スポーツⅡＤ１	1		1	
	スポーツⅡＤ４	1		1	
「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	運動学	2	2	2	
	体育原理	2	2	2	
	スポーツ心理学	2	2	2	
	スポーツ経営学	2	2	2	
	スポーツ社会学	2	2	2	
生理学（運動生理学を含む。）	解剖・生理学	2	2	2	
衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2	2	2	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健	2	2	2	
	精神保健	2		2	
	安全教育	2		2	
	救急処置	2		2	
小計		20	12	20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	トレーニング理論・実習	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	スポーツ測定評価	2	2	2	
	スポーツ工学	2	2	2	
	運動処方	2	2	2	
	スポーツ医学	2	2	2	
	健康教育概論	2	2	2	
	健康教育各論（性教育）	2	2	2	
	トレーニング科学	2	2	2	
	運動生理学	2	2	2	
	医学一般	2	2	2	
		8	2	16	
合計		28	14	36	

(12) 中学校（技術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		B 備考
		中学校		
科目		1種	2種	
木材加工（製図及び実習を含む。）	生活機器製図概論	2	2	
	木工工芸概論	2	2	
	応用木工工芸	2	2	
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学	2	2	
機械（実習を含む。）	機械工学実習	2	2	
	福祉メカトロニクスⅠ	2	2	
電気（実習を含む。）	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2	2	
	電気基礎実習	2	2	
栽培（実習を含む。）	栽培学	2	2	
情報とコンピュータ（実習を含む。）	環境情報処理論	2	2	
	プログラミング演習Ⅰ	2	2	
小計		22	22	
選択科目	生活環境電磁気学	2		
	回路理論	2		
	電気数学	2		
	工業力学	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	エネルギー環境論	2		
	流体工学	2		
	環境電気機器概論	2		
	環境電気機器実験	2		
	環境システム制御	2		
	福祉メカトロニクスⅡ	2		
	福祉メカトロニクス実験	2		
	プログラミング演習Ⅱ	2		
		6		
合計		28	22	

(13) 高等学校（工業）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
工業の関係科目	生活環境電磁気学	2	
	電気基礎実習	2	
	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2	
	福祉メカトロニクスⅠ	2	
	エネルギー環境論	2	
	機械工学実習	2	
	環境情報処理論	2	
	プログラミング演習Ⅰ	2	
職業指導	職業指導概論	2	
小計		20	
選択科目	電気数学	2	
	回路理論	2	
	工業力学	2	
	ヒューマンエレクトロニクスII	2	
	環境電気機器概論	2	
	環境電気機器実験	2	
	環境システム制御	2	16
	福祉メカトロニクス実験	2	
	住環境材料工学	2	
	流体工学	2	
	プログラミング演習II	2	
	福祉メカトロニクスII	2	
	コンピュータⅠ	2	
	コンピュータII	2	
合計		36	

(14) 中学校，高等学校（家庭科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	現代社会の家族	2	2	2	
	生活経済学	2	2	2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学	2	2	2	
	服飾文化論	2	2	2	
	衣生活科学概論	2 4	2 2	2 2	
	衣生活材料学	2	2	2	
食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）	食物学	2	2	2	
	栄養学	2		2	
	食品学	2		2	
住居学（製図を含む。）	住宅デザイン論	2	2	2	
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学Ⅰ	2	2	2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活環境機器			2	
	情報処理演習ⅡA			2	
小計		20	14	22	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	生活経営論	2		2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。但し，生活環境機器及び情報処理演習ⅡAの授業科目は中学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。
	老年家族学	2		2	
	服飾文化演習	2		2	
	被服衛生学	2		2	
	被服衛生学演習	2		2	
	服飾制作実習	2		2	
	被服新素材論	2		2	
	被服新素材演習	2		2	
	衣生活環境学	2		2	
	衣生活科学実験	2		2	
	服飾製作基礎実習	2		2	
	食文化論	2 (8)		2 (14)	
	食品・栄養学実験	2		2	
	調理文化論	2		2	
	調理学実験	2		2	
	食生活実習	2		2	
	食環境論	2		2	
	フードコーディネート実習	2		2	
	生活環境化学	2		2	
	生活材料化学	2		2	
	生活環境デザイン	2		2	
	介護概論	2		2	
	保育学Ⅱ	2		2	
合計		28	14	36	

(15) 中学校，高等学校（英語科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
英語学	英語学概論Ⅰ	2	2	2	Ⅰ～Ⅳの授業科目については番号の順に履修することが望ましい。
	英語音声学Ⅰ	2		2	
	英語音声学演習Ⅰ	1		1	
	英語学演習Ⅰ	1 (3)		1 (3)	
	英語史Ⅰ	2		2	
	英文法演習Ⅰ	1		1	
英米文学	近代欧米文学論Ⅰ	2	2	2	
	英米文学講読Ⅰ	1		1	
	英米文学講読Ⅱ	1		1	
	英文学演習Ⅰ	1 (3)		1 (3)	
	英文学演習Ⅱ	1		1	
	英文学史Ⅰ	2		2	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
英語コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論	2	2	2	
	英語オーラルコミュニケーションⅠ	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーションⅢ	1	1	1	
	英語パブリックスピーキングⅠ	1 (4)	1 (2)	1 (4)	
	英語パブリックスピーキングⅡ	1	1	1	
	英語論文構成Ⅰ	1	1	1	
	英語論文構成Ⅱ	1	1	1	
異文化理解	欧米文化論	2	2	2	
	英米文化事情Ⅰ	1		1	
	欧米文化論演習Ⅰ	1 (2)		1 (2)	
	欧米文化論演習Ⅱ	1		1	
	異文化理解Ⅰ	1		1	
小計		20	10	20	
選択科目	英語学概論Ⅱ	2	2	2	上欄で選択しなかった授業科目はこの欄の科目として履修することができる。 この欄の単位数の半分以上は演習の科目でなければならない。
	英語学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語学演習Ⅲ	1	1	1	
	英語史Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語音声学演習Ⅲ	1	1	1	
	英文法演習Ⅱ	1	1	1	
	英文法演習Ⅲ	1	1	1	
	英米文学講読Ⅲ	1	1	1	
	英米文学講読Ⅳ	1	1	1	
	近代欧米文学論Ⅱ	2 (8)	2 (4)	2 (16)	
	英文学史Ⅱ	2	2	2	
	英文学演習Ⅲ	1	1	1	
	英米文化事情Ⅱ	1	1	1	
	欧米文化論演習Ⅲ	1	1	1	
	欧米文化論演習Ⅳ	1	1	1	
	英作文演習Ⅰ	1	1	1	
	英作文演習Ⅱ	1	1	1	
	日英異文化コミュニケーションⅠ	2	2	2	
	日英異文化コミュニケーションⅡ	2	2	2	
	異文化理解Ⅱ	1	1	1	
	異文化理解Ⅲ	1	1	1	
合計		28	14	36	

(16) 高等学校（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
情報社会及び情報倫理	情報社会と倫理	2	
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	コンピュータハードウェア	2	
	コンピュータ演習Ⅰ	2	
情報システム（実習を含む。）	情報システム論	2	
	情報システム演習Ⅰ	2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク論Ⅰ	2	
	情報ネットワーク演習Ⅰ	2	
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	情報メディア論	2	
	マルチメディアを用いた図形処理	2	
情報と職業	情報と職業	2	
小計		20	
選択科目	コンピュータソフトウェア	2	
	コンピュータ演習Ⅱ	2	
	計測・制御実験	2	
	情報システム演習Ⅱ	2	
	統計情報システム	2	16
	情報ネットワーク論Ⅱ	2	
	情報ネットワーク演習Ⅱ	2	
	計算器シミュレーション	2	
	画像解析	2	
	デジタル画像論	2	
合計		36	

6．中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
教育の意義等に関する科目	教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	教育思想史	2 ※		2 ※	
	人権教育論	2 ※		2 ※	
	生涯発達論	2		2	
	現代教育論	2	2	2	
	教育社会学	2	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	各教科教育法は，次の別表に示した。	6以上	2以上	2以上	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	道徳教育の研究	2	2		
	特別活動の研究	2	2	2	
	教育方法学概説	2	2	2	
	授業実践論	2	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 中学校 1種	単位数 中学校 2種	単位数 高等学校 1種	備考
	視聴覚教育	2 ※		2 ※	
	教育評価	2 ※		2 ※	
	教育統計Ⅰ	2 ※		2 ※	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	2	2	
	教育相談心理学（進路指導を含む。）	2	2	2	
総合演習	総合演習（人権文化）	2	2	2	
	総合演習（国際理解）	2	2	2	
	総合演習（地域文化）	2	2	2	
	総合演習（環境）	2	2	2	
	総合演習（健康福祉）	2	2	2	
	総合演習（情報）	2	2	2	
		2	2	2	
教育実習（事前事後指導を含む。）	中学校教育実習	5	5		中学校教育実習を履修した場合は，高等学校教育実習を履修する必要はない。
	高等学校教育実習			3	
合計		31以上	25以上	23以上	

別表　各教科の教育法

教科	授業科目	単位	単位数 中学校 1種	単位数 中学校 2種	高等学校 1種	備考
国語科	中等国語科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等国語科教育法Ⅱ	2	2		2	
	中等国語科教育法Ⅲ	2	2		2	2
	国語科教育学	2			2	
	国語教育学演習	2				
計			6	2	4	
社会科	中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	2	2	2	地歴
	中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	2	2	2	2
	中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	2	2	2	公民
	社会科教育学	2				
	社会科教育学演習	2				
計			6	4	4	
数学科	数学科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	数学科教育法Ⅱ	2	2			
	数学科教育法Ⅲ	2	2			
	数学教育学	2				
	数学教育学演習	2				
計			6	2	2	
理科	中等理科教育法Ⅰ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅱ	1	1			
	中等理科教育法Ⅲ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅳ	1	1	1	1	1
	中等理科教育法Ⅴ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅵ	1	1	1	1	
	理科教育学	2	2			
計			6	2	2	

教科	授業科目	単位	単位数 中学校 1種	単位数 中学校 2種	高等学校 1種	備考
音楽科	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2			
	音楽教育学	2	2 } 4			
	音楽教育学演習	2	2			
計			6	2	2	
美術科	中等美術科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等美術科教育法Ⅱ	2	2			
	中等美術科教育法Ⅲ	2	2			
	美術教育学	2				
	美術教育学演習	2				
計			6	2	2	
保健体育科	保健体育科教育法Ⅰ	2	2	2	2	教育法のⅡとⅢとが順序が変わっていることに注意。
	保健体育科教育法Ⅲ	2	2			
	保健体育科教育法Ⅱ	2	2 } 2			
	保健体育教育学	2	2			
	保健体育教育学演習	2				
計			6	2	2	
家庭科	中等家庭科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等家庭科教育法Ⅱ	2	2			
	中等家庭科教育法Ⅲ	2	2 } 2			
	家庭科教育学	2	2			
	家庭科教育学演習	2				
計			6	2	2	
技術科	技術科教育法Ⅰ	2	2	2		
	技術科教育法Ⅱ	2	2			
	技術教育学	2	2 } 2			
	技術教育学演習	2	2			
計			6	2	2	
英語科	英語科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	英語科教育法Ⅱ	2	2		2	
	英語科教育法Ⅲ	2	2 } 2		2 } 2	
	英語教育学	2	2		2	
	英語教育学演習	2				
計			6	2	4	
書道科	書道科教育法	2			2	
	国語科書写教育学	2				
計					2	
工芸科	工芸科教育法Ⅰ	2			2	
	工芸科教育法Ⅱ	2				
計					2	
工業科	工業科教育法Ⅰ	2			2	
	工業科教育法Ⅱ	2				
計					2	
情報科	情報科教育法Ⅰ	2			2	
	情報科教育法Ⅱ	2			2	
計					4	

＊この表で，各教科の合計単位数以上をとったものについては，それぞれの教科に関する科目の選択の科目の単位として加えることができる

7．養護学校教諭免許状を取得する場合の「特殊教育に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
教育の基礎理論に関する科目	4	障害児教育	2	2 } 2	
		障害児教育史	2	2	
		障害児教育社会学	2	2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	6	障害児心理学	2	2 } 2	
		精神遅滞児心理学	2	2	
		障害児病理学	2 } 2	2 } 2	
		障害児保健学	2	2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	6	精神遅滞児教育	2	2 } 4	
		障害児学習指導法	2	2	
		心理療法	2	2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての実習	3	障害児教育実習	3	3	事前・事後指導1単位を含む。
小計	19		21	15	
選択科目 (上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。)	4	障害児教育演習	2		
		養護学校観察	1		
		人格測定法	2		
		障害児診断法	2		
		障害児心理学演習	2		
		障害児心理学実験	1 } 2		
		小児医学	2		
		大脳生理学	2		
		心身医学	2		
		障害児教育特殊講義	2		
		視聴覚教育	2		
合計	23		23	15	

1．社会教育主事となる資格の取り方

(1) 社会教育を行う者に専門的，技術的な助言や指導を与える社会教育主事となる資格を得ようとする者は，大学に２年以上在学して62単位以上を修得し，かつ，大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で，１年以上社会教育主事補の経歴を有する者でなければならない。

(社会教育法第９条の４)

(2) 社会教育に関する科目の履修は次の表による。

社会教育法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科　目	単位数	授業科目	単位数	備　考
生涯学習概論	4	社会教育概論Ⅰ	2	
		社会教育概論Ⅱ	2	
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ	2	
		社会教育計画Ⅱ	2	
社会教育演習社会教育実習社会教育課題研究	4	生涯教育演習	2	
		社会教育実習	2	
社会教育特講	12	高齢化と生涯教育	2	
(社会教育特講Ⅰ)		国際化と生涯教育	2	4
		人権意識論	2	
(社会教育特講Ⅱ)		視聴覚教育	2	
		生涯スポーツ論	2	
		博物館学Ⅰ	2	
		図書館概説	2	
		野外活動概論	2	4
		カウンセリング	2	
		心身医学	2	
		生涯発達論	2	
		レクリエーション概論	2	
(社会教育特講Ⅲ)		国際政治学要論	2	
		人権教育論	2	
		心の健康	2	
		健康福祉ボランティア活動	2	
		現代教育論	2	
		教育方法学概説	2	
		教育社会学	2	4
		地域福祉論	2	
		博物館学Ⅲ	2	
		フェミニズム論	2	
		老人福祉論	2	
		スポーツ行政	2	
		環境行政	2	
		公的扶助論	2	
	24		24	

2．学芸員の資格の取り方

(1) 学芸員は，博物館資料の収集，展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事することを職務とし，その資格の取得のためには学士の学位を有し，かつ大学において文部科学省で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。(博物館法第５条)

(2) 博物館に関する科目の履修は次の表による。

<table>
<tr><th colspan="2">博物館法に定められている</th><th colspan="3">左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等</th></tr>
<tr><th>科　目</th><th>単位数</th><th>授業科目</th><th>単位数</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>博物館概論
博物館経営論
博物館資料論
博物館情報論</td><td>2
1
2
1</td><td>博物館学Ⅰ
博物館学Ⅱ
博物館学Ⅲ</td><td>2
2
2</td><td rowspan="20"></td></tr>
<tr><td>生涯学習概論</td><td>1</td><td>社会教育概論Ⅰ</td><td>2</td></tr>
<tr><td>視聴覚教育メディア論</td><td>1</td><td>視聴覚教育</td><td>2</td></tr>
<tr><td>教育学概論</td><td>1</td><td>現代教育論</td><td>2</td></tr>
<tr><td>博物館実習</td><td>3</td><td>博物館実習</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="4">文化史</td><td rowspan="19">4</td><td>日本史要説</td><td>2</td></tr>
<tr><td>東洋史要説</td><td>2</td></tr>
<tr><td>西洋史要説</td><td>2</td></tr>
<tr><td>日本・アジアの社会と文化</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">美術史</td><td>世界の美術</td><td>2</td></tr>
<tr><td>応用美術理論</td><td>2</td></tr>
<tr><td>総合美術理論</td><td>2</td></tr>
<tr><td>考古学</td><td>文献資料・遺構にみる交流の考古学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>自然科学史</td><td>科学者と歴史</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">化学</td><td>無機化学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>有機化学</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生物学</td><td>生物科学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>植物分類学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>動物生態学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>臨海生物学</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地学</td><td>岩石鉱物学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>進化古生物学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>古環境学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>天文学</td><td>2</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>16</td><td></td><td>19</td><td></td></tr>
</table>

3．社会福祉士の受験資格の取り方

(1) 社会福祉士の受験資格を得ようとするものは，大学の卒業資格を得るとともに在学中に厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。

(2) 社会福祉士の受験資格に必要な科目の履修は次の表による。

指定科目	授業科目	単位数	備考
心理学	A 心理学	2	
社会学	A 社会学要論	2	2
法学	A 法学要論	2	
医学一般	A 医学一般	4	
介護概論	A 介護概論	2	
社会福祉原論	A 社会福祉原論	4	
老人福祉論	A 老人福祉論	4	
障害者福祉論	A 障害者福祉論	4	
児童福祉論	A 児童福祉論	4	
社会保障論	A 社会保障論	4	
公的扶助論	A 公的扶助論	2	2又は4
地域福祉論	A 地域福祉論	2	
社会福祉援助技術論	B 社会福祉援助技術論	8	左記の授業科目は，上記Aの授業科目の必要単位を全て修得したか又は必要単位分の授業科目を履修中の者に限り，履修できる。
社会福祉援助技術演習	B 社会福祉援助技術演習	8	
社会福祉援助技術現場実習	社会福祉援助技術現場実習	4	左記の授業科目は，上記Aの授業科目の必要単位を全て修得し，かつBの全ての授業科目を履修中であるか又はBの単位を全て修得した者に限り，履修できる。
	社会福祉援助技術現場実習指導	2	
合計		48又は50	

4．社会体育指導者の資格の取り方

(1) 取得できる社会体育指導者には地域住民を対象として指導を行う地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）のC級・B級と競技選手の競技力の向上を図る競技力向上指導者（コーチ）のC級・B級がある。その資格取得のためには，資格別，競技別に国の基準に基づき(財)日本体育協会が定めた科目を履修し（各資格における共通科目の講習及び試験が文化教育学部の授業科目を履修することによって免除される)，所定の手続き申請をしなければならない。

(2) 受講者は別途，(財)日本体育協会及び各競技団体が主催する専門教科（実技等）の講習及び試験を履修しなければならない。

(3) 社会体育指導者の共通科目に関する履修は次の表による。

① 地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）C級・B級

科　　目	授　業　科　目	単位数	備　　考
社会体育概論	スポーツ社会学 生涯スポーツ論	2 2 } 2	
スポーツ心理学	スポーツ心理学	2	
スポーツ経営学	スポーツ経営学	2	
スポーツ生理学	運動生理学 スポーツ工学 トレーニング理論・実習 トレーニング科学 栄養学	2 2 2 } 2 2 } 2 2	
スポーツ医学	スポーツ医学 救急処置	2 2	
スポーツ指導論	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 運動学 コーチング理論・実習	2 2 2 2 } 2	
地域における スポーツ行政	スポーツ行政	2	
合　　計		22	

② 競技力向上指導者（コーチ）C級・B級

科　　目	授　業　科　目	単位数	備　　考
社会体育概論	スポーツ社会学 生涯スポーツ論	2 2 }2	
スポーツ心理学	スポーツ心理学	2	
トレーニング科学	運動生理学 スポーツ工学 トレーニング理論・実習 トレーニング科学	2 2 2 2 }2	
スポーツ医学	スポーツ医学 救急処置	2 2	
スポーツと栄養	栄養学	2	
スポーツ指導論	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 運動学 コーチング理論・実習	2 2 2 2 }2	
地域における スポーツ行政	スポーツ行政	2	
合　　計		20	

5．レクリエーション・インストラクターの資格の取り方

(1) レクリエーション・インストラクターは，余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み，社会福祉や企業，学校などあらゆる領域で，コミュニケーション・ワークの援助を中心に，レクリエーションを楽しく教える指導者である。この資格は，財団法人日本レクリエーション協会が認定するものである。

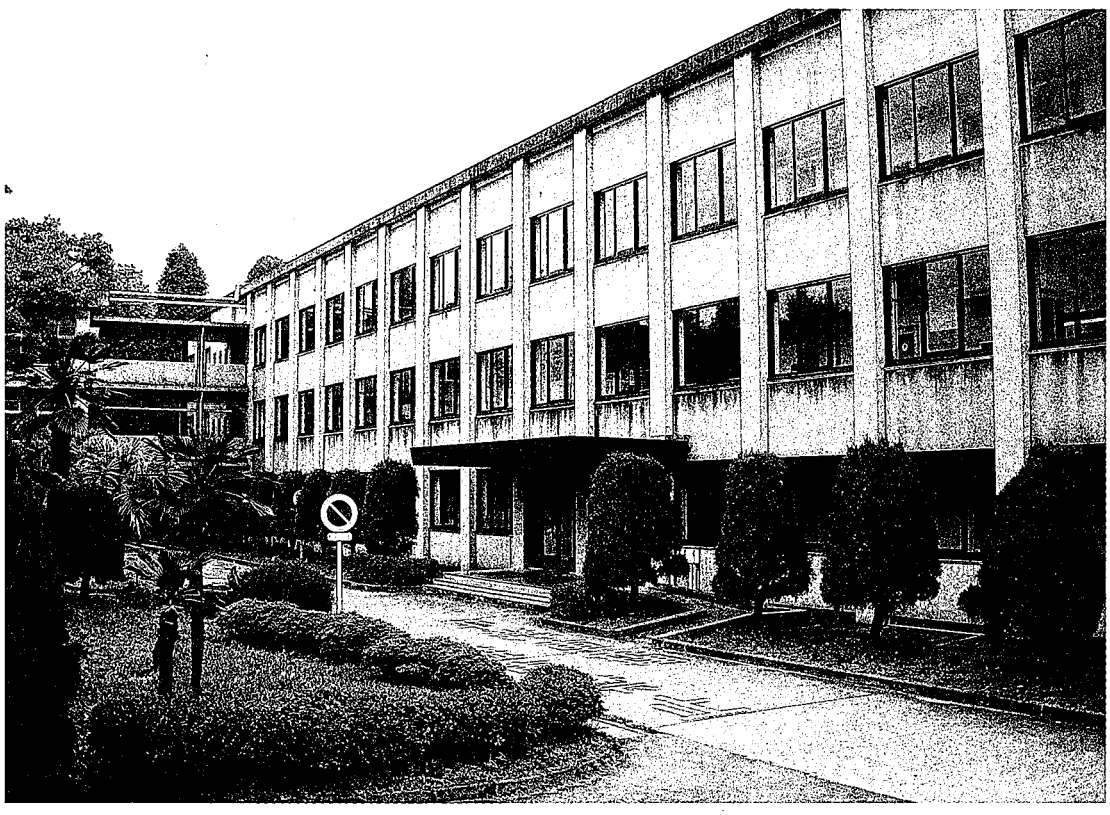
(2) レクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目の履修は次の表による。

日本レクリエーション協会が指定する科目			左記に対応する文化教育学部開講の授業科目		備　　考
科　　目		単位数	授　業　科　目	単位数	
レクリエーション理論		2	レクリエーション概論	2	
レクリエーション実技		2	レクリエーション実習	2	
レクリエーション現場実習	学外実習	2／3	教育実習 又は 社会福祉援助技術現場実習	2～5 6	教育実習は，小学校，中学校，高等学校，障害児，幼稚園のいずれの実習でもよい。なお，教育実習又は社会福祉援助技術現場実習を履修しない場合は，日本レクリエーション協会が認定する「施設実習」を履修すること。
	事業参加	1／3			レクリエーション協会主催・共催事業への参加３回で１／３単位となる。レクリエーション概論の授業担当教官から「事業参加記録カード」をもらって，事業主催者の参加証明印を受領のうえ，同教官に提出すること。
合　計		5			



経済学部長

古　賀　和　文



◎佐賀大学経済学部規程

(趣旨)

第１条　佐賀大学経済学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(入学)

第２条　本学部に入学することのできる者は，学則第18条及び第23条に定めるところによる。

(課程及びコース)

第３条　本学部に，次の課程及びコースを置く。

経済システム課程

国際経済社会コース

総合政策コース

経営・法律課程

企業経営コース

法務管理コース

２　コースは，１年次修了後，別に定めるところにより決定する。

(教育課程の編成)

第４条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は，フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

４　専門教育科目は，専門科目とし，課程及びコース別に，必修科目及び選択科目に分ける。

(履修方法)

第５条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

２　教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学全学教育科目履修規程（平成５年12月17日制定）及び経済学部履修細則（昭和62年４月１日制定）の定めるところによる。

３　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，経済学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第７条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

３　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

(試験)

第８条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

２　追試験及び再試験については，追試験及び再試験に関する経済学部内規の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第９条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学における授業科目の履修，大学以外の教育施

設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。

(転入学した者の履修科目等の認定)

第10条　転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。

(卒業の要件)

第11条　本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第４条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成５年２月19日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条　特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年４月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第14条　研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成５年２月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成６年６月24日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第16条　学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。

(雑則)

第17条　この規程に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

１　この規程は，平成10年４月１日から施行する。

２　平成10年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

別表（第５条第１項関係）

課程			経済システム課程		経営・法律課程	
コース			国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
教養教育科目	フレッシュマンセミナー		2	2	2	2
	主題科目		24	24	24	24
共通基礎教育科目	外国語科目	第1	6	6	6	6
		第2	4	4	4	4
	健康・スポーツ科目	講義・演習	2	2	2	2
		実習	2	2	2	2
	情報処理科目	講義	2	2	2	2
		演習	1	1	1	1
小計			43	43	43	43
専門教育科目	専門科目	必修科目	28	26	26	26
		選択科目	54	56	56	56
小計			82	82	82	82
合計			125	125	125	125

●経済学部履修細則

(趣旨)

第１条　経済学部学生の専門教育科目の履修については，佐賀大学学則，全学教育科目履修規程及び佐賀大学経済学部規程に定めるもののほか，本細則による。

(教養教育科目)

第２条　主題分野の登録にあたっては，第2及び第3主題分野には登録しないものとする。

(専門教育科目)

第３条　佐賀大学経済学部規程第5条第3項の専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，別表Ⅰ及びⅡによる。

(履修届)

第４条　佐賀大学経済学部規程第6条の履修届は，前学期，後学期とも開講日から所定の期間までに提出しなければならない。

２　所定の期間までに履修届を提出しなければ，当該学期の単位は認定しない。

３　履修科目として登録できる単位数の上限等については，別に定める。

(履修することができる専門教育科目)

第５条　別表Ⅱの授業科目(以下「科目」という。)のうち，1年次生又は2年次生から履修することができる専門教育科目は次のとおりとする。

	経済システム課程		経営・法律課程	
	国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
1年	経済学基礎	経済学基礎	経済学基礎	経済学基礎
	地域と政策	地域と政策	地域と政策	地域と政策
	基礎簿記	基礎簿記	基礎簿記	基礎簿記
	人権論	人権論	人権論	人権論
	国際経済社会入門	国際経済社会入門	企業経営入門	企業経営入門
	総合政策入門	総合政策入門	法務管理入門	法務管理入門
	経済数学Ⅰ	経済数学Ⅰ	経済数学Ⅰ	経済数学Ⅰ
	地域開発論	地域開発論	地域開発論	地域開発論
	マーケティング論Ⅰ	マーケティング論Ⅰ	マーケティング論Ⅰ	マーケティング論Ⅰ
	刑法	刑法	刑法	刑法
	＊東アジア国際関係史	＊東アジア国際関係史	＊東アジア国際関係史	＊東アジア国際関係史
	＊市民社会と倫理	＊市民社会と倫理	＊市民社会と倫理	＊市民社会と倫理

＊印の科目は教員免許取得に関連した科目である。

	経済システム課程・経営法律課程			
	国際経済社会コース・総合政策コース・企業経営コース・法務管理コース			
2年	理論経済学Ⅰ	経済学原論Ⅰ	ビジネスコミュニケーション英語	国際交流実習
	理論経済学Ⅱ	経済学原論Ⅱ	経済学史Ⅰ	国際経済論Ⅱ
	国際経済論Ⅲ	経済数学Ⅱ	国際経済社会論	発展途上国経済論
	基本統計学Ⅰ	基本統計学Ⅱ	日本経済論	実践経済学
	経済政策	財政学総論Ⅰ	財政学総論Ⅱ	地方財政論Ⅰ
	地方財政論Ⅱ	金融論Ⅰ	金融論Ⅱ	地域モデル論
	産業組織論	経営学	経営・会計学実習	現代企業経営論
	会計学原理	情報処理概論	簿記・会計	マーケティング論Ⅱ
	経営社会学	原価計算論	システム論Ⅰ	契約法Ⅰ
	会社法	法学概論Ⅰ	統治機構論	行政法総論
	民法総則	物権法Ⅰ	契約法Ⅱ	商法総則

2年	環境法 ＊日本近現代史 ＊社会学要論	労働法Ⅰ ＊日本史上の市(いち)と都市 ＊哲学要論Ⅰ	社会保障法Ⅰ ＊東洋史要説 ＊倫理学要論	演習(2年) ＊自然地理学

＊印の科目は教員免許取得に関連した科目である。

2　3年次生以上の者は，全科目履修することができる。ただし，演習（4年）は，4年次生以上の者に限る。

(外書講読の履修方法)

第6条　外書講読の履修方法は，別に定める。

(演習の履修方法)

第7条　演習の履修については，次の各号の定めによる。

一　演習の履修は2年次生後学期から開始し，2年半にわたり10単位を履修しなければならない。その履修方法については別に定める。

二　演習は半期登録を原則とし，半期終了の時点で新たに登録しなければならない。

三　人員等の理由により，登録希望者を選抜することがある。選抜にもれた場合，新たに登録しなければならない。

2　演習の履修要件については，別に定める。

(教員の免許状)

第8条　教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者は，次の免許状を取得することができる。

経済システム課程	中学校教諭　Ⅰ種免許状（社会）
経営・法律課程	高等学校教諭　Ⅰ種免許状（地理歴史・公民・商業）

2　教員免許状取得のための教科及び教職に関する科目は，別表Ⅲから別表Xによる。

3　教員免許状取得に必要な科目の単位のうち，教科に関する科目の中で他学部開講科目の単位及び教職に関する科目の単位は卒業単位に算入しない。

4　教員免許状を取得しようとする者は，教養教育科目（主題科目）の「現代社会の構造」の分野中，現代の法と社会（日本国憲法）2単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第9条　教育実習に参加しようとする者は，4年次の前学期までに次の各号の条件を満たしていなければならない。

一　教科に関する科目については，別表ⅢからXに定める必要単位の2分の1以上を修得していなければならない。なお，各科目群別についても必要単位の2分の1以上を修得していなければならない。

二　教職に関する科目については，教育実習及び総合演習を除く必要単位を全て修得していなければならない。

三　履修中の科目は，修得見込科目として修得科目と同等に取り扱うものとする。

2　教育実習は，原則として本学部が定める教育実習校において行う。

(雑則)

第10条　この細則に定めるもののほか，本学部に関し，必要な事項は教授会において定める。

附　則

1　この細則は，平成10年4月1日から施行する。

2　平成10年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず，教育上必要と認めるときは，別に定めるところにより改正後の授業科目を履修させることができる。

附　則

1　この細則は，平成12年４月１日から施行する。

2　平成12年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成12年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

附　則

1　この細則は，平成13年４月１日から施行する。

2　平成13年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

附　則

1　この細則は，平成14年４月１日から施行する。

2　平成14年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成14年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず，教育上必要と認めるときは，別に定めるところにより改正後の授業科目を履修させることができる。

別表Ⅰ　専門教育科目（必修科目・選択科目）

科目＼課程＼コース		経済システム課程		経営・法律課程	
		国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
必修科目	学部入門科目	8	8	8	8
	学部基礎科目	8	8	8	8
	外書講読	2			
	演習（２年）	2	2	2	2
	演習（３年）	4	4	4	4
	演習（４年）	4	4	4	4
	小　　計	28	26	26	26
選択科目	自コースの専門科目	30	32	32	32
	課程他コース専門科目	6	6	6	6
	その他の選択科目 (自由選択科目を含む)	18	18	18	18
	小　　計	54	56	56	56
卒業に必要な単位数				82	

(注) その他の選択科目の18単位は経済学部の専門科目のほか，教養教育科目（主題科目に限る。）及び他学部指定科目で充当することができる。他学部指定科目は別途定める。

別表II　専門教育科目（コース別授業科目）

経済システム課程（国際経済社会コース）

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	外書講読	2	
		演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	ビジネスコミュニケーション英語	2	
		国際交流実習	2	
		理論経済学II	2	
		経済学原論II	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史II	2	
		国際経済論Ⅰ	2	
		国際経済論II	2	
		国際経済論III	2	
		経済数学Ⅰ	2	
		経済数学II	2	
		国際通貨論	2	
		現代政治論	2	
		国際政治学	2	
		国際経済社会論	2	
		発展途上国経済論	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史II	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史II	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史II	2	
		マクロ経済学概論	2	
		マクロ経済分析	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学II	2	
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学II	2	
		特殊講義	2	

区分		授業科目	単位数	備考
自由選択科目	課程他コース専門科目	実践経済学(実地研修)	2	
		経済政策	2	
		財政学総論Ⅰ	2	
		財政学総論Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		地域モデル論	2	
		産業組織論	2	
		社会政策	2	
		福祉政策	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		産業システム論	2	
		エネルギー経済論	2	
		産業構造論	2	
		地域開発論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム論	2	
		経済地理学Ⅰ	2	
		経済地理学Ⅱ	2	
		産業技術論	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経済システム課程(総合政策コース)

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	実践経済学(実地研修)	2	
		経済政策	2	
		財政学総論Ⅰ	2	
		財政学総論Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		地域モデル論	2	
		産業組織論	2	
		社会政策	2	
		福祉政策	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		産業システム論	2	
		エネルギー経済論	2	
		産業構造論	2	
		地域開発論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム論	2	
		経済地理学Ⅰ	2	
		経済地理学Ⅱ	2	
		産業技術論	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
	課程他コース専門科目	ビジネスコミュニケーション英語	2	
		国際交流実習	2	
		理論経済学Ⅱ	2	
		経済学原論Ⅱ	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅰ	2	
		国際経済論Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅲ	2	
		経済数学Ⅰ	2	
		経済数学Ⅱ	2	
		国際通貨論	2	
		現代政治論	2	

区分		授業科目	単位数	備考
選択科目	課程他コース専門科目	国際政治学	2	
		国際経済社会論	2	
		発展途上国経済論	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		マクロ経済学概論	2	
		マクロ経済分析	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学Ⅱ	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経営・法律課程(企業経営コース)

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	経営・会計学実習	2	
		現代企業経営論	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		国際経営論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		企業評価	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
		実践会計	2	
		財務会計論	2	
		システム論Ⅰ	2	
		システム論Ⅱ	2	
		アルゴリズム	2	
		経営情報システムⅠ	2	
		経営情報システムⅡ	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
	課程他コース専門科目	法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法	2	
		経済刑法	2	
		国際法Ⅰ	2	
		国際法Ⅱ	2	

区分		授業科目	単位数	備考
選択科目	課程他コース専門科目	民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		契約法Ⅱ	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法Ⅰ	2	
		民事手続法Ⅱ	2	
		商法総則	2	
		商行為法	2	
		手形・小切手法	2	
		保険法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法Ⅰ	2	
		国際経済法Ⅱ	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
		社会保障法Ⅱ	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経営・法律課程(法務管理コース

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法	2	
		経済刑法	2	
		国際法Ⅰ	2	
		国際法Ⅱ	2	
		民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		契約法Ⅱ	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法Ⅰ	2	
		民事手続法Ⅱ	2	
		商法総則	2	
		商行為法	2	
		手形・小切手法	2	
		保険法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法Ⅰ	2	
		国際経済法Ⅱ	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
		社会保障法Ⅱ	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
	課程他コース専門科目	経営・会計学実習	2	
		現代企業経営論	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		国際経営論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	

区分		授業科目	単位数	備考
選択科目	課程他コース専門科目	マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		企業評価	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
		実践会計	2	
		財務会計論	2	
		システム論Ⅰ	2	
		システム論Ⅱ	2	
		アルゴリズム	2	
		経営情報システムⅠ	2	
		経営情報システムⅡ	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

別表Ⅲ　社会

中学校教諭1種免許状(経済システム課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
			●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		地理学(地誌を含む。)	○人文地理学	2	(文化教育学部開設)
			●自然地理学	2	
			○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		法律学、政治学	人権論	2	
			現代政治論	2	
		社会学、経済学	国際経済社会論	2	
			地域と政策	2	
			理論経済学Ⅰ	2	
		哲学、倫理学、宗教学	●哲学要論Ⅰ	2	
			●倫理学要論	2	2
			●市民社会と倫理	2	
		計		24	
	選択科目	日本史及び外国史	●日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市(いち)と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
			●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		地理学(地誌を含む)	○都市システム論	2	(文化教育学部開設)
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
			○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
		法律学、政治学	行政法総論	2	
			国際法Ⅰ	2	
			国際法Ⅱ	2	
			環境法	2	
			労働法Ⅰ	2	
			労働法Ⅱ	2	
			国際政治学	2	
		社会学、経済学	●社会学要論	2	
			●環境と人間の組織社会学	2	2
			経済学原論Ⅰ	2	
			経済学原論Ⅱ	2	
			日本経済論	2	
			国際交流実習	2	
			理論経済学Ⅱ	2	
			経済学史Ⅰ	2	
			経済学史Ⅱ	2	
			国際経済論Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅱ	2	
			経済数学Ⅰ	2	
			経済数学Ⅱ	2	
			国際通貨論	2	
			発展途上国経済論	2	
			マクロ経済学概論	2	
			マクロ経済分析	2	
			計量経済学Ⅰ	2	
			計量経済学Ⅱ	2	
			経済政策	2	

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	選択科目	社会学、経済学	財政学総論Ⅰ 財政学総論Ⅱ 地域モデル論 産業組織論 社会政策 福祉政策 社会保障論 労使関係システム	2 2 2 2 2 2 2 2	
	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ ●障害児教育	2 2 2 2 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ●中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴) ●中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴) ●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民) ●中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民) ●道徳教育の研究 ●特別活動の研究 ●教育方法学概説	2 2 2 2 2 2 2 2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論 ●教育相談心理学	2 2	
		総合演習	●総合演習(人権文化) ●総合演習(国際理解) ●総合演習(地域文化) ●総合演習(環境) ●総合演習(健康福祉) ●総合演習(情報)	2 2 2 2 2 2	
		教育実習	●中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。
		計		33	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学、教育相談心理学及び道徳教育の研究を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅳ地理歴史

高等学校教諭Ⅰ種免許状(経済システム課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史	日本史要説	2	
		外国史	●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2	(文化教育学部開設)
			●自然地理学	2	
		地誌	○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		計		12	
	選択科目	日本史	●日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市(いち)と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
		外国史	●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		人文地理学及び自然地理学	○都市システム論	2	(文化教育学部開設)
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
		地誌	○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
		計		20	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			●中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	
			●中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	
			●総合演習(環境)	2	2
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅴ〝公民

高等学校教諭1種免許状(経済システム課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	法律学(国際法を含む。) 政治学(国際政治を含む。)	人権論 国際政治学 現代政治論	2 2 2	
		社会学、経済学(国際経済を含む。)	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	●哲学要論Ⅰ ●倫理学要論 ●市民社会と倫理	2 2 2	2
		計		14	
	選択科目	法律学(国際法を含む。) 政治学(国際政治を含む。)	行政法総論 国際法Ⅰ 国際法Ⅱ 環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ	2 2 2 2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
		社会学、経済学(国際経済を含む。)	●社会学要論 ●環境と人間の組織社会学 経済学原論Ⅰ 経済学原論Ⅱ 日本経済論 国際交流実習 理論経済学Ⅱ 経済学史Ⅰ 経済学史Ⅱ 国際経済論Ⅰ 国際経済論Ⅱ 経済数学Ⅰ 経済数学Ⅱ 国際通貨論 発展途上国経済論 マクロ経済学概論 マクロ経済分析 計量経済学Ⅰ 計量経済学Ⅱ 経済政策 財政学総論Ⅰ 財政学総論Ⅱ 地域モデル論 産業組織論 社会政策 福祉政策 社会保障論 労使関係システム	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	18
		計		18	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ ●障害児教育	2 2 2 2 2	2
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民) ●中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民) ●特別活動の研究 ●教育方法学概説	2 2 2 2 2	

		科目	種目	単位数	備考
教職に関する科目	必修科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論 ●教育相談心理学	2 2	
		総合演習	●総合演習(人権文化) ●総合演習(国際理解) ●総合演習(地域文化) ●総合演習(環境) ●総合演習(健康福祉) ●総合演習(情報)	2 2 2 2 2 2 } 2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史 ●人権教育論	2 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育 ●教育評価	2 2	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

●印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅵ‘‘商　業

高等学校教諭1種免許状(経済システム課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	商業の関係科目	基礎簿記 金融論Ⅰ 流通経済論	2 2 2	
		職業指導	職業指導	2	
		計		8	
	選択科目	商業の関係科目	基本統計学Ⅰ 基本統計学Ⅱ 実践経済学(実地研修) 地方財政論Ⅰ 地方財政論Ⅱ 金融論Ⅱ 労働経済論 NPO論 サービス産業論 日本農業論 農政経済論 産業システム論 エネルギー経済論 産業構造論 地域開発論 地域調査論 地域農業論 地域システム論 産業技術論 企業論 物権法Ⅰ 物権法Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 26	教職に関する科目の余剰単位数(14単位まで)は選択科目に含める。
		計		26	
	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説 ●教育基礎論 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ ●障害児教育	2 2 2 2 2 2 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 商業科教育法Ⅰ ●特別活動の研究 ●教育方法学概説	2 2 2 2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論 ●教育相談心理学	2 2	
		総合演習	●総合演習(人権文化) ●総合演習(国際理解) ●総合演習(地域文化) ●総合演習(環境) ●総合演習(健康福祉) ●総合演習(情報)	2 2 2 2 2 2 2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		25	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史 ●人権教育論	2 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育 ●教育評価	2 2	

※教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

●印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅶ　社会

中学校教諭１種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
			●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		地理学(地誌を含む。)	○人文地理学	2	(文化教育学部開設)
			●自然地理学	2	
			○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		法律学、政治学	人権論	2	
			現代政治論	2	
		社会学、経済学	国際経済社会論	2	
			地域と政策	2	
			理論経済学Ⅰ	2	
		哲学、倫理学、宗教学	●哲学要論Ⅰ	2	
			●倫理学要論	2	2
			●市民社会と倫理	2	
		計		24	
	選択科目	日本史及び外国史	●日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市(いち)と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
			●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		地理学(地誌を含む。)	○都市システム論	2	(文化教育学部開設)
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
			○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
		法律学、政治学	法学概論Ⅰ	2	
			法学概論Ⅱ	2	
			統治機構論	2	
			行政法総論	2	
			行政救済法	2	
			地方自治法	2	
			国際法Ⅰ	2	
			国際法Ⅱ	2	
			不法行為法	2	
			民事手続法Ⅰ	2	
			民事手続法Ⅱ	2	
			経済法Ⅰ	2	2
			経済法Ⅱ	2	
			国際経済法Ⅰ	2	
			国際経済法Ⅱ	2	
			環境法	2	
			国際環境法	2	
			労働法Ⅰ	2	
			労働法Ⅱ	2	
			社会保障法Ⅰ	2	
			社会保障法Ⅱ	2	
			国際政治学	2	
		社会学、経済学	●社会学要論	2	
			●環境と人間の組織社会学	2	
			国際経済論Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅱ	2	
			経済政策	2	

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	選択科目	社会学、経済学	財政学総論Ⅰ	2	
			産業組織論	2	
			社会政策	2	
			社会保障論	2	
			労使関係システム	2	
			経営組織論	2	
			経営労務論	2	
			国際経営論	2	
			経営史	2	
			経営社会学	2	
			企業評価	2	
			戦略経営論	2	
			証券論	2	
			経営情報システムⅠ	2	
			経営情報システムⅡ	2	
		計		2	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育の課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			●中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	
			●中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	
			●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	2
			●中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	
			●道徳教育の研究	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	2
			●総合演習(環境)	2	
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。
		計		33	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学、教育相談心理学及び道徳教育の研究を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅷ　地理歴史

高等学校教諭１種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史	日本史要説	2	
		外国史	●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2	(文化教育学部開設)
			●自然地理学	2	
		地誌	○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		計		12	
	選択科目	日本史	●日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市(いち)と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
		外国史	東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		人文地理学及び自然地理学	○都市システム論	2	
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
		地誌	○日本の地理と風土	2	
		計		20	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			●中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	
			●中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	2
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	
			●総合演習(環境)	2	
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所定単位に含むことはできない。

●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅸ　公民

高等学校教諭１種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	人権論 国際政治学 現代政治論	2 2 2	
		社会学、経済学 (国際経済を含む。)	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	●哲学要論Ⅰ ●倫理学要論 ●市民社会と倫理	2 2 2	2
		計		14	
	選択科目	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	法学概論Ⅰ 法学概論Ⅱ 統治機構論 行政法総論 行政救済法 地方自治法 国際法Ⅰ 国際法Ⅱ 不法行為法 民事手続法Ⅰ 民事手続法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 国際経済法Ⅰ 国際経済法Ⅱ 環境法 国際環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
		社会学、経済学 (国際経済を含む。)	●社会学要論 ●環境と人間の組織社会学 国際経済論Ⅰ 国際経済論Ⅱ 経済政策 財政学総論Ⅰ 産業組織論 社会政策 社会保障論 労使関係システム 経営組織論 経営労務論 国際経営論 経営史 経営社会学 企業評価 戦略経営論 証券論 経営情報システムⅠ 経営情報システムⅡ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	18
		計		18	
		教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ	2 2 2 2	2

		科目	種目	単位数	備考
教職に関する科目	必修科目	教育の基礎理論に関する科目	●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	
			●中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	2
			●総合演習(環境)	2	
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。
教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表X　商業

高等学校教諭Ⅰ種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	商業の関係科目	基礎簿記	2	
			簿記・会計	2	
			マーケティング論Ⅰ	2	
		職業指導	職業指導	2	
		計		8	
	選択科目	商業の関係科目	基本統計学Ⅰ	2	教職に関する科目の余剰単位数(14単位まで)は選択科目に含める。
			産業システム論	2	
			産業構造論	2	
			経営学	2	
			経営・会計学実習	2	
			現代企業経営論	2	
			会計学原理	2	
			情報処理概論	2	
			財務管理論	2	
			流通経済論	2	
			マーケティング論Ⅱ	2	
			流通産業論	2	
			企業論	2	
			経営管理論	2	
			管理会計論	2	26
			原価計算論	2	
			経営分析	2	
			監査論	2	
			国際会計論	2	
			実践会計	2	
			財務会計論	2	
			システム論Ⅰ	2	
			システム論Ⅱ	2	
			アルゴリズム	2	
			契約法Ⅰ	2	
			会社法	2	
			民法総則	2	
			物権法Ⅰ	2	
			物権法Ⅱ	2	
			債権法総論	2	
			契約法Ⅱ	2	
			商法総則	2	
			商行為法	2	
			手形・小切手法	2	
			保険法	2	
		計		26	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			商業科教育法Ⅰ	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	
			●総合演習(環境)	2	2

		科目	種目	単位数	備考
教職に関する科目	必修科目	総合演習	●総合演習(健康福祉) ●総合演習(情報)	2 2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		25	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史 ●人権教育論	2 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育 ●教育評価	2 2	

※教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印の種目は文化教育学部で履修すること。

他学部指定科目一覧

他学部指定科目の履修については，次のとおりコース毎に授業科目が指定されているので，自分の該当するコースから履修すること。

課程	経済システム課程		経営・法律課程	
コース / 受講年次	国際経済社会コース	総合政策コース	企業・経営コース	法務管理コース
２年				(文化教育学部) 欧米の法と道徳Ⅰ 欧米の法と道徳Ⅱ 法と責任 現代の罪と罰
３年	(文化教育学部) 東南アジア国際経済論 アジア経済論 欧米文化論 朝鮮政治文化論 朝鮮現代政治史 近代ヨーロッパ社会史 近代ヨーロッパの国家と社会 イギリス政治史 国際社会の法と秩序(Ⅰ) 国際社会の法と秩序(Ⅱ)	(文化教育学部) 地域福祉論 エネルギー環境論 生活福祉論 健康福祉行政 (農学部) 市場流通経済学 ＊資源社会論 生産流通政策論 ＊農村地理学	(文化教育学部) 生活経営論 環境と人間の組織社会学 環境社会学 スポーツ産業論	(文化教育学部) 国際連合論 環境行政 比較環境政策 環境保全概論 生活と法律

( ) 内は開講学部

＊印の授業科目は，４年生のみ受講できる。

追試験及び再試験に関する内規

(平成10年２月17日制定)
(平成13年５月 8日改正)

第１条　追試験は、第２項の事由の範囲内で、定期試験を受験できなかった科目について、原則として、担当教官の承認を得た後、所定の願書に定期試験欠席の事由を証明する書類を添付して提出した者に対し、大学教育委員会の議を経て行うことがある。

２　願い出の事由は、就職試験、天災、交通機関の事故、病気、交通事故及び忌引（２親等以内）などやむを得ない場合とする。

３　前項の願い出は、定期試験期間終了後、７日以内に願い出なければならない。
ただし、就職試験等で事前に定期試験を受験できないことが明らかな場合は、事前に願い出なければならない。

４　成績の提出期間については、大学教育委員会の指示による。

第２条　再試験は、担当教官と大学教育委員会の協議を経て行うことがある。

２　前項により再試験を行う科目について、受験を希望する学生は所定の願書を指定の期日までに届け出るものとする。

３　再試験の合格の評価は「可（C)」とする。又成績の提出については、再試験許可後１か月以内とする。

第３条　全学教育センターにおいて開設される全学教育科目の追試験及び再試験については、全学教育センターの定めるところによる。

附　則

この内規は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成13年５月８日から施行する。



理工学部長

長　谷　川　　照



◎佐賀大学理工学部規程

（趣旨）

第１条　佐賀大学理工学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（入学）

第２条　本学部に入学することのできる者は，学則第18条及び第23条に定めるところによる。

２　編入学に関する事項は，佐賀大学理工学部編入学規程（昭和56年１月28日制定）及び理工学部履修細則（平成５年12月17日全部改正）の定めるところによる。

（学科及びコース）

第３条　本学部に，次の学科及びコースを置く。

数理科学科
物理科学科
知能情報システム学科
機能物質化学科
　物質化学コース
　機能材料化学コース
機械システム工学科
電気電子工学科
都市工学科

（教育課程の編成）

第４条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目
共通基礎教育科目
専門教育科目

２　教養教育科目は，フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

４　専門教育科目は，専門科目，専門基礎科目及び専門周辺科目に区分し，学科及びコース別に，必修科目，選択科目及び自由科目に分ける。

（履修方法）

第５条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

２　教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学全学教育科目履修規程（平成５年12月17日制定）及び理工学部履修細則の定めるところによる。

３　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，理工学部履修細則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条　学生は，履修しようとする授業科目については，学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第７条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験によって行う。

３　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

（試験）

第８条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

２　不合格と判定された科目については，再試験を行うことがある。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第９条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学における授業科目の履修，大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て,認定する。

（転入学した者の履修科目等の認定）

第10条　転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。

（卒業の要件）

第11条　本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第４条に定める教育課程を履修し，かつ，それらについて所定の単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第12条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成５年２月19日制定）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第13条　特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年４月16日制定）の定めるところによる。

（研究生）

第14条　研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成５年２月19日制定）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第15条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成６年６月24日制定）の定めるところによる。

（公開講座）

第16条　学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

１　この規程は，平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成９年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成11年４月１日から施行する。

２　平成11年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成11年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成14年４月１日から施行する。

２　平成14年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成14年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

別表（第５条第１項関係）

学科・コース		教養教育科目		共通基礎教育科目						小計	専門教育科目			小計	合計
		フレッシュマンセミナー	主題科目	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目			専門科目	専門基礎科目	専門周辺科目		
				第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習						
数理科学科		2	24	6	4	2	2	2	2	44	60	16	4	80	124
物理科学科		2	22	6	4	2	2			38	76	4	6	86	124
知能情報システム学科		2	20	6	4	2	2			36	68	16	4	88	124
機能物質化学科	物質化学コース	2	20	6	4	2	2		2	38	78	4	4	86	124
	機能材料化学コース	2	20	6		2	2	2	2	36	75	10	4	89	125
機械システム工学科		2	20	6	4	2	2		2	38	71	13	4	88	126
電気電子工学科		2	20	6	4	2	2	2	2	40	72	6	6	84	124
都市工学科		2	20	6	4	2	2	2	1	39	71	10	4	85	124

●理工学部履修細則

（趣旨）

第１条　理工学部学生の教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目の履修については，佐賀大学学則，佐賀大学全学教育科目履修規程及び理工学部規程に定めるもののほか，本細則の定めるところによる。

（共通基礎教育科目）

第２条　共通基礎教育科目における外国語科目の第1外国語は，英語とする。ただし，外国人留学生は，この限りでない。

２　都市工学科の学生は，共通基礎教育科目における情報処理科目の演習のうち，情報基礎演習Ｉを履修しなければならない。

（専門教育科目）

第３条　各学科及びコースの専門教育科目における専門科目及び専門基礎科目の授業科目，単位数及び履修は，別表Ｉ－１～Ｉ－７（以下「別表Ｉ」という。）のとおりとする。

２　専門教育科目における専門周辺科目の授業科目，単位数及び履修は，別表IIのとおりとする。

３　第１項の各年度における科目の配当年次は，別途示すものとする。

（編入学者の教養教育科目等）

第３条の２　理工学部の次表に示す学科の３年次に編入学した者（以下「編入学者」という。）は，教養教育科目及び共通基礎教育科目の単位を次表のとおり修得しなければならない。

学科		教養教育科目		共通基礎教育科目						合計
		フレッシュマンセミナー	主題科目	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		
				第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習	
数理科学科			8	2						10
物理科学科			6	2						8
知能情報システム学科			6	2						8
機能物質化学科	物質化学コース		6	2						8
	機能材料化学コース		6	2						8
機械システム工学科			6	2						8
電気電子工学科			6	2						8
都市工学科			6	2						8

（編入学者の専門教育科目）

第３条の３　編入学者は，別表Ｉから各学科及びコースにおいて指定された専門教育科目の単位を修得しなければならない。

（他学科及び他学部等の開講科目）

第４条　学生は，別表Ｉに定めるところにより，本学部他学科及び他学部において開講される科目を選択科目の一部として履修することができる。

２　外国人留学生は，別表IIIに定める科目を別表Ｉに定める選択科目の一部として履修することができる。

（自由科目）

第５条　別表Ｉに定める自由科目は，理工学部規程第11条に規定する卒業の要件の単位の中に算入しない。

（履修登録）

第６条　学生は，理工学部規程第６条に規定する履修届を，前学期及び後学期とも開講日から所定期間以内に教務係へ提出しなければならない。

２　前項の履修届を提出しない場合は，当該学期に受講したすべての科目の単位は，認定されない。

３　履修科目として登録できる単位数の上限等については，別に定める。

（教員免許状）

第７条　教員免許状を取得しようとする者は，所定の教育課程に定める単位のほか，免許教科ごとに別に定める科目の単位及び教養教育科目のうち日本国憲法２単位を修得しなければならない。

２　教育実習参加資格等に関する事項は，別に定める。

（雑則）

第８条　この細則に定めるもののほか，学生の履修に関し必要な事項は，教授会で定める。

附　則（抄）

１　この細則は，平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成９年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

附　則

１　この細則は，平成11年４月１日から施行する。

２　平成11年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成11年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず，機械システム工学科に平成10年度以前に入学した者並びに数理科学科，物理科学科，知能情報システム学科及び機械システム工学科の３年次に編入学する者に対しては，改正後の理工学部履修細則を適用する。

附　則

１　この細則は，平成12年４月１日から施行する。

２　平成12年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成12年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例によることができる。

附　則

１　この細則は，平成13年４月１日から施行する。

２　平成13年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例によることができる。

別表１－１（第３条第１項関係）

◎　数理科学科

１　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位
微分積分学基礎Ⅰ	2
微分積分学基礎Ⅱ	2
線形代数学基礎Ⅰ	2
線形代数学基礎Ⅱ	2
微分積分学基礎演習Ⅰ	2
微分積分学基礎演習Ⅱ	2
線形代数学基礎演習Ⅰ	2
線形代数学基礎演習Ⅱ	2

２　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位
数理文書作成Ⅰ	2
数理文書作成Ⅱ	2
微分積分学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2
線形代数学Ⅰ	2
線形代数学Ⅱ	2
微分積分学演習Ⅰ	2
微分積分学演習Ⅱ	2
線形代数学演習Ⅰ	2
線形代数学演習Ⅱ	2
集合・位相Ⅰ	2
集合・位相Ⅱ	2
数学講究及び卒業研究	12

○選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
代数学Ⅰ	2	確率解析学	2
代数学Ⅱ	2	シミュレーション数理学	2
幾何学Ⅰ	2	数理統計学	2
幾何学Ⅱ	2	情報数理学	2
解析学Ⅰ	2	応用関数論	2
解析学Ⅱ	2	工業数理学	2
微分方程式論Ⅰ	2	数理学	2
微分方程式論Ⅱ	2	応用数理学	2
複素関数論Ⅰ	2	数理学特別講義	
複素関数論Ⅱ	2	応用数理学特別講義	
プログラミング	2	他学科で開講される専門科目	
離散数理学	2	教員免許状取得に関する科目	
グラフィック数理学	2		

○自由科目

授　業　科　目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	16
専門科目	
必修科目	36
選択科目	24
専門周辺科目	4
計	80

4　3年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	26
選択科目	24
専門周辺科目	2
計	52

5　備考

(1)　「数理学特別講義」及び「応用数理学特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　専門科目の選択科目24単位のうち６単位までは，「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。

(3)　「数学講究及び卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　教養教育科目のうち主題科目を22単位以上，フレッシュマンセミナー２単位を修得していること。

イ　共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。

ウ　専門基礎科目を16単位並びに専門科目の必修科目中「数学講究及び卒業研究」以外の24単位を修得していること。

エ　「他学科で開講される専門科目」以外の専門科目の選択科目を14単位以上修得していること。

オ　専門周辺科目を２単位以上修得していること。

(4)　上記(3)の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「数学講究及び卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(5)　編入学者の「数学講究及び卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表Ⅰ－２（第３条第１項関係）

◎　物理科学科

1　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位
物理数学Ａ	4

2　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
物理数学B	4	物理学実験A	3
物理数学C	4	電磁気学A	4
力学A	2	電磁気学B	4
力学B	2	量子力学A	4
力学C	2	量子力学B	4
力学D	2	統計力学A	4
物理学演習A	2	統計力学B	4
物理学演習B	2	卒業研究	10
熱力学	2		

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
相対論	2	計算機物理学B	2
物理数学D	2	放射線物理学	2
生物物理学	2	流体力学	2
宇宙物理学	2	光学	2
低温物理学	2	プラズマ物理学	2
物性物理学	2	応用電磁気学	2
物理学通論A	2	地球物理学	2
物理学通論B	2	特別講義	
物理学実験B	3	他学科で開講される専門科目	
計算機物理学A	2	教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	59
選択科目	17
専門周辺科目	6
計	86

4　3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	43
選択科目	5
専門周辺科目	2
計	54

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　「特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　専門科目の選択科目のうち4単位までは，他学科で開講される専門科目，他学部で開講される専門科

目，教員免許状取得に関する科目及び専門周辺科目で充当することができる。

(3)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　教養教育科目について，修得単位数が16単位以上であること。

イ　共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。

ウ　3年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。

(4)　上記(3)の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(5)　編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表Ｉ－３（第３条第１項関係）

◎　知能情報システム学科

１　専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
情報学概論	2	プログラミング概論Ⅰ	2
情報基礎数学Ⅰ	2	プログラミング概論Ⅱ	2
情報基礎数学Ⅱ	2	プログラミング演習Ⅰ	1
計算機組織論Ⅰ	2	プログラミング演習Ⅱ	1
計算機組織論Ⅱ	2		

２　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
線形数学Ⅰ	2	計算の理論Ⅰ	2
線形数学Ⅱ	2	オペレーティングシステムⅠ	2
基礎解析学Ⅰ	2	システム理論Ⅰ	2
基礎解析学Ⅱ	2	情報学実験Ⅰ	2
情報理論	2	情報学実験Ⅱ	2
アルゴリズム	2	情報学実験Ⅲ	2
複素関数論	2	情報学実験Ⅳ	2
ベクトル解析	2	卒業研究	12

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
論理設計論	2	情報ネットワーク	2
組合せ理論	2	知能システム	2
確率統計	2	知識工学	2
記号論理学	2	ソフトウェア工学	2
符号理論	2	システム理論Ⅱ	2
数値解析	2	パターン認識	2
人工知能	2	情報システム構築	2
データベースⅠ	2	並列処理概論	2
データベースⅡ	2	情報社会と倫理	2
計算の理論Ⅱ	2	情報と職業	2
オペレーティングシステムⅡ	2	情報学特別講義	
言語処理系論	2	情報学コロキウム	
確率過程	2	他学科で開講される専門科目	
画像処理	2	教員免許状取得に関する科目	
知的インターフェイス	2	他学科で開講される専門周辺科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	16
専門科目	
必修科目	42
選択科目	26
専門周辺科目	4
計	88

4　3年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目 　必修科目 専門科目 　必修科目 　選択科目	52
専門周辺科目	2
計	54

ただし，専門基礎科目及び専門科目の中で以下の科目の単位を修得すること。

(1)　次の2項目のうちいずれかの項目の科目

ア　「情報学実験Ⅰ」,「情報学実験Ⅱ」,「情報学実験Ⅲ」,「情報学実験Ⅳ」のうち2科目及び「プログラミング概論Ⅰ」,「プログラミング概論Ⅱ」,「プログラミング演習Ⅰ」,「プログラミング演習Ⅱ」

イ　「情報学実験Ⅰ」,「情報学実験Ⅱ」,「情報学実験Ⅲ」,「情報学実験Ⅳ」

(2)　「情報理論」「アルゴリズム」,「複素関数論」,「ベクトル解析」,「計算の理論Ⅰ」,「オペレーティングシステムⅠ」,「システム理論Ⅰ」及び「卒業研究」

5　備考

(1)　「情報学特別講義」及び「情報学コロキウム」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　専門科目の選択科目26単位のうち6単位までは，「他学科で開講される専門科目」及び「教員免許状取得に関する科目」並びに4単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。

(3)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　理工学部規程の別表に定める卒業要件単位を102単位以上修得していること。

イ　教養教育科目のうち，フレッシュマンセミナー2単位及び主題科目16単位以上を修得していること。

ウ　共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。

エ　専門周辺科目について，2単位以上を修得していること。

オ　専門基礎科目並びに専門科目のうち，「情報学実験Ⅰ」,「情報学実験Ⅱ」,「情報学実験Ⅲ」及び「情報学実験Ⅳ」の単位をすべて修得していること。

(4)　上記(3)の規定にかかわらず，本学に2年以上在籍し，2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。

(5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表Ⅰ－4（第3条第1項関係）

◎　機能物質化学科（物質化学コース）

1　専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎数学	2	基礎物理学	2

2　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎分析化学	2	分析化学演習	1
基礎無機化学	2	有機及び生物化学実験	4
基礎有機化学	2	有機及び生物化学演習	1
基礎物理化学	2	無機化学実験	4
基礎化学実験Ⅰ	2	無機化学演習	1
基礎化学実験Ⅱ	2	物理化学実験	4
科学英語Ⅰ	1	物理化学演習	1
科学英語Ⅱ	1	卒業研究	10
分析化学実験	4		

○選択科目

第一選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
反応分析化学	2	生物システム物質化学	2
無機構造化学	2	機器分析化学	2
化学熱力学	2	量子化学	2
有機反応化学	2	統計熱力学	2
錯体物性化学	2	環境化学	2

第二選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
生物システム反応化学	2	環境分析化学	2
生物情報化学	2	分離反応化学	2
分子生物化学	2	溶液化学	2
生物システム化学特講Ⅰ	2	有機分析化学	2
生物システム化学特講Ⅱ	2	分析化学特講Ⅰ	2
現代有機化学	2	分析化学特講Ⅱ	2
理論有機化学	2	光反応化学	2
構造有機化学	2	分子結晶学	2
有機化学特講Ⅰ	2	分子光化学	2
生物無機化学	2	物理化学特講Ⅰ	2
生物有機化学	2	物理化学特講Ⅱ	2
生体機能化学	2	現代無機化学	2
生体反応化学	2	錯体構造化学	2
有機化学特講Ⅱ	2	磁気化学	2
現代物理化学	2	理論無機化学	2
コロイド化学	2	無機化学特講Ⅰ	2
液体化学	2	無機化学特講Ⅱ	2
化学動力学	2	地球化学	2
生物物理化学	2	物質循環化学	2

電解質溶液論"	2	機能材料化学コースで開講される専門科目	
分光化学	2	他学科で開講される専門科目	
現代分析化学	2	農学部で開講される専門教育科目	

○自由科目

授　業　科　目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	44
選択科目	
第一選択科目	16
第二選択科目	18
専門周辺科目	4
計	86

4　第3年次編入学者の修得すべき単位

区　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	20
選択科目	
第一選択科目	32
第二選択科目	
専門周辺科目	2
計	54

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　専門科目の第二選択科目のうち４単位まで，「機能材料化学コースで開講される専門科目」，「他学科で開講される専門科目」及び「農学部で開講される専門教育科目」から充当することができる。

(2)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　理工学部規程別表に定める卒業要件単位を100単位以上を修得していること。

イ　「卒業研究」を除く専門科目の必修科目をすべて修得していること。

ウ　専門科目の第一選択科目を14単位以上修得していること。

(3)　上記(2)の規定にかかわらず，本学に２年以上在学し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(4)　編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

◎　機能物質化学科（機能材料化学コース）

1　専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
微分積分学Ⅰ	2	物理学概説Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2	物理学概説Ⅱ	2
代数幾何	2		

2　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
無機材料化学	2	反応工学演習	1
数理物理化学演習	1	化学工学Ⅰ	2
工業化学熱力学Ⅰ	2	化学工学Ⅱ	2
工業化学熱力学Ⅱ	2	基礎無機化学	2
工業物理化学演習	1	セラミックス化学	2
分離・分析化学	2	セラミックス工学演習	1
分離・分析化学演習	1	基礎物理化学	2
工業無機化学演習	1	機器分析学演習Ⅱ	1
先端材料化学Ⅰ	2	科学英語Ⅰ	1
基礎有機化学	2	科学英語Ⅱ	1
応用有機化学演習	1	工業化学実験Ⅰ	3
高分子化学Ⅰ	2	工業化学実験Ⅱ	3
工業有機化学Ⅰ	2	基礎化学実験Ⅰ	2
機器分析学演習Ⅰ	1	基礎化学実験Ⅱ	2
反応工学Ⅰ	2	卒業研究	6

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
応用構造化学	2	工業有機化学II	2
触媒化学	2	先端材料化学II	2
電子セラミックス工学	2	機能有機化学	2
材料解析学	2	反応物理化学	2
結晶化学	2	反応制御学	2
工業物理化学特講	2	工業有機化学特講	2
電子化学	2	環境化学工学	2
工業無機化学	2	反応工学II	2
工業無機化学特講	2	化学工学特講	2
工業分析化学特講	2	資源化学	2
有機合成化学I	2	固体化学	2
有機合成化学II	2	セラミックス工学特講	2
高分子化学II	2	工業化学特講I	2
応用有機化学	2	工業化学特講II	2
応用生物工学	2	物質化学コースで開講される専門科目	

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	55
選択科目	20
専門周辺科目	4
合計	89

4　第3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	30
選択科目	14
専門周辺科目	4
計	48

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　専門科目の選択科目のうち4単位まで，「物質化学コースで開講される専門科目」から充当することができる。

(2)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　理工学部別表に定める卒業要件単位を101単位以上修得していること。

イ　専門基礎科目及び専門周辺科目について，所定の単位をすべて修得していること。

ウ　３年次までの専門科目の必修科目のうち，修得単位が41単位以上であること。

エ　専門科目の選択科目を，10単位以上修得していること。

オ　「基礎化学実験Ⅰ」，「基礎化学実験Ⅱ」，「工業化学実験Ⅰ」及び「工業化学実験Ⅱ」を修得していること。

(3)　上記(2)の規定にかかわれず、本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(4)　編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表Ⅰ－５（第３条第１項関係）

◎　機械システム工学科

１　専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
微分積分学Ⅰ	2	工業力学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2	工業力学Ⅱ	2
線形代数学	2	図学製図	1
物理学概説	2		

２　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
応用関数論	2	機械工学実験Ⅰ	1
科学技術英語	2	機械工学実験Ⅱ	1
数値計算法	2	機械要素設計製図Ⅰ	1
流体工学	2	機械要素設計製図Ⅱ	1
熱力学Ⅰ	2	機械工学設計製図	1
材料力学Ⅰ	2	卒業研究	6
機械材料	2	微分積分学演習Ⅰ	1
機械設計Ⅰ	2	微分積分学演習Ⅱ	1
機械工作Ⅰ	2	線形代数学演習	1
機構学	2	工業力学演習Ⅰ	1
機械力学Ⅰ	2	工業力学演習Ⅱ	1
機械制御Ⅰ	2	流体工学演習	1
計測工学	2	熱力学演習	1
機械工作実習Ⅰ	1	材料力学演習	1
機械工作実習Ⅱ	1		

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
確率・統計	2	機械工作Ⅱ	2
応用解析学	2	生産システム概論	2
流体力学	2	機械力学Ⅱ	2
流体機械	2	機械制御Ⅱ	2
圧縮性流体力学	2	メカトロニクス	2
熱力学Ⅱ	2	ロボット工学	2
伝熱工学	2	自動車工学	2
エネルギー変換工学Ⅰ	2	生産管理	2
エネルギー変換工学Ⅱ	2	技術者倫理	2
材料力学Ⅱ	2	基礎電気電子工学	2
弾・塑性力学	2	機械工学総合演習	1
材料強度学	2	機械システム学外実習	1

機械設計II 構造力学 トライボロジー概論	2 2 2	機械工学特別講義 他学科で開講される科目	

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	13
専門科目	
必修科目	47
選択科目	24
専門周辺科目	4
計	88

4　第3年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	16以上
選択科目	50
専門周辺科目	4
計	54

ただし，専門科目の単位は以下のとおり履修すること。
「卒業研究」の単位は必ず履修すること。

5　備考

(1)　「機械工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　理工学部規程別表に定める卒業要件単位を100単位以上修得していること。

イ　教養教育科目のうち，フレッシュマンセミナー２単位を修得し，かつ，主題科目の修得単位が12単位以上であること。

ウ　共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。

エ　専門基礎科目を修得していること。

オ　３年次までに開講される「設計・製図」及び「実験・実習」を修得していること。

カ　専門周辺科目を２単位以上修得していること。

(3)　上記(2)の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点の成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(4)　編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表Ⅰ－６（第３条第１項関係）

◎　電気電子工学科

1　専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
線形代数	2	関数論	2
微分方程式	2		

2　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎電気回路	2	電磁気学演習	2
基礎電気回路演習	2	コンピュータ工学	2
電気回路	2	電気電子工学実験Ⅰ	2
電気回路演習	2	電気電子工学実験Ⅱ	2
基礎電磁気学	2	電気電子工学実験Ⅲ	2
基礎電磁気学演習	2	電気電子工学実験Ⅳ	2
電磁気学	2	卒業研究	10

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
電子解析学	2	電磁波工学	2
動的回路理論	2	アナログ電子回路	2
電子回路工学	2	通信システム	2
電子計測システム	2	マイクロ波光工学	2
情報システム工学	2	情報通信工学	2
制御工学	2	パルス・ディジタル回路	2
センサ工学	2	音響工学	2
システム制御工学	2	通信法規	2
基礎知能計測制御工学	2	電子数学	2
応用知能計測制御工学	2	情報理論	2
電子物理学	2	信号解析論	2
電子材料工学	2	プログラム論	2
エネルギー変換工学	2	プログラム演習	2
エネルギーシステム工学	2	電子物性論	2
レーザー工学	2	電子計測	2
気体電子工学	2	半導体工学	2
環境電気工学	2	インターフェイス工学	2
プラズマエレクトロニクス工学	2	情報伝送工学	2
信号処理	2	集積回路工学	2
電子ディバイス工学	2	知能電子制御工学	2
基礎電子システム工学	2	情報処理工学	2
応用電子システム工学	2	光情報処理	2
電気設計製図	2	確率統計学	2
電気法規及び電力管理	2	画像処理工学	2
微分積分学	2	電気電子工学特別講義	
微分積分学演習	1	他学科で開講される専門科目	
基礎電子回路	2	他学部で開講される専門科目	

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	6
専門科目	
必修科目	36
選択科目	36
専門周辺科目	6
計	84

4　第３年次編入学者の修得すべき単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	16
選択科目	36
専門周辺科目	2
計	54

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　「電気電子工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　専門科目の選択科目36単位のうち６単位までは，「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門科目」並びに卒業要件単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。

(3)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　教養教育科目を20単位以上修得し，共通基礎教育科目について所定の単位をすべて修得していること。ただし，教養教育科目のうち登録した主題分野から８単位以上，フレッシュマンセミナー２単位を含むこと。

イ　専門基礎科目を６単位，専門周辺科目を４単位以上修得していること。

ウ　専門科目の必修科目を26単位，専門科目の選択科目を32単位以上修得していること。

(4)　上記(3)の規程にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(5)　編入学者の「卒業研究」の履修資格は，別途認定する。

別表Ｉ－７（第３条第１項関係）

◎　都市工学科

1　専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎解析Ⅰ	2	力学	2
基礎解析Ⅱ	2	応用力学	2
線形代数	2		

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
工学基礎	2	応用数学Ⅰ	2
計測物理	2	応用数学Ⅱ	2

2　専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
構造力学Ⅰ	2	環境デザイン学	2
構造力学Ⅱ	2	都市デザイン学	2
建設材料学	2	システム分析Ⅰ	2
コンクリート構造工学Ⅰ	2	都市生態学	2
地盤環境学	2	地域構築学	2
地盤工学Ⅰ	2	都市建設マネージメント	2
地盤工学Ⅱ	2	都市工学実験Ⅰ	1
地盤工学演習	2	都市工学実験Ⅱ	1
水理学Ⅰ	2	環境デザイン演習	2
水理学Ⅱ	2	測量学Ⅰ	2
水環境システム工学	2	測量学実習Ⅰ	1
環境衛生工学	2	卒業研究	8

○選択科目

第一選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
社会基盤設計演習Ⅰ	2	社会基盤設計演習Ⅱ	2

○第二選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
コンクリート構造工学Ⅱ	2	都市設計演習Ⅰ	2
コンクリート構造工学Ⅲ	2	都市設計演習Ⅱ	2
構造動力学	2	造園学	2
地震工学	2	社会福祉工学	2
構造解析学	2	都市地域情報学	2
地下構造学	2	都市社会学	2
建設施工学	2	都市防災工学	2
建設地質学	2	建設行政	2
道路工学	2	建設技術史	2
地盤動力学	2	測量学Ⅱ	2
地盤基礎工学	2	測量学実習Ⅱ	1
環境科学Ⅰ	2	実用英語	2
環境科学Ⅱ	2	工業火薬学	2
水資源管理学	2	建築学	2
河川水理学	2	建設構造学特別講義	
流体力学	2	建設地盤工学特別講義	
水文学	2	環境システム工学特別講義	
応用水理学	2	環境設計学特別講義	
環境工学セミナー	2	社会システム学特別講義	
交通システム学	2	他学科で開講される専門科目	
都市デザイン演習	2	他学部で開講される専門教育科目	
システム分析Ⅱ	2		

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	51
選択科目	
第一選択科目	2
第二選択科目	18
専門周辺科目	4
計	85

４．第３年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目 　必修科目 専門科目 　必修科目 　選択科目 　　第一選択科目 　　第二選択科目	50
専門周辺科目	4
計	54

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

５　備考

(1)　「建設構造学特別講義」，「建設地盤工学特別講義」，「環境システム工学特別講義」，「環境設計学特別講義」及び「社会システム学特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　専門科目の第二選択科目の単位として次の修得単位を充当することができる。

ア　専門基礎科目として開講される選択科目の修得単位

イ　専門科目の第一選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位

ウ　「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門教育科目」の修得単位のうち８単位以内

エ　専門周辺科目の卒業要件単位を超えて修得した単位のうち６単位以内

オ　共通基礎教育科目の「情報基礎演習Ⅱ」の単位

(3)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　教養教育科目の修得単位（登録した主題分野から８単位,フレッシュマンセミナー２単位を含む。）が16単位以上であること。

イ　共通基礎教育科目の所定の単位を修得していること。

ウ　３年次までに開講される専門教育科目の必修科目をすべて修得していること。

エ　専門科目の第一選択科目のうち２単位以上を修得していること。

オ　専門科目の第二選択科目のうち10単位以上を修得していること。

カ　専門周辺科目のうち２単位以上を修得していること。

(4)　上記(3)の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(5)　編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表II（第3条第２項関係）

専門周辺科目

区分	授業科目	単位数	備考
I	理工学基礎科学 理工学基礎技術	2 2	1　各学科が他学科の学生に開講するもので，主として2，3年次生対象とする。 2　毎年度ごとに，具体的な授業名及び対象学科学生を定め，それぞれ複数科目開講する。
II	理工学トピックス 理工学先端科学 理工学先端技術	2又は1 2又は1 2又は1	1　主として3，4年次対象とする。 2　毎年度ごとに，具体的なテーマ等を定め開講する。

履修方法

1　学生は，区分１から，次のとおり単位を修得しなければならない。

(1)　数理科学科，物理科学科，知能情報システム学科及び機能物質化学科（物質化学コース）の学生は，「理工学基礎技術」を少なくとも２単位

(2)　機能物質化学科（機能材料化学コース），機械システム工学科，電気電子工学科及び都市工学科の学生は，「理工学基礎科学」を少なくとも２単位

2　学生は，上記１の単位を含めて，各学科が定める単位数を修得しなければならない。

3　区分IIの授業科目の履修方法等については，その都度指示する。

別表III（第４条第２項関係）
外国人留学生特別科目

授業科目	単位
理工学基礎I	2
理工学基礎II	2
理工学基礎演習I	1
理工学基礎演習II	1

教育職員免許状取得に必要な単位の履修方法(第7条第1項関係)

平成11年9月1日
理工学部教務委員会

平成12年4月1日以降に入学する理工学部学生は,卒業に必要な単位の他に,教養教育科目の主題科目「現代の法と社会(日本国憲法)」2単位,「情報機器の操作」(別表1),「教科に関する科目」(別表2)及び「教職に関する科目」(別表3)に定める単位を修得することにより,教育職員免許状を取得することができる。

なお,高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合の「教職に関する科目」23単位は,当分の間,工業の教科に関する科目をもって替えるものとする。

(別表1)
情報機器の操作

学科	授業科目	単位	備考
物理科学科	計算機物理学	2	
知能情報システム学科	プログラミング演習 I	1	
	プログラミング演習 II	1	

上記以外の学科は,共通基礎教育科目の情報処理科目を修得すればよい。

(別表2)
教科に関する科目(各科目からそれぞれ1単位以上計20単位以上を修得するものとする。)
数理科学科[中学校1種又は高等学校1種普通免許状(数学)を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
代数学	線形代数学 I	2		
	線形代数学 II	2		
	線形代数学演習 I	2		
	線形代数学演習 II	2		
	代数学 I		2	
	代数学 II		2	
	離散数理学		2	
	数理学		2	
幾何学	集合・位相 I	2		
	集合・位相 II	2		
	幾何学 I		2	
	幾何学 II		2	
	複素関数論 I		2	
	複素関数論 II		2	
	グラフィック数理学		2	
解析学	微分積分学 I	2		
	微分積分学 II	2		
	微分積分学演習 I	2		
	微分積分学演習 II	2		
	解析学 I		2	
	解析学 II		2	
	微分方程式論 I		2	
	微分方程式論 II		2	
	応用関数論		2	

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
「確率論,統計学」	確率解析学		2	中1種免,高1種免ともにいずれか1科目選択必修
	数理統計学		2	
	工業数理学		2	
	応用数理学		2	
コンピュータ	数理文書作成Ⅰ	2		
	数理文書作成Ⅱ	2		
	プログラミング		2	
	情報数理学		2	
	シミュレーション数理学		2	

物理科学科［中学校1種又は高等学校1種普通免許状（理科）を取得する場合］

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
物理学	物理数学B	4		
	物理数学C	4		
	物理数学D		2	
	力学A	2		
	力学B	2		
	力学C	2		
	力学D	2		
	電磁気学A	4		
	電磁気学B	4		
	量子力学A	4		
	量子力学B	4		
	○物理学通論A		2	中1種免，高1種免ともに必修
	○物理学通論B		2	中1種免，高1種免ともに必修
	放射線物理学		2	
	相対論		2	
	熱力学	2		
	統計力学A	4		
	統計力学B	4		
	物性物理学		2	
	光学		2	
	計算機物理学A		2	
	計算機物理学B		2	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験A	3		
	物理学実験B		3	
化学	○化学概論Ⅰ		2	中1種免，高1種免ともに必修
	化学概論Ⅱ		2	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学実験Ⅰ		1	中1種免は必修
	化学実験Ⅱ		1	
生物学	○生物学概論Ⅰ		2	中1種免，高1種免ともに必修
	生物学概論Ⅱ		2	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学実験Ⅰ		1	中1種免は必修
	生物学実験Ⅱ		1	
地学	○地学概論Ⅰ		2	中1種免，高1種免ともに必修
	地学概論Ⅱ		2	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学実験Ⅰ		1	中1種免は必修
	地学実験Ⅱ		1	

知能情報ジステム学科（数学コース）[中学校１種又は高等学校１種普通免許状（数学）を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
代数学	線形数学Ⅰ	2		
	計算の理論Ⅰ	2		
	計算の理論Ⅱ		2	
	符号理論		2	
	代数学Ⅰ		2	
幾何学	線形数学Ⅱ	2		
	ベクトル解析	2		
	幾何学Ⅰ		2	
	組合せ理論		2	
解析学	基礎解析学Ⅰ	2		
	基礎解析学Ⅱ	2		
	複素関数論	2		
	数値解析		2	
「確率論，統計学」	情報理論	2		
	○確率統計		2	中１種免，高１種免ともに必修
	確率過程		2	
コンピュータ	アルゴリズム	2		
	画像処理		2	
	パターン認識		2	
	言語処理系論		2	
	データベースⅠ		2	
	データベースⅡ		2	
	システム理論Ⅰ	2		
	システム理論Ⅱ		2	
	ソフトウェア工学		2	
	オペレーティングシステムⅠ	2		
	オペレーティングシステムⅡ		2	
	論理設計論		2	
	知的インターフェイス		2	
	記号論理学		2	
	人工知能		2	
	知識工学		2	
	情報ネットワーク		2	
	並列処理概論		2	
	知能システム		2	
	情報システム構築		2	

知能情報システム学科（情報コース）[高等学校１種普通免許状（情報）を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
情報社会及び情報倫理	○情報社会と倫理		2	必修
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	情報学実験Ⅱ	2		
	アルゴリズム	2		
	論理設計論		2	
情報システム（実習を含む。）	○データベースⅠ		2	必修
	データベースⅡ		2	
	オペレーティングシステムⅠ	2		
	オペレーティングシステムⅡ		2	
	情報学実験Ⅰ	2		

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
	ソフトウェア工学		2	
	○情報システム構築		2	必修
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	○情報ネットワーク		2	必修
	知的インターフェイス		2	
	並列処理概論		2	
	情報学実験Ⅲ	2		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	パターン認識		2	
	システム理論Ⅰ	2		
	システム理論Ⅱ		2	
	情報学実験Ⅳ	2		
	画像処理		2	
情報と職業	○情報と職業		2	必修

機能物質化学科(物質化学コース)[中学校1種又は高等学校1種普通免許状(理科)を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
物理学	○物理学概論Ⅰ		2	中1種免,高1種免ともに必修
	物理学概論Ⅱ		2	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験Ⅰ		1	中1種免は必修
	物理学実験Ⅱ		1	
化学	○化学概論		2	中1種免,高1種免ともに必修
	反応分析化学		2	
	無機構造化学		2	
	化学熱力学		2	
	有機反応化学		2	
	錯体物性化学		2	
	生物システム物質化学		2	
	機器分析化学		2	
	量子化学		2	
	統計熱力学		2	
	環境化学		2	
	生物情報化学		2	
	構造有機化学		2	
	生体機能化学		2	
	現代物理化学		2	
	化学動力学		2	
	生物物理化学		2	
	分光化学		2	
	現代分析化学		2	
	分離反応化学		2	
	現代無機化学		2	
	錯体構造化学		2	
	地球化学		2	
	分離・分析化学	2		
	基礎有機化学	2		
	基礎無機化学	2		
	セラミックス化学	2		
	機器分析学演習Ⅱ	1		
	数理物理化学演習	1		
	電子化学		2	

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
	有機合成化学Ⅰ		2	
	機能有機化学		2	
	資源化学		2	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	基礎化学実験Ⅰ	1		
	基礎化学実験Ⅱ	1		
	分析化学実験	4		
	無機化学実験	4		
	有機及び生物化学実験	4		
	物理化学実験	4		
生物学	○生物学概論Ⅰ		2	中1種免,高1種免ともに必修
	生物学概論Ⅱ		2	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学実験Ⅰ		1	中1種免は必修
	生物学実験Ⅱ		1	
地学	○地学概論Ⅰ		2	中1種免,高1種免ともに必修
	地学概論Ⅱ		2	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学実験Ⅰ		1	中1種免は必修
	地学実験Ⅱ		1	

機能物質化学科(機能材料化学コース)[高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
工業の関係科目	工業化学熱力学Ⅰ	2		
	工業化学熱力学Ⅱ	2		
	工業物理化学演習	1		
	先端材料化学Ⅰ	2		
	分離・分析化学演習	1		
	工業無機化学		2	
	工業無機化学演習	1		
	工業有機化学Ⅰ	2		
	機器分析学演習Ⅰ	1		
	反応工学Ⅰ	2		
	反応工学演習	1		
	化学工学Ⅰ	2		
	化学工学Ⅱ	2		
	セラミックス工学演習	1		
	無機材料化学	2		
	応用構造化学		2	
	結晶化学		2	
	反応物理化学		2	
	材料解析学		2	
	高分子化学Ⅰ	2		
	高分子化学Ⅱ		2	
	工業有機化学Ⅱ		2	
	先端材料化学Ⅱ		2	
	電子セラミックス工学		2	
	工業化学実験Ⅰ	3		
	工業化学実験Ⅱ	3		
	応用有機化学		2	
	応用有機化学演習	1		
	有機合成化学Ⅱ		2	

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
	反応工学II		2	
	固体化学		2	
	環境化学工学		2	
	科学英語I	1		
	科学英語II	1		
職業指導	○職業指導概論		2	

機械システム工学科［高等学校1種普通免許状（工業）を取得する場合］

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
工業の関係科目	工業力学I	2		
	工業力学II	2		
	流体工学	2		
	流体機械		2	
	流体力学		2	
	流体工学演習	1		
	圧縮性流体力学		2	
	機械工学実験I	1		
	機械工学設計製図	1		
	科学技術英語	2		
	機構学	2		
	機械工作I	2		
	機械工作II		2	
	機械設計I	2		
	機械設計II		2	
	構造力学		2	
	機械工作実習I	1		
	機械工作実習II	1		
	機械要素設計製図I	1		
	機械要素設計製図II	1		
	工業力学演習I	1		
	工業力学演習II	1		
	応用解析学		2	
	機械力学I	2		
	機械力学II		2	
	機械制御I	2		
	機械制御II		2	
	ロボット工学		2	
	熱力学I	2		
	熱力学II		2	
	伝熱工学		2	
	熱力学演習	1		
	エネルギー変換工学I		2	
	エネルギー変換工学II		2	
	機械工学実験II	1		
	材料力学I	2		
	材料力学II		2	
	機械材料	2		
	材料強度学		2	
	材料力学演習	1		

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
工業の関係科目	トライボロジー概論		2	
	数値計算法	2		
	計測工学	2		
	弾・塑性力学		2	
	メカトロニクス		2	
職業指導	○職業指導概論		2	

電気電子工学科[高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
工業の関係科目	関数論	2		
	基礎電気回路	2		
	基礎電気回路演習	2		
	電気回路	2		
	電気回路演習	2		
	基礎電磁気学	2		
	基礎電磁気学演習	2		
	電磁気学	2		
	電磁気学演習	2		
	コンピュータ工学	2		
	電気電子工学実験Ⅰ	2		
	電気電子工学実験Ⅱ	2		
	電気電子工学実験Ⅲ	2		
	電気電子工学実験Ⅳ	2		
	電子解析学		2	
	動的回路理論		2	
	電子回路工学		2	
	電子計測システム		2	
	情報システム工学		2	
	制御工学		2	
	センサ工学		2	
	システム制御工学		2	
	基礎知能計測制御工学		2	
	応用知能計測制御工学		2	
	電子物理学		2	
	電子物性論		2	
	エネルギー変換工学		2	
	エネルギーシステム工学		2	
	レーザー工学		2	
	気体電子工学		2	
	環境電気工学		2	
	プラズマエレクトロニクス工学		2	
	応用電子システム工学		2	
	微分積分学		2	
	微分積分学演習		1	
	基礎電子回路		2	
	電磁波工学		2	
	アナログ電子回路		2	
	マイクロ波光工学		2	
	情報通信工学		2	

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
	パルス･ディジタル回路		2	
	電子材料工学		2	
	電子数学		2	
	情報理論		2	
	信号解析論		2	
	プログラム論		2	
	プログラム演習		2	
	電子計測		2	
	半導体工学		2	
	インターフェイス工学		2	
	情報伝送工学		2	
	集積回路工学		2	
	知能電子制御工学		2	
	情報処理工学		2	
	光情報処理		2	
	情報通信工学		2	
	確率統計学		2	
	画像処理工学		2	
職業指導	○職業指導概論		2	

都市工学科[高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合]

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
工業の関係科目	応用力学	2		
	測量学Ⅰ	2		
	測量学実習Ⅰ	1		
	都市工学実験Ⅰ	1		
	都市工学実験Ⅱ	1		
	社会基盤設計演習Ⅰ		2	
	社会基盤設計演習Ⅱ		2	
	構造力学Ⅰ	2		
	構造力学Ⅱ	2		
	建設材料学	2		
	コンクリート構造工学Ⅰ	2		
	都市防災工学		2	
	水理学Ⅰ	2		
	水理学Ⅱ	2		
	水環境システム工学	2		
	環境衛生工学	2		
	都市デザイン学	2		
	都市生態学	2		
	地域構築学	2		
	測量学実習Ⅱ		1	
	計測物理		2	
	応用数学Ⅰ		2	
	応用数学Ⅱ		2	
	コンクリート構造工学Ⅱ		2	
	コンクリート構造工学Ⅲ		2	
	構造動力学		2	
	地震工学		2	
	構造解析学		2	
	地下構造学		2	

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
	建設施工学		2	
	道路工学		2	
	地盤環境学		2	
	地盤基礎工学		2	
	河川水理学		2	
	応用水理学		2	
	都市地域情報学		2	
	システム分析Ⅰ		2	
	交通システム学		2	
職業指導	○職業指導概論		2	

(別表３)

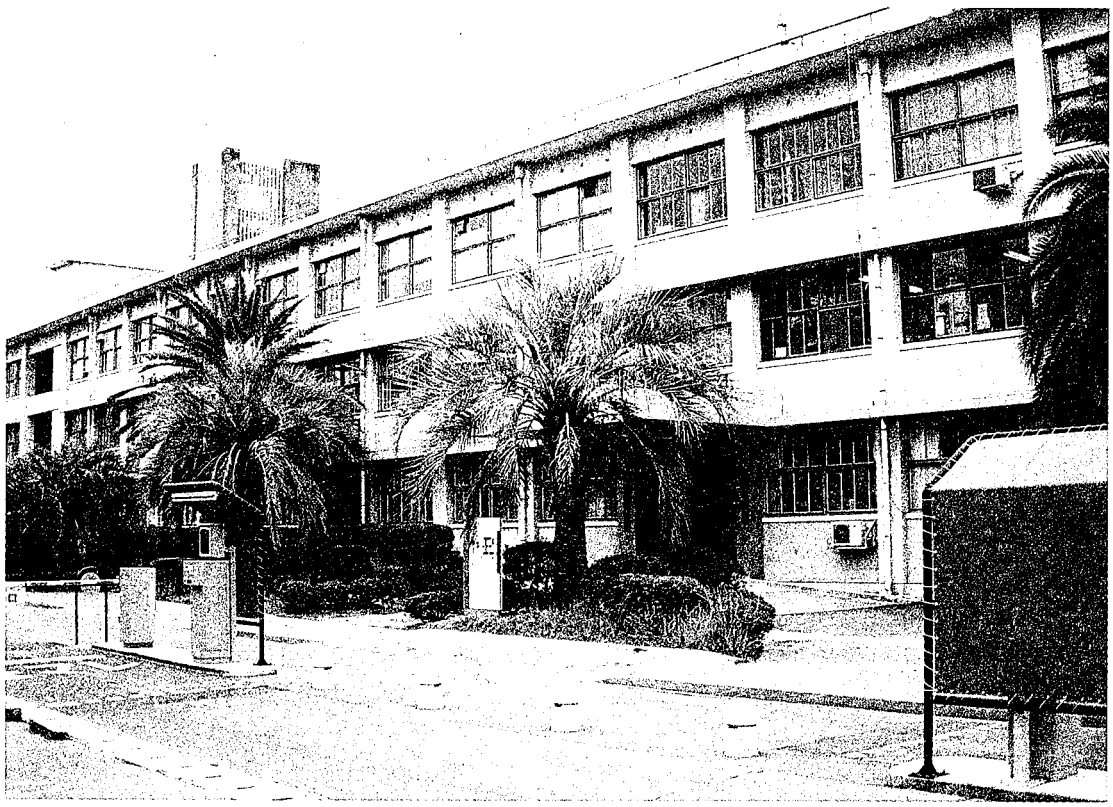
教職に関する科目（中学校１種又は高等学校１種を取得しようとする場合）

科目	各科目に含める必要事項		授業科目	単位	修得すべき単位数		備考
					中学校	高等学校	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修・服務及び身分保証等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等		教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育基礎論 教育思想史 人権教育論	2 2 2	2	2	
	・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		発達と教育の心理学	2	2	2	
	・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		教育社会学 社会教育概論Ⅰ 障害児教育	2 2 2	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2	2	2	
	・各教科の指導法	数学	数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅲ	2 2 2	2 2 2	2	
		理科	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ 中等理科教育法Ⅲ 中等理科教育法Ⅳ 中等理科教育法Ⅴ 中等理科教育法Ⅵ 理科教育学	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	1	
		情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2		2 2	Ⅰ，Ⅱとも必修
	・道徳の指導法		道徳教育の研究	2	2		
	・特別活動の指導法		特別活動の研究	2	2	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学概説 視聴覚教育 教育評価	2 2 2	2	2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談心理学	2	2	2	
	・進路指導の理論及び方法						
総合演習			総合演習(人権文化) 総合演習(国際理解) 総合演習(地域文化) 総合演習(環　　境) 総合演習(健康福祉) 総合演習(情　　報)	2 2 2 2 2 2	2	2	
教育実習			中学校教育実習 高等学校教育実習	5 3	5	3	事前・事後指導１単位を含む。
合計					33	25～27	



農学部長

小　島　孝　之



◎佐賀大学農学部規程

(趣旨)

第１条　佐賀大学農学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(入学)

第２条　本学部に入学することのできる者は，学則第18条及び第23条に定めるところによる。

２　編入学に関する事項は，佐賀大学農学部編入学規程（平成５年５月11日制定）の定めるところによる。

(学科)

第３条　本学部に，生物生産学科及び応用生物科学科を置く。

(教育課程の編成)

第４条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

共通基礎教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は，フレッシュマンセミナー及び主題科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

４　専門教育科目は，専門基礎科目及び専門科目に区分し，学科別に，必修科目，選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第５条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

２　教養教育科目及び共通基礎教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学全学教育科目履修規程（平成５年12月17日制定）及び農学部履修細則（平成５年12月14日全部改正）の定めるところによる。

３　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，農学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第７条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

３　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

(試験)

第８条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

２　追試験及び再試験については，追試験及び再試験に関する農学部内規（平成元年１月24日制定）の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第９条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学における授業科目の履修，大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。

(転入学，編入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第10条　転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。

(卒業の要件)

第11条　本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第４条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成５年２月19日制定）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条　特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（昭和57年４月16日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第14条　研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成５年２月19日制定）の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成６年６月24日制定）の定めるところによる。

(公開講座)

第16条　学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。

(雑則)

第17条　この規程に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

１　この規程は，平成13年４月１日から施行する。

２　平成13年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

別表（第５条第１項関係）

学科	教養教育科目		共通基礎教育科目						小計
	フレッシュマンセミナー	主題科目	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		
			第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習	
生物生産学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39
応用生物科学科	2	20	6	4	2	2	2	1	39

学科	専門教育科目		小計	合計
	専門基礎科目	専門科目		
生物生産学科	8	79	87	126
応用生物科学科	8	79	87	126

●農学部履修細則

(趣旨)

第１条　農学部学生の教養教育科目，共通基礎教育科目及び専門教育科目の履修については，学則，全学教育科目履修規程，全学教育科目履修細則及び農学部規程に定めるもののほか，本細則の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第２条　共通基礎教育科目中，外国語科目については，第１外国語として英語を必修とし，第２外国語としてドイツ語，フランス語，中国語，朝鮮語の中から１か国語を選択して履修するものとする。ただし，外国人留学生については，日本語を第１外国語又は第２外国語として履修することができる。

２　共通基礎教育科目中，情報処理科目の演習については，情報基礎演習Ｉを必修とする。

(専門教育科目)

第３条　生物生産学科及び応用生物科学科の専門教育科目における専門基礎科目及び専門科目の授業科目及び単位等は，別表Ｉ及びIIのとおりとする。

２　前項の授業科目の配当年次は，別に定める。

(外国人留学生の履修)

第４条　外国人留学生は，別表Ⅲに定める授業科目を選択科目の一部として履修することができる。

(編入学した者の履修科目等の認定)

第５条　佐賀大学農学部規程（昭和30年７月１日制定）第10条に定める編入学した者の履修科目及び修得単位数の認定については，別に定める。

(履修登録)

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，履修届を農学部教務係に，履修カードを授業担当教員に提出しなければならない。提出期限は，原則として，各学期の開講日から１週間以内とする。ただし，集中講義等各学期の中途から開始される授業科目については，その都度指定された日までに所定の手続をしなければならない。

２　前項の履修届を提出しなかった場合，当該学期に受講したすべての授業科目の単位は認定されない。

３　各学期に登録できる科目の単位数の上限は25単位とする。ただし，教職関係及び集中講義の科目は含まない。

(雑則)

第７条　この細則に定めるもののほか，学生の履修に関し必要な事項は，教授会で定める。

附　則

１　この細則は，平成13年４月１日から施行する。

２　平成13年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成13年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお，従前の例による。

別表Ｉ（生物生産学科）

専門基礎科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

専門科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
卒業研究	4		

専　門　科　目（選択科目）

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
資源社会管理学	2	農村計画学	2
農業技術経済学	2	農地計画学	2
生産生物学	2	環境資源学	2
経営管理情報学	2	土質力学	2
農業経営経済学	2	土壌物理学	2
情報統計学	2	土木材料施工法	2
市場流通経済学	2	水文統計学	2
食料市場論	2	鉄筋コンクリート	2
海浜台地政策論	2	道路工学	2
食料流通情報論	2	地球科学	2
価格形成論	2	地球環境学	2
国民所得分析論	2	応用物理学	2
農村地理学	2	数理計画学	2
農村景観論	2	環境機能保全学	2
地域資源論	2	集落排水学	2
地域社会論	2	農業生産機械学Ⅰ	2
資源社会論	2	農業生産機械学Ⅱ	2
生態人類学	2	動力利用学	2
環境社会学	2	電気工学概論	2
開発政策論	2	生産プロセス工学	2
作物学	2	生産システム設計論	2
作物形態生理学	2	生産情報工学	2
応用植物生態学	2	生産施設工学	2
植物成長制御学	2	農業情報計測学	2
雑草学	2	ハイテク農業技術論	2
熱帯農学概論	2	外書講読	2
熱帯作物改良学	2	動物繁殖生理学	2
熱帯有用植物学	2	動物遺伝育種学	2
国際農業技術論	2	動物生体機構学	2
施設生産装置学	2	畜産物利用学	2
貯蔵流通工学	2	家畜衛生学	2
生物情報工学	2	農場生産・管理学	2
動物生産学	2	飼養管理学	2

専門科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
農業気象学	2	飼料資源学	2
生産環境工学	2	地域調査法演習Ⅰ	1
農業水利学	2	地域調査法演習Ⅱ	1
地圏環境学	2	経営管理情報学演習	1
地盤環境学	2	協同組合経営分析演習	1
浅海干潟環境学	2	作物形態生理学演習	1
水環境工学	2	応用植物生態学演習	1
熱帯作物改良学演習	1	測量学Ⅱ	2
園芸工学演習Ⅰ	1	水理学演習Ⅰ	1
園芸工学演習Ⅱ	1	水理学演習Ⅱ	1
畜産学演習Ⅰ	1	応用力学演習Ⅰ	1
畜産学演習Ⅱ	1	応用力学演習Ⅱ	1
農場実習Ⅰ	1	測量学実習Ⅰ	1
農場実習Ⅱ	1	測量学実習Ⅱ	1
暖地農業総合実習	2	生産情報工学演習	1
生産生物学実験Ⅰ	1	機械設計製図	1
生産生物学実験Ⅱ	1	水理学実験	1
化学実験	1	土木材料実験	1
作物形態生理学実験実習	1	情報・計測学実験	1
応用植物生態学実験実習	1	地球環境学実験	1
熱帯作物学実験実習Ⅰ	1	工場実習	1
熱帯作物学実験実習Ⅱ	1	インターンシップ	2
園芸工学実験実習Ⅰ	1	昆虫学	2
園芸工学実験実習Ⅱ	1	システム生態学	2
畜産学実験実習Ⅰ	1	生物統計学	2
畜産学実験実習Ⅱ	1	動物行動生態学	2
植物生理学	2	無脊椎動物学	2
植物形態学	2	土壌動物学	2
種苗生産学	2	植物病理学	2
蔬菜・花卉園芸学	2	有機化学	2
施設園芸学	2	生物有機化学	2
果樹園芸学	2	物理化学	2
遺伝学	2	分析化学	2
植物育種学Ⅰ	2	生物化学	2
土壌学	2	微生物学	2
環境土壌学	2	食品化学	2
植物栄養学	2	食糧流通貯蔵学Ⅰ	2
同位元素利用論	2	食品工学	2
情報処理学Ⅰ	2	食品製造学Ⅰ	2
情報処理学Ⅱ	2	食糧安全学	2
応用数学	2	食品衛生学Ⅰ	2
応用力学Ⅰ	2	海洋生物資源化学	2
応用力学Ⅱ	2	農学特講	2
水理学Ⅰ	2	科学英語演習	1
水理学Ⅱ	2		
測量学Ⅰ	2		

自由科目

他学部及び農学部開講の専門教育科目のうち，生物生産学科の開講科目一覧表に記載のない授業科目を自由科目とする。

上記の授業科目については，10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

別表II（応用生物科学科）

専門基礎科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

専門科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
生物工学概説	2	生物機能化学概説	2
生物調節学概説	2	生物資源利用化学概説	2
動物資源学概説	2	卒業研究	8

専門科目（選択科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
生物工学	2	病害虫制御論	2
植物遺伝子工学	2	昆虫学	2
植物生理学	2	保全生物学	2
植物発生生理学	2	システム生態学	2
植物細胞工学	2	生物統計学	2
植物形態学	2	動物行動生態学	2
植物組織培養学	2	昆虫生理学	2
種苗生産学	2	農場実習 I	1
蔬菜・花卉園芸学	2	農場実習 II	1
施設園芸学	2	暖地農業総合実習	2
植物資源学	2	生物学実験	1
果樹園芸学	2	応用生物学実験	2
遺伝学	2	応用化学実験	1
植物育種学 I	2	遺伝子工学実験	1
植物育種学 II	2	細胞工学実験	1
土壌学	2	種苗生産学実験	1
環境土壌学	2	遺伝資源学実験	1
植物栄養学	2	育種学実験	1
有機化学	2	土壌環境学実験	1
物理化学	2	応用動物学実験	1
分析化学	2	生態学実験	1
微生物学	2	植物病理学実験	1
生物化学	2	農業技術経済学	2
生化学	2	生産生物学	2
生物物理化学	2	作物学	2
酵素化学	2	作物形態生理学	2
タンパク質工学	2	応用植物生態学	2
生物有機化学	2	雑草学	2
分子生物学	2	生物資源利用学	2
生物機能化学特講	2	生物資源利用化学特講	2
遺伝子工学	2	食糧流通貯蔵学 I	2
ウイルス学	2	食糧流通貯蔵学 II	2
微生物利用学	2	食品工学	2
微生物薬品化学	2	食品製造学 I	2
生物資源化学	2	食品製造学 II	2
食品化学	2	食糧安全学	2
食品分析化学	2	食品衛生学 I	2
同位元素利用論	2	食品衛生学 II	2
植物病理学	2	栄養化学	2
植物病原学	2	栄養生理学	2
植物ウイルス学	2	食品機能化学	2
病原微生物制御学	2	無脊椎動物学	2

授業科目	単位	授業科目	単位
土壌動物学	2	海洋生物資源化学	2
線虫学	2	化学基礎実験	1
生物的防除学	2	化学実験Ⅰ	1
生化学実験	2	化学実験Ⅱ	3
微生物学実験	2	動物生産学	2
生物学基礎実験	1	畜産物利用学	2
専門外書講読	2	農業気象学	2
演習	2	生産環境工学	2
インターンシップ	2	地球科学	2
資源社会管理学	2	地球環境学	2
農村地理学	2	情報処理学Ⅰ	2
生態人類学	2	情報処理学Ⅱ	2
経営管理情報学	2	農学特講	2
施設生産装置学	2	科学英語演習	1

自由科目

他学部及び農学部開講の専門教育科目のうち，応用生物科学科の開講科目一覧表に記載のない授業科目を自由科目とする。
上記の授業科目については，10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

別表Ⅲ（外国人留学生特別科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
応用生物科学概論	2	応用生物科学演習	2

備考　1　単位互換制度による授業科目は，選択科目とする。その具体的科目名及び単位は，その都度指示する。

2　教員免許状取得に関する科目は，「農学部学生の教員免許状取得に関する内規（平成５年12月14日制定)」に定める。

農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規

(平成５年12月14日制定)

1　学生は，教育研究分野に分属する。

2　単位修得状況が良くない場合は，教育研究分野分属を保留されることがある。

3　卒業年次の学生は，学年始めに専攻教育研究分野の教官と協議し，研究題目を定め，卒業研究を行う。ただし，単位修得状況が良くない場合は，卒業研究を保留されることがある。

4　卒業論文及び論文要旨は，卒業年次の２月末日までに指導教官に提出しなければならない。

5　卒業論文の審査は，指導教官がこれにあたる。

6　学生は，卒業論文発表会において論文の概要を発表しなければならない。

7　外国の大学に派遣留学した学生については，学科の議に基づき単位を認定する。

附　則

この内規は，平成６年４月１日から施行する。

追試験及び再試験に関する農学部内規

(平成元年 １月24日制定
平成５年12月14日改正)

1　やむを得ない理由（病気，事故，天災など）により，定期試験を受験できなかった科目で，担当教官の承認を得た後，所定の願書を提出した者については，教授会の議を経て追試験を行うことがある。

(2) 追試験を受けようとする者は，所定の願書に欠席の理由を証明する書類を添えて，欠席の事由発生の日から，原則として，７日以内に教務係に提出しなければならない。

2　不合格と判定された科目については，再試験を行うことがある。

(2) 再試験を受けようとする者は，担当教官の承認を得た後，所定の願書を指定の期日までに教務係に提出しなければならない。

(3) 合格の評価は，「可（C)」とする。

3　全学教育センターにおいて開設される全学教育科目の追試験及び再試験については，全学教育センターの定めるところによる。

附　則

この内規は，平成６年４月１日から施行する。

農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規

（平成５年12月14日制定）

教員免許状取得を目的とする場合は，教養教育科目における主題科目「現代の法と社会（日本国憲法）」２単位及び免許教科ごとに，次に定める単位を取得しなければならない。

教科に関する科目

１種免許状（理科）「生物生産学科」

区分	科目	授業科目	単位数 中学校	単位数 高等学校	備考
必修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
	地学	地球科学	2	2	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験	1	1	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験	1	1	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生産生物学実験Ⅰ	1	1	1
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地球環境学実験	1	1	
	計		12	9	
選択	物理学	応用物理学	2	2	
		土壌物理学	2	2	
	化学	有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		生物化学	2	2	
	生物学	動物繁殖生理学	2	2	
		動物遺伝育種学	2	2	
		土壌動物学	2	2	
		微生物学	2	2	
		作物形態生理学	2	2	
		熱帯有用植物学	2	2	
		動物生体機構学	2	2	
		家畜衛生学	2	2	
		植物病理学	2	2	
		昆虫学	2	2	
		無脊椎動物学	2	2	
		植物育種学Ⅰ	2	2	
		植物生理学	2	2	
		植物形態学	2	2	
		植物成長制御学	2	2	
		システム生態学	2	2	
		動物行動生態学	2	2	
	地学	地球環境学	2	2	
		環境土壌学	2	2	
		浅海干潟環境学	2	2	
		環境資源学	2	2	

（14 / 25）

区分	科目	授業科目	単位数		備考
			中学校	高等学校	
選択	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	水理学演習Ⅰ	1	1	
		水理学演習Ⅱ	1	1	
		応用力学演習Ⅰ	1	1	
		応用力学演習Ⅱ	1	1	
		情報・計測学実験	1	1	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1	
		園芸工学実験実習Ⅰ	1	1	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生産生物学実験Ⅱ	1	1	
		作物形態生理学実験実習	1	1	
		応用植物生態学実験実習	1	1	
		作物形態生理学演習	1	1	
		応用植物生態学演習	1	1	
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	土木材料実験	1	1	
	計		14	25	
合計			26	34	

1種免許状（理科）「応用生物科学科」

区分	科目	授業科目	単位数		備考
			中学校	高等学校	
必修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
	地学	地球科学	2	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1	1	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学基礎実験	1	1	1
		生物学実験	1	1	
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	地球環境学実験	1	1	
	計		12	9	
選択	物理学	応用物理学	2	2	
		土壌物理学	2	2	
	化学	有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		生物化学	2	2	
		分析化学	2	2	
		食品化学	2	2	
		酵素化学	2	2	
		栄養化学	2	2	
		同位元素利用論	2	2	
		生物有機化学	2	2	
		生物資源化学	2	2	
		生物物理化学	2	2	
		微生物薬品化学	2	2	

区分	科目	授業科目	単位数 中学校	単位数 高等学校	備考
選択	生物学	植物生理学	2	2	
		土壌動物学	2	2	
		微生物学	2	2	
		植物資源学	2	2	
		植物育種学Ⅰ	2	2	
		植物形態学	2	2	
		植物組織培養学	2	2	
		植物発生生理学	2	2	
		植物育種学Ⅱ	2	2	
		線虫学	2	2	
		昆虫生理学	2	2	
		昆虫学	2	2	
		保全生物学	2	2	
		無脊椎動物学	2	2	
		システム生態学	2	2	
		動物行動生態学	2	2	
		植物病理学	2	2	
		植物病原学	2	2	
		ウイルス学	2	2	
		作物形態生理学	2	2	
	地学	地球環境学	2	2	
		環境土壌学	2	2	
		浅海干潟環境学	2	2	
		環境資源学	2	2	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	水理学演習Ⅰ	1	1	
		水理学演習Ⅱ	1	1	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験	1	1	
		化学実験Ⅰ	1	1	
		化学実験Ⅱ	3	3	
		生化学実験	2	2	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	応用生物学実験	2	2	
		微生物学実験	2	2	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	土木材料実験	1	1	
	計		14	25	
合計			26	34	

1種免許状（農業）「生物生産学科」

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校	備考
必修	農業	生産生物学	2	
	職業指導	職業指導Ⅰ	2	
	計		4	
選択	農業	資源社会管理学	2	
		生産環境工学	2	
		農業技術経済学	2	
		作物学	2	
		応用植物生態学	2	
		農場生産・管理学	2	

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校	備考
選択		雑草学	2	
		熱帯農学概論	2	
		熱帯作物改良学	2	
		国際農業技術論	2	
		施設生産装置学	2	
		貯蔵流通工学	2	
		農業気象学	2	
		動物生産学	2	
		飼養管理学	2	
		畜産物利用学	2	
		飼料資源学	2	
		経営管理情報学	2	
		市場流通経済学	2	
		食料市場論	2	
		農業経営経済学	2	
		海浜台地政策論	2	
		価格形成論	2	
		農村地理学	2	
		地域資源論	2	
		農場実習Ⅰ	1	
		農場実習Ⅱ	1	
		暖地農業総合実習	2	
		熱帯作物学実験実習Ⅰ	1	
		熱帯作物学実験実習Ⅱ	1	
		園芸工学実験実習Ⅱ	1	
		畜産学実験実習Ⅰ	1	
		畜産学実験実習Ⅱ	1	
		熱帯作物改良学演習	1	
		園芸工学演習Ⅰ	1	30
		園芸工学演習Ⅱ	1	
		畜産学演習Ⅰ	1	
		畜産学演習Ⅱ	1	
		地域調査法演習Ⅰ	1	
		地域調査法演習Ⅱ	1	
		協同組合経営分析演習	1	
		経営管理情報学演習	1	
		農業水利学	2	
		農業造構学	2	
		地盤環境学	2	
		農業生産機械学Ⅰ	2	
		農業生産機械学Ⅱ	2	
		水環境工学	2	
		農地計画学	2	
		農村計画学	2	
		動力利用学	2	
		応用数学	2	
		応用力学Ⅰ	2	
		応用力学Ⅱ	2	
		水理学Ⅰ	2	
		水理学Ⅱ	2	
		土質力学	2	
		測量学Ⅰ	2	
		測量学Ⅱ	2	
		情報処理学Ⅰ	2	
		情報処理学Ⅱ	2	
		農業情報計測学	2	

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校	備考
選択	農業	土木材料施工法	2	
		鉄筋コングリート	2	
		道路工学	2	
		水文統計学	2	
		生産システム設計論	2	
		生産プロセス工学	2	
		電気工学概論	2	
		生産情報工学	2	
		ハイテク農業技術論	2	
		生産情報工学演習	1	
		測量学実習Ⅰ	1	
		測量学実習Ⅱ	1	
		機械設計製図	1	
		水理学実験	1	
		工場実習	1	
		遺伝学	2	
		果樹園芸学	2	
		生物統計学	2	
		種苗生産学	2	
		蔬菜・花卉園芸学	2	
		植物栄養学	2	
	計		30	
合計			34	

1種免許状（農業）「応用生物科学科」

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校	備考
必修	農業	遺伝学	2	
	職業指導	職業指導	2	
	計		4	
選択	農業	生物工学概説	2	
		生物調節学概説	2	
		生物機能化学概説	2	
		生物資源利用化学概説	2	
		生物工学	2	
		植物遺伝子工学	2	
		果樹園芸学	2	
		生物的防除学	2	
		種苗生産学	2	
		蔬菜・花卉園芸学	2	
		植物細胞工学	2	
		植物栄養学	2	
		土壌学	2	
		病害虫制御論	2	
		生物統計学	2	
		植物ウイルス学	2	
		病原微生物制御学	2	
		遺伝子工学実験	1	
		細胞工学実験	1	
		種苗生産学実験	1	
		遺伝資源学実験	1	
		育種学実験	1	
		土壌環境学実験	1	

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校		備考
選択		応用動物学実験	1	30	
		植物病理学実験	1		
		農場実習Ⅰ	1		
		農場実習Ⅱ	1		
		暖地農業総合実習	2		
		生化学	2		
		微生物利用学	2		
		生物資源利用学	2		
		生物資源利用化学特講	2		
		生物機能化学特講	2		
		分子生物学	2		
		遺伝子工学	2		
		食糧安全学	2		
		食品衛生学Ⅰ	2		
		食品衛生学Ⅱ	2		
		食品機能化学	2		
		食品工学	2		
		食品製造学Ⅰ	2		
		食品製造学Ⅱ	2		
		食品分析化学	2		
		食糧流通貯蔵学Ⅰ	2		
		食糧流通貯蔵学Ⅱ	2		
		資源社会管理学	2		
		動物生産学	2		
		農村地理学	2		
		経営管理情報学	2		
		施設園芸学	2		
	計		30		
合計			34		

備考　教員免許状に関する授業科目で農学部履修細則別表Ⅰ，Ⅱに記載されていない科目の単位は，卒業単位に算入しない。

附　則

1　この内規は，平成13年４月１日から施行する。

2　平成13年３月31日において現に在学する者については，なお，従前の例による。

佐賀大学農学部編入学規程

(平成 5年5月11日制定)
(平成 7年5月 9日改正)
(平成12年2月15日改正)

(趣旨)

第1条　この規程は，佐賀大学農学部規程（昭和30年7月1日制定）第2条第2項の規定に基づき，農学部（以下「学部」という。）への編入学に関し，必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条　学部に編入学を志願できる者は，学則第23条に定めるところによる。

(選考)

第3条　編入学者の選考は，学力検査，面接，健康診断書，出身学校における学業成績及び推薦書を総合して行う。

2　前項により選考を行うほか，社会人等については，在職する所属長の推薦，面接等の結果に基づき選考を行うことができる。

(入学の時期)

第4条　編入学の時期は，学年の始めとし，原則として第3年次に編入学するものとする。

(在学期間)

第5条　編入学者の修業年限は原則として2年とし，その2倍を超えて在学することはできない。

(雑則)

第6条　この規程に定めるもののほか，編入学に関し必要な事項は別に定める。

2　編入学に関する事項は，教授会において審議する。

附　則

この規程は，平成5年5月11日から施行する。

附　則

この規程は，平成7年5月9日から施行する。

附　則

この規程は，平成12年4月1日から施行する。

農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規（抜粋）

（趣旨）

第１条　　略

（認定の基準）

Ⅰ　全学教育科目

教養教育科目及び共通基礎教育科目からなる全学教育科目は次表に示す単位を履修しなければならない。

ただし，教養教育科目のうちフレッシュマンセミナー（２単位）及び主題科目（14単位）と共通基礎教育科目のうち第１外国語［英語］(4単位)，第２外国語（４単位）健康・スポーツ科目（４単位）及び情報処理科目（３単位）は修得したものとし，短大等での既修得単位で一括して認定する。

なお，主題分野の登録は必要としない。

教養教育科目		共通基礎教育科目					
フレッシュマンセミナー	主題科目	外国語		健康・スポーツ		情報処理科目	
		第１(英語)	第　２	講義･演習	実　習	講　義	演　習
0	6	2	0	0	0	0	0

Ⅱ　専門教育科目

略

（雑　則）

第３条

略

附　則

１　この内規は，平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年３月31日において現に在学する者については，なお，従前の例による。

◎佐賀大学大学院規則

第1章　総　　則

(趣旨)

第１条　この規則は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第５条第３項の規定により，佐賀大学大学院（以下「大学院」という。）に関し，必要な事項を定める。

(目的)

第２条　大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価等)

第２条の２　大学院は，教育研究水準の向上を図り，かつ，前条の目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価の結果について，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

(課程)

第３条　大学院の課程は，修士課程及び博士課程とする。

２　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

３　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第２章　研究科等

(研究科)

第４条　大学院に，次の研究科を置く。

教育学研究科
経済学研究科
工学系研究科
農学研究科

２　教育学研究科，経済学研究科及び農学研究科の課程は，修士課程とする。

３　工学系研究科の課程は，博士課程とし，これを前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱う。

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第５条　鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては，佐賀大学，宮崎大学，鹿児島大学及び琉球大学が協力するものとする。

２　前項に規定する連合農学研究科の連合講座は，佐賀大学の農学部及び海浜台地生物生産研究センター並びに宮崎大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部並びに琉球大学農学部の教員が担当するものとする。

(専攻)

第６条　研究科に次の専攻を置く。

研究科	専攻	課程
教育学研究科	学校教育専攻，教科教育専攻	修士課程
経済学研究科	金融・経済政策専攻，企業経営専攻	修士課程
工学系研究科	機能物質化学専攻，物理科学専攻，機械システム工学専攻，電気電子工学専攻，知能情報システム学専攻，数理科学専攻，都市工学専攻，循環物質工学専攻，生体機能システム制御工学専攻	博士前期課程
	エネルギー物質科学専攻，システム生産科学専攻，生体機能システム制御工学専攻	博士後期課程
農学研究科	生物生産学専攻，応用生物科学専攻	修士課程

第３章　教員組織

(教員組織)

第７条大学院の教員は，佐賀大学の教授，助教授及び講師のうちから，各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

第４章　入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第８条　研究科の入学定員及び収容定員は，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	6人	12人		
	教科教育専攻	33人	66人		
	小計	39人	78人		
経済学研究科	金融・経済政策専攻	4人	8人		
	企業経営専攻	4人	8人		
	小計	8人	16人		
工学系研究科	機能物質化学専攻	18人	36人		
	物理科学専攻	16人	32人		
	機械システム工学専攻	27人	54人		
	電気電子工学専攻	24人	48人		
	知能情報システム学専攻	10人	20人		
	数理科学専攻	14人	28人		
	都市工学専攻	27人	54人		
	循環物質工学専攻	18人	36人		
	生体機能システム制御工学専攻	32人	64人		
	小計	186人	372人		
	エネルギー物質科学専攻			9人	27人
	システム生産科学専攻			7人	21人
	生体機能システム制御工学専攻			14人	42人
	小計			30人	90人
農学研究科	生物生産学専攻	20人	40人		
	応用生物科学専攻	30人	60人		
	小計	50人	100人		
合計		283人	566人	30人	90人

第５章　管理運営組織

(大学院委員会)

第９条　大学院に関する重要事項を審議するため，大学院委員会を置く。

２　大学院委員会に関する事項は，別に定める。

(研究科長)

第10条　研究科に研究科長を置く。

２　研究科長は，当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

３　研究科長は，当該研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第11条　研究科に，研究科に関する重要事項を審議するため，研究科委員会を置く。

２　研究科委員会に関する事項は，当該研究科において別に定める。

第６章　標準修業年限，在学年限，学年，学期及び休業日

(修士課程及び博士前期課程の標準修業年限)

第12条　修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，２年を超えるものとすることができる。

２　前項の規定にかかわらず，修士課程及び博士前期課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

(博士後期課程の標準修業年限)

第12条の２　博士後期課程の標準修業年限は，３年とする。

(在学年限)

第13条　大学院における在学年限は，修士課程及び博士前期課程にあっては４年，博士後期課程にあっては６年とする。

(学年，学期及び休業日)

第14条　大学院の学年，学期及び休業日については，学則第14条及び第15条第１項の規定を準用する。

第７章　教育方法等

(教育方法)

第15条　大学院における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

２　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

３　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により，当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと（連携大学院方式と称する。）ができる。

(履修方法等)

第16条　研究科における授業科目，単位数及び研究指導並びにこれらの履修方法は，当該研究科において定める。

(他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修)

第17条　大学院は，教育上有益と認めるときは，他の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

２　大学院は，教育上有益と認めるときは，外国の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

３　前２項の規定により，学生が当該大学院において修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，10単位を超えない範囲内で課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の２　大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を，研究科委員会の議に基づき，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学，再入学の場合を除き，10単位を超えない範囲内で課程修了の要件となる単位として認定することができるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条　大学院は，教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき，学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

第８章　課程の修了要件等

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第19条　修士課程及び博士前期課程の修了要件は，当該課程に２年（２年以外の標準年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の場合において，当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第20条　博士後期課程の修了の要件は，当該課程に３年以上在学し，研究科が定めた所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　第12条第２項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については，前項ただし書中「１年」とあるのは，「３年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて，前項の規定を適用する。

３　前２項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の２の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は，当該課程に３年以上在学し，研究科が定めた所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第21条　前２条に規定する最終試験は，学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

２　学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は，当該研究科委員会が決定し，その方法は各研究科において定める。

３　前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは，当該研究科委員会の議を経て，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等の協力を得ることができる。

第９章　学位の授与

(学位の授与)

第22条　修士課程，博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には，修士又は博士の学位を授与する。

２　前項に定めるもののほか，博士の学位は，大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

３　前２項に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

第10章　入学，進学，転入学及び再入学等

(入学の時期)

第23条　入学の時期は，学年の始めとする。

２　前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学資格)

第24条　修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

（１）　学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

（２）　学校教育法第68条の２第３項の規定により学士の学位を授与された者

（３）　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

（４）　文部大臣の指定した者

（５）　大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（６）　大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達した者

（７）　その他大学院において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第25条　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

（１）　修士の学位を有する者

（２）　外国において，修士の学位に相当する学位を授与された者

（３）　文部大臣の指定した者

（４）　大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達した者

（５）　その他大学院において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第26条　入学志願者は，所定の期日までに，入学願書その他必要な書類に検定料を添えて，提出しなければならない。

(入学者選考)

第27条　入学志願者については，選考の上，当該研究科委員会の議を経て，学長が入学を許可する。

２　選考の方法及び時期等については，当該研究科において別に定める。

(入学手続及び入学許可の取消し)

第28条　入学を許可された者は，別に定めるところにより入学の手続を行い，かつ，誓約書を提出しなければならない。

２　前項の規定に違反したときは，学長は，入学許可を取り消すものとする。

(博士後期課程への進学資格)

第29条　博士後期課程に進学することのできる者は，大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(進学出願手続)

第30条　進学を志願する者は，所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(進学志願者の選考及び進学の許可)

第31条　進学志願者については，選考の上，研究科委員会の議を経て進学を許可する。

(転入学及び再入学)

第32条　次の各号の一に該当する者があるときは，志願する専攻に関係する研究科の研究科委員会の議を経て，学長が，学期の始めに転入学又は再入学を許可することができる。

（１）　他の大学院から転入学を志願する者

（２）　大学院を退学した者で，再入学を志願する者

2　前項の規定により転入学又は再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については，当該研究科において定める。

第11章　休学，復学，転学，派遣，留学，退学及び除籍

(休学)

第33条　病気その他やむを得ない事由により引き続き３月以上修学できない者は，休学願を提出しなければならない。ただし，疾病の場合は，医師の診断書を添えなければならない。

2　休学の期間は１年以内とする。ただし，特別の事由がある場合は，通算２年を超えない範囲内において，休学期間を更新することができる。

3　休学期間は，在学した期間に算入しない。

(復学)

第34条　前条による休学者でその事由が消滅した者は，休学期間中であっても学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条　学生が他の大学院に転学しようとするときは，願い出て学長の許可を得なければならない。

(転研究科及び転専攻)

第35条の２　転研究科又は転専攻を志願する者があるときは，関係する研究科の研究科委員会の議を経て，学長が，学期の始めに転研究科又は転専攻を許可することができる。

2　前項の規定により転研究科又は転専攻を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については，当該研究科において定める。

(派遣及び留学)

第36条　他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）に派遣又は留学を希望する者は，研究科委員会の議を経て，学長の許可を得なければならない。

2　派遣及び留学の期間は，第12条に規定する標準修業年限に含めることができる。

(退学)

第37条　退学しようとする者は，事由を附して，学長に願い出なければならない。

(除籍)

第38条　次の各号の一に該当する者は，研究科委員会の議を経て，学長が除籍する。

（1）　第13条に規定する期間在学して修了できない者

（2）　病気その他で修業の見込みがない者

（3）　入学料の全部又は一部の免除を不許可とされた者であって，その納付すべき入学料を納付しない者

（4）　授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者

第12章　研究生，科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第39条　研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは，教育研究に支障のない限り，当該研究科において選考の上，研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第40条　研究科の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは，教育研究に支障のない限り，当該研究科において選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第41条　他の大学院又は外国の大学院等の学生で，大学院において研究指導を受けようとする者があるときは，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，特別研究学生として研究指導を受けることを

認めることができる。

(特別聴講学生)

第42条　他の大学院又は外国の大学院等の学生で，大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，特別聴講学生として履修を認めることができる。

(外国人留学生)

第43条　外国人留学生として大学院に入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可することができる。

(雑則)

第44条　この規則に定めるもののほか，研究生，科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

第13章　検定料，入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法)

第45条　検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の定めるところによる。

(特別研究学生及び特別聴講学生の検定料等)

第46条　特別研究学生及び特別聴講学生（以下「特別研究学生等」という。）に係る検定料及び入学料は徴収しないものとする。

２　特別研究学生等に係る授業料については，特別研究学生等が公立又は私立の大学院の学生であるときは，大学の研究生又は科目等履修生の授業料の額と同額とし，国立の大学院の学生であるときは，授業料は徴収しないものとする。

(入学料等の免除等)

第47条　佐賀大学の学部を卒業し，引き続き大学院の研究科に入学する者（研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。）であって，学業優秀であり，かつ，入学料の納付が困難な経済的理由があると認められる者に対しては，入学料の全部又は一部を免除することができる。

２　前項に定めるもののほか，入学料及び授業料の免除及び徴収猶予，既納の授業料の返還については，学則第55条から第63条までの規定及び第65条第３項の規定を準用する。

第14章　教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　研究科において所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は，次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	取得できる免許状の種類	教科
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語
				社会
				数学
				理科
				音楽
				美術
				保健体育

教育学研究科	修士課程	学校教育専攻		技術
				家庭
				英語
			高等学校教諭専修免許状	国語
				地理歴史
				公民
				数学
				理科
				音楽
				美術
				工芸
				書道
				保健体育
				家庭
				工業
				英語
			養護学校教諭専修免許状	
			幼稚園教諭専修免許状	
		教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語
				社会
				数学
				理科
				音楽
				美術
				保健体育
				技術
				家庭
				英語
			高等学校教諭専修免許状	国語
				地理歴史
				公民
				数学
				理科
				音楽
				美術
				工芸
				書道
				保健体育
				家庭
				工業

				英　語
			幼稚園教諭専修免許状	
経済学研究科	修士課程	金融・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社　会
			高等学校教諭専修免許状	公　民
		企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商　業
工学系研究科	博士前期課程	機能物質化学専攻	中学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	工　業
		物理科学専攻	中学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	理　科
		機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工　業
		電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工　業
		知能情報システム学専攻	中学校教諭専修免許状	数　学
			高等学校教諭専修免許状	数　学
		数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数　学
			高等学校教諭専修免許状	数　学
		都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工　業
		循環物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	工　業
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻 応用生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	理　科
			高等学校教諭専修免許状	農　業

第15章　賞罰

(表彰及び懲戒)

第49条　表彰及び懲戒については，学則第43条及び第44条の規定を準用する。

第16章　雑則

(準用規定)

第50条　大学院の学生に関しては，この規則に定めるもののほか，学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。この場合において，「学部」とあるのは「研究科」と，「学部長」とあるのは「研究科長」と，「教授会」とあるのは「研究科委員会」と，それぞれ読み替えるものとする。

附　則

1　この規則は，平成３年４月１日から施行する。

2　工学系研究科博士後期課程の学生定員の総定員は，改正後の佐賀大学大学院規則第８条の規定にかかわらず，平成３年度から平成４年度までは，次の表のとおりとする。

研究科	専　攻	平成３年度	平成４年度
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	9人	18人
	システム生産科学専攻	9人	18人

3　佐賀大学大学院理工学研究科学生の平成３年度の総定員は，改正後の佐賀大学大学院規則第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
理工学研究科	数学専攻	4人
	物理学専攻	4人
	化学専政	4人
	機械工学専攻	6人
	生産機械工学専攻	6人
	電気工学専攻	6人
	電子工学専攻	6人
	工業化学専攻	6人
	土木工学専攻	6人
	建設工学専攻	6人

4　佐賀大学大学院理工学研究科は，改正後の佐賀大学大学院規則第４条の規定にかかわらず，平成３年３月31日に同研究科に在学する者が，同研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則（平成３年９月27日改正）

1　この規則は，平成３年９月27日から施行し，平成３年７月１日から適用する。

2　佐賀大学大学院規則の全部を改正する規則（平成３年４月１日制定）附則第２項及び第３項中「総定員」とあるのは，改正後の第８条の規定による「収容定員」とみなす。

附　則（平成４年４月16日改正）

1　この規則は，平成４年４月16日から施行し，平成４年４月１日から適用する。

2　農学研究科農学専攻，園芸学専攻，農業土木学専攻及び農芸化学専攻は，改正後の第６条の規定にかかわらず，平成４年３月31日に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成４年度の経済学研究科，工学系研究科情報科学専攻及び農学研究科の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
経済学研究科	金融・経済政策専攻	4人
	企業経営専攻	4人
工学系研究科	情報科学専攻	8人
農学研究科	農学専攻	12人
	園芸学専攻	8人
	農業土木学専攻	8人
	農芸化学専攻	10人
	生物生産学専攻	16人
	応用生物科学専攻	22人

4　平成４年４月１日前から引き続き農学研究科に在学する者に係る第48条の規定の適用については，改正後の同条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成４年４月17日改正）

この規則は，平成４年４月17日から施行し，平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成５年４月６日改正）

1　この規則は，平成５年４月６日から施行し，平成５年４月１日から適用する。

2　平成５年度の教育学研究科の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	6人
	教科教育専攻	17人

附　則（平成５年４月16日改正）

この規則は，平成５年４月16日から施行し，平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成６年１月21日改正）

この規則は，平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年６月24日改正）

この規則は，平成６年６月24日から施行する。

附　則（平成６年９月９日改正）

この規則は，平成６年９月９日から施行し，平成６年８月10日から適用する。

附則（平成７年３月29日改正）

１　この規則は，平成７年４月１日から施行する。

２　平成７年度の教育学研究科教科教育専攻並びに工学系研究科生産機械工学専攻及び工業化学専攻の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	44人
工学系研究科	生産機械工学専攻	13人
	工業化学専攻	13人

３　平成７年度及び平成８年度の工学系研究科エネルギー物質科学専攻の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成７年度	平成８年度
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	29人	31人

附　則（平成８年２月16日改正）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月21日改正）

１　この規則は，平成９年４月１日から施行する。

２　平成９年度の教育学研究科の教科教育専攻並びに工学系研究科の物理学専攻，化学専攻，情報科学専攻，機械工学専攻，生産機械工学専攻，電気工学専攻，電子工学専攻，工業化学専攻，土木工学専攻及び建設工学専攻の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	60人
工学系研究科	物理学専攻	25人
	化学専政	16人
	情報科学専攻	20人
	機械工学専攻	18人
	生産機械工学専攻	23人
	電気工学専攻	18人
	電子工学専攻	21人
	工業化学専攻	23人
	土木工学専攻	15人
	建設工学専攻	18人

附　則（平成９年12月19日改正）

この規則は，平成９年12月19日から施行する。

附　則（平成10年３月20日改正）

1　この規則は，平成10年４月１日から施行する。ただし，第８条の改正規定中，工学系研究科博士後期課程に係る部分は，平成12年４月１日から施行する。

2　平成10年度の工学系研究科博士前期課程の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
工学系研究科	数学専攻	8人
	物理学専攻	40人
	化学専政	24人
	情報科学専攻	23人
	機械工学専攻	24人
	生産機械工学専攻	29人
	電気工学専攻	22人
	電子工学専攻	28人
	工業化学専攻	32人
	土木工学専攻	18人
	建設工学専攻	24人
	生体機能システム制御工学専攻	32人

3　平成12年度及び平成13年度の工学系研究科博士後期課程の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成12年度	平成13年度
工学系研究科	エネルギー物質科学専攻	31人	29人
	システム生産科学専攻	25人	23人
	生体機能システム制御工学専攻	14人	28人

附　則（平成11年３月19日改正）

1　この規則は，平成11年４月１日から施行する。

2　平成11年度の農学研究科の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
農学研究科	生物生産学専攻	36人
	応用生物科学専攻	52人

附　則（平成11年10月15日改正）

この規則は，平成11年10月15日から施行する。

附　則（平成12年４月１日改正）

この規則は，平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年２月16日改正）

1　この規則は，平成13年４月１日から施行する。

2　平成13年度の工業系研究科博士前期課程の収容定員は，改正後の第８条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
工学系研究科	機能物質化学専攻	18人
	物理科学専攻	16人
	機械システム工学専攻	27人
	電気電子工学専攻	24人
	知能情報システム学専攻	10人
	数理科学専攻	14人
	都市工学専攻	27人
	循環物質工学専攻	18人
	生体機能システム制御工学専攻	64人

●佐賀大学大学院教育学研究科規程

(趣旨)

第1条　佐賀大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程(平成３年４月１日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(専攻並びにコース及び専修)

第2条　研究科に次の専攻並びにコース及び専修を置く。

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース，教育心理学コース，障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修，社会科教育専修，数学教育専修，理科教育専修，音楽教育専修,美術教育専修，保健体育専修，技術教育専修，家政教育専修，英語教育専修

(指導教員)

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目,単位数及び履修方法)

第４条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院教育学研究科履修細則（平成５年４月６日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第５条　学生は，大学院規則第17条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第５条の２　研究科が必要と認めたときは，大学院規則第17条の２の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第６条　学生は，大学院規則第18条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第７条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第８条　試験は,毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第９条　学位規程第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，

学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第10条　佐賀大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち1人を主査とする。

2　前項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第11条　入学者の選考は，その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第12条　研究科の教育研究に支障のないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2)研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第13条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第14条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定）

第15条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は,研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第16条　この規程に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規程は，平成9年4月1日から施行する。

●佐賀大学大学院教育学研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院教育学研究科規程（平成５年４月６日制定。以下「研究科規程」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（修了に必要な単位数）

第２条　研究科の修了に必要な単位数は，次の表に掲げるとおりとする

科目＼専攻	学校教育専攻	教科教育専攻
学校教育に関する科目	10単位	４単位
学校教育コース共通科目	６単位	
教科教育共通科目		２単位
教科教育に関する科目	４単位	４単位
教科内容に関する科目		８単位
自由選択科目	６単位	８単位
課題研究	４単位	４単位
計	30単位	30単位

（授業科目,単位数）

第３条　授業科目及び単位数等については，各専攻･専修ごとに別表に掲げるとおりとする。

（履修方法）

第４条　専攻ごとの履修方法は，次のとおりとする。

２　学校教育専攻

(1)　学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する授業科目から，学校教育コース共通科目を除いて10単位以上を選択履修する。

(2)　学校教育コース共通科目

「教育哲学特論」，「教育心理学特論」及び「障害児教育学特論Ⅰ」の各2単位を履修する。

(3)　教科教育に関する科目

教科教育専攻のいずれか一つの専修から４単位以上を選択履修する。

(4)　自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から，６単位以上を選択履修する。

(5)　課題研究

課題研究４単位は，自コースの一つの分野の指導教官を中心とする関係教官の指導のもとに研究を行う。

３　教科教育専攻

(1)　学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する授業科目から，４単位以上を選択履修する。

(2)　教科教育共通科目

自専修の実践授業研究２単位を履修する。

(3)　教科教育に関する科目

自専修の教科教育に関する授業科目から，４単位以上を選択履修する。

(4)　教科内容に関する科目

自専修の教科内容に関する授業科目から，８単位以上を選択履修する。

(5)　自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から，８単位以上を選択履修する。

(6)　課題研究

課題研究４単位は，自専修の一つの分野の指導教員を中心とする関係教官の指導のもとに研究を行う。

(単位の認定)

第５条　研究科規程第５条の規定により履修した授業科目の単位は，10単位を限度として，第2条に定める単位に含めることができる。

２　研究科規程第５条の２の規定により修得したものとみなす授業科目の単位は，10単位を限度として，第２条に定める単位に含めることができる。

附　則

１　この細則は，平成14年４月１日から施行する。

２　平成14年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成14年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については,なお従前の例による。

別表（第３条関係）

１　学校教育専攻

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
教育学・教育史	日本教育史特論	2	
	日本教育史特別演習	1	
	教育哲学特論	2	
	教育哲学特別演習	1	
	人権教育特論	2	
	人権教育特別演習	1	
学校経営	教育行政学特論	2	
	教育行政学特別演習	1	
教育内容・方法論	教育方法学特論	2	
	教育方法学特別演習	1	
社会教育学	社会教育学特論	2	
	社会教育学特別演習	1	
道徳教育	道徳教育特論	2	
	道徳教育特別演習	1	
教育社会学	教育社会学特論Ⅰ	2	
	教育社会学特別演習	1	
	教育社会学特論Ⅱ	2	
教育心理学	教育心理学特論	2	
	教育測定・評価特別演習	1	
	学習心理学特論	2	
	学習心理学特別演習	1	
	学級集団心理学・生徒指導特論	2	
	進路指導特別演習	1	
教育臨床心理学	教育臨床心理学特論	2	
	教育臨床心理学特別演習	1	
	教育相談心理学特別演習	1	
発達心理学	発達心理学特論Ⅰ	2	
	発達心理学特別演習	1	
	発達心理学特論Ⅱ	2	
障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ	2	
	障害児教育学特論Ⅱ	2	
	障害児教育学研究方法論	2	
	障害児教育学特別演習	1	
障害児心理	障害児心理学特論Ⅰ	2	
	障害児心理学特論Ⅱ	2	
	障害児心理学研究方法論	2	
	障害児心理学・心理検査特別演習	1	
障害児病理	障害児医学Ⅰ	2	
	障害児医学Ⅱ	2	
	障害児医学研究方法論	2	
	障害児医学特別演習	1	
障害児臨床	障害児臨床医学特論	2	
	障害児臨床医学特別演習	1	
	学校教育課題研究	4	

2　教科教育専攻

国語教育専修

分　野	授業科目	単位数	備　考
国語科教育	国語教育学特論Ⅰ	4	教科教育に関する科目のうち「国語教育学特論Ⅰ」を必修とする。 教科内容に関する科目は，「国語学特論Ⅰ」，「古典文学特論」，「現代文学特論」，「漢文学特論」から1科目4単位を含めて履修する。
	国語教育学特別演習Ⅰ	2	
	国語教育学特論Ⅱ	4	
	国語教育学特別演習Ⅱ	2	
国語学	国語学特論Ⅰ	4	
	国語学特別演習Ⅰ	2	
	国語学特論Ⅱ	4	
	国語学特別演習Ⅱ	2	
国文学	古典文学特論	4	
	古典文学特別演習	2	
	現代文学特論	4	
	現代文学特別演習	2	
	日本文学思潮	4	
漢文学	漢文学特論	4	
	漢文学特別演習	2	
	中国古典文学特論	4	
	中国古典文学特別演習	2	
	中日比較文学特論	4	
	中日比較文学特別演習	2	
書道	書道特別研究	2	
	国語教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

社会科教育専修

分　野	授業科目	単位数	備　考
社会科教育	社会科教育学特論Ⅰ	4	教科教育に関する科目のうち，「社会科教育学特論Ⅰ」を必修とする。
	社会科教育学特別演習Ⅰ	2	
	社会科教育学特論Ⅱ	4	
	社会科教育学特別演習Ⅱ	2	
歴史学	考古学特論Ⅰ	2	
	考古学特論Ⅱ	2	
	考古学特別演習	2	
	東洋史特論Ⅰ	2	
	東洋史特論Ⅱ	2	
	東洋史特別演習	2	
	西洋史特論Ａ Ⅰ	2	
	西洋史特論Ａ Ⅱ	2	
	西洋史特論Ｂ Ⅰ	2	
	西洋史特論Ｂ Ⅱ	2	
	西洋史特別演習Ａ	2	
	西洋史特別演習Ｂ	2	
	日本史特論Ａ Ⅰ	2	
	日本史特論Ａ Ⅱ	2	
	日本史特論Ｂ Ⅰ	2	
	日本史特論Ｂ Ⅱ	2	
	日本史特別演習Ａ	2	
	日本史特別演習Ｂ	2	
地理学	地理学特論Ａ Ⅰ	2	
	地理学特論Ｂ Ⅰ	2	

分　　野	授　業　科　目	単位数	備　　考
地　理　学	地理学特別演習Ⅰ	2	
	地理学特論ＡⅡ	2	
	地理学時論ＢⅡ	2	
	地理学特別演習Ⅱ	2	
法　律　学	法律学特論ＡⅠ	2	
	法律学特論ＡⅡ	2	
	法律学特論ＢⅠ	2	
	法律学特論ＢⅡ	2	
	法律学特論ＣⅠ	2	
	法律学特論ＣⅡ	2	
	法律学特別演習Ａ	2	
	法律学特別演習Ｂ	2	
	法律学特別演習Ｃ	2	
政　治　学	政治学特論Ⅰ	2	
	政治学特論Ⅱ	2	
	政治学特別演習	2	
	国際政治学特論Ⅰ	2	
	国際政治学特論Ⅱ	2	
	国際政治学特別演習	2	
経　済　学	経済学特論Ⅰ	2	
	経済学特論Ⅱ	2	
	経済学特別演習	2	
	国際経済学特論Ⅰ	2	
	国際経済学特論Ⅱ	2	
	国際経済学特別演習	2	
社　会　学	社会学特論ＡⅠ	2	
	社会学特論ＡⅡ	2	
	社会学特論ＢⅠ	2	
	社会学特論ＢⅡ	2	
	社会学特別演習Ａ	2	
	社会学特別演習Ｂ	2	
哲学・倫理学	倫理学特論Ⅰ	2	
	倫理学特論Ⅱ	2	
	倫理学特別演習	2	
	社会科教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

数学教育専修

分　　野	授　業　科　目	単位数	備　　考
数学科教育	数学教育学特論Ⅰ	4	
	数学教育学特別演習Ⅰ	2	
	数学教育学特論Ⅱ	4	
	数学教育学特別演習Ⅱ	2	
代　数　学	代数学特論	4	
	代数学特別演習	2	
幾　何　学	幾何学特論Ⅰ	4	
	幾何学特別演習Ⅰ	2	
	幾何学特論Ⅱ	4	
	幾何学特別演習Ⅱ	2	
解　析　学	解析学特論	4	
	解析学特別演習	2	
	統計学特論	4	
	統計学特別演習	2	
	数学教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

理科教育専修

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
理科教育	理科教育学特論Ⅰ	2	
	理科教育学特別演習Ⅰ	2	
	理科教育学特論Ⅱ	2	
	理科教育学特別演習Ⅱ	2	
	理科教育学特論Ⅲ	2	
物理学	固体物理学特論	2	
	固体物理学特別演習	2	
	中間エネルギー物理学論	2	
	中間エネルギー物理学特別演習	2	
	量子物理学特論	2	
	量子物理学特別演習	2	
	半導体物理学特論	2	
化学	物理化学特論	2	
	物理化学特別演習	2	
	無機化学特論	2	
	無機化学特別演習	2	
	有機化学特論	2	
	有機化学特別演習	2	
	高分子化学特論	2	
生物学	比較生理学特論	2	
	比較生理学特別演習	2	
	群集生態学特論	2	
	群集生態学特別演習	2	
	植物分類生態学特論	2	
	植物分類生態学特別演習	2	
	行動生態学特論	2	
	生命化学特論	2	
地学	地球史特論	2	
	地球史特別演習	2	
	火山岩岩石学特論	2	
	火山岩岩石学特別演習	2	
	大陸地殻進化学特論	2	
	大陸地殻進化学特別演習	2	
	宇宙物理学特論	2	
	理科教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

音楽教育専修

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
音楽科教育	音楽教育学特論ⅠA	2	
	音楽教育学特論ⅠB	2	
	音楽教育学特別演習Ⅰ	2	
	音楽教育学特論ⅡA	2	
	音楽教育学特論ⅡB	2	
	音楽教育学特別演習Ⅱ	2	
器楽	器楽特論ⅠA	2	
	器楽特論ⅠB	2	
	器楽特別演習Ⅰ	2	
	器楽特論ⅡA	2	
	器楽特論ⅡB	2	
	器楽特別演習Ⅱ	2	

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
声　楽	声楽特論Ⅰ	2	
	声楽特論Ⅱ	2	
	声楽特別演習	2	
作曲・指揮法	作曲法特論Ⅰ	2	
	作曲法特論Ⅱ	2	
	作曲法特別演習	2	
	指揮法特論	2	
	指揮法特別演習	1	
音　楽　学	音楽学特論Ⅰ	2	
	音楽学特論Ⅱ	2	
	音楽学特別演習	2	
	音楽教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

美術教育専修

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
美術・工芸科教育	美術・工芸教育特論	4	
	美術・工芸教育特別演習	1	
	美術・工芸教育教材特論	4	
	美術・工芸教育教材特別演習	1	
絵　画	絵画特論Ⅰ	4	
	絵画特別演習Ⅰ	1	
	絵画特論Ⅱ	4	
	絵画特別演習Ⅱ	1	
彫　刻	彫刻特論	4	
	彫刻特別演習	1	
デザイン	デザイン特論	4	
	デザイン特別演習	1	
工　芸	工芸特論Ⅰ	2	
	工学特別演習Ⅰ	1	
	工芸特論Ⅱ	4	
	工芸特別演習Ⅱ	1	
	工芸特論Ⅲ	4	
	工芸特別演習Ⅲ	1	
	工芸特論Ⅳ	4	
	工芸特別演習Ⅳ	1	
美術理論・美術史	美術・工芸論特論	2	
	美術方法特論	2	
	美学・美術史特論	4	
	美学・美術史特別演習	1	
	美術・工芸教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

保健体育専修

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
保健体育科教育	保健体育教育学特論Ⅰ	2	教科教育に関する科目のうち「保健体育教育学特論Ⅰ」を必修とする。
	保健体育教育学特別演習Ⅰ	1	
	保健体育教育学特論Ⅱ	2	
	保健体育教育学特別演習Ⅱ	1	
	保健体育教育学特論Ⅲ	2	
体　育　学	体育学特論Ⅰ	2	
	体育学特別演習	1	
	体育学特論Ⅱ	2	

分　　野	授　業　科　目	単位数	備　　考
運動学	運動学特論	2	
	運動学特別演習	1	
	運動方法学Ⅰ	2	
	運動方法学特別演習Ⅰ	1	
	運動方法学Ⅱ	2	
	運動方法学特別演習Ⅱ	1	
健康運動実施学	健康運動実践学特論	2	
	健康運動実践学特別演習	1	
	健康運動実践方法学特論Ⅰ	2	
	健康運動実践方法学特別演習Ⅰ	1	
	健康運動実践方法学特論Ⅱ	2	
	健康運動実践方法学特別演習Ⅱ	1	
運動生理学	運動生理学	2	
	運動生理学特別演習	1	
	健康生理学特論	2	
学校保健	学校保健特論	2	
	学校保健特別演習Ⅰ	1	
	学校保健特別演習Ⅱ	1	
	保健体育教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

技術教育専修

分　　野	授　業　科　目	単位数	備　　考
技術科教育	技術教育特論	4	教科内容に関する８単位は，電気工学特論Ⅰ，Ⅱの４単位と機械工学特論Ⅰ，Ⅱ，Ⅲのうちから４単位を修得するものとする。
	技術教育特別演習Ⅰ	2	
	技術教育実践教育研究	4	
	技術教育特別演習Ⅱ	2	
電気	電気工学特論Ⅰ	2	
	電気工学特論Ⅱ	2	
	電気工学特別演習	2	
機械	機械工学特論Ⅰ	2	
	機械工学特論Ⅱ	2	
	機械工学特論Ⅲ	2	
	機械工学特別演習	2	
材料	材料工学特論	4	
	材料工学特別演習	2	
情報基礎	情報工学特論	4	
	情報工学特別演習	2	
	電子計算機特論	4	
	電子計算機特別演習	2	
	技術教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

家政教育専修

分　野	授業科目	単位数	備　考
家庭科教育	家庭科教育学特論Ⅰ	2	
	家庭科教育学特論Ⅱ	2	
	家庭科教育学特論Ⅲ	2	
	家庭科教育学特別演習	2	
食物学	食物学特論Ⅰ	2	
	食物学特論Ⅱ	2	
	食物学特別演習Ⅰ	2	
	食物学特別演習Ⅱ	2	
被服学	被服学特論Ⅰ	2	
	被服学特論Ⅱ	2	
	被服学特論Ⅲ	2	
	被服学特別演習Ⅰ	2	
	被服学特別演習Ⅱ	2	
住居学	住居学特論	2	
	住居学特別演習	2	
保育学	保育学特論	2	
	保育学特別演習	2	
家政一般	家族関係学特論	2	
	家族関係学特別演習	2	
	家政教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

英語教育専修

分　野	授業科目	単位数	備　考
英語科教育	英語教育学特論ⅠA	2	
	英語教育学特論ⅠB	2	
	英語教育学特別演習Ⅰ	2	
	英語教育学特論ⅡA	2	
	英語教育学特論ⅡB	2	
	英語教育学特別演習Ⅱ	2	
英語学	英語学特論ⅠA	2	
	英語学特論ⅠB	2	
	英語学特別演習Ⅰ	2	
	英語学特論Ⅱ	2	
	英語学特別演習Ⅱ	2	
英米文学	英米文学特論ⅠA	2	
	英米文学特論ⅠB	2	
	英米文学特別演習Ⅰ	2	
	英米文学特論ⅡA	2	
	英米文学特論ⅡB	2	
	英米文学特別演習Ⅱ	2	
	英語教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

●佐賀大学大学院経済学研究科規程

(趣旨)

第１条　佐賀大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程（平成３年４月１日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(専攻及び講座)

第２条　研究科に次の専攻及び講座を置く。

専　攻　名	講　座　名
金融・経済政策専攻	計量経済学，経済原論，金融論，経済政策，財政学，国際経済論，経済史，産業資源論，社会政策，公法
企業経営専攻	管理科学，経済情報処理，統計学，経営学，経営管理論，経営組織論，マーケティング論，会計学，管理会計，財産取引法，企業法，産業経済法，社会法

(指導教員)

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため,学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目，単位数及び履修方法)

第４条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院経済学研究科履修細則（平成４年４月16日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第５条　学生は，大学院規則第17条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の研修得単位の認定)

第５条の２　研究科が必要と認めたときは，大学院規則第17条の２の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第６条　学生は，大学院規則第18条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第７条　履修しようとする授業科目については,毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第８条　試験は,毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第９条　学位規程第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，

学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第10条　佐賀大学大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため,研究科の教員の中から３人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　前項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第11条　入学者の選考は，その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第12条　研究科の教育研究に支障のないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

(2)研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第13条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第14条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定）

第15条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は,研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第16条　この規程に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規程は，平成４年４月16日から施行し，平成４年４月1日から適用する。ただし，第２条の規定中講座に係る部分は,平成4年4月10日から適用する。

附　則

この規程は，平成5年4月6日から施行し，平成5年4月1日から適用する。

附　則（平成6年２月18日改正）

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成８年２月16日改正）

この規程は，平成８年４月１日から施行する。

●佐賀大学大学院経済学研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院経済学研究科規程（平成４年４月16日制定。以下「研究科規程」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第２条　授業科目及び単位数は，各専攻ごとに別表Ⅰ，別表Ⅱ及び別表Ⅲに定めるとおりとする。

２　学生は，各専攻ごとに別表Ⅰ又は別表Ⅱに掲げる自専攻の授業科目から20単位以上（演習Ⅰ４単位，演習Ⅱ４単位を含む。），自専攻又は他専攻の授業科目から8単位以上，別表Ⅲの共通科目の中から2単位以上，計30単位以上を履修しなければならない。

３　演習については,演習Ⅰ，演習Ⅱを２年間にわたり履修するものとする。

ただし，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとし,自専攻の授業科目をもって演習Ⅱに代えることができる。

（単位認定）

第３条　研究科規程第５条及び第５条の２の規定により履修した授業科目の単位は，８単位を限度として前条第２項に定める８単位に含めることができる。

２　研究科が必要と認めたときは,学生が履修した学部の授業科目を４単位に限り，前条に定める授業科目の履修とみなし,当該専攻の履修に必要単位に含めることができる。なお，この単位は前項に定める８単位に含めるものとする。

附　則

この細則は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成８年10月８日から施行する。

別表Ⅰ（第２条関係）
金融・経済政策専攻

講座名	教育・研究分野	授業科目	単位数
計量経済学 経済原論 金融論 経済政策 財政学 国際経済論 経済史 産業資源論 社会政策 公法	数量経済分析	数量経済モデル分析研究	2
		マクロ経済データ分析研究	2
		現代経済分析研究	2
		応用計量経済分析研究	2
		応用計量経済学研究	2
		社会選択理論研究	2
	金融・政策分析	金融経済論研究	2
		国際通貨システム研究	2
		経済動態分析研究	2
		国際金融・証券論研究	2
		国際金融論研究	2
		国際経済政策研究	2
		産業政策論研究	2
		農業経済論研究	2
		公共財政論研究	2
	比較経済	日本産業経済史研究	2
		近代日本資本主義史研究	2
		日本社会史研究	2
		西欧産業社会構造分析研究	2
		比較経済思想研究	2
		産業史研究	2
		発展途上国経済論研究	2
		比較労働経済研究	2
	地域・福祉政策	地域開発研究	2
		地域農業政策研究	2
		地域福祉研究	2
		福祉政策研究	2
		行政基礎法研究	2
		地方自治法制研究	2
		地域政治研究	2
		地方公共政策研究	2
		演習 Ⅰ	4
		演習 Ⅱ	4

別表II（第２条関係）
企業経営専攻

講座名	教育・研究分野	授業科目	単位数
管理科学 経済情報処理 統計学 経営学 経営管理論 経営組織論 マーケティング論 会計学 管理会計 財産取引法 企業法 産業経済法 社会法	統計情報	情報処理研究	2
		情報システム論研究	2
		地域データ解析研究	2
		情報資源管理研究	2
		応用通信システム研究	2
		情報数理研究	2
		時系列データ解析研究	2
	経営管理	経営財務論研究	2
		経営史研究	2
		現代労使関係研究	2
		投資決定研究	2
		経営管理史研究	2
		組織行動論研究	2
		経営組織論研究	2
		企業論研究	2
		マーケティング論研究	2
		商業経済論研究	2
	会計	財務会計論研究	2
		簿記論研究	2
		管理会計論研究	2
		経営分析論研究	2
	企業関係法	企業法研究	2
		会社法研究	2
		労働関係法研究	2
		福利厚生関係法研究	2
		産業経済法研究	2
		経済法研究	2
		環境法研究	2
		民法研究	2
		契約法研究	2
		演習 I	4
		演習 II	4

別表III（第２条関係）
共通科目

講座名	教育・研究分野	授業科目	単位数
	共通科目	情報基礎	2
		実用外国語	2

●佐賀大学大学院工学系研究科規程

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程（平成３年４月１日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（専攻及び講座）

第２条　研究科に置く専攻及び講座は，別表のとおりとする。

（指導教員）

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため,学生ごとに指導教員を置く。

２　研究科の前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）の学生の指導教員は，1人とする。

３　研究科の後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）の学生の指導教員は,主指導教員１人及び副指導教員２人以上とする。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第４条　授業科目,単位数及び履修方法は,佐賀大学大学院工学系研究科履修細則（平成６年２月18日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には,夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

３　教育上特別の必要があると認められる場合には，他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により，当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと（連携大学院方式と称する。）ができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第５条　学生は,大学院規則第17条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第５条の２　研究科が必要と認めたときは，大学院規則第17条の２の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第６条　学生は，大学院規則第18条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第７条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

（試験）

第８条　試験は,毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

（学位論文の提出）

第９条　学位規程第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

２　学位規程第７条第２項，第３項及び第４項の規定により，博士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第10条　佐賀大学大学院工学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　研究科委員会は，博士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の審査員を選出し，うち１人を主査とする。

３　前２項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科,他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者及び進学者の選考）

第11条　博士前期課程の入学者の選考は，各専攻ごとに，専門の科目等についての筆記又は口述試験，大学等の調査書及び面接等により行う。

２　博士後期課程の入学者の選考は，修士論文又はそれに代る研究業績，専門の科目等についての筆記又は口述試験，大学等の調査書及び面接等により行う。

第12条　博士後期課程への進学者の選考は，修士論文及びそれに関連する科目等についての口述試験並びに博士前期課程の指導教員の所見等により行う。

（研究生及び科目等履修生）

第13条　研究科の教育研究に支障がないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生及び科目等履修生として入学できる者は,次の各号の一に該当するものとする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

(2)　研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第14条　研究科は,他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき,他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第15条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定）

第16条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，本学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

１　この規程は，平成３年４月１日から施行する。

２　佐賀大学大学院工学系研究科規程は，平成３年度に入学する者から適用し，平成３年３月31日に佐賀大学大学院理工学研究科に在学する者で，同年４月１日以降も引き続き同研究科に在学する者については,なお,従前の例による。

附　則

この規程は，平成４年４月16日から施行し，平成４年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成４年４月17日から施行し，平成４年４月10日から適用する。

附　則

この規程は，平成５年４月６日から施行し,平成５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規程は，平成６年４月１日から施行する。

2　平成６年４月１日前から引き続き研究科に在学する者の履修については,改正後の規定にかかわらず,なお,従前の例によることができる。

附　則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成10年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は，平成13年４月１日から施行する。

2　平成13年３月31日において現に在学する者については，なお，従前の例による。

別表（第２条関係）

博士前期課程

専攻名	講座名
機能物質化学専攻	物性化学，機能材料化学，電子セラミックス材料工学
物理科学専攻	基礎物理学，応用物理学
機械システム工学専攻	環境流動システム学，熱エネルギーシステム学，先端材料システム学，設計生産システム学，知能機械システム学
電気電子工学専攻	電子システム工学，知能計測制御工学，電子情報工学，情報通信工学
知能情報システム学専攻	情報基礎学，計算システム学，高次情報処理学
数理科学専攻	数理学，応用数理学
都市工学専攻	建設構造学，建設地盤工学，環境システム工学，環境設計学，社会システム学
循環物質工学専攻	反応化学，機能分子システム工学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学,インテリジェント制御工学,生体システム工学

博士後期課程

専攻名	講座名
エネルギー物質科学専攻	エネルギー開発工学，物質科学，機能材料工学
システム生産科学専攻	生産開発工学，社会システム工学，情報システム学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学，インテリジェント制御工学，生体システム工学

●佐賀大学大学院工学系研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院工学系研究科規程（平成３年４月１日制定。以下「研究科規程」という。）第4条の規定に基づく佐賀大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，単位数及び履修方法は,この細則の定めるところによる。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第２条　博士前期課程の授業科目及び単位数は，別表１－１～別表１－９及び別表３に掲げるとおりとする。

２　研究科が教育上特別の必要があると認める場合は，博士前期課程の機能物質化学，機械システム工学，電気電子工学，都市工学及び循環物質工学の専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

３　博士前期課程の学生は，各専攻（生体機能システム制御工学専攻を除く。）ごとに，別表１－１～別表１－８に掲げる専門科目から特別研究を含めて24単位以上，専攻外科目から４単位以上，研究科共通科目から２単位以上,計30単位以上を修得しなければならない。

ただし,特別コースの学生については,所属する専攻ごとの専門科目から特別研究を含めて18単位以上,専攻外科目から４単位以上，別表１－９から８単位以上，計30単位以上を修得しなければならない。

４　博士前期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は，別表３に掲げる授業科目から特別研究を含めて26単位以上，別表１－１～別表１－８の専攻外科目から４単位以上，計30単位以上を修得しなければならない。

第３条　博士後期課程の授業科目は，別表２及び別表３に掲げる授業科目並びに研究科特別講義，環境科学特別講義，総合セミナー，特定プロジェクトセミナー及び特別実習・演習とする。

２　前項に掲げる授業科目（特別実習・演習を除く。）の単位数は，別表２及び別表３にあっては，同表に定める各授業科目の単位数とし，研究科特別講義，環境科学特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーにあっては,各２単位とする。

３　研究科が教育上特別の必要があると認める場合は，博士後期課程のエネルギー物質科学及びシステム生産科学の専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

４　博士後期課程の学生は，各専攻（生体機能システム制御工学専攻を除く。）ごとに，別表２に掲げる授業科目から２単位以上,研究科特別講義から２単位以上,総合セミナーから２単位以上,計６単位以上を修得しなければならない。

ただし，特別コースの学生については，別表２に掲げる授業科目から２単位以上,環境科学特別講義から２単位以上，総合セミナーから２単位以上,計６単位以上を修得しなければならない。

５　博士後期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は,別表3に掲げる授業科目から８単位以上，研究科特別講義から２単位以上，総合セミナーから２単位以上，計12単位以上を修得しなければならない。

６　前２項に掲げるもののほか，博士後期課程の学生は，指導教員の定める特別実習・演習を履修するものとする。ただし，特定プロジェクトセミナーを履修する者は，特別実習・演習の履修を必要としない。

７　研究科特別講義，総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーは，年度ごとに定めるものとする。

第４条　前２条に定めるもののほか外国人留学生のための授業科目として別表4に掲げる授業科目を開設する。

（単位認定）

第５条　研究科規程第5条の規定により修得した授業科目の単位は，博士前期課程にあっては10単位を,博士後期課程にあっては２単位を限度として第２条及び第３条に定める各課程修了の要件となる単位に含

めることができる。

2　研究科規程第５条の２の規定により認定された単位については，博士前期課程にあっては10単位を，博士後期課程にあっては２単位を限度として第２条及び第３条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

3　研究科が必要と認めたときは，博士前期課程の学生が修得した学部の授業科目を４単位に限り，第２条に定める授業科目の修得とみなし，当該課程の修了に必要な単位に含めることができる。なお，この単位は，第１項に定める10単位の中に含めるものとする。

附　則

この細則は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成７年10月11日から施行する。

附　則

この細則は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成10年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成10年10月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，平成12年４月１日から施行する。

附　則

1　この細則は，平成13年４月１日から施行する。

2　平成13年３月31日において現に在学する者については，なお，従前の例による。

附　則

この細則は，平成13年10月９日から施行し、平成13年10月１日から適用する。

附　則

この細則は，平成14年４月１日から施行する。

別表１－１（第２条第１項関係）

機能物質化学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	応用物理化学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。 別表１－８（循環物質工学専攻）の専門科目の単位を８単位まで上記24単位に含めることができる。
	化学反応速度論	2	
	光物理化学特論	2	
	高分子光化学特論	2	
	溶液物性化学特論	2	
	分子集合化学特論	2	
	物質物理化学特論	2	
	物性物理化学特論	2	
	無機構造化学特論	2	
	錯体化学特論	2	
	無機物性化学特論	2	
	磁気化学特論	2	
	無機反応化学特論	2	
	錯体生命化学特論	2	
	反応有機化学特論	2	
	精密合成化学特論	2	
	生体有機化学特論	2	
	分離分析化学特論	2	
	非水溶媒化学特論	2	
	有機材料学特論	2	
	高分子物性論	2	
	高温化学特論	2	
	固体物理化学	2	
	無機固体材料特論	2	
	分析化学特論	2	
	プロセス設計特論	2	
	化学工学特論	2	
	生体機能化学特論	2	
	物理有機化学特論	2	
	無機材料特論	2	
	無機高分子化学	2	
	機能材料学特論	2	
	化学コロキウム	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－２（第２条第１項関係）

物理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	数理物理学特論	2	特別研究セミナー及び特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。
	場の理論	2	
	素粒子物理学	2	
	高エネルギー物理学Ⅰ	2	
	高エネルギー物理学Ⅱ	2	
	素粒子物理実験学	2	
	量子力学特論Ⅰ	2	
	量子力学特論Ⅱ	2	
	多体系物理学	2	
	物性物理学特論Ⅰ	2	
	物性物理学特論Ⅱ	2	
	凝縮系物理学特論	2	
	低温物理学特論	2	
	超伝導体物理学特論	2	
	地球物理学特論	2	
	量子光子	2	
	原子核物理学特論	2	
	＊量子力学	2	
	＊統計力学	2	
	特別研究セミナー	4	
	特別研究	8	
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件単位に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－３（第2条第１項関係）

機械システム工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	流体工学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。
	流体力学特論	2	
	流体機械特論	2	
	環境熱流動学特論	2	
	流動システム工学特論	2	
	熱力学特論Ⅰ	2	
	熱力学特論Ⅱ	2	
	伝熱工学特論Ⅰ	2	
	伝熱工学特論Ⅱ	2	
	エネルギー変換特論	2	
	数値伝熱工学	2	
	材料強度学特論	2	
	トライボロジー特論	2	
	材料加工学特論	2	
	固体力学特論	2	
	材料力学特論	2	
	粉末冶金工学特論	2	
	機械設計特論	2	
	表面工学特論	2	
	精密機器工学特論	2	
	生産加工学特論	2	
	工作機械特論	2	
	計測制御特論	2	
	機械力学特論	2	
	自動機械特論	2	
	応用力学特論	2	
	機械システム工学特論	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学概論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－4（第２条第１項関係）

電気電子工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	プラズマ計測工学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。
	プラズマエネルギー工学特論	2	
	電離気体発生工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境電気工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	新・省エネルギー工学特論	2	
	電力システム工学特論	2	
	パルスパワー計測工学特論	2	
	高速パルス放電工学特論	2	
	フォトン工学特論	2	
	マイクロプラズマ工学特論	2	
	ルミネッセント工学特論	2	
	オプトエレクトロニクス応用特論	2	
	表面物性工学特論	2	
	数値解析特論	2	
	応用電磁工学特論	2	
	センシング工学特論	2	
	応用計測工学特論	2	
	制御工学特論	2	
	システム工学特論	2	
	超高速信号処理デバイス特論	2	
	物質情報エレクトロニクス特論	2	
	光量子エレクトロニクス特論	2	
	超短波長光利用科学技術工学特論	2	
	ナノエレクトロニクス特論	2	
	信号伝送工学特論	2	
	ワイヤレス通信工学特論	2	
	電磁波信号伝送特論	2	
	波動情報処理特論	2	
	マイクロ波集積回路特論	2	
	情報電子回路特論	2	
	情報回路技術特論	2	
	システムLSI回路設計特論	2	
	LSI回路設計演習	2	
	脳型情報処理特論	2	
	オブジェクト指向パラダイム特論	2	
	グラフィカル･ユーザ･インターフェース特論	2	
	シミュレーション工学特論	2	
	情報通信ネットワーク特論	2	
	ハードウェア･インターフェース工学特論	2	
	視覚処理工学特論	2	
	光情報処理工学特論	2	

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	ソフトコンピューティング特論	2	
	知能電子制御工学特論	2	
	電子情報工学修士実験	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	気体エレクトロニクス工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス工学特論	2	
	マイクロシステム工学特論	2	
	ヒーリング工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－５（第２条第１項関係）

知能情報システム学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	計算科学特論	2	特別研究及び情報学特別セミナーを含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。
	非線形科学特論	2	
	情報離散数理特論	2	
	符号暗号特論	2	
	情報数理解析特論	2	
	数値解析特論	2	
	情報伝達特論	2	
	情報ネットワーク解析特論	2	
	情報システム特論	2	
	ソフトウェア科学特論	2	
	パターン情報理解特論	2	
	情報取得処理特論	2	
	人工知能システム学	2	
	知能情報学特論	2	
	知的教育システム特論	2	
	論理情報学特論	2	
	情報教育システム特論	2	
	言語処理系特論Ⅰ	2	
	言語処理系特論Ⅱ	2	
	認知モデル特論	2	
	機械学習特論	2	
	数値計算技法特論	2	
	情報物理特論	2	
	ソフトウェア開発法特論	2	
	プログラミング環境特論	2	
	情報数理幾何学特論	2	
	情報応用数理学特論	2	
	情報学特別セミナー	4	
	特別研究	8	
専攻外科目	気体エレクトロニクス工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件単位に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス工学特論	2	
	マイクロシステム工学特論	2	
	ヒーリング工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表Ⅰ－６（第2条第１項関係）

数理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	＊代数学特論Ⅰ	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。
	＊代数学特論Ⅱ	2	
	＊代数学特論Ⅲ	2	
	＊代数学特論Ⅳ	2	
	＊代数的整数論Ⅰ	2	
	＊代数的整数論Ⅱ	2	
	＊幾何学特論Ⅰ	2	
	＊幾何学特論Ⅱ	2	
	＊位相幾何学特論Ⅰ	2	
	＊位相幾何学特論Ⅱ	2	
	＊微分幾何学特論Ⅰ	2	
	＊微分幾何学特論Ⅱ	2	
	＊多様体特論Ⅰ	2	
	＊多様体特論Ⅱ	2	
	＊解析学特論Ⅰ	2	
	＊解析学特論Ⅱ	2	
	＊関数解析学特論Ⅰ	2	
	＊関数解析学特論Ⅱ	2	
	＊関数方程式特論Ⅰ	2	
	＊関数方程式特論Ⅱ	2	
	＊応用数学特論Ⅰ	2	
	＊応用数学特論Ⅱ	2	
	＊確率数学特論Ⅰ	2	
	＊確率数学特論Ⅱ	2	
	＊非線形数学特論Ⅰ	2	
	＊非線形数学特論Ⅱ	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	気体エレクトロニクス工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件単位に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス工学特論	2	
	マイクロシステム工学特論	2	
	ヒーリング工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	反応離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－７（第２条第１項関係）

都市工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	数値力学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修
	構造解析プログラム論	2	
	構造工学特論	2	
	構造材料学特論	2	専攻外科目は２単位まで上記24単位に含めることができる。
	情報化施工学特論	2	
	複合構造工学特論	2	
	建設構造学特論	2	
	地盤工学特論Ⅰ	2	
	低平地地圏環境学特論Ⅰ	2	
	防災地盤工学特論	2	
	地盤工学特論Ⅱ	2	
	地盤動力学特論	2	
	応用地質学特論	2	
	環境地盤工学特論	2	
	建設地盤工学特論	2	
	水処理工学特論	2	
	応用流体力学特論	2	
	低平地水圏環境学特論	2	
	水環境システム工学特論	2	
	水循環システム論	2	
	数値水理学特論	2	
	環境輸送特論	2	
	環境システム工学概論	2	
	都市交通システム学	2	
	建築都市空間論	2	
	都市デザイン論	2	
	都市環境デザイン演習Ⅰ	2	
	都市環境デザイン演習Ⅱ	2	
	環境設計学特論	2	
	都市構成システム論	2	
	自然災害論	2	
	社会システム特別演習	2	
	プロジェクト演習	2	
	社会システム学特論	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	環境工学特論	2	
	社会環境論	2	４単位選択必修
	建設材料リサイクル論	2	６単位まで修了要件に含めてよい。
	エネルギー変換基礎工学	2	
	ゼロエミッション基礎工学	2	
	化学物質と生態環境	2	
研究科目共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科目共通科目	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－８（第２条第１項関係）

循環物質工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	環境超微量分析化学特論	2	特別研究を含めて24単位以上選択必修 専攻外科目は2単位まで上記24単位に含めることができる。 別表１－１(機能物質化学専攻)の専門科目の単位を８単位まで上記24単位に含めることができる。
	環境分子認識化学特論	2	
	地球環境化学特論	2	
	資源化学特論	2	
	環境溶液化学特論	2	
	分子分析化学特論	2	
	構造生物化学特論	2	
	反応生物化学特論	2	
	生物情報化学特論	2	
	細胞情報化学特論	2	
	錯体材料化学特論	2	
	環境錯体化学特論	2	
	分離機能材料工学	2	
	物質循環工学	2	
	セラミックス創成工学特論	2	
	セラミックス工学特論	2	
	理論電気エネルギー化学	2	
	電子セラミックス工学	2	
	無機溶液化学	2	
	セラミックス材料工学	2	
	光機能分子化学特論	2	
	電子機能材料工学特論	2	
	超分子化学特論	2	
	機能分子創成学特論	2	
	超分子構造論	2	
	分子組織学特論	2	
	環境材料化学特論	2	
	分子機能発現学特論	2	
	環境医科学特論	2	
	植物バイオ工学特論	2	
	環境情報ネットワーク特論	2	
	自然エネルギー利用・開発工学	2	
	循環エネルギー工学特論	2	
	循環物質化学演習	2	
	循環物質工学演習	2	
	循環物質化学特別講義Ⅰ	2	
	循環物質化学特別講義Ⅱ	2	
	循環物質工学特別講義Ⅰ	2	
	循環物質工学特別講義Ⅱ	2	
	シンクロトロン光応用解析科学特論	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	環境工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	社会環境論	2	
	建設材料リサイクル論	2	
	エネルギー変換基礎工学	2	
	ゼロエミッション基礎工学	2	
	化学物質と生態環境	2	

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	2	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－９（第２条第１項関係）

Special Subjects on Environmental Science（環境科学特別授業科目）

Subjects（授業科目）	Credits（単位数）	Note（備考）
Physical Chemistry of Environment（環境の物理化学）	2	Chemistry,
Advanced Analytical Chemistry Environment（環境分析化学特論）	2	Applied
Advanced Inorganic Chemistry I（無機化学特論Ⅰ）	2	Chemistry
Advanced Bioorganic Chemistry I（生物化学特論Ⅰ）	2	
Advanced Inorganic Materials Science（無機材料化学特論）	2	（化学系）
Advanced Separation Technology（分離工学特論）	2	
Ceramic Science（無機高分子化学）	2	
Molecular Organized Assembly（分子組織学特論）	2	
Energy and the Environment（エネルギーと環境）	2	Mechanical
Advanced Technology of Energy（エネルギー工学特論）	2	Engineering
Nuclear Energy and Environmental Effects（核エネルギーと環境への影響）	2	
Advanced Aeroacoustics（空力音響学特論）	2	（機械系）
Advanced Fluid Machinery（流体機械特論）	2	
Advanced Strength of Materials（材料強度学特論）	2	
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics（環境熱流動学特論）	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics（希薄流体工学特論）	2	
Advanced Systems Science（システム工学特論）	2	Electrical
Advanced Discharge Application Engineering（放電応用工学特論）	2	Engineering
Advanced Sensing Engineering（センシング工学特論）	2	
Advanced Gaseous Electronics Engineering（気体電子工学特論）	2	（電気系）
Advanced Signal Processing and Control（信号処理制御特論）	2	
Advanced Biological Engineering（生体工学特論）	2	
Advanced Laser Engineering（レーザー工学特論）	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering（プラズマエレクトロニクス工学特論）	2	
Advanced Structural Engineering（構造工学特論）	2	Civil
Advanced Planning Theory on Environment（環境計画学特論）	2	Engineering
Advanced Geomechamics（岩盤工学特論）	2	
Water Environmental Engineering（環境水資源工学特論）	2	（建設系）
Advanced Hydraulics I（水理学特論Ⅰ）	2	
Advanced Geotechnical Engineering I（基礎地盤工学特論Ⅰ）	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering（地盤環境工学特論）	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering Ⅰ（防災工学特論Ⅰ）	2	
Advanced Ecology of Resource Plants（資源植物生態学特論）	2	Agricultural
Advanced Science on Tropical Plants Resources（熱帯農業資源学特論）	2	Sciences
Advanced Science on Life environment（生物環境学特論）	2	
Advanced Animal Breeding（動物育種学特論）	2	（生物生産系）
Advanced Agricultural Environment Economics（農業環境経済学特論）	2	
Advanced Agricultural System Engineering（生産システム工学特論）	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering（浅海環境工学特論）	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering（生産地盤工学特論）	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding（生物工学特論）	2	Applied
Advanced Plant Genetic Resources（遺伝資源学特論）	2	Biological
Advanced Plant Virology（植物ウィルス病学特論）	2	Sciences
Advanced Nutrition Biochemistry（栄養化学特論）	2	
Advanced Molecular Biology（分子生物学特論）	2	（応用生物系）
Advanced Soil Ecology（土壌生態学特論）	2	
Advanced Biofunctional Chemistry（生物機能化学特論）	2	
Advanced Food Science and Nutrition（食料科学持論）	2	

別表２　（第３条関係）

エネルギー物質科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
エネルギー開発工学	海洋熱エネルギー開発工学特論	2	
	エネルギー開発工学特論	2	
	数値移動現象学特論	2	
	海洋熱エネルギー利用学特論	2	
	熱エネルギー移動工学特論	2	
	沸騰熱伝達学特論	2	
	熱エネルギー利用機器特論	2	
	高熱負荷熱移動工学特論	2	
	流体機器開発工学特論	2	
	圧縮性流体工学特論	2	
	流体エネルギー開発工学特論	2	
	流体関連振動学特論	2	
	混相流工学特論	2	
	超電導エネルギー工学特論	2	
	エネルギー制御工学特論	2	
	プラズマ発生工学特論	2	
	プラズマ制御工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境エネルギー工学特論	2	
	レーザ応用工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	光応用工学特論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	放射線計測学特論	2	
	情報ディスプレイ工学特論	2	
	数値電磁工学特論	2	
物質科学	応用加速器科学特論	2	
	ハドロン物理学特論	2	
	素粒子論特論	2	
	場の理論特論	2	
	宇宙論特論	2	
	中高エネルギー原子核特論	2	
	量子多体論特論	2	
	複雑系の科学特論	2	
	量子干渉特論	2	
	量子光学特論	2	
	数値くりこみ法特論	2	
	複合錯体構造学特論	2	
	錯体基礎化学特論	2	
	金属錯体化学特論	2	
	金属錯体解析学特論	2	
	金属錯体電子構造特論	2	
	高機能分析化学特論	2	
	分子認識化学特論	2	
	物質移動学特論	2	
	高機能物質化学特論	2	
	生体物質学特論	2	
	計算機物質化学特論	2	
	機能蛋白質化学特論	2	
	物質変換化学特論	2	
	分子機能発現学特論	2	
	粉体機能発現学特論	2	
	インテリジェント材料学特論	2	

講座名	授業科目	単位数	備考
機能材料工学	半導体材料学特論	2	
	磁性体物性特論	2	
	半導体物性特論	2	
	半導体表面科学特論	2	
	シンクロトロン光物性特論	2	
	固体物性基礎特論	2	
	低温物性特論	2	
	超伝導体特論	2	
	低次元強相関系物理特論	2	
	高分子材料学特論	2	
	機能分子設計特論	2	
	有機薄膜構造学特論	2	
	有機光化学特論	2	
	両親媒性物質機能学特論	2	
	機能材料工学特論	2	
	両親媒性物質学特論	2	
	光感応両親媒性物質学特論	2	
	無機電子材料学特論	2	
	機能セラミックス特論	2	
	セラミックス材料学特論	2	
	セラミックプロセス特論	2	
	分離機能化学特論	2	
	生体反応工学特論	2	
	機能表面強度学特論	2	
	金属疲労学特論	2	
	材料複合工学特論	2	
	粉体プロセス持論	2	
	形態制御材料学特論	2	
	複合材料界面制御工学特論	2	

システム生産科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生産開発工学	機能材料強度学特論	2	
	潤滑材料基礎学特論	2	
	生産機器開発工学特論	2	
	精密機器開発工学特論	2	
	精密生産加工学特論	2	
	機器構造解析特論	2	
	機器要素設計学特論	2	
	生産システム設計学特論	2	
	精密機構設計学特論	2	
	知能システム制御特論	2	
	多次元計測システム特論	2	
	宇宙システム制御工学特論	2	
	機械システム力学特論	2	
	システム制御学特論	2	
	信号処理特論	2	
	生体情報学特論	2	
	情報処理学特論	2	
	高度計測学特論	2	
	適応システム特論	2	
社会システム工学	基礎地盤工学特論	2	
	地盤開発学特論	2	
	環境地盤学特論	2	
	地盤設計工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	構造解析学特論	2	
	計算工学特論	2	
	システム解析工学特論	2	
	構造設計学特論	2	

講座名	授業科目	単位数	備考
社会システム工学	コンクリート工学特論	2	
	都市景観学特論	2	
	建築・都市デザイン学特論	2	
	景観設計学特論	2	
	水環境計画論Ⅰ	2	
	水環境計画論Ⅱ	2	
	都市水系設計学特論	2	
	交通計画学特論	2	
	環境システム評価特論	2	
	水文学特論	2	
	環境水理学特論	2	
	水資源管理学特論	2	
	水環境システム特論	2	
	環境システム工学特論	2	
	水質制御工学特論	2	
	気圏環境解析学特論	2	
	地盤材料学特論	2	
	地盤材料解析学特論	2	
情報システム学	離散数理学特論	2	
	情報代数学特論	2	
	代数幾何学特論	2	
	多様体論基礎特論	2	
	部分多様体特論	2	
	リーマン幾何学特論	2	
	大域幾何学特論	2	
	数理基礎学特論	2	
	確率基礎学特論	2	
	数論的幾何学特論	2	
	確率解析学特論	2	
	数理解析学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数値関数解析特論	2	
	数理情報理論特論	2	
	センシングシステム特論	2	
	多次元計測工学特論	2	
	電磁波工学特論	2	
	高周波回路特論	2	
	信号処理回路特論	2	
	通信システム工学特論	2	
	アンテナ開発工学特論	2	
	情報通信工学特論	2	
	人工知能システム特論	2	
	教育システム情報特論	2	
	生命情報工学特論	2	
	脳型情報処理特論	2	
	インテリジェント情報システム特論	2	
	知能情報処理特論	2	
	教育工学システム特論	2	
	コード最適化特論	2	
	認知システム特論	2	

別表３（第２条及び第３条関係）

生体機能システム制御工学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
インターフェイス機能工学	人間機械協調工学特論	2	＊は,博士前期課程のみの授業科目とする。
	生体情報処理システム特論	2	
	システムアーキテクチャ特論	2	
	インターフェイス機能工学演習	1	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	人間共存型ロボット特論	2	

講座名	授業科目	単位数	備考
インターフェイス機能工学	行動型ロボット特論	2	
	適応･学習システム特論	2	
	＊非ホロノミツクモーション特論	2	
	＊行動型ロボット工学演習	1	
	機能マテリアル工学特論	2	
	基礎粉体工学特論	2	
	応用機能材料工学特論	2	
	ファイン素材工学特論	2	
	生化学システム工学特論	2	
	生体機能複合化材料工学特論	2	
インテリジェント制御工学	知能システム制御工学特論	2	
	複雑システム制御工学特論	2	
	制御情報システム工学特論	2	
	システム制御設計特論	2	
	先端システム制御工学特論	1	
	知能システム制御工学演習	1	
	多次元センシング工学特論	2	
	生体模倣計測学特論	2	
	知能化センシングシステム特論	2	
	高次計測工学特論	2	
	先端知能センシング工学特論	1	
	知能計測工学演習	1	
生体システム工学	生体システム工学特論	2	
	生体機能工学特論	2	
	生体情報工学特論	2	
	生命情報工学特論	2	
	生体システム工学演習	1	
	生体情報工学演習	1	
共通	熱移動工学特論	2	
	衝撃波工学特論	2	
	加工科学特論	2	
	熱流体システム工学特論	2	
	＊混相流体工学特論	2	
	構造強度学特論	2	
	＊神経情報学特論	2	
	インテリジェントデバイス工学特論	2	
	インテリジェント光加工工学特論	2	
	レーザ診断工学特論	2	
	生態環境リモートセンシング特論	2	
	生物分子システム情報特論	1	
	生体機能情報学演習	1	
	＊特別研究	8	

別表４（第４条関係）

外国人留学生のための授業科目

授業科目	単位数	備考
実用日本語 I	2	
実用日本語 II	2	
日本文化 I	2	
日本文化 II	2	
現代日本事情 I	2	
現代日本事情 II	2	

●佐賀大学大学院農学研究科規程

（趣旨）

第1条　佐賀大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）及び佐賀大学学位規程（平成３年４月１日全部改正。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（専攻及び講座）

第２条　研究科に次の専攻及び講座を置く。

専　攻　名	講　　座　　名
生物生産学専攻	資源社会管理学，生産生物学，生産情報科学，生産環境工学
応用生物科学専攻	生物工学，生物調節学，動物資源学，生物機能化学，生物資源利用化学

（指導教員）

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第４条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院農学研究科履修細則（平成３年12月17日全部改正）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第５条　学生は，大学院規則第17条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第５条の２　研究科が必要と認めたときは，大学院規則第17条の２の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第６条　学生は，大学院規則第18条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第７条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

（試験）

第８条　試験は，毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

（学位論文の提出）

第９条　学位規程第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第10条　佐賀大学大学院農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　前項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第11条　入学者の選考は，その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第12条　研究科の教育研究に支障のないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

(2)研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第13条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第14条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既履修単位等の認定）

第15条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第16条　この規程に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則（抄）

１　この規程は，平成４年４月１日から施行する。

２　農学研究科農学専攻，園芸学専攻，農業土木学専攻及び農芸化学専攻は，改正後の第２条の規定にかかわらず，平成４年３月31日に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成８年10月１日から施行する。

●佐賀大学大学院農学研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院農学研究科規程（平成３年４月１日全部改正。以下「研究科規程」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院農学研究科の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第２条　授業科目及び単位数は，各専攻ごとに別表Ⅰ，別表Ⅱ，別表Ⅲ及び別表Ⅴに定めるとおりとする。

２　研究科が教育上特別の必要があると認める場合は，各専攻に国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

３　学生は，特別研究８単位及び指導教員の指示による授業科目を合わせて計30単位以上履修しなければならない。ただし，特別コースの学生は，各専攻が特別コースの学生のために別に定める授業科目（以下「特別コース科目」という。）から特別研究８単位を含めて22単位以上，別表Ⅳに定める環境科学特別授業科目から８単位以上，計30単位以上履修しなければならない。

（単位認定）

第３条　研究科規程第５条の規定により指導教員が必要と認めて履修した他専攻，他研究科又は他大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目の単位は，10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

２　研究科規程第５条の２の規定により修得した授業科目の単位は，10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

３　研究科が必要と認めて履修した本学の学部の授業科目（外国人留学生においては，農学部履修細則第４条に定める別表Ⅲの授業科目を含む。）については，４単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。ただし，この単位は，第１項に定める10単位の中に含めるものとする。

４　前３項の規定は，特別コースの学生には適用しない。

５　特別コースの学生については，当該学生が環境科学特別授業科目から履修した単位のうち，８単位を超える単位については，特別コース科目の必要履修単位に含めることができるものとする。

附　則

１　この細則は，平成６年５月10日から施行し，平成６年４月１日から適用する。

２　平成５年度以前の入学生の履修については，なお従前の例による。

附　則

この細則は，平成７年11月14日から施行し，平成７年10月３日から適用する。

附　則

１　この細則は，平成８年10月１日から施行する。

２　平成８年度以前の入学生の履修については，なお従前の例による。

附　則

１　この細則は，平成９年４月１日から施行する。

２　平成８年度以前の入学生の履修については，なお従前の例による。

附　則

１　この細則は，平成10年４月１日から施行する。

２　平成９年度以前の入学生の履修については，なお従前の例によることができる。

附　則

この細則は，平成10年10月１日から施行する。

附　則

1　この細則は，平成11年４月１日から施行する。

2　平成10年度以前の入学生の履修については，なお従前の例による。

附　則

1　この細則は，平成12年４月１日から施行する。

2　平成11年度以前の入学生の履修については，なお従前の例による。

附　則

1　この細則は，平成13年４月１日から施行する。

2　平成12年度以前の入学生の履修については，なお従前の例による。

別表Ⅰ（第２条関係）

生物生産学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
資源社会管理学	農村地理学特論	2	
	地域資源学特論	2	
	文化人類学特論	2	
	環境社会学特論	2	
	食糧生産経営学特論	2	
	管理意思決定支援特論	2	
	農業経済政策特論	2	
	協同組合分析特論	2	
	海浜台地政策学特論	2	
	流通情報マーケティング特論	2	
	農業経済分析特論	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅰ	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅱ	2	
	資源社会管理学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産生物学	作物生態生理学特論	2	
	応用植物生態学特論	2	
	熱帯作物改良学特論	2	
	熱帯農業資源学特論	2	
	施設農業生産学特論	2	
	動物繁殖生理学特論	2	
	動物生産学特論	2	
	生産生態学特論	2	
	作物生産学特論	2	
	生物環境学特論	2	
	動物遺伝育種学特論	2	
	生物資源論特別講義Ⅰ	2	
	生物資源論特別講義Ⅱ	2	
	生産生物学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産情報科学	生産システム工学特論	2	
	生体計測工学特論	2	
	生産情報処理学特論	2	
	生体情報科学特論	2	
	利水情報工学特論	2	
	水資源計画学特論	2	
	農地計画学特論	2	
	農地工学特論	2	
	リモートセンシング工学特論	2	
	生産システム情報学特別演習	2	
	生産情報工学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産環境工学	農業水利学特論	2	
	灌漑排水工学特論	2	
	浅海環境工学特論	2	
	生産地盤工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	農業生産機械学特論	2	
	農産機械学特論	2	
	環境資源学特論	2	
	物理探査学特論	2	

	土地生産機能学特論	2	
	応用水利学特論	2	
	農村計画学特論	2	
	農業造構学特論	2	
	Applied Hydrodynamics (応用流体力学)	2	
	Advanced Soil Physics and Hydrology (土壌物理学特論)	2	
	生産環境工学特別演習	2	
	特別研究	8	

別表II（第２条関係）

応用生物科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生物工学	植物遺伝子工学特論	2	
	植物化学特論	2	
	細胞工学特論	2	
	種苗生産学特論	2	
	遺伝資源学特論	2	
	植物生態生理学特論	2	
	植物育種学特論 I	2	
	植物育種学特論 II	2	
	生物工学特別講義 I	2	
	生物工学特別講義 II	2	
	Advanced Usages of Plant Genetic Resources (植物遺伝資源利用学特論)	2	
	生物工学演習 I	2	
	生物工学演習 II	2	
	特別研究	8	
生物調節学	土壌学特論	2	
	植物栄養調節学特論	2	
	植物感染病学特論	2	
	植物病学特論	2	
	植物栄養管理学特論	2	
	生物調節学特論	2	
	Advanced Dynamic Aspects of Soil Nitrogen (土壌養分動態学特論)	2	
	生物調節学演習	2	
	特別研究	8	
動物資源学	線虫学特論	2	
	土壌生態学特論	2	
	害虫制御学特論	2	
	システム生態学特論	2	
	動物行動生態学特論	2	
	土壌動物学特論	2	
	個体群生態学特論	2	
	動物資源学特論	2	
	Advanced Entomopathogenic Nematology (昆虫病原性線虫学特論)	2	
	動物資源学演習	2	
	特別研究	8	
生物機能化学	生化学特論	2	
	生物化学特論	2	

	生命化学特論	2	
	分子生物学特論	2	
	微生物機能学特論	2	
	応用微生物学特論	2	
	微生物遺伝学特論	2	
	微生物学特論	2	
	生物物理化学特論	2	
	生物機能化学特別講義	2	
	生物機能化学演習	2	
	特別研究	8	
生物資源利用化学	生物資源化学特論	2	
	食品生化学特論	2	
	食糧化学工学特論	2	
	食糧化学特論	2	
	食糧安全学特論	2	
	食品機能学特論	2	
	栄養化学特論	2	
	海洋生物資源化学特論	2	
	バイオマス利用特論	2	
	食糧流通貯蔵学特論	2	
	栄養生理学特論	2	
	生物資源利用化学特別講義	2	
	生物資源利用化学演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅲ（第２条関係）

各専攻共通（単位互換）

授業科目	単位数	備考
特別講義（植物生産学）	2	
特別講義（生物環境保護学）	2	
特例講義（熱帯資源生物学）	2	
特別講義（動物生産学）	2	
特別講義（応用生物化学）	2	
特別講義（資源利用化学）	2	
特別講義（生物機能開発学）	2	
特別講義（農林資源経営学）	2	
特別講義（生物生産工学）	2	

別表Ⅳ（第２条関係）

Special Subjects on Environmental Science（環境科学特別授業科目）

Subjects（授業科目）	Credits（単位数）	Note（備考）
Physical Chemistry of Environment（環境の物理化学）	2	Chemistry,
Advanced Analytical Chemistry of Environment（環境分析化学特論）	2	Applied
Advanced Inorganic Chemistry（無機化学特論）	2	Chemistry
Advanced Bioorganic Chemistry（生物化学特論）	2	
Advanced Inorganic Materials Science（無機材料化学特論）	2	(化学系)
Advanced Separation Technology（分離工学特論）	2	
Ceramic Science（無機高分子化学）	2	
Molecular Organized Assembly（分子組織学特論）	2	
Energy and the Environment（エネルギーと環境）	2	Mechanical
Advanced Technology of Energy（エネルギー工学特論）	2	Engineering

Nuclear Energy and Environmental Effects（核エネルギーと環境への影響）	2	
Advanced Aeroacoustics（空力音響学特論） Advanced Fluid	2	（機械系）
Machinery（流体機械特論）	2	Electrical
Advanced Strength of Materials（材料強度学特論）	2	Engineering
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics（環境熱流動学特論）	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics（希薄流体工学特論）	2	（電気系）
Advanced Systems Science（システム工学特論）	2	
Advanced Discharge Application Engineering（放電応用工学特論）	2	
Advanced Sensing Engineering（センシング工学特論）	2	
Advanced Gaseous Electronics Engineering（気体電子工学特論）	2	
Advanced Signal Processing and Control（信号処理制御特論）	2	
Advanced Biological Engineering（生体工学特論）	2	
Advanced Laser Engineering（レーザー工学特論）	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering（プラズマエレクトロニクス工学特論）	2	
Advanced Structural Engineering（構造工学特論）	2	Civil
Advanced Planning Theory on Environment（環境計画学特論）	2	Engineering
Advanced Geomechanics（岩盤工学特論）	2	
Water Environmental Engineering（環境水資源工学特論）	2	（建設系）
Advanced Hydraulics Ⅰ（水理学特論Ⅰ）	2	
Advanced Geotechnical Engineering Ⅰ（基礎地盤工学特論Ⅰ）	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering Ⅰ（地盤環境工学特論Ⅰ）	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering Ⅰ（防災工学特論Ⅰ）	2	
Advanced Ecology of Resource Plants（資源植物生態学特論）	2	Agricultural
Advanced Science on Tropical Plants Resources（熱帯農業資源学特論）	2	Sciences
Advanced Science on Life Environment（生物環境学特論）	2	
Advanced Animal Breeding（動物育種学特論）	2	（生物生産系）
Advanced Agricultural Environment Economics（農業環境経済学特論）	2	
Advanced Agricultural System Engineering（生産システム工学特論）	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering（浅海環境工学特論）	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering（生産地盤工学特論）	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding（生物工学特論）	2	Applied
Advanced Plant Genetic Resources（遺伝資源学特論）	2	Biological
Advanced Plant Virology（植物ウイルス病学特論）	2	Sciences
Advanced Nutrition Biochemistry（栄養化学特論）	2	
Advanced Molecular Biology（分子生物学特論）	2	（応用生物系）
Advanced Soil Ecology（土壌生態学特論）	2	
Advanced Biofunctional Chemistry（生物機能化学特論）	2	
Advanced Food Science and Nutrition（食料科学特論）	2	

別表Ⅴ（第２条関係）

外国人留学生特別科目

授業科目	単位数	備考
応用生物科学特論	2	
応用生物科学特別演習	2	

◎佐賀大学科目等履修生規程

（趣旨）

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第50条第２項及び佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）第40条の規定に基づき，科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学の時期は，原則として，学年又は学期の始めとする。

（入学の資格）

第３条　学部の科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　学則第18条各号の一に該当する者

(2)　履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会又は全学教育協議会が認めた者

２　大学院の科目等履修生として入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学院規則第24条又は，第25条の各号の一に該当する者

(2)　履修しようとする授業科目について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

（出願の手続）

第４条　科目等履修生として入学を志願する者は，原則として，前学期においては２月末，後学期においては８月末までに，次の名号に掲げる書類に所定の検定料を添えて，学長に願い出なければならない。

(1)　入学願書

(2)　最終学校の卒業・修了証明書

(3)　健康診断書

(4)　現に職にある者は，その所属長の承諾書（第11条に定める者については，任命権者の依頼書）

（選考）

第５条　入学を志願した者については，教授会又は全学教育協議会の定めるところにより選考を行うものとする。

（入学の手続）

第６条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，誓約書，外国人登録証明書（写）その他の所定の書類を学長に提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第７条　学長は，前条の手続を完了した者に，入学を許可する。

（履修期間等）

第８条　科目等履修生の履修期間は，6月又は1年とする。

２　前学期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が継続して後学期において履修することを志願するときは，前項の規定にかかわらず，教授会又は全学教育協議会の議を経て，履修期間の延長を許可することがある。

３　前項の履修期間の延長については，第４条から第７条までの規定を準用する。ただし，入学料は，納付を要しない。

（単位の授与）

第９条　科目等履修生が授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して，所定の単位を与える。

（授業料）

第10条　科目等履修生は，入学許可の日から20日以内に，履修する授業科目の単位数に応じて，所定の

授業料を納付しなければならない。

(現職教育職員の検定料等)

第11条　産業教育振興法（昭和26年法律第228号）等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については，第４条，第６条及び第10条の規定にかかわらず，検定料，入学料及び授業料は，徴収しない。ただし，単位の認定を受ける場合は，授業料を徴収する。

(既納の授業料等)

第12条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(科目等履修生証)

第13条　科目等履修生として入学を許可された者には，科目等履修生証を交付する。

(証明書の交付)

第14条　科目等履修生の修得単位，履修期間等については，本人の申請により，所定の証明書を交付する。

(規定の準用)

第15条　科目等履修生については，この規程に定めるもののほか，学則，大学院規則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の科目等履修生に対する読替)

第16条　大学院の科目等履修生については，第５条，第８条第２項及び第９条中「教授会」とあるのは，「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条　この規程に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項については，各学部長又は各研究科長が別に定める。

附　則（抄）

この規程は，平成14年４月１日から施行する。

別表（第10条関係）

科目等履修生の検定料，入学料及び授業料

検　定　料	入　学　料	授業料（１単位）
9,800円	28,200円	13,800円

◎佐賀大学研究生規程

(趣旨)

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第52条第２項及び佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）第39条の規定に基づき，研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第２条　研究生の入学の時期は，原則として，学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第３条　学部の研究生として入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　学則第18条各号の一に該当する者

(2)　研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者

２　大学院の研究生として入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学院規則第24条又は第25条の各号の一に該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第４条 研究生として入学を志願する者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて，学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 最終学校の卒業・修了証明書

(3) 健康診断書

(4) 現に職にある者は，その所属長の承諾書（第12条に定める者については，任命権者の依頼書）

(選考)

第５条 入学を志願した者については，教授会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第６条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，誓約書，外国人登録証明書（写）その他の所定の書類を学長に提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第７条 学長は，前条の手続を完了した者に，入学を許可する。

(研究期間等)

第８条 研究生の研究期間は，３月以上１年以内とする。

２ 前項の規定にかかわらず，特別の事由により，研究の継続を願い出た者については，教授会の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

３ 前項の研究期間の延長については，第４条から第７条までの規定を準用する。ただし，検定料及び入学料は，納付を要しない。

(研究指導)

第９条 研究生は，研究題目を定め，指導教官の指導のもとに研究に従事するものとする。

(講義等への出席等)

第10条 研究生は，指導教官及び当該授業科目担当教官の承認を得て，研究題目に関連のある講義，実験又は実習等に出席することができる。

２ 研究生には，単位を与えない。

(授業料)

第11条 研究生は，それぞれの研究予定期間に応じ，３月分又は６月分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。ただし，研究予定期間が３月未満又は６月未満であるときは，その期間分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。

(現職教育職員の検定料等)

第12条 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については，第４条，第６条及び第11条の規定にかかわらず，検定料，入学料及び授業料は，徴収しない。

(既納の授業料等)

第13条 既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(研究生証)

第14条 研究生として入学を許可された者には，研究生証を交付する。

(研究報告書)

第15条 研究生は，研究期間の終了時に研究報告書を指導教官を経て，学部長に提出するものとする。

(証明書の交付)

第16条　研究報告書を提出した者には，本人の申請により，所定の研究修了証明書を交付する。

（規定の準用）

第17条　研究生については，この規定に定めるもののほか，学則，大学院規則その他学生に関する規定を準用する。

（大学院の研究生に対する読替）

第18条　大学院の研究生については，第５条及び第８条第２項中「教授会」とあるのは，「研究科委員会」と，第15条中「学部長」とあるのは，「研究科長」と読み替えるものとする。

附　則（抄）

この規程は，平成14年４月１日から施行する。

別表（第11条関係）

研究生の検定料，入学料及び授業料

検　定　料	入　学　料	授業料１月分
9,800円	84,600円	27,600円

◎佐賀大学学生交流に関する規程

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　学部学生の交流
第１節　大学間の協議（第２条）
第２節　学生の派遣及び留学（第３条～第10条）
第３節　特別聴講学生（第11条～第17条）
第３章　大学院学生の交流
第１節　大学院等との協議（第18条）
第２節　学生の派遣及び留学（第19条～第26条）
第３節　特別聴講学生（第27条～第33条）
第４節　特別研究学生（第34条～第40条）
第４章　雑則（第41条）
附則

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第38条第４項及び第51条第２項の規定に基づく学生の交流について必要な事項並びに佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）第36条，第41条及び第42条に定める学生の交流を実施するため必要な事項を定めるものとする。

第２章　学部学生の交流

第１節　大学間の協議

（大学間の協議）

第２条　佐賀大学（以下「本学」という。）と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）との学生の交流は，当該他の大学等との協議に基づき行うものとする。ただし，やむを得ない事情により，外国の大学又は短期大学と事前の協議を行うことが困難な場合は，この限りでない。

２　前項の協議は，次の各号に掲げる事項について，あらかじめ，教授会の議を経て，学長が，又は学長の承認を得て，学生が所属する学部（以下「所属学部」という。）の長が行うものとする。

(1)　授業科目の範囲
(2)　履修期間
(3)　対象となる学生数
(4)　単位の認定方法
(5)　授業料等の費用の取扱方法
(6)　その他必要な事項

第２節　学生の派遣及び留学

（出願手続）

第３条　他の大学等の授業科目の履修を志願する者は，別に定める期間内に所定の願書により，所属学部の長に，願い出なければならない。

２　所属学部の長は，前項の願い出に基づき，教授会の議を経て，学長に申請するものとする。

（派遣及び留学の許可）

第４条　学長は，前条第２項の申請により他の大学等の長に依頼し，その承認を得て派遣又は留学を許可する。

（履修期間）

第５条　派遣又は留学を許可された学生（以下「派遣等学生」という。）の履修期間は，1年以内とする。ただし，やむを得ない事情があるときは，通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の履修期間の変更については，学長は，教授会の議を経て，他の大学等の長と協議の上，許可することができる。

（修業年限及び在学期間の取扱い）

第６条　派遣等学生の履修期間は，本学の修業年限及び在学期間に算入する。

（履修報告書等の提出）

第７条　派遣等学生は，他の大学等における所定の授業科目の履修が終了したときは，直ちに，所属学部の長を経て，学長に所定の履修報告書及び他の大学等の長が交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

（単位の認定）

第８条　派遣等学生が他の大学等において修得した単位は，教授会の議に基づき，本学における課程修了又は卒業の要件となる単位の一部として認定することができる。

（授業料等）

第９条　派遣等学生は，学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

２　派遣等学生の他の大学等における授業料その他の費用の取扱いは，大学間の協議により定めるものとする。

（派遣許可等の取消し）

第10条　学長は，派遣等学生が次の各号の一に該当する場合は，教授会の議を経て，他の大学等の長と協議の上，派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣等学生が，他の大学等の規則等に違反し，又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他，派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第３節　特別聴講学生

（出願手続）

第11条　他の大学等の学生であって，本学の特別聴講学生を志願する者は，次の各号に掲げる書類を，所定の期間内に，所属する大学の長を通じて，本学の学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 健康診断書

（受入れの許可）

第12条　特別聴講学生の受入れの許可は，他の大学等の長からの依頼に基づき，教授会の議を経て，学長が行う。

（履修期間）

第13条　特別聴講学生の受入れ期間は，１年以内とする。ただし，やむを得ない事情があるときは，通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の受入れ期間の変更については，学長は，教授会の議を経て，他の大学等の長と協議の上，許可

することができる。

（学業成績証明書）

第14条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは，所属学部の長を経て，学長が学業成績証明書を交付する。

（特別聴講学生証）

第15条　特別聴講学生には，所定の学生証を交付する。

（検定料，入学料及び授業料）

第16条　特別聴講学生に係る検定料，入学料及び授業料は，次の各号に定めるところによる。

(1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

(2) 特別聴講学生が国立大学（短期大学を含む。）の学生であるときは，本学における授業料は徴収しない。

(3) 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学（短期大学を含む。）又は外国の大学（短期大学を含む。）の学生であるときは，国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号。以下「費用省令」という。）に係る通達に定める額の授業料を，入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。

(4) 特別聴講学生が，大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成８年11月１日高等教育局長裁定。以下「相互不徴収実施要項」という。）により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間相互単位互換協定に基づき本学の授業科目を履修する公立又は私立の大学（短期大学を含む。）の学生であるときは，前号の規定にかかわらず，本学における授業料は徴収しない。

(5) 特別聴講学生が，大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成３年４月11日学術国際局長裁定。以下「不徴収実施要項」という。）により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定（学部間協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づき本学に入学する外国人留学生であるときは，第３号の規定にかかわらず，本学における授業料は徴収しない。

(6) 既納の授業料は，返還しない。

（受入れ許可の取消し）

第17条　学長は，特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は，教授会の議を経て，他の大学等の長と協議の上，受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生が，本学の規則等に違反し，又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他，受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第３章　大学院学生の交流

第１節　大学院等との協議

（大学院等との協議）

第18条　本学の大学院と他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）との学生の交流は，当該他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし，やむを得ない事情により，外国の大学院若しくは研究所等と事前の協議を行うことが困難な場合は，この限りでない。

２　前項の協議は，次の各号に掲げる事項について，あらかじめ，研究科委員会の議を経て，学長が，又は学長の承認を得て，学生が所属する研究科（以下「所属研究科」という。）の長が行うものとする。

(1) 授業科目又は研究指導の範囲

(2) 履修期間又は研究指導を受ける期間
(3) 対象となる学生数
(4) 単位又は研究指導の認定方法
(5) 授業料等の費用の取扱方法
(6) その他必要な事項

第２節　学生の派遣及び留学

(出願手続)

第19条　他の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けることを志願する者は，別に定める期間内に所定の願書により，所属研究科の長に，願い出なければならない。

２　所属研究科の長は，前項の願い出に基づき，研究科委員会の議を経て，学長に申請するものとする。

(派遣及び留学の許可)

第20条　学長は，前条第２項の申請により他の大学院等の長に依頼し，その承認を得て派遣又は留学を許可する。

(履修期間)

第21条　派遣等学生の履修期間は，１年以内とする。ただし，やむを得ない事情があるときは，通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の規定にかかわらず，本学の大学院の修士課程又は博士前期課程の学生が他の大学院等で研究指導を受ける期間は，１年以内とする。

３　第１項の履修期間の変更については，学長は，研究科委員会の議を経て，他の大学院等の長と協議の上，許可することができる。

(標準修業年限及び在学年限の取扱い)

第22条　派遣等学生の履修期間は，本学の修業年限及び在学年限に算入する。

(研究報告書等の提出)

第23条　派遣等学生は，他の大学院等における所定の授業科目の履修又は研究指導が終了したときは，直ちに，所属研究科の長を経て，学長に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院等の長が交付する学業成績証明書又は研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(研究指導等の認定)

第24条　派遣等学生が他の大学院等において修得した単位又は受けた研究指導の成果は，研究科委員会の議に基づき，本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。

(授業料等)

第25条　派遣等学生は，大学院規則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

２　派遣等学生の他の大学院等における授業料その他の費用の取扱いは，大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可等の取消し)

第26条　学長は，派遣等学生が次の各号の一に該当する場合は，研究科委員会の議を経て，他の大学院等の長と協議の上，派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。
(2) 派遣等学生が，受入れ大学院の規則等に違反し，又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
(3) その他，派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第３節　特別聴講学生

（出願手続）

第27条　他の大学院等の学生であって，本学の大学院における特別聴講学生を志願する者は，次の各号に掲げる書類を，所定の期間内に，所属する大学院の長を通じて，本学の学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 健康診断書

（受入れの許可）

第28条　特別聴講学生の受入れの許可は，他の大学院等の長からの依頼に基づき，研究科委員会の議を経て，学長が行う。

（履修期間）

第29条　特別聴講学生の受入れ期間は，１年以内とする。ただし，やむを得ない事情があるときは，通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の受入れ期間の変更については，学長は，研究科委員会の議を経て，他の大学院等の長と協議の上，許可することができる。

（学業成績証明書）

第30条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは，所属研究科の長を経て，学長が学業成績証明書を交付する。

（特別聴講学生証）

第31条　特別聴講学生には，所定の学生証を交付する。

（検定料，入学料及び授業料）

第32条　特別聴講学生に係る検定料，入学料及び授業料は，次の各号に定めるところによる。

(1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

(2) 特別聴講学生が国立大学の大学院の学生であるときは，本学における授業料は徴収しない。

(3) 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは，費用省令に係る通達に定める額の授業料を，入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。

(4) 特別聴講学生が，相互不徴収実施要項により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間相互単位互換協定に基づき本学の授業科目を履修する公立又は私立の大学の大学院の学生であるときは，前号の規定にかかわらず，本学における授業料は徴収しない。

(5) 特別聴講学生が，不徴収実施要項により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定（研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づき本学の大学院に入学する外国人留学生であるときは，第３号の規定にかかわらず，本学における授業料は徴収しない。

(6) 既約の授業料は，返還しない。

（受入れ許可の取消し）

第33条　学長は，特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は，研究科委員会の議を経て，他の大学院等の長と協議の上，受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生が，本学の規則等に違反し，又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他，受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第４節　特別研究学生

（出願手続）

第34条　他の大学院等の学生であって，本学の大学院における特別研究学生を志願する者は，次の各号に掲げる書類を，所定の期間内に，所属する大学院の長を通じで，本学の学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別研究学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 健康診断書

(受入れの許可)

第35条　特別研究学生の受入れの許可は，他の大学院等の長からの依頼に基づき，研究科委員会の議を経て，学長が行う。

(履修期間)

第36条　特別研究学生の受入れ期間は，１年以内とする。ただし，やむを得ない事情があるときは，通算して２年を超えない期間に限り研究期間を変更することができる。

２　前項の受入れ期間の変更については，学長は，研究科委員会の議を経て，他の大学院等の長と協議の上，許可することができる。

(研究指導状況報告書)

第37条　特別研究学生が所定の研究指導の研究を終了したときは，所属研究科の長を経て，学長が研究指導状況報告書を交付する。

(特別研究学生証)

第38条　特別研究学生には，所定の学生証を交付する。

(検定料，入学料及び授業料)

第39条　特別研究学生に係る検定科，入学科及び授業料は，次の各号に定めるところによる。

(1) 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

(2) 特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるときは，本学における授業料は徴収しない。

(3) 特別研究学生が公立者しくは私立の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは，費用省令に係る通達に定める額の授業料を，入学許可の日から20日以内に納付しなけれれればならない。

(4) 特別研究学生が，不徴収実施要項により授業料を相互に徴収しないことを定めた大学間交流協定（研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づき本学の大学院に入学する外国人留学生であるときは，前号の規定にかかわらず，本学における授業料は徴収しない。

(5) 既納の授業料は，返還しない。

(受入れ許可の取消し)

第40条　学長は，特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は，研究科委員会の議を経て，他の大学院等の長と協議の上，受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 研究の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別研究学生が，本学の規則等に違反し，又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他，受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第４章　雑　　則

(細則)

第41条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会又は研究科委員会の議を経て，学部又は研究科の長が別に定める。

附　則

この規則は，昭和57年４月16日から施行し，昭和57年４月１日から適用する。

附　則（昭和58年４月15日改正）

この規則は，昭和58年４月15日から施行し，昭和58年４月１日から適用する。

附　則（昭和59年４月20日改正）

１　この規程は，昭和59年４月20日から施行し，昭和59年４月１日から適用する。

２　昭和59年度に入学する特別聴講学生に係る授業料の額は，改定後の規定にかかわらず，和59年度前期分に限り，なお従前の例による。

３　昭和59年度に入学する特別聴講学生のうち，前期及び後期を通じて聴講を必要とする科目を受講しようとする者に係る１単位に相当する授業についての授業料の額は，前期の１単位に相当する授業についての授業料の額の２分の１に相当する額と後期の１単位に相当する授業についての授業料の額の２分の１に相当する額とを合わせた額とする。

附　則（昭和62年10月16日改正）

この規則は，昭和62年10月16日から施行し，昭和62年４月１日から適用する。

附　則（平成３年９月13日改正）

この規則は，平成３年９月13日から施行し，平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成７年２月17日改正）

１　この規程は，平成７年２月17日から施行し，平成６年４月１日から適用する。ただし，この規程中，短期大学に係る部分は，平成７年４月１日から施行する。

２　平成６年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成６年４月1日以後において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則（平成８年２月16日改正）

この規程は，平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年２月５日改正）

この規程は，平成９年４月１日から施行する。

◎佐賀大学外国人留学生規程

(趣旨)

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正。以下「学則」という。）第53条第２項及び佐賀大学大学院規則（平成３年４月１日全部改正。以下「大学院規則」という。）第４４条の規定に基づき，外国人留学生に関し必要な事項を定めるとのとする。

(区分)

第２条　外国人留学生の区分は，次のとおりとする。

(1)　学部の学生

(2)　大学院研究科の学生

(3)　科目等履修生

(4)　研究生

(5)　特別聴講学生

(6)　特別研究学生

(入学の時期)

第３条　外国人留学生の入学の時期は，原則として，学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第４条　外国人留学生の入学資格は，次表のとおりとする。

区　　分	入　　学　　資　　格
学部の学生	学則第18条又は第23条第１項各号の一に該当する者
大学院研究科の学生	修士課程及び博士前期課程は，大学院規則第24条又は第32条第１項各号の一に該当する者 博士後期課程は，大学院規則第25条又は第32条第１項各号の一に該当する者
科目等履修生	学部の科目等履修生は，学則第18条各号の一に該当する者又は履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会が認めた者 大学院研究科の科目等履修生は，大学を卒業した者又は各研究科委員会において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
研究生	学部の研究生は，学則第18条各号の一に該当する者又は研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者 大学院研究科の研究生は，大学を卒業した者又は各研究科委員会において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
特別聴講学生	外国の大学又は大学院との協議に基づき，特定の授業科目の履修が認められた者
特別研究学生	外国の大学院との協議に基づき，研究指導を受けることが認められた者

(出願の手続)

第５条　外国人留学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，入学願書その他必要な書類に所定の検定料（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）を添えて，学長に願い出なければならない。

(合格者の決定)

第６条　入学を志願した者については，別に定めるところにより行う選考の結果に基づき，教授会又は研究科委員会の議を経て，学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第７条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類その他

所定の書類を学長に提出するとともに，所定の入学料（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）を納付しなければならない。

(1)　誓約書

(2)　外国人登録証明書（写）

(入学の許可)

第８条　学長は，前条の手続を完了した者に，入学を許可する。

(検定料等)

第９条　国費外国人留学生については，第５条及び第７条の規定にかかわらず，検定料，入学料及び授業料は，納付を要しない。

２　私費外国人留学生（外国政府派遣留学生を含む。）は，所定の期日までに，所定の授業料（大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成３年４月11日学術国際局長裁定）に基づき授業料を不徴収とする大学間交流協定を締結している場合を除く。）を納付しなければならない。

(既納の検定料等)

第10条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(規定の準用)

第11条　外国人留学生に関しては，この規程に定めるもののほか，学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。

附　則

１　この規程は，平成６年６月24日から施行する。

２　外国人学生規程（昭和41年６月３日制定）は，廃止する。

附　則（平成８年２月16日改正）

この規程は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成11年４月１日から施行する。ただし，改正後の第７条の規定は，平成11年度入学手続者から適用する。

◎その他の諸規程

●佐賀大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正）第44条第３項の規定に基づき，佐賀大学学生の懲戒に関する事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第２条　学部長は，懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下，単に「事案」という。）を知つたときは，直ちに，副学長のうち学長が指名した者に報告するとともに，教授会の議を経て，学部選出の佐賀大学学生委員会委員２人以上を含む若干人で組織する調査委員会を設置するものとする。

２　調査委員会は，当該事案について，調査及び事実の確認を行い，懲戒の必要性の有無等を検討するものとする。

(事情の聴取等)

第３条　調査委員会は，調査に当たり，当該学生に対し，事情の聴取を行うものとする。

２　調査委員会は，事情の聴取に際し，当該学生が，弁明し，自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

３　調査委員会は，事情の聴取に際し，当該学生が本学の教職員又は学生を指名し，その補佐を受けることを希望する場合は，当該教職員又は学生が，当該学生のために弁明し，必要な証拠を提出し，意見を述べることを認めるものとする。

(学生委員会との協議)

第４条　調査委員会は，当該事案について，懲戒の要否及び種類・程度を佐賀大学学生委員会と協議するものとする。

(調査等の結果の報告)

第５条　調査委員会は，調査等の結果を学部長に報告するものとする。

(教授会審議)

第６条　学部長は，調査委員会の報告に基づき，教授会において，懲戒の要否及び種類・程度を審議し，その結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第７条　学長は，学部長の報告に基づき，評議会の議を経て，懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第８条　学部長は，学長の命により，当該学生に対し懲戒処分書を交付し，懲戒の内容を公示するものとする。

(雑則)

第９条　この規程に定めるもののほか，懲戒の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成７年６月23日から施行する。

２　学生の懲戒手続に関する内規（昭和53年10月30日制定）は，廃止する。

附　則（平成12年３月31日改正）

この規程は，平成12年４月１日から施行する。

●成績判定等に関する規程

(趣旨)

第１条　成績判定及び試験等に関する事項は，佐賀大学学則（平成５年12月17日全部改正），各学部規程及び佐賀大学全学教育科目履修規程（平成５年12月17日制定）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(成績の判定)

第２条　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

２　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，100点満点中80点以上を優，70点以上80点未満を良，60点以上70点未満を可，60点未満を不可とし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

(試験)

第３条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

２　定期試験の時間割は，少なくとも１週間前に公示する。

(成績の取消し)

第４条　一度判定された成績は，取消すことができない。

(合格科目の再受験)

第５条　一度合格と判定された授業科目については，再受験させることができない。

(定期試験における不正行為)

第６条　学生が定期試験において不正行為をしたときは，当該学生がその定期試験期間中に受験したすべての試験科目の成績を無効とする。

(実験等における不正行為)

第７条　学生が実験，実習，学修報告，論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは，当該実験，実習，学修報告，論文又は平素の試験等に係る科目の成績を無効とする。

附　則

この規程は，平成８年１月19日から施行する。

●定期試験受験心得

１　試験室について

試験室の出入口は，１か所に限定し他の出入口は閉鎖する。

２　試験室の出入りについて

試験室には前の時間の監督教官が退出した後に入室すること。

３　答案紙について

(1)　学籍番号，入学年度，学部名，学科・課程名及び氏名を必ず記入すること。

(2)　答案紙は退出に際し，本人が持参のうえ監督教官に提出し室外に持ち出すことを厳禁する。

４　遅参並びに退出について

(1)　遅参　試験開始時刻より10分間は監督教官において入室受験を許可することがある。

(2)　退出　試験開始時刻より20分間を経過しなければ退出は許可されない。

５　学生証

学生証は受験中必ず机上におくこと。

６　試験中の物品の貸借は，原則として許可しない。

●佐賀大学集会掲示等に関する内規

1　学生団体

本学学生が団体を結成せんとするときは所定の用紙で結成願を学務部に提出して許可を得なければならない。

2　集　会

本学学生が学内又は学外に於て集会をしようとするときは少くともその前日までに所定の用紙で学務部に届出なければならない。その際本学の施設を使用せんとするときはそれを管理する課又は係に願出なければならない。

3　出版物・寄付

(1) 本学学生が学内に於て雑誌，新聞，小冊子，ビラ等の印刷物を発行せんとするときは学務部に届出てその内容を示さなければならない。

なお印刷物が出来たときは直ちに２部宛提出しなければならない。

(2) 学外の者が学内で印刷物、ビラ等を配布せんとするときは学務部の許可を得なければならない。

(3) 本学学生が寄附を募らんとするときは所定の用紙で学務部に届出なければならない。

4　掲　示

(1) 掲示場使用にあたつては学務部に掲示物を届出で認印を受けなければならない。

(2) 掲示物に関する責任は掲示したものが負わなければならない。掲示物には必ずその責任者氏名及び掲示期間を明示しなければならない。

(3) 掲示場以外の掲示場所に掲示することは出来ない。但し，特別に許可された場合はこの限りでない。

(4) 掲示は虚偽の記述若しくは名誉の毀損にわたつてはならない。

5　学生の団体及びその団体の行動が本学の機能を害し又は学内の秩序を乱す恐れがあると認めたときはこれを禁止することがある。集会についても同じである。

附　則

この内規は，昭和25年７月21日より施行する。

●佐賀大学授業料の督促及び補導要領

〔目　的〕

1　歳入徴収及び学生指導の見地からこの要領を定め，授業料の円滑なる納入を図ることを目的とする。

〔督促要領〕

2　所定の納付期限内に納付しない学生に対しては，下記により督促を行うものとする。

区　分		期日 前期	期日 後期	事項
納付期限		自　４月１日 至　４月30日	自　10月１日 至　10月31日	掲示をもって納入の告知をする。
督促	第１回	６月１日	12月１日	第１号様式（本人・保証人あて）
	第２回	７月10日	１月10日	第２号様式（保証人あて）
除　籍		７月31日	１月31日	該当者は教授会又は研究科委員会の議を経て，学長に申達する。
延納期限		９月10日	２月20日	延納を許可された者で，許可期限までに納入しなかった場合は，その日付で除籍する。

〔学生の補導〕

3　学務部は指導計画を立て，経理部経理課と緊密な連絡のもとに，事前指導及び未納者の補導を行うものとする。

督促期間及び学務部において必要と認める期間中，経理部経理課は納入者の氏名を学務部に通知するものとする。

附　則（抄）

この要領は，平成12年４月１日から施行する。

※　参考

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の定める授業料の額は，次のとおりである。

(1) 検定料，入学料及び授業料

区　　分	検　定　料	入　学　料	授　業　料
学　　部	17,000円	282,000円	年額496,800円
大学院の研究科	30,000円	282,000円	年額496,800円

(注) ◎　平成10年度以前に入学した者の授業料は，この表に掲げる額にかかわらず，次のとおりである。

平成３，４年度の入学者	375,600円
平成５，６年度の入学者	411,600円
平成７，８年度の入学者	447,600円
平成９，10年度の入学者	469,200円
平成11年度以降の入学者	496,800円

台風等の接近に伴う授業等の取扱いに関する申合せ

〔平成12年２月18日 部局長会議〕

第１　この申合せは，台風等の接近に伴う事故の発生を防止するため，授業等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(1) 午前６時から授業開始時間までの間において，佐賀県南部地域に暴風警報等が発令されている場合又は発令された場合，その日の授業は休講とし，又は試験は中止とする。

(2) 授業開始後，佐賀県南部地域に暴風警報等が発令された場合，学長，各学部長及び全学教育センター長が協議の上，危険と判断された時間以降の授業は休講とし，又は試験は中止とする。

(3) 前２号以外の危険と判断される事態が生じた場合は，学長，各学部長及び全学教育センター長が協議のうえ，授業は休講とし，又は試験は中止とする。

第２　前項第２号及び第３号に係る学内の学生・教職員への周知は，電話等により行う。

第３　第１項各号により休講となった当該授業の補講，又は中止となった当該試験の追試験については，各学部長・全学教育センター長の判断により行うことができる。

第１項第１号についての，事前に休講又は試験を中止する場合の具体例

佐賀県南部地域に，**台風による暴風警報又は大雨洪水警報**が発令されている場合又は発令された場合（各自，マスメディア等により確認すること。）

●佐賀大学本庄地区構内交通規程

（目的）

第１条　この規程は，佐賀大学本庄地区構内（南部バイパス南地区を除く。以下「構内」という。）における自動車，自動二輪車，原動機付自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施し，もって構内の交通安全，交通秩序の維持及び教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

（交通対策専門部会）

第２条　前条の目的達成のための方策を審議するため，佐賀大学施設委員会に交通対策専門部会（以下「交通部会」という。）を置く。

２　交通部会について必要な事項は，別に定める。

（車両運転の心得）

第３条　職員及び学生で車両を運転して構内に入構する者は，この規程の目的に従い，歩行者の安全を守り，構内の交通規制を遵守しなければならない。

２　学外者等で車両を運転して構内に入構する者には，前項の規定を準用する。

（最高速度）

第４条　構内における最高速度は，毎時20キロメートルとする。

（駐車義務）

第５条　車両を運転して入構した者は，直ちに所定の駐車場（二輪車置場及び自転車置場を含む。以下同じ。）に駐車しなければならない。

２　前項の規定により駐車した車両（自転車を除く。）は，退出するまで移動させてはならない。

３　駐車場の位置，使用区分及び駐車場への通行経路は，車両の種類及び使用する者の所属等に従って，別に定める。

（自動車登録票の交付等）

第６条　自動車で通勤又は通学しようとする者は，別に定める自動車登録申込書に必要事項を記入した上，所属部局（保健管理センター及び学内共同教育研究施設（留学生センターを除く。）所属の職員にあっては事務局総務部，放射性同位元素実験室所属の職員にあっては農学部，留学生センター及び福利厚生施設所属の職員並びに学生にあっては事務局学務部とする。）の担当係に提出して，別に定める佐賀大学自動車登録票（以下「登録票」という。）の交付を受けるものとする。

２　登録票は，自動車登録申込書を受理した部局の長が交付する。交付の基準は次のとおりとする。なお，学生にあっては，当該年度の佐賀大学交通安全講習会の受講者に限るものとする。

対象者	交付基準
職員・大学院生	1　通勤又は通学距離が片道４キロメートル以上の者 2　身体障害・疾病等により必要な者 3　その他特別の理由により必要な者
学部学生	1　公共交通機関を利用し片道通学時間が２時間以上の者 2　身体障害・疾病等により必要な者 3　その他特別の理由により必要な者

３　登録票は，運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

（構内臨時駐車証等）

第７条　深夜又は早朝にわたる勤務の職員及び卒業研究等により通常の勉学時間を著しく超える学生並びに本学に用務をもって常時入構する業者は，別に定める自動車臨時駐車証申込書に必要事項を記入した

上，関係部局の担当係に申し出て，別に定める佐賀大学構内臨時駐車証の交付を受け，運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

2　自動車で臨時に構内に入構しようとする者（当日限りの入構者）は，別に定める入構届書に許可を受け，運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

（各部局の交通指導委員会）

第８条　構内における交通規制の円滑な実施を図るため，各部局（各学部（農学部にあっては放射線同位元素実験室を含む。），附属図書館及び事務局（保健管理センター及び学内共同教育研究施設を含む。）をいう。以下同じ。）に，それぞれ交通指導委員会を置く。

2　各部局の交通指導委員会は，委員若干人で組織し，委員は，各部局の長が所属職員のうちから委嘱する。

3　各部局の交通指導委員会に委員長を置き，各部局の長をもって充てる。

4　各部局の交通指導委員会は，別に定める区域における交通規制その他の交通安全対策の実施を図るとともに，違反者に対する交通安全等の指導に当たるものとする。

（違反者に対する措置）

第９条　各部局の交通指導委員会は，この規程に違反した者に対しては，必要な指導を行うものとする。

2　各部局の交通指導委員会は，前項の指導にもかかわらず，再三にわたり違反を繰り返す者に対しては，車両による入構の禁止その他の必要な措置をとるものとする。

（適用の特例）

第10条　次の各号に掲げる車両には，この規程中それぞれ当該各号に掲げる規定又は事項は，適用しない。

(1) 本学の所有する車両　第５条

(2) 緊急用自動車　第４条，第５条及び第７条

(3) 郵便業務用車両及び旅客の用に供する営業車　第５条及び第７条

(4) 工事の施工又は物品の運搬をする車両　第５条

(5) その他特別の事情により各部局の長が許可した車両　許可した事項

（雑則）

第11条　この規程の実施に関して必要な細目は，別に定める。

附　則

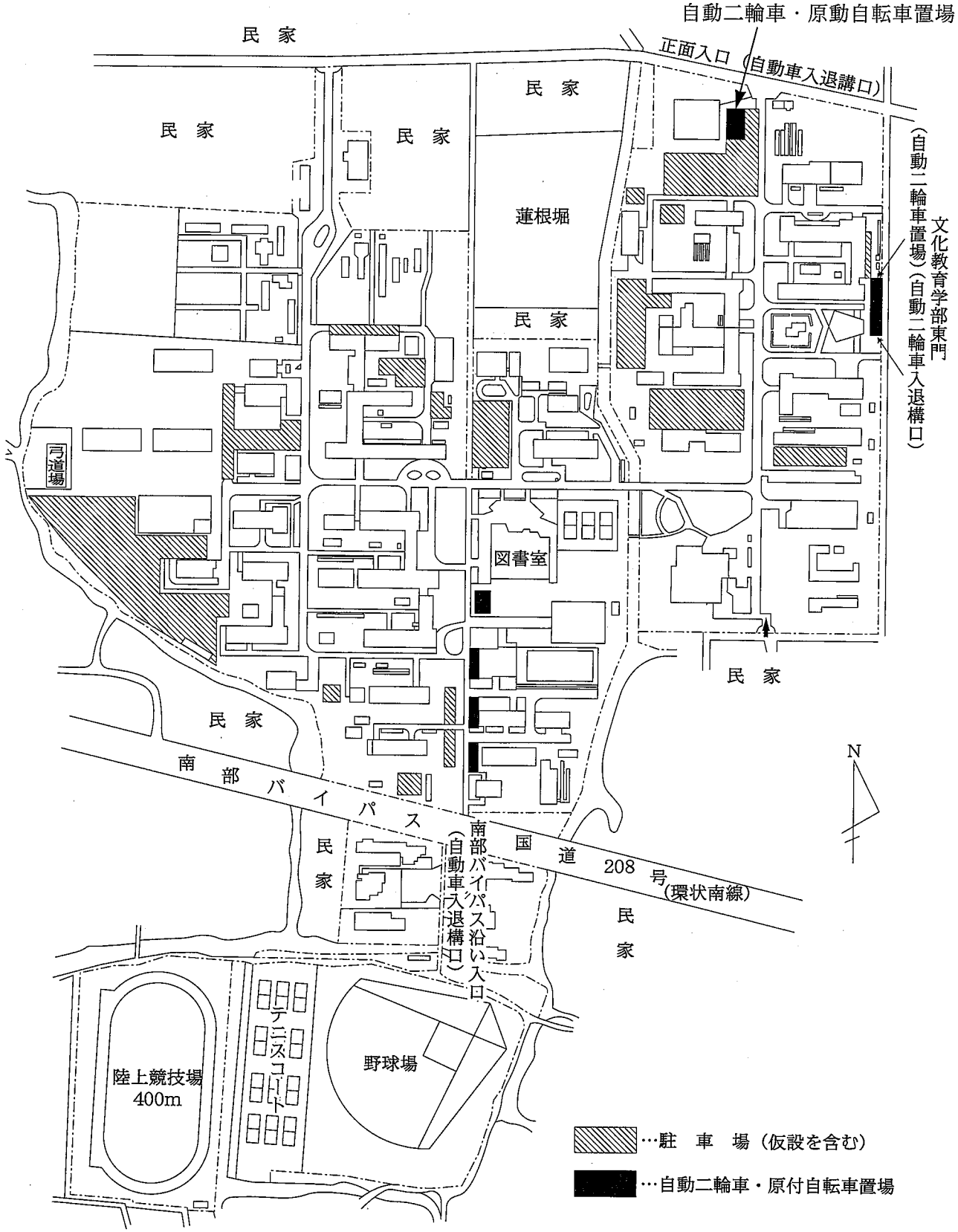
1　この規程は，平成12年４月１日から施行する。

2　第６条第２項の規定は，平成12年度以降の入学者から適用し，平成11年度以前の入学者については，なお従前の規定を適用する。

駐車場の位置，使用区分及び駐車場への通行経路は下記のとおりである。

駐車場	駐車区分	通行経路
正門西側駐車場	学生の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車	正門から入構し，直ちに右折すること。
全学教育センター1号館東側駐車場	学務部及び文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し，最短経路によること。
経済・文化教育棟西側駐車場	経済学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し，最短経路によること。
経済学部2号館西側駐車場及び経済学部講義棟北側駐車場	学生、学務部及び経済学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し，最短経路によること。
文化教育学部2号館南側駐車場	文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し，最短経路によること。
文化教育学部3号館南側駐車場	学生及び文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し，最短経路によること。
事務局西側駐車場	事務局，保健管理センター及び学術情報処理センター職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，最短経路によること。
附属図書館南側駐車場	自動2輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構し，最短経路によること。
理工学部2号館（機能物質化学科棟）・3号館（都市工学科南棟）東側駐車場・3号館（都市工学科南棟）南側及び7号館（知能情報システム学科棟）西側駐車場	学生及び理工学部職員の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車 福利厚生施設職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，直進又は，左折すること。
農学部中庭駐車場及び農学部北棟北側駐車場	農学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部横から左折すること。
農学部2号館南側駐車場及び農学部2号館西側駐車場	学生の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部横から左折すること。
正門西側2輪車置場	自動2輪車 原動機付自転車	正門から入構し，直ちに右折すること。
文化教育学部9号館東側2輪車置場	自動2輪車 原動機付自転車	文化教育学部東門から入構し，直ちに右折すること。
理工学部実習工場西側2輪車置場	自動2輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構すること。
各部局の自転車置場	自転車	

佐賀大学校内配置図


自動二輪車・原動自転車置場
民家
正面入口（自動車入退講口）
民家
民家
民家
蓮根堀
民家
（自動二輪車置場）（自動二輪車入退構口）
文化教育学部東門
弓道場
図書室
民家
民家
南部バイパス
民家
南部バイパス沿い入口（自動車入退構口）
国道208号（環状南線）
民家
N
陸上競技場
400m
テニスコート
野球場
…駐車場（仮設を含む）
…自動二輪車・原付自転車置場

17. 附　　録

教官名簿 ……355
関係法規 ……365
佐賀大学学生歌 ……377
各学部・全学教育センター教室配置図…381
建物配置図 ……430

●教官名簿

本　部

学　　長　上原春男

文化教育学部

学部長㈱教授　國次太郎

教育学・教育心理学

教　授	山口　剛	教　授	白石正明
教　授	中山　巖	教　授	生馬寛信
教　授	眞田英進	教　授	撫尾知信
教　授	新富康央	教　授	池田行伸
教　授	園田貴章	助教授	上野景三
助教授	芳野正昭		

教科教育

教　授	國次太郎	教　授	白石壽文
教　授	黒河伸二	教　授	森田　譲
教　授	松尾正幸	教　授	竹之内裕章
教　授	中村嘉宏	教　授	前村　晃
教　授	福本敏雄	教　授	田中健次
教　授	原田奈名子	助教授	佐長健司
助教授	瀧川真也	助教授	田中彰一
助教授	飯塚一幸	助教授	世波敏嗣
助教授	中西雪夫	助教授	栗山裕至
講　師	荒巻治美		

理数教育

教　授	田中雅生	教　授	牧　春夫
教　授	川田修三	教　授	西　晃央
教　授	石原秀太	教　授	河合茂生
助教授	宮脇博巳	助教授	角縁　進
助教授	寺井直樹	助教授	藤田景子

音楽教育

教　授	国府慶作	教　授	小林なほみ
教　授	古賀雅子	助教授	高野　茂
助教授	橋本正昭		

日本・アジア文化

教授	井上敏幸	教授	塚本明廣
教授	佐々木揚	教授	浦田義和
教授	宮島敦子	教授	近藤則之
助教授	楢田良照	助教授	今野厚子
助教授	古川末喜	助教授	藤田勝良
助教授	森善宣	助教授	秋吉收
助教授	張韓模	講師	山崎功
講師	永島広紀		

欧米文化

教授	村上晉	教授	辻健児
教授	米澤充	教授	田村榮子
教授	朱雀成子	教授	正岡三一
教授	吉中幸平	教授	山本千洋
教授	都築彰	教授	相澤照明
教授	早瀬博範	助教授	諸泉俊介
助教授	古賀豊	助教授	山中利夫
助教授	相野毅	助教授	熊本千明
助教授	小野浩司	助教授	福井徹也
助教授	鈴木繁	助教授	木原誠
助教授	Oebel, Guido Josef	講師	名本達也
外国人教師	Jember, Gregory Kirk	外国人教師	Mitchell, Zonia LuAnn

地域・生活文化

教授	村野政生	教授	川﨑良文
教授	水沼俊美	教授	佐田茂
教授	赤星礼子	教授	田中豊治
助教授	小西史子	助教授	磯部容子
助教授	山下宗利	助教授	甲斐今日子

環境基礎

教授	溝西伃	教授	西田民雄
教授	三原信一	教授	松本敏雄
教授	張本燦	助教授	中島道夫
助教授	大隅秀晃	助教授	川野良信
助教授	中村聡	助教授	岡島俊哉
講師	青井泰道		

健康スポーツ科学

教授	日高敬児	教授	木村靖夫
教授	金崎良三	教授	江﨑利昭
教授	北川慶子	助教授	久永義裕
助教授	栗原淳	助教授	池上寿伸
助教授	坂元康成	助教授	井上伸一

美術・工芸

教授	宮尾正隆	教授	成冨宏
教授	上瀧泰嗣	教授	牛塚和男
助教授	田中嘉生	助教授	加賀谷健至
助教授	荒木博申	講師	吉住磨子

附属教育実践総合センター

センター長(併)

教授	田﨑敏昭	助教授	大元誠
助教授	角和博	助教授	高橋克已

経済学部

学部長(併)教授 古賀和文

経営システム

教授	岩永忠康	教授	原田宏
教授	木戸田力	教授	山下寿文
助教授	松尾陽好	助教授	平地一郎
助教授	山本長次	助教授	宮崎卓朗
助教授	丸田起大	助教授	大石桂一
助手	池田智子	助教授	大坪稔

地域政策

教授	蔦川正義	教授	飯盛信男
教授	納富一郎	教授	富田義典
教授	米倉茂	教授	長安六
助教授	生川聡	講師	猪飼周平
助教授	中西一	助手	大坪弘

国際経済社会

教授	濱内繁義	教授	楊枝嗣朗
教授	飯塚正朝	教授	古賀和文
教授	宮島敬一	教授	ラタナーヤカ・ピヤダーサ

経済情報

教　授	福島　宏	教　授	津田順司
助教授	常盤洋一	教　授	田川正二郎
助教授	中村博和	助教授	上山和俊
助教授	都築治彦	助教授	安田伸一
助　手	相浦真二郎		

法政策

教　授	鷹巣信孝	教　授	畑山敏夫
教　授	村上英明	助教授	樫澤秀木
助教授	岩本　諭	助教授	中山泰道
助教授	楠元純一郎	助教授	井上亜紀
講　師	丸谷浩介		

理工学部

学部長(併)教授　長谷川　照

数理科学科

数理学

教　授	田中達治	教　授	中原　徹
教　授	成　慶明	教　授	石川　晋
講　師	廣瀬　進	講　師	猿子幸弘
助　手	小谷　繁		

応用数理学

教　授	小倉幸雄	教　授	三苫　至
教　授	市川尚志	教　授	塩濱勝博
助教授	久保雅弘	助教授	半田賢司
助教授	日比野雄嗣		

物理科学科

基礎物理学

教　授	米山博志	教　授	長谷川　照
教　授	小林茂治	助教授	船久保公一
教　授	熊野俊三	助教授	河野宏明
助教授	青木　一		

応用物理学

教　授	鈴木　亮	教　授	鈴木守夫
教　授	豊島耕一	教　授	平良　豊
教　授	遠藤　隆	助教授	岡山　泰
助　手	山﨑幸子	助教授	鄭　旭光

知能情報システム学科

情報基礎学

教授	上原　健	助教授	Evert Reijer Willem Grimbergen
講師	皆本晃弥	助手	前田明子
助手	松藤信哉		

計算システム学

教授	林田行雄	教授	渡邉義明
教授	山下義行	助教授	掛下哲郎
助教授	渡邉健次	講師	松添　博
助手	杉町信行		

高次情報処理学

教授	新井康平	教授	近藤弘樹
助教授	林　敏浩	講師	奥村　浩
講師	大月美佳	助手	寺山康教
助手	岡崎泰久		

機能物質化学科

反応化学

教授	田端正明	教授	宮島　徹
助教授	高椋利幸	助教授	兒玉浩明
助教授	花本猛士		

物性化学

教授	中島謙一	教授	時井　直
教授	西河貞捷	助教授	滝澤　登
助教授	江守周二	講師	鯉川雅之

機能材料化学

教授	末廣和昭	教授	野口英行
教授	大石祐司	助教授	竹下道範
助手	長田聡史	助手	蔵森　幸

電子セラミックス材料工学

教授	荒尾眞幸	教授	渡　孝則
助教授	中村博吉	講師	矢田光徳
助手	磯野健一		

機能分子システム工学

教授	井上勝利	教授	永野正光
教授	大和武彦	助教授	江良正直
助教授	大渡啓介	助手	堀　勇治
助手	山里将朗	助手	大島達也

機械システム工学科

環境流動システム学

教授	金子賢二	教授	瀬戸口俊明

助教授　松尾　繁　助教授　木上洋一
講師　中野智弘　助手　塩見憲正

熱エネルギーシステム学

教授　上原春男　助教授　宮良明男
講師　石田賢治　助手　光武雄一

先端材料システム学

教授　西田新一　教授　大野信弘
助教授　山田高祐　助教授　萩原世也
助教授　服部信祐

設計生産システム学

教授　中島　晃　教授　吉野英弘
助教授　張　波　助教授　穂屋下茂
助手　馬渡俊文　助手　大島史洋

知能機械システム学

教授　瀬戸邦聰　助教授　徐　志祥
助教授　寺本顕武

電気電子工学科

電子システム工学

教授　山部長兵衛　教授　藤田寛治
助教授　村松和弘　講師　大津康徳
講師　猪原　哲　助手　林　信哉
助手　ダルワツムラ・ガマゲ・ピリティ・チャンドラ

知能計測制御工学

教授　内池平樹　助手　木本　晃
助手　杉　剛直

電子情報工学

教授　小川博司　教授　西尾光弘
助教授　郭　其新　助教授　原　重臣
助手　西山英輔　助手　田中　徹

情報通信工学

教授　相川正義　教授　古川達也
助教授　崎谷昭秀　助教授　深井澄夫
助教授　佐々木伸一　講師　相知政司
助手　田中高行

都市工学科

建設構造学

教授　荒牧軍治　教授　石橋孝治
教授　井嶋克志　助教授　伊藤幸広
助教授　帯屋洋之　講師　古賀勝喜

建設地盤工学

教授　鬼塚克忠　教授　三浦哲彦

助教授　坂井　晃　　助手　根上武仁

環境システム工学

教授　渡邊訓甫　　教授　古賀憲一

助教授　大串浩一郎

環境設計学

教授　清田　勝　　教授　丹羽和彦

助教授　三島伸雄　　助手　後藤隆太郎

社会システム学

教授　岩尾雄四郎　　教授　外尾一則

助手　齋藤健治

寄附講座(ベンチャービジネス支援先端技術講座)

客員助教授　飯盛義徳　　講師　梁井宏幸

附属海洋温度差エネルギー実験施設

施設長(併)教授　門出政則　　助教授　池上康之

工学系研究科　生体機能システム制御工学専攻

インターフェイス機能工学

教授　門出政則　　教授　渡邊桂吾

助教授　佐藤和也　　助教授　木口量夫

助手　泉　清高

インテリジェント制御工学

教授　中村政俊　　教授　信太克規

助教授　後藤　聡　　講師　和久屋　寛

生体システム工学

教授　野口義夫　　助教授　堂薗　浩

工業系研究科　連携大学院

客員教授　高瀬　晃　　客員教授　安田誠二

客員教授　立山　博　　客員教授　安部英一

客員助教授　佐藤富雄　　客員助教授　宮崎真佐也

農学部

学部長(併)教授　小島孝之

生物生産学科

資源社会管理学

教授　武田　淳　　助教授　五十嵐　勉

教授　白武義治　　講師　藤村美穂

生産生物学

教授　和佐野喜久生　　教授　野瀬昭博

教授　小島孝之　　教授　岡本　悟

助教授　有馬　進　　助教授　東江　栄
助教授　小林　真　　助教授　和田康彦
助手　田中宗浩

生産情報科学

教授　加藤　治　　教授　藤本昌宣
助教授　内田　進　　助手　長　裕幸

生産環境工学

教授　瀬口昌洋　　教授　甲本達也
教授　半田　駿　　助教授　取出伸夫
助教授　松尾隆明　　助手　稲葉繁樹

応用生物科学科

生物工学

教授　谷本靜史　　教授　田代洋丞
教授　高木　胖　　助教授　石丸幹二
助教授　一色司郎　　助教授　穴井豊明

生物調節学

教授　八重樫博志　　教授　井上興一
助教授　染谷　孝　　助教授　大島一里
助手　草場基章

動物資源学

教授　近藤榮造　　教授　藤條純夫
助教授　野間口眞太郎　　助手　吉賀豊司

生物機能化学

教授　加藤富民雄　　助教授　渡邊啓一
教授　鈴木信彦　　助教授　神田康三
助手　山口清二　　助手　本島浩之

生物資源利用化学

教授　内田　泰　　教授　藤田修二
教授　光富　勝　　教授　柳田晃良
助教授　林　信行　　助教授　濱　洋一郎
講師　関　清彦　　助手　永尾晃治

附属農場

農場長(併)教授　田中欽二　　助教授　尾野喜孝

留学生担当専門教官

講師　佐藤　孝

保健管理センター

所長(併)

教　授　佐藤　武　　助　手　木道圭子

看護師　永渕久子　　看護師　福島雅子

附属図書館

館長(併)

教　授　宮島敬一

科学技術共同開発センター

センター長(併)　　副センター長

教　授　新井康平　　助教授　佐藤三郎

低平地研究センター

センター長(併)

教　授　林　重徳

副センター長(併)　　副センター長(併)

教　授　外尾一則　　教　授　荒木宏之

教　授　甲本達也　　助教授　柴　錦春

助教授　山西博幸　　講　師　日野剛徳

海浜台地生物生産研究センター

センター長(併)

教　授　加藤　治

副センター長(併)　　副センター長

教　授　谷本静史　　教　授　田中　明

教　授　芝山秀次郎　　助教授　小林恒夫

助教授　亀井勇統

総合分析実験センター

センター長(併)　　副センター長

教　授　高木　胖　　教　授　柳田晃良

副センター長

助教授　西本　潤

海洋エネルギー研究センター

センター長(併)

教　授　門出政則　　助教授　池上康之

全学教育センター

センター長(併)　　副センター長(併)

教　授　近藤榮造　　教　授　江﨑利昭

副センター長(併)

教　授　中原　徹

学術情報処理センター

センター長(併)
教　授　渡邉義明
助教授　福井市男
助　手　江藤博文

副センター長(併)
教　授　只木進一
助教授　日永田泰啓

留学生センター

センター長(併)
教　授　甲本達也

副センター長
助教授　代田智恵子

教　授　浅岡高子
助教授　中村朱美

講　師　園田博文
講　師　廣瀬和佳子

放射性同位元素実験室

実験室長(併)
教　授　柳田晃良

放射線取扱主任者
助教授　渡邊啓一
放射線取扱副主任者
助教授　石丸幹二

●関係法規

1　教育職員免許法(抄)

公布　昭和24年法律第147号
改正　平成元年法律第 89号
改正　平成３年法律第 25号
改正　平成５年法律第 89号
改正　平成10年法律第 98号
改正　平成10年法律第101号
改正　平成10年法律第110号
改正　平成11年法律第 87号
改正　平成11年法律第151号
改正　平成11年法律第160号
改正　平成12年法律第 29号

第1章　総　則

(この法律の目的)

第１条　この法律は，教育職員の免許に関する基準を定め，教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第２条　この法律で「教育職員」とは，学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に定める小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校，養護学校及び幼稚園(以下学校という。）の教諭，助教諭，養護教諭,養護助教諭及び講師(以下教員という。）をいう。

２　この法律で「所轄庁」とは，大学附置の国立又は公立の学校の教員にあってはその大学の学長，大学附置の学校以外の国立学校の教員にあっては文部科学大臣，大学附置の学校以外の公立学校の教員にあってはその学校を所管する教育委員会，私立学校の教員にあっては都道府県知事をいう。

(免許)

第３条　教育職員は，この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

２　講師については，前項の規定にかかわらず，各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。

３　盲学校，聾学校及び養護学校の教員(養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校,聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員を除く。）については，第１項の規定にかかわらず，盲学校，聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか，盲学校，聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

４　中等教育学校の教員(養護教諭及び養護助教諭を除く。）については，第１項の規定にかかわらず，中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第２章　免許状

(種類)

第４条　免許状は，普通免許状，特別免許状及び臨時免許状とする。

２　普通免許状は,学校の(中等教育学校を除く。）種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし，それぞれ専修免許状，一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては，専修免許状及び一種免許状)に区分する。

３　特別免許状は，学校(中等教育学校及び幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4　臨時免許状は，学校(中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5　中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は，次に掲げる各教科について授与するものとする。

一　中学校の教員にあっては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業(職業指導及び職業実習(農業，工業，商業，水産及び商船のうちいずれか１以上の実習とする。以下回じ。）を含む。)，職業指導，職業実習，外国語(英語，ドイツ語，フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

二　高等学校の教員にあっては，国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，看護実習，家庭，家庭実習，情報，情報実習，農業，農業実習，工業，工業実習，商業，商業実習，水産，水産実習，福祉，福祉実習，商船，商船実習，職業指導，外国語(英語，ドイツ語，フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

6　小学校教諭，中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は，次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一　小学校教諭にあっては，国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育

二　中学校教諭にあっては，前項第１号に掲げる各教科及び第16条の３第１項の文部科学省令で定める教科

三　高等学校教諭にあっては，前項第２号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の４第１項の文部科学省令で定めるもの並びに第16条の３第１項の文部科学省令で定める教科

7　盲学校教諭，聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は，第17条第１項の規定により，免許状の種類をその別により定めることとされた文部科学省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

(授与)

第５条　普通免許状は，別表第１若しくは第２に定める基礎資格を有し，かつ，大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第１若しくは第２に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，次の各号の一に該当する者には，授与しない。

一　18歳未満の者

二　高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし，文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三　成年被後見人又は被保佐人

四　禁錮以上の刑に処せられた者

五　免許状取上げの処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない者

六　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

2　特別免許状は，教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，前項各号の一に該当する者には，授与しない。

3　前項の教育職員検定は，次の各号のいずれにも該当する者について，教育職員に任命し，又は雇用しようとする者が，学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一　学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者

二　担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者

三　社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

4　第６項で定める授与権者は，第２項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは，あらかじめ，学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5　臨時免許状は，普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り，第１項各号の１に該当しない者で教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，高等学校助教諭の臨時免許状は，次の各号の１に該当する者以外の者には授与しない。

一　準学士の称号を有する者

二　文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6　免許状は，都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第１(第５条関係)

第１欄		第２欄	第３欄			
所要資格 / 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有すること。	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
盲学校教諭，聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				23
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有すること。	4	27		

備考

一　この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める。(別表第２から別表第７までの場合においても同様とする。)

二　第２欄の「修士の学位を有すること」には，大学(短期大学を除く。第６号及び第７号において同じ。)の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に１年以上在学し，30単位以上修得した場合を含むものとする(別表第２の場合においても同様とする。)。

二の二　第２欄の「学士の学位を有すること」には，文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第２の場合においても同様とする。)。

二の三　第２欄の「学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有すること」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

三　高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては，第３欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四　この表の規定により小学校，中学校，高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校，中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二の場合においても同様とする。)。

その他(教育職員免許法)

五　第三欄に定める科目の単位は，次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二の場合においても同様とする。)。

イ　文部科学大臣が第16条の３第３項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので，当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

六　前号の認定課程には，第３欄に定める科目の単位のうち，教職に関する科目又は特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程を含むものとする。

七　専修免許状に係る第３欄に定める科目の単位数のうち，その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄の定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については，大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

八　一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第３欄に定める科目の単位数は，短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において，その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については，短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

九　中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，農業，工業，商業，水産及び商船の各教科についての免許状については，当分の間，この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数(専修免許状に係る単位数については，第７号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は，当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

2　教育職員免許法施行規則(抄)

制定　昭和29年文部省令第26号
改正　平成６年文部省令第20号
改正　平成７年文部省令第５号
改正　平成10年文部省令第28号
改正　平成10年文部省令第38号
改正　平成12年文部省令第３号
改正　平成12年文部省令第21号
改正　平成12年文部省令第35号
改正　平成12年文部省令第47号
改正　平成13年文部科学省令第22号

第１章　単位の修得方法等

〔単位の修得方法等〕

第１条　教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第５条別表第１及び第２並びに第６条別表第３から第７までにおける単位の修得方法等に関しては，この章の定めるところによる。

〔単位の計算方法〕

第１条の２　免許法第５条別表第１及び第２並びに第６条別表第３から別表第７までにおける単位の計算方法は，大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第２項及び第３項に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第１条の３　免許法第５条別表第１備考第２号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は，大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第２条　免許法第５条別表第１に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，国語(書写を含む。)，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育の教科に関する科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

２　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては，大学は，各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

(平10文令28・全改)

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第３条　免許法第５条別表第１に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，次の表の第１欄に掲げる免許教科の種類に応じ，第２欄に掲げる科目について，専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ１単位以上計20単位を，二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第　1　欄	第　2　欄
免許教科	教　科　に　関　す　る　科　目
国　　語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)
社　　会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」
数　　学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理　　科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)
音　　楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論，作曲法(編曲法を含む。) 及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美　　術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 工芸 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
保健体育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)
保　　健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)
技　　術	木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。) 機械(実習を含む。) 電気(実習を含む。) 栽培(実習を含む。) 情報とコンピュータ(実習を含む。)

第　1　欄	第　2　欄
免許教科	教　科　に　関　す　る　科　目
家　　庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学，食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学(実習を含む。)
職　　業	産業概説 職業指導 「農業，工業，商業，水産」 「農業実習，工業実習，商業実習，水産実習，商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英　　語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗　　教	宗教学 宗教史 「教理学，哲学」

備　考

1　第２欄に掲げる教科に関する科目は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない。(次条の表の場合においても同様とする。)

2　英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は，それぞれ英語の場合の例によるものとする。(次条の表の場合においても同様とする。)

3　「　」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は，当該教科に関する科目の１以上にわたって行うものとする。ただし，「農業，工業，商業，水産」の修得方法は，これらの科目のうち２以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)についてそれぞれ２単位以上を修得するものとする。(次条,第９条,第15条第４項及び第64条第３項の場合においても同様とする。)

第４条　免許法第５条別表第１に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，次の表の第１欄に掲げる免許教科の種類に応じ，第２欄に掲げる科目について，それぞれ１単位以上計20単位を修得するものとする。

第　１　欄	第　　２　　欄
免許教科	教　科　に　関　す　る　科　目
国　　語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学
地　理　歴　史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公　　民	「法律学(国際法を含む。)，政治学(国際政治を含む。)」 「社会学，経済学(国際経済を含む。)」 「哲学，倫理学，宗教学，心理学」
数　　学	代数学 幾何学 解析学 「確率論，統計学」 コンピュータ
理　　科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)，化学実験(コンピュータ活用を含む。)，生物学実験(コンピュータ活用を含む。)，地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音　　楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論，作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美　　術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
工　　芸	図法及び製図 デザイン 工芸製作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論，デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書　　道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論・鑑賞」 「国文学・漢文学」
保　健　体　育	体育実技 「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)

第１欄	第２欄
免許教科	教科に関する科目
保健	「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)
看護	「生理学，生化学，病理学，微生物学，薬理学」 看護学(成人看護学，老年看護学及び母子看護学を含む。) 看護実習
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学，食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) 情報と職業
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学，哲学」

第５条　免許法第５条別表第１に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は，小学校の教科に関する科目について修得するものとし，国語，算数，生活，音

楽，図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。)のうち１以上の科目について修得するものとする。

２　学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては，大学は，各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第６条　免許法第５条別表第１に規定する小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

| 第１欄 | | 最低修得単位数 | | |

受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

5　道徳の指導法の単位の修得方法は，小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を，小学校又は中学校の教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位以上を修得するものとする。

6　生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目は，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，生徒指導の理論及び方法，教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし，幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとする。

7　総合演習は，人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち1以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児，児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする。

8　教育実習は，授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校及び幼稚園，中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び高等学校，高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校，幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において，小学校又は幼稚園には，盲学校，聾学校及び養護学校の小学部又は幼稚部を含み，中学校又は高等学校には，中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校，聾学校及び養護学校の中学部又は高等部を含む。

9　教育実習の単位数には，教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校，専修学校,社会教育に関する施設，社会福祉施設，児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項及び第10条の表の場合においても同様とする。）

10　小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は，小学校（盲学校，聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第17項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼稚園（盲学校，聾学校及び養護学校の幼稚部並びに附則第17項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において，教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数1年について1単位の割合で，表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって，これに替えることができる。

11　中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は，中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校，聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第17項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校，聾学校及び養護学校の高等部並びに附則第17項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において，教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数1年について1単位の割合で，表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって，これに替えることができる。

12　小学校，中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目，教育の基礎理論に関する科目，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目，総合演習又は教育実習の単位は，教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで，教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目にあっては2単位まで，総合演習にあっては2単位まで，教育実習にあっては3単位まで，他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

13　高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目，教育の基礎理論に関する科目，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目，総合演習又は教育実習の単位は，教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで，教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位まで，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目にあっては2単位まで，総合演習にあっては2単位まで，教育実習にあっては2単位まで，小学校，中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

14　小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち，2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）までは，小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。

15　小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち，生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで，特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで，保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

16　保育内容の指導法の単位のうち，半数までは，小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

17　括弧内の数字は，免許法第5条別表第1備考第9号の規定の適用を受けた者の修得すべき単位数とする。

2　免許法第5条別表第1備考第6号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は，前項に定める修得方法の例によるものとする。

3　大学は，第1項に規定する各科目の開設に当たっては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

（平10文令28・全改，平10文令38・一部改正）

第6条の2　免許法第5条別表第1に規定する小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状

の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は，第２条から第５条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては，当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている１種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する専門教育科目のうち１以上の科目について単位を修得するものとする。

２　免許法第５条別表第１に規定する小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の１種免許状又は２種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は，第２条から第５条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては，授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち１以上の科目について単位を修得するものとする。

（平元文令３・追加，平３文令30・平10文令28・一部改正）

第７条　免許法第５条別表第１に規定する盲学校，聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

免許状の種類＼特殊教育に関する科目		最低修得単位数			
		第１欄	第２欄	第３欄	第４欄
		教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習
盲学校教諭，聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	4	6	6	3
	１種免許状	4	6	6	3
	２種免許状	2	4	4	3

備考

１　第１欄に掲げる科目は，盲学校，聾学校及び養護学校の教育に係る，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育に係る社会的，制度的又は経営的事項を含むものとする。

２　第２欄及び第３欄に掲げる科目は，授与を受けようとする免許状の種類に応じ，それぞれ盲学校，聾学校又は養護学校の教育を中心とし，第４欄に掲げる科目は，授与を受けようとする免許状の種類に応じ，それぞれ修得するものとする。

３　盲学校，聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第１欄に掲げる科目の単位は，盲学校，聾学校又は養護学校のいずれかの教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第１欄に掲げる科目の単位をもってあてることができる。

４　第４欄に定める単位は，免許状の種類に応じ，それぞれ盲学校，聾学校又は養護学校において，教員として１年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては，経験年数１年について１単位の割合で，それぞれ第１欄から第３欄までに掲げる科目に関する単位をもって，これに替えることができる。

２　免許法第５条別表第１に規定する盲学校，聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は１種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位は，前項に規定するもののほか，免許状の種類に応じ，大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。

３　免許法第５条別表第１備考第６号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程(以下「特殊教育特別課程」という。)における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は，前２項に定める修得方法の例によるものとする。
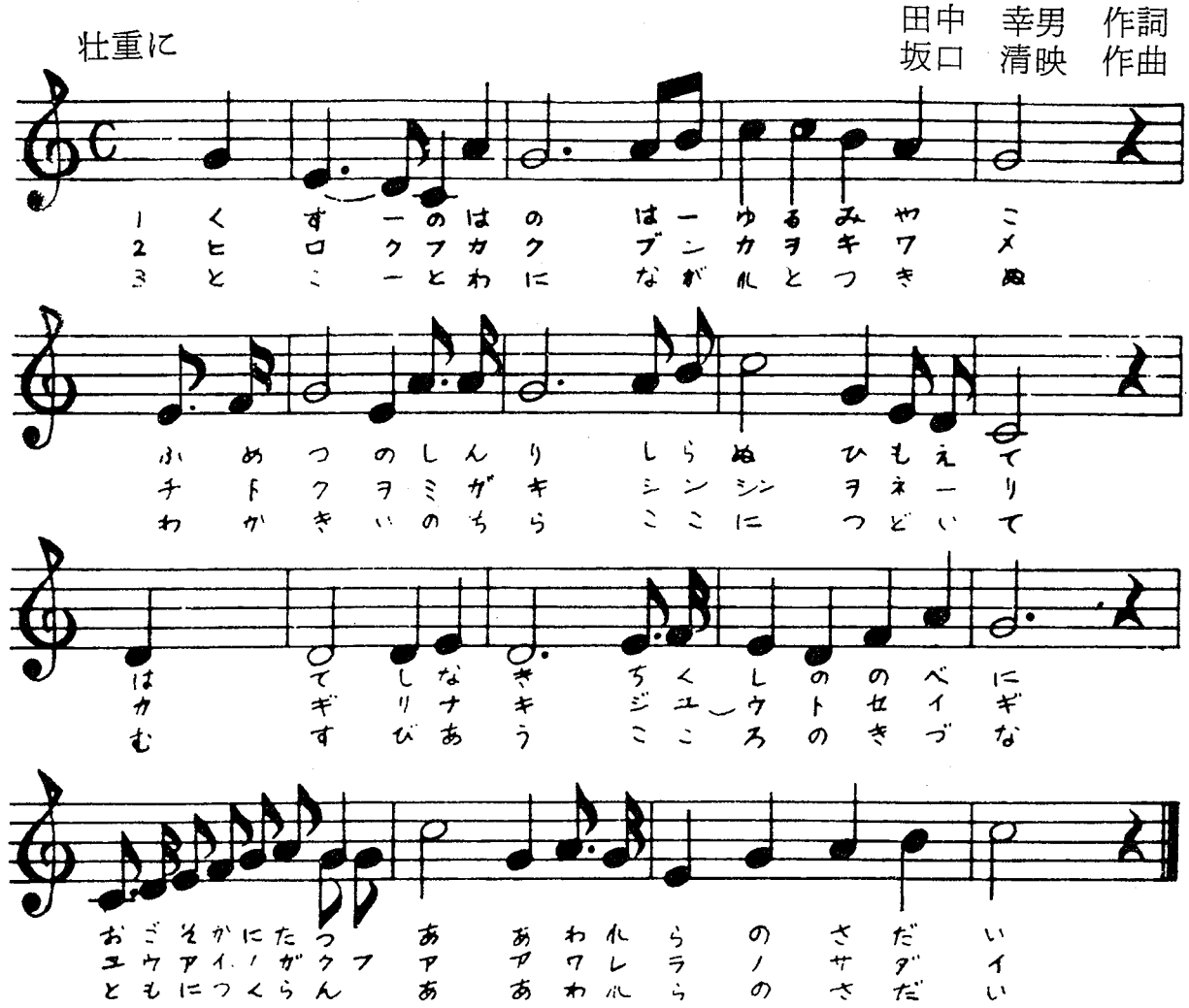
(平元文令3・全改，平3文令30・平10文令28・一部改正)

第８条　削除(平３文台30)

●佐賀大学学生歌

楠の葉の

田中　幸男　作詞
坂口　清映　作曲



一、楠の葉の栄ゆる都
不滅の真理
不知火もえて
果てしなき
筑紫の野辺に
おごそかに立つ
ああ我等の佐大
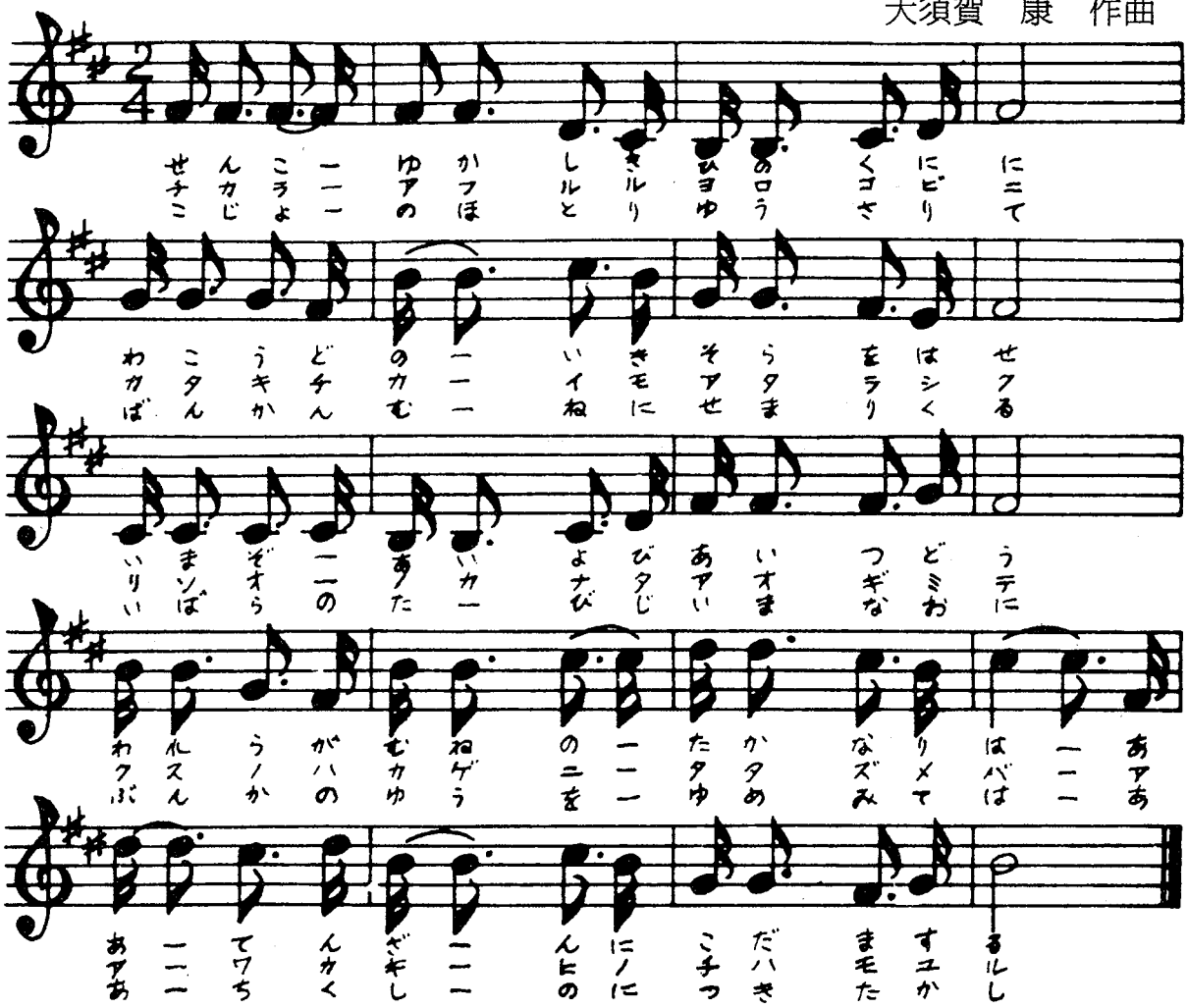
二、広く深く文化を究め
智徳を磨き
心身を練り
限りなき自由と正義
友愛の学府
ああ我等の佐大

三、とことわに流れと
尽きぬ
若き生命らここに
つどいて
結び合う心のきずな
ともに創らん
ああ我等の佐大

千古ゆかしき

快活に

秋月健太郎　作詞
大須賀　康　作曲



一、千古ゆかしきひの国に
若人の意気空を馳せ
今ぞ相呼び相集う
我等が胸の高鳴りは
ああ　天山にこだまする
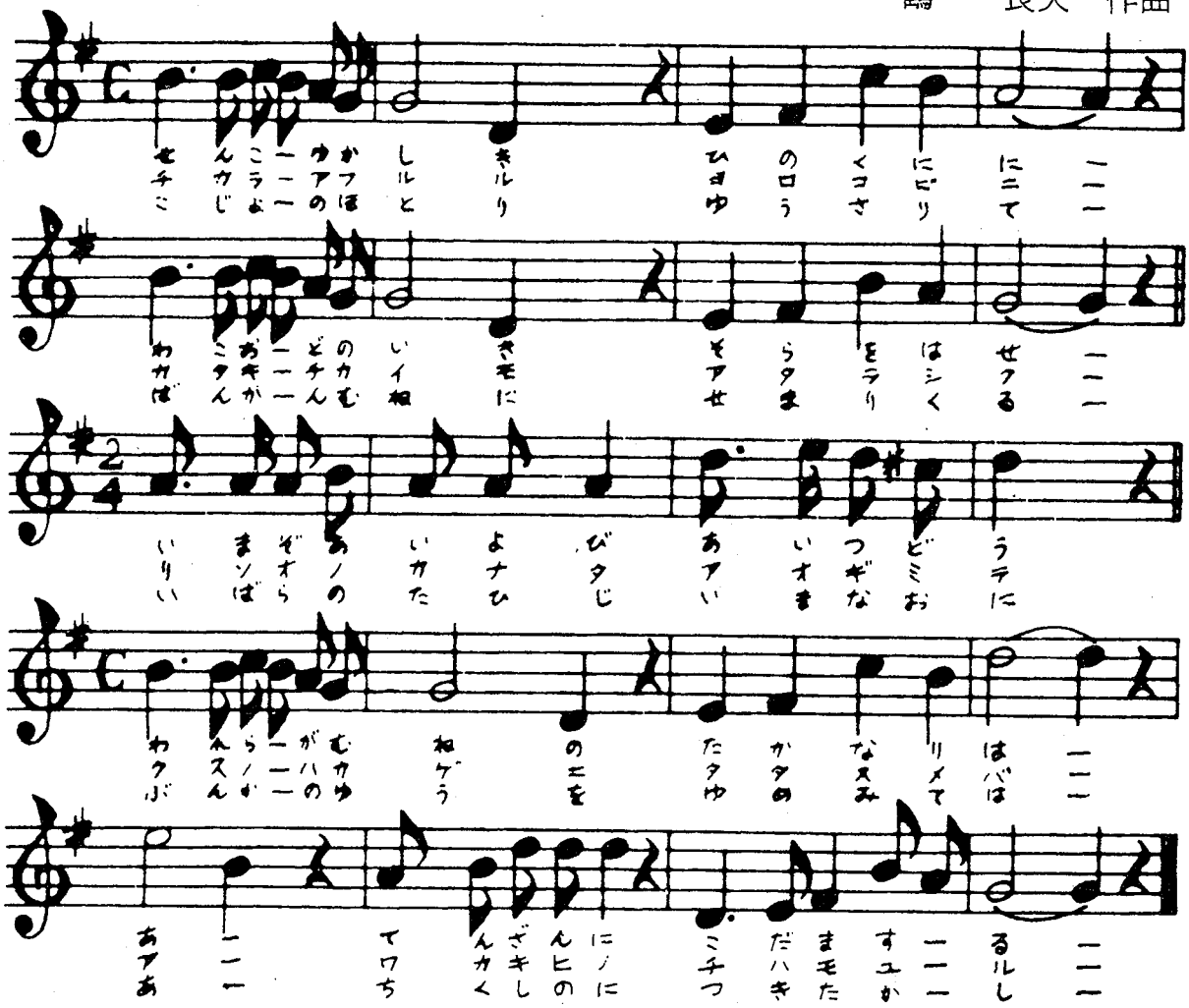
二、力あふるるよろこびに
かたき誓いも新しく
理想の彼方仰ぎみて
楠の葉かげにたたずめば
ああ　若き日の血は燃ゆる

三、古城のほとり夕さりて
万感胸にせまりくる
いばらの旅路今なほに
文化の雄を夢みては
ああ　筑紫野に月たかし

千古ゆかしき

秋月健太郎　作詞
鶴　良夫　作曲

行進曲風に



一、千古ゆかしきひの国に
若人の意気空を馳せ
今ぞ相呼び相集う
我等が胸の高鳴りは
ああ　天山にこだまする
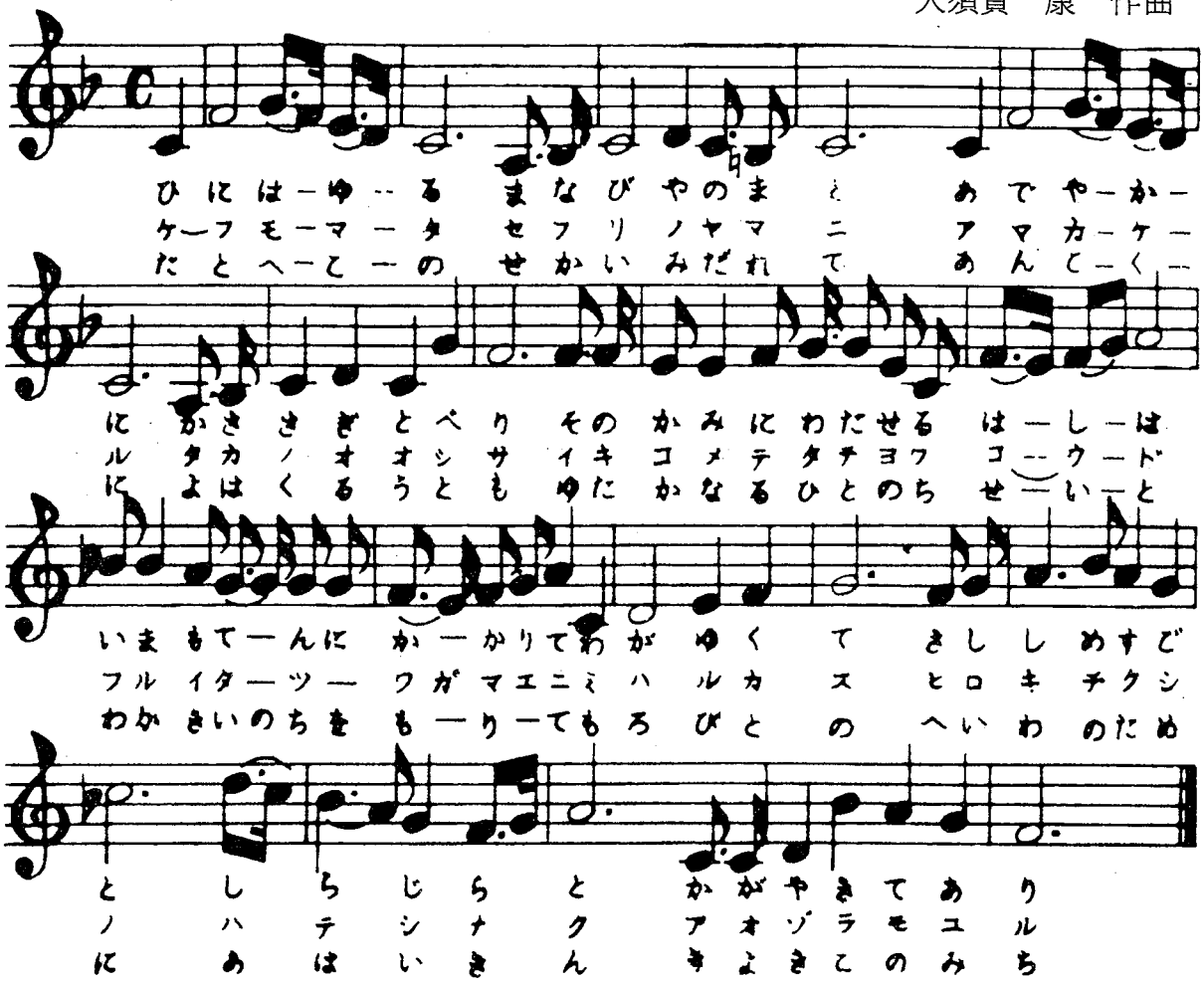
二、力あふるるよろこびに
かたき誓いも新しく
理想の彼方仰ぎみて
楠の葉かげにたたずめば
ああ　若き日の血は燃ゆる

三、古城のほとり夕さりて
万感胸にせまりくる
いばらの旅路今なほに
文化の雄を夢みては
ああ　筑紫野に月たかし

陽に映ゆる

田内　初義　作詞
大須賀　康　作曲

元気に



一、陽に映ゆる学舎（マナビヤ）の窓
あでやかにかささぎ飛べり
そのかみに渡せる橋は
今も　天にかかりて
我が行手さし示すごと
白々と輝きてあり

二、今日もまた脊振の山に
天かけるたかの雄々しさ
意気こめて立てよ若人
ふるいたつわが前に
みはるかすひろき筑紫野
はてしなく青空もゆる

三、たとえこの世界みだれて
暗黒に世は狂うとも
豊かなる人間（ヒト）の知性と
若き命を守（も）りて
諸人の平和のために
我は生きん聖きこの道

平成14年度
学生便覧

平成14年3月25日印刷
平成14年3月31日発行
編集 佐賀市本庄町1番地
佐賀大学学務部
印刷 株式会社 三光

昭和37年２月16日制定

学　部	学科等	氏　名